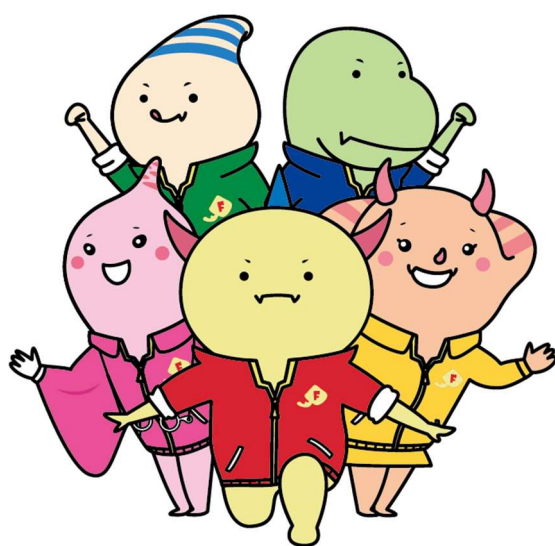


市町の財源ハンドブック



令和7年3月

福井県総務部市町協働課

部署	課名	所管省庁等	ページ	事業名
総務部	市町協働課	内閣府	1	PPP/PFI専門家派遣制度
		内閣府	2	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
		内閣府、デジタル庁	3	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
		内閣府	4	新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)
		総務省	5	過疎地域持続的発展支援交付金
		総務省	6	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)
		総務省	8	広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業
		総務省	9	定住自立圏構想
		総務省	10	中心市街地活性化特別対策事業
		総務省、地方公共団体金融機構	11	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業
		経済産業省	12	石油貯蔵施設立地対策等交付金
		(一財)自治総合センター	13	コミュニティセンター助成事業(コミュニティ助成事業)
		(一財)自治総合センター	14	一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)
		(一財)自治総合センター	15	青少年健全育成助成事業(コミュニティ助成事業)
		(一財)自治総合センター	16	地域づくり助成事業(ア:共生の地域づくり助成事業)(コミュニティ助成事業)
		(一財)自治総合センター	17	地域づくり助成事業(イ:活力ある地域づくり助成事業)(コミュニティ助成事業)
		(一財)自治総合センター	18	環境保全促進助成事業
		(一財)自治総合センター	19	シンポジウム助成事業
		(一財)自治総合センター	20	宝くじスポーツフェア
		(一財)地域活性化センター	21	移住・定住・交流推進支援事業
		(一財)地域活性化センター	22	地方創生アドバイザー事業
		(一財)地域活性化センター	23	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業
		(一財)地域総合整備財団	24	地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)
		(一財)地域総合整備財団	25	地域再生マネージャー事業
		(一財)地域総合整備財団	26	ふるさとものづくり支援事業
		(一財)地域総合整備財団	27	公民連携アドバイザー派遣事業
		(一財)地域総合整備財団	28	地域イノベーション連携モデル事業
		県単	29	コミュニティ会館整備支援事業
		県単	30	ふくい地方創生推進事業
		県単	31	福井県市町振興資金貸付基金
		県単	32	新福井ふるさと茶屋支援事業
		県単	33	集落活性化支援事業(集落活性化計画に基づき実施する施策の支援)
		県単	34	集落活性化支援事業(自治会活動の活性化)
		未来創造部	DX推進課	総務省
総務省	36			無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)
総務省	37			デジタル活用支援員推進事業
総務省	38			「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による防災強化事業
総務省	39			地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
総務省	40			地域デジタル基盤活用推進事業
総務省	41			デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化)
子ども家庭庁	42			結婚支援市町応援事業
県単	43			並行在来線新駅設置支援事業
県単	44			並行在来線 駅まち 魅力づくり支援事業
防災安全部	県民安全課	消費者庁	51	消費者行政活性化補助金
		県単	52	青少年愛護センター補助事業
		県単	53	子ども安心県民作戦補助金
		県単	54	安全安心まちづくり支援事業補助金
		内閣府	55	市町個別避難計画(原子力)作成支援事業
		内閣府	56	原子力災害時避難円滑化事業
		内閣府	57	市町原子力防災対策事業支援補助金
		内閣府	58	原子力災害対策施設整備費補助金
		(一財)自治総合センター	59	地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業)
		県単	60	地域で備える防災安全対策支援事業補助金
交流文化部	定住交流課	総務省消防庁	61	消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)
		総務省消防庁	62	消防防災体制等整備費(消防防災施設等整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金)
		(一財)自治総合センター	63	地域防災組織育成助成事業(消防団育成助成事業)
		(一財)自治総合センター	64	地域防災組織育成助成事業(女性防火クラブ育成助成事業)
		(一財)自治総合センター	65	地域防災組織育成助成事業(幼年消防クラブ育成助成事業)
		(一財)自治総合センター	66	地域防災組織育成助成事業(女性消防隊育成助成事業)
		(一財)自治総合センター	67	地域防災組織育成助成事業(少年消防クラブ育成助成事業)
		(一財)日本防火・防災協会	68	(一財)日本防火・防災協会共催行事
		消防団員等公務災害補償等共済基金	69	消防団員安全装備品整備等助成事業
		県単	70	大規模災害団員等確保促進事業補助金
交流文化部	観光誘客課	県単	71	消防団員活動環境向上促進事業補助金
		内閣府	72	Uターン移住就職等支援事業
		内閣府	73	地方就職学生支援事業
		県単	74	都市子育て家族の県内長期滞在モデル構築事業
		県単	75	移住相談集中強化事業
		県単	76	インバウンド受入環境整備事業
		県単	77	稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業
		県単	78	多様な宿泊施設整備支援事業
		県単	79	新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業
		県単	80	若狭湾サイクリングルート整備事業
交流文化部	新幹線開業課	内閣府	81	中部縦貫自動車道開通イベント開催事業
		県単	82	福井を学ぶ体験旅行推進事業
		文化庁	83	伝統文化親子教室事業(教室実装型)
		文化庁	84	伝統文化親子教室事業(地域展開型)
		文化庁	85	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)
		文化庁	86	地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)
		文化庁(一部文部科学省)	87	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
		日本芸術文化振興会	88	舞台芸術等総合支援事業
		文化庁	89	アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業
		文化庁	90	文化芸術創造拠点形成事業
交流文化部	文化・スポーツ局 文化課	(独)国立美術館 国立映画アーカイブ	91	優秀映画鑑賞推進事業
		(独)日本芸術文化振興会	92	芸術文化振興基金助成金(文化会館公演)
		(独)日本芸術文化振興会	93	芸術文化振興基金助成金(美術館等展示)
		(独)日本芸術文化振興会	94	芸術文化振興基金助成金(歴史的集落・町並み・文化的景観保存活用活動)
		(独)日本芸術文化振興会	95	芸術文化振興基金助成金(民俗文化財の保存活用活動)
		(独)日本芸術文化振興会	96	芸術文化振興基金助成金(アマチュア等の文化団体活動)
		(独)日本芸術文化振興会	97	芸術文化振興基金助成金(伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動)
		(独)日本芸術文化振興会	98	劇場・音楽堂等機能強化推進事業
		(一財)地域創造	99	地域の文化・芸術活動助成事業(創造プログラム)
		(一財)地域創造	100	地域の文化・芸術活動助成事業(連携プログラム)
(一財)地域創造	101	地域の文化・芸術活動助成事業(研修プログラム)		

部局	課名	所管省庁等	ページ	事業名	
交流文化部	文化・スポーツ局 文化課	(一財)地域創造	102	地域の文化・芸術活動助成事業(公立文化施設活性化計画プログラム)	
		(一財)地域創造	103	市町村立美術館活性化事業	
		(一財)地域創造	104	公立美術館共同巡回展開催助成事業(2か年プログラム)	
		(一財)地域創造	105	公立美術館共同巡回展開催助成事業(単年度プログラム)	
		(一財)地域創造	106	公立美術館共同巡回展企画支援事業	
		(一財)地域創造	107	公立美術館共同地域交流プログラム助成事業	
		(一財)地域創造	108	地域伝統芸能等保存事業	
		(一財)自治総合センター	109	宝くじ文化公演	
		(一財)自治総合センター	110	宝くじまちな音楽会	
		(一財)自治総合センター	111	宝くじふるさとワクワク劇場	
		(一財)自治総合センター	112	宝くじおしゃべり音楽館	
		(一財)自治総合センター	113	地域の芸術環境づくり助成事業(コミュニティ助成事業)	
		県単	114	福井の伝統的民家活用推進事業	
		県単	115	福井の歴史的建造物保存促進事業	
		県単	116	重要な文化的景観保存活用推進事業	
		県単	117	景観まちづくり推進事業	
		エネルギー環境部	文化・スポーツ局 スポーツ課	文部科学省	118
環境省	119			地域脱炭素移行・再エネ推進交付金・特定地域脱炭素移行加速化交付金	
エネルギー課	環境省		120	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	
	環境省(一部総務省、農水省、経済産業省)		121	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	
環境省	122		ワールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業		
環境省	123		地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		
環境省(農水省・経産省・国交省)	124		建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業		
環境省(一部経済産業省)	125		地域における再エネ等由来水素活用推進事業		
経済産業省	126		グリーンエネルギー自動車導入促進補助金		
経済産業省	127		グリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金		
経済産業省(資源エネルギー庁)	128		水力発電の導入加速化補助金		
経済産業省(資源エネルギー庁)	129		中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業		
総務省	130		分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン策定事業)		
県単	131		再エネ活用地域振興プロジェクト事業		
県単	132		嶺南スマートエリア推進事業		
県単	133		企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業		
県単	134		住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業		
県単	135		次世代自動車普及促進事業		
県単	136		若年層向け次世代自動車普及促進事業		
環境省	137		海岸漂着物等地域対策推進事業		
環境省	138		災害等廃棄物処理事業費国庫補助金		
環境省	139		循環型社会形成推進交付金		
環境省	140		自然環境整備交付金事業補助金		
県単	141		自然公園施設整備事業補助金		
県単	142		「残そう・伝えよう!」生きもの保全事業補助金		
県単	143		ツキノワグマ総合対策支援事業補助金		
県単	144		COVID19定着推進支援事業補助金		
健康福祉部	地域福祉課		厚生労働省	145	自立支援プログラム策定実施推進事業
			厚生労働省	146	生活保護適正実施推進事業
			厚生労働省	149	生活困窮者就労準備支援事業
			厚生労働省	150	被保護者就労準備支援等事業
			厚生労働省	151	生活困窮者一時生活支援事業
			厚生労働省	152	生活困窮者家計改善支援事業
		厚生労働省	153	生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	
		厚生労働省	154	生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業	
		厚生労働省	155	重層的支援体制整備事業	
		厚生労働省	157	生活困窮者自立支援の機能強化事業	
		厚生労働省	158	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	
		県単	159	福祉避難所支援事業	
		県単	160	医療機関・福祉施設等への緊急支援事業	
		県単	161	民生委員活動サポート事業	
		県単	162	身近な地域の支え合い推進モデル事業	
		長寿福祉課	厚生労働省	163	市町老人クラブ連合会助成事業
			厚生労働省	164	単位老人クラブ活動助成事業
県単	165		介護施設等整備事業(介護予防拠点除く)		
県単	166		介護施設等整備事業(介護予防拠点)		
県単	167		地域支え合い生活支援体制整備推進事業(第2層協議体立ち上げ)		
県単	168		高齢者の外出付添サポート事業		
県単	169		地域自殺対策強化事業		
障がい福祉課	厚生労働省	170	地域生活支援事業(市町事業)		
	厚生労働省	171	地域生活支援促進事業(市町事業)		
	厚生労働省	172	訪問系サービス支援事業		
	厚生労働省	173	ひきこもり支援推進事業		
	県単	175	心身障がい児童クラブ育成事業		
	県単	176	重度身体障がい者住宅改修助成事業		
	県単	177	重症心身障がい児(者)福祉手当支給事業		
	県単	178	重度障がい者医療無料化対策事業		
	県単	179	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		
	県単	180	医療的ケア児者への災害時電源確保支援事業		
こども未来課	こども家庭庁	181	子ども・子育て支援交付金		
	こども家庭庁	182	子ども・子育て支援施設整備交付金		
	こども家庭庁	183	児童館整備事業費補助金		
	こども家庭庁	184	未熟児養育医療事業		
	こども家庭庁	185	出産・子育て応援事業補助金		
	文部科学省	186	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		
	県単	187	福井県特定不妊治療費助成事業補助金		
	県単	188	こども医療費助成事業費補助金		
	県単	189	すみずみ子育てサポート事業		
	県単	190	子育てマイスター地域活動推進事業費補助金		
	県単	191	ふくい在宅育児応援手当支給事業補助金		
	県単	192	こどもの遊び場整備事業補助金		
	児童家庭課	こども家庭庁	193	子どものための教育・保育給付費負担金・補助金	
		こども家庭庁	194	母子家庭等日常生活支援事業費補助金	
		こども家庭庁	195	自立支援教育訓練給付金事業	
		こども家庭庁	196	母子家庭等高等職業訓練促進事業費補助金	
		こども家庭庁	197	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	
こども家庭庁		198	保育対策総合支援事業費補助金		
こども家庭庁		199	ひとり親家庭児童の学習支援事業補助金		
こども家庭庁		200	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
こども家庭庁		201	医療的ケア児保育支援事業費補助金		
こども家庭庁		202	保育所等における要支援児童等対応推進事業費補助金		
こども家庭庁		203	子どもの居場所支援臨時特例事業		
こども家庭庁		204	保育の職場づくり総合対策事業		
こども家庭庁		205	保育環境改善等事業		
こども家庭庁		206	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業		
こども家庭庁		207	保育士・保育の現場の魅力発信事業補助金		

部局	課名	所管省庁等	ページ	事業名
健康福祉部	児童家庭課	子ども家庭庁、県単	208	就学前教育・保育施設整備事業
		子ども家庭庁、県単	209	ひとり親家庭等習い事支援・大学受験料等支援事業
		県単	210	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業
		県単	211	保育カウンセラー配置事業費補助金
		県単	212	すくすく保育支援事業費補助金
		県単	213	産休代替職員費補助金
		県単	214	低年齢児保育充実促進事業費補助金
		県単	215	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金
		県単	216	子育てのための施設等利用給付費県費負担金
		県単	217	保育士等トライアル就労応援事業補助金
		県単	218	私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業
		県単	219	保育所、認定こども園、幼稚園相談対応事業
		県単	220	主食提供推進のための備品購入支援事業補助金
		厚生労働省	221	健康増進事業費補助金
		県単	222	後期高齢者保健事業
		厚生労働省	223	へき地医療拠点病院運営費補助金
		厚生労働省	224	医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金
	厚生労働省	225	公立診療所におけるDX推進事業補助金	
	県単	226	新人看護職員研修事業	
	厚生労働省	227	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	
	厚生労働省	228	予防接種事故対策負担金、予防接種事故対策事業補助金	
	厚生労働省	229	がん検診受診者拡大事業	
	厚生労働省	230	緊急風しん抗体検査等事業	
	厚生労働省	231	感染症予防事業負担金	
	県単	232	市町検診受診率アップ推進事業	
	県単	233	がん患者ピアランスサポート事業	
	健康医療局 健康政策課	環境省、県単	234	浄化槽設置整備事業(循環型社会形成推進交付金等)
健康医療局 地域医療課	環境省	235	公共浄化槽等整備推進事業(循環型社会形成推進交付金等)	
	県単	236	飼い主のいない猫(野良猫)不妊去勢手術助成事業補助事業	
健康医療局 保健予防課	厚生労働省	237	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業者支援	
	県単	238	オフィス誘致補助金	
健康医療局 医薬食品・衛生課	厚生労働省	239	新幹線開業後の課題解決に向けた投資応援事業	
	県単	240	海外展示会等出展支援事業	
産業労働部	経営改革課	農林水産省、県単	241	環境保全型農業支援事業
	成長産業立地課	農林水産省	242	稼ぐふくいの食品輸出拡大事業
農林水産部	商業・市場開拓課	県単	243	福井の「食」の未来を支える食育推進事業(学校における食育活動の推進)
	国際経済課	農林水産省、県単	244	みどりの食料システム戦略推進事業
流通販売課	農林水産省	245	有機米・特別栽培米給食推進事業	
	県単	246	スマートグリーン園芸推進事業	
園芸振興課	農林水産省、県単	247	園芸産地広域拠点整備事業	
	農林水産省、県単	248	夢あるふくいの園芸タウン拡大事業	
中山間農業・畜産課	農林水産省	249	地域農業確立支援事業	
	県単	250	未来に繋ぐふくいの農業応援事業	
中山間農業・畜産課	県単	251	がんばれ特産産地！小さな農業応援事業	
	県単	252	新規就農者支援事業	
中山間農業・畜産課	農林水産省	253	中山間地域等直接支払交付金事業	
	農林水産省	254	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出整備事業(定住促進、交流対策型))	
中山間農業・畜産課	農林水産省	255	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進・整備事業(農泊推進型))	
	農林水産省	256	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出推進・整備事業(創出支援型、産業支援型))	
中山間農業・畜産課	農林水産省	257	農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	
	農林水産省	258	農山漁村振興交付金(農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業)(農村RMOモデル形成支援)	
中山間農業・畜産課	農林水産省	259	鳥獣害のない里づくり推進事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)	
	県単	260	鳥獣害のない里づくり推進事業(電気柵等、ネット柵、金網柵、捕獲柵)	
中山間農業・畜産課	県単	261	鳥獣害のない里づくり推進事業(有害獣捕獲)	
	県単	262	鳥獣害のない里づくり推進事業(獣肉の利活用促進)	
中山間農業・畜産課	県単	263	鳥獣害のない里づくり推進事業(サル捕獲対策支援)	
	県単	264	鳥獣害のない里づくり推進事業(集落間の合意形成による鳥獣害対策実践事業)	
中山間農業・畜産課	県単	265	鳥獣害のない里づくり推進事業(猟銃所持経費支援)	
	県単	266	中山間総合対策支援事業(担い手支援対策)	
中山間農業・畜産課	県単	267	中山間総合対策支援事業(営農省力化支援)	
	県単	268	中山間総合対策支援事業(農業サポートセンター機能強化支援)	
中山間農業・畜産課	県単	269	「福井百歳やさしい」魅力向上事業	
	県単	270	農村発イノベーション推進事業	
中山間農業・畜産課	農林水産省	271	農山漁村交流人口拡大施設整備事業	
	県単	272	ふくいワイン生産拡大事業(ふくいワインスタートアップ支援)	
中山間農業・畜産課	県単	273	ふくいワイン生産拡大事業(ワイナリー整備支援)	
	県単	274	米粉普及拡大推進事業(ソフト支援)	
中山間農業・畜産課	県単	275	意欲あるふくいの畜産支援事業	
	農林水産省	276	多面的機能支払交付金事業	
農村振興課	農林水産省	277	田んぼダム利活用促進事業	
	農林水産省、水産庁	278	農山漁村地域整備交付金(海岸環境整備事業)	
水産課	農林水産省、水産庁	279	農山漁村地域整備交付金(海岸耐震対策事業)	
	農林水産省、水産庁	280	農山漁村地域整備交付金(漁村再生交付金事業)	
水産課	農林水産省、水産庁	281	農山漁村地域整備交付金(高潮対策事業、侵食対策事業)	
	農林水産省、水産庁	282	農山漁村地域整備交付金(水域環境保全創造事業)	
水産課	農林水産省、水産庁	283	農山漁村地域整備交付金(津波・高潮危機管理対策事業)	
	農林水産省、水産庁	284	農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)	
水産課	農林水産省、水産庁	285	漁港施設機能強化事業	
	農林水産省、水産庁	286	水産環境整備事業	
水産課	農林水産省、水産庁	287	水産物供給基盤機能保全事業(ストックマネジメント事業)	
	農林水産省、水産庁	288	漁村インフラの整備(漁村整備事業)	
水産課	農林水産省、水産庁	289	海岸メンテナンス事業	
	農林水産省、水産庁	290	水産競争力強化緊急施設整備事業	
水産課	農林水産省、水産庁	291	浜の活力再生・成長促進交付金(水産競争力強化支援事業)	
	農林水産省、水産庁	292	水産競争力強化緊急事業	
水産課	農林水産省、水産庁	293	水産成長産業化沿岸地域創出事業(新リース事業)	
	農林水産省、水産庁	294	広域浜プラン緊急対策事業	
水産課	農林水産省、水産庁	295	水産多面的機能発揮対策事業	
	県単	296	養殖業生産拡大支援事業	
水産課	県単	297	ICTを活用した内水面漁業活性化事業	
	農林水産省、林野庁	298	林業・木材産業構造改革事業	
県産材活用課	農林水産省、林野庁	299	緊急森林整備事業	
	農林水産省、林野庁	300	木とのふれあい施設づくり推進事業	
県産材活用課	農林水産省、林野庁	301	造林補助事業	
	県単	302	県産材のあふれる街づくり事業(小学校児童用机・椅子導入支援)	
県産材活用課	県単	303	森林資源利用拡大事業	

部局	課名	所管省庁等	ページ	事業名
農林水産部	森づくり課	農林水産省、総務省	304	林道事業
		農林水産省、林野庁	305	森林整備地域活動支援交付金事業
		農林水産省、林野庁	306	ナラ類の集団枯損被害対策事業
		農林水産省、林野庁	307	松くい虫被害総合対策事業
		県単	308	松くい虫被害特別対策事業
		県単	309	県単林道事業
		県単	310	小規模荒廃地治山事業
土木部	道路建設課	国土交通省	311	社会資本整備総合交付金(道路事業)
		国土交通省	312	道路メンテナンス事業(補助事業)
		国土交通省	313	交通安全対策(地区内連携)(補助事業)
		国土交通省	314	交通安全対策(通学路緊急対策)(補助事業)
		国土交通省	315	土砂災害対策道路事業(補助事業)
		国土交通省	316	無電柱化推進計画事業(補助事業)
		国土交通省	317	観光地域振興無電柱化推進事業
		国土交通省	318	踏切道改良計画事業(補助事業)
		国土交通省	319	道路盛土のり面防災対策事業(補助事業)
		内閣府、国土交通省	320	地方創生道整備推進交付金
		内閣府、国土交通省	321	地域産業構造転換インフラ整備推進交付金
		総務省、国土交通省	322	公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)
		総務省、国土交通省	323	緊急自然災害防止対策事業(道路事業)
		県単	324	中部縦貫自動車道関連公共施設等整備事業補助金
		県単	325	嶺南土砂活用推進事業補助金
		環境省、農林水産省、国土交通省	326	地方創生汚水処理施設整備推進交付金
		国土交通省	327	防災・安全交付金(下水道事業)
		国土交通省	328	社会資本整備総合交付金(下水道事業)
		国土交通省	329	社会資本整備総合交付金(総合流域防災事業 準用河川改修事業)
	国土交通省	330	社会資本整備総合交付金(都市基盤河川改修事業)	
	国土交通省	331	防災・安全交付金(水道事業)	
	国土交通省	332	簡易水道等施設整備費補助金	
	国土交通省	333	水道水源開発等施設整備費補助金	
	国土交通省	334	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	
	県単	335	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	
	県単	336	市町下水道事業補助金	
	国土交通省	337	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	
	県単	338	急傾斜地崩壊対策事業補助金	
	国土交通省	339	都市開発資金貸付制度	
	国土交通省	340	まち再生出資業務	
	国土交通省	341	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	
	国土交通省	342	社会資本整備総合交付金(土地区画整理事業)	
	国土交通省	343	社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(都市公園等事業)	
	国土交通省	344	社会資本整備総合交付金(官民連携型賑わい拠点創出事業)	
	国土交通省	345	社会資本整備総合交付金(こどもまんなか公園づくり支援事業)	
	国土交通省	346	社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(都市公園ストック再編事業)	
	国土交通省	347	社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(公園施設長寿命化対策支援事業等)	
	国土交通省	348	都市災害復旧事業(堆積土砂排除事業)	
	国土交通省	349	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)	
	国土交通省	350	スマートウェルネス住宅等推進事業(地域生活拠点型再開発事業)	
	国土交通省	351	社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)	
	国土交通省	352	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	
国土交通省	353	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の拡充)		
国土交通省	354	まちなかウォークアブル推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)		
国土交通省	355	都市構造再編集中支援事業		
国土交通省	356	官民連携まちなか再生推進事業		
国土交通省	357	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)		
国土交通省	358	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)		
国土交通省	359	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
国土交通省	360	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業)		
国土交通省	361	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物耐震改修事業)		
国土交通省	362	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物アスベスト改修事業)		
国土交通省	363	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物耐震改修に関する事業)		
国土交通省	364	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物アスベスト改修事業)		
国土交通省	365	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業)		
国土交通省	366	社会資本整備総合交付金(がけ地近接等危険住宅移転事業)		
国土交通省	367	社会資本整備総合交付金(狭あい道路整備等促進事業)		
国土交通省	368	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)		
国土交通省	369	空き家対策総合支援事業		
国土交通省	370	スマートウェルネス住宅等推進事業		
国土交通省	371	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業		
県単	372	土砂災害危険住宅対策支援事業		
県単	373	木造住宅耐震化促進事業		
県単	374	住み続ける福井支援事業		
県単	375	空き家対策支援事業		
国土交通省	376	ブロック塀等の安全対策事業		
国土交通省	377	学校施設環境改善交付金		
国土交通省	378	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立学校建物の新増築)		
国土交通省	379	学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業		
国土交通省	380	理科教育設備整備費等補助金		
県単	381	学校運営支援員配置事業補助金		
県単	382	部活動指導員配置事業補助金		
国土交通省	383	特別支援教育就学奨励費補助金		
国土交通省	384	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)		
国土交通省	385	外国人児童生徒等支援事業		
国土交通省	386	環境・エネルギー教育支援事業		
国土交通省、県単	387	地域文化クラブ活動体制整備事業		
県単	388	被災児童生徒就学援助事業(学用品費等)		
県単	389	ふるさとの魅力発信推進事業		
国土交通省	390	福井県公立学校情報機器整備補助金		
文化庁	391	文化財保存事業費国庫補助事業		
県単	392	国・県指定文化財保存修理等補助金(ほか)		
県単	393	重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業		
国土交通省	394	学校施設環境改善交付金(学校体育施設整備事業)		
国土交通省	395	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)		
国土交通省	396	要保護児童生徒援助費補助金(医療費・学校給食費)		
国土交通省	397	被災児童生徒就学援助事業(医療費・学校給食費)		
国土交通省	398	部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金		
国土交通省、県単	399	地域スポーツクラブ活動体制整備事業		
県単	400	子どもの目と歯の健康プロジェクト事業		
県単	401	ふくいの食育推進事業		

PPP／PFI 専門家派遣制度

所管省庁等：内閣府

所管：内閣府民間資金等活用事業推進室 ☎ 03-6257-1655

★ 事業主体

都道府県、市町村などの地方公共団体

★ 事業の目的および概要

PPP／PFI 事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する。

★ 対象とする要件等

相談内容に応じ、1回につき半日程度、専門家を地方公共団体へ派遣する。ニーズや状況に応じ、複数回の利用も可能。

令和4年7月からは、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員を派遣。

★ 財政支援措置

専門家の派遣費用は無料で行っている。

★ 留意事項等

申込みは電話、またはホームページ掲載の申込書にて行う。

★ 募集期間

通年（派遣希望の1か月前まで）

ホームページアドレス

<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>

★ 過去の事例等

平成29年度：福井市

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

所管省庁等：内閣府

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。

★ 対象とする要件等

【ソフト事業】

- 事業推進主体組成経費事業構想・計画立案経費等
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費等
- 試作・実証経費、広報・PR経費、プロモーション経費、市場調査経費等

【拠点整備事業】

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築、建築物と不可分となっている機能を有する設備
- 設備整備・備品、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等
- 整備対象施設に関連するソフト事業

【インフラ整備事業】

- 上記「ソフト事業」もしくは「拠点整備事業」に付随して行うインフラ整備事業費

★ 財政支援措置

【ソフト事業】

- 中枢中核都市：1団体当たり国費15億円/年度
- 市町：1団体当たり国費10億円/年度

【拠点整備事業】

- 中枢中核都市：1団体当たり国費15億円/年度、1事業当たり国費15億円
- 市町：1団体当たり国費10億円/年度、1事業当たり国費10億円

【インフラ整備事業】

- 中枢中核都市：1団体当たり事業計画期間中の総国費20億円
- 市町：1団体当たり事業計画期間中の総国費10億円

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

また、本交付金の申請には、あらかじめ地域再生計画の認定を受ける必要がある。

★ 過去の事例等

- 令和4年度：20件（旧地方創生推進タイプ）、1件（旧地方創生拠点整備タイプ）
- 令和5年度：19件（旧地方創生推進タイプ）、2件（旧地方創生拠点整備タイプ）
- 令和6年度：21件（旧地方創生推進タイプ）、3件（旧地方創生拠点整備タイプ）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）

所管省庁等：内閣府・デジタル庁

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。

★ 対象とする要件等

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援。

【TYPE1】

他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組

【TYPEV】

ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援

【TYPES】

「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組

★ 財政支援措置

- ・TYPE1・・・1億円（補助率1／2）
- ・TYPEV・・・4億円（補助率2／3）
- ・TYPES・・・3億円（補助率3／4）

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

★ 過去の事例等

令和4年度：9件

令和5年度：8件

令和6年度：10件

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）

所管省庁等：内閣府

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組への支援を創設。

★ 対象とする要件等

避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用を含めて検討し、整備することについて支援。

【主な車両や資機材の例】

- 快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等
- 温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等
- プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、簡易ベッド 等
- 入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等

★ 財政支援措置

- ・補助率：1／2
- ・交付上限（国費）：中核市 5,000 千円、市町村 4,000 万円
- 【地方負担分に対する地方財政措置】
- ・適債経費：補正予算債（充当率 100%、元利償還の 5 割を普通交付税措置）を活用可能。
- ・非適債経費：特別交付税（市町村 0.8）により措置。

★ 留意事項等

国による他の補助金等の交付を受けている、または受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできない。

★ 過去の事例等

なし

過疎地域持続的発展支援交付金

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

- ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 対象地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域）における集落ネットワーク圏を支える中心的組織（地域運営組織）
- ② 過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域を有する市町村
- ③ 過疎地域集落再編整備事業 過疎地域を有する市町村
- ④ 過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域を有する市町村

★ 事業の目的および概要

以下の事業について経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域が持続的発展することを目的とする。

- ① 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
- ② 過疎地域における、㊦地域人材の育成、㊧ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業に支援
- ③ 過疎地域の集落再編を図るための施設整備
- ④ 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備

★ 対象とする要件等

- ① 地域運営組織の取組む住民の「暮らし」を支える生活支援の取組み、「なりわい」を創出する活動
- ② 過疎市町村が取り組む、ICT技術等を活用した生活の安心・安全確保や移住・交流・若者の定住促進、地域の担い手の育成や人材の確保などの取組み
- ③ 定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業
- ④ 過疎地域にある遊休施設を有効活用した生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等を整備する事業

★ 財政支援措置

- ① 交付限度額 1, 500万円（10/10）※下記事業を実施する場合、左記の限度額に上乗せ
㊦ 専門人材を活用する事業（+500万円） ㊧ ICT技術等を活用する事業（+1, 000万円）
㊦+㊧併用する事業（+1, 500万円）
- ② 2, 000万円以内（10/10） ③ 交付率1/2以内 ④ 交付率1/3以内

★ 留意事項等

スケジュール

- (1) 募集開始：1月
- (2) 提案書類提出締切：2月中旬
- (3) 評価審査：4月
- (4) 選定・内示：5月
- (5) 交付決定：6月

★ 過去の事例等

平成30年度：小浜市、池田町
令和2年度：鯖江市、若狭町
令和4年度：南越前町

地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地域金融機関から融資を受けて、事業化に取り組む民間事業者
※交付金の交付対象者は、都道府県および市町村

★ 事業の目的

都道府県または市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

★ 事業の概要

- ① 地域での事業化を前提に事業関係者の調整・支援を行う地方公共団体に対して、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業について、事業を実施する民間事業者等（以下「交付金事業者」という。）が事業化段階で必要となる初期投資に係る経費（地域における生産・サービス拠点の創出に資する施設整備費や機械装置費等に要する経費）及びそれらに付随する経費（事業の性能の向上・評価に必要な経費）についての助成を行う。
 - (1) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
 - (2) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
 - (3) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が公費による交付額と同額以上であること。
- ② 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。

★ 対象とする要件等

- ① 地域金融機関からの融資は、無担保無保証を条件とし、事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されるものとする。
- ② 支援の対象となる事業は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果（投資効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果等）を創出する事業であることに加え、以下の要件を満たすこと。
 - ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること。
 - ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

★ 財政支援措置

- ・ 融資比率
公費による交付額（国費＋地方費）：地域金融機関融資＝ 1：1 以上
- ・ 公費による交付額の上限
原則 2, 500 万円（融資額（又は出資額）が公費による交付額の 1. 5 倍以上 2 倍未満の場合は、上限 3, 500 万円。2 倍以上の場合は上限 5, 000 万円）
- ・ 補助率
 - ▶ 以下に記載する要件以外は、原則、公費による交付額の 1 / 2
 - ▶ 条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数 0. 5 未満）は 2 / 3
特に財政力の弱い市町村（財政力指数 0. 25 未満）は 3 / 4
 - ▶ デジタル技術活用事業で新規性・モデル性の高いもの、脱炭素に資する地域再エネの活用等関連事業で新規性・モデル性の高いもの、地域の女性や若者の活躍に関連する事業で新規性・モデル性の高いものは 3 / 4

★ 留意事項等

スケジュール

- (1) 募集開始：4 月 (2) 提案書類提出締切：4 月 (3) 評価審査：5 月
(4) 選定・内示：5 月 (5) 交付決定：5 月末

★ 過去の事例等

平成 26 年度	鯖江市…さばえ菜花米の水稻を中心に大豆、ハウス園芸を加えた農業生産の多様化による地域活性化と地域ブランドづくり創造事業
平成 27 年度	敦賀市…福井県の地元魚介類をメイン食材とする飲食と対面販売の複合事業 小浜市…鯖街道の起点として御食国（みけつくに）食文化を集約した若狭さとうみ観光プラットフォーム事業 坂井市…小松長生邸古民家再生レストランプロジェクト～福井の食材のブランド価値向上と外国人誘客による地域経済活性化事業
平成 28 年度	勝山市…日本一の恐竜のまち（勝山市）における周遊観光促進事業 美浜町…若狭美浜町民間施設観光拠点化事業
平成 29 年度	若狭町…「街道シェアオフィス&スペース菱屋」開発事業
令和 2 年度	若狭町…若狭ウエディングドレスの聖地（仮称）整備事業
令和 3 年度	敦賀市…遊休不動産を活用した交流型ワーケーション施設整備事業
令和 4 年度	若狭町…若狭の自然と歴史文化を生かす森の宿泊施設新設事業

広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 行政 G ☎ 0776-20-0260

★ 事業主体

小規模団体を含む市町村と連携して、事務の共同実施モデルの構築に取り組む意欲がある都道府県又は市町村

★ 事業の目的および概要

人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定され持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し持続可能な行政体制の構築につなげることを目的として実施する。

★ 対象とする要件等

幼児教育分野において、専門性・効率性の確保等の観点から、他の地方公共団体と連携して、先進性かつ汎用性のある事務の共同実施モデルを構築する取組を対象とする。取組の段階及び事後の検証の段階で、地方自治法上の事務の共同処理制度を活用した効率的かつ効果的な事務処理の手法など、制度面の検討に資する分析も行うこととする。

具体的には、広域での幼児教育の推進体制を構築し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質の維持・向上を図る取組を想定している。

(取組例) ※以下の例示を参考に、地域の実情を踏まえて検討すること

- ・ 幼児教育の質の向上に向けた人材育成の取組として、合同での研修や研修教材の作成等を実施
- ・ 幼児教育アドバイザー等の幼児期及び幼保小接続期の教育に関して知見を有する専門人材を広域で配置し、域内の幼児教育施設等への訪問支援や研修等を実施
- ・ 幼稚園教諭等の人材不足に対応するため、広域での人材確保に向けた仕組みづくり等を行い、就職を促進する取組

★ 財政支援措置

原則として1,000万円を上限とする。

★ 留意事項等

総務省自治行政局市町村課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。(採択予定団体数は1団体)

★ 募集期間

令和6年2月19日(月)から令和7年3月19日(水)

★ 共同実施モデル構築事業 採択団体

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei03_02000105.html

定住自立圏構想

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 行政 G ☎ 0776-20-0260

★ 事業主体

定住自立圏形成協定を締結し、または定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市および当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村

★ 事業の目的および概要

中心市および周辺市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して特別交付税措置を講じる。

★ 対象とする要件等

福井県内で中心市の要件を満たすのは、福井市、敦賀市、越前市

★ 財政支援措置

- 1 中心市に対して8,500万円程度を上限に特別交付税措置
- 2 周辺市町村に対して1,800万円を上限として特別交付税措置
- 3 地域活性化事業債の充当
圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し地域活性化事業債を充当
- 4 外部人材の活用に対する財政措置
圏域外における専門性を有する人材の活用（上限700万円。上限額の範囲内で、対象経費の8割を措置。最大3年間の措置）
- 5 民間主体と取組の支援に対する財政措置
 - ・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成し、民間事業者等に出資又は貸付を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税措置
 - ・民間事業者がふるさと融資を活用する場合に、貸付限度額および融資比率を引き上げ
- 6 個別の政策分野における財政措置
 - ・病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
 - ・へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8
- 7 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加
辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能とする

★ 過去の事例等

他県での取り組み状況等は以下のHPを参照

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/

中心市街地再活性化特別対策事業

所管省庁等：総務省

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

中心市街地活性化基本計画の認定を受けた市町が実施するソフト事業に対して特別交付税措置を実施し、ハード事業に対して地方債の起債を認める。

★ 対象とする要件等

- 1 中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること
- 2 中心市街地の再活性化のための単独事業の起債要望照会（年2回）に際し、中心市街地活性化基本計画の該当事業を添付の上、申請書を提出すること

★ 財政支援措置

【ソフト事業】

中心市街地活性化基本計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置。対象となるイベント等は下記の事業で、市町の負担額（一般財源）が100万円を超えるものであること（交付税措置：対象経費の50%（上限1億円））。

- 1 その全部または一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象としたイベント事業で、中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く）の実施または助成
- 2 その全部または一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象とした中心市街地の活性化に関する講習会、シンポジウム等の実施または助成
- 3 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の後継者育成研修事業への助成
- 4 基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細調査・資金計画・事業性評価・合意形成等の事業
- 5 中心市街地における空き店舗対策事業
- 6 その他中心市街地の活性化のために特に重要なソフト事業

【ハード事業】

基本計画において位置付けられた中心市街地の再活性化のための単独事業について、特別交付税措置のある起債を認める。（交付税措置：元利償還金の30%）

- 1 集客力を高める施設の整備（多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等）
- 2 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設、物産会館等）
- 3 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等）
- 4 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

所管省庁等：総務省・地方公共団体金融機構

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

- (1) 市町（公営企業を除く）
- (2) 市町の公営企業
- (3) 市町を設立団体とする公営企業型地方独立行政法人（都道府県が設立団体として加わっているものも含む）
- (4) 第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般・公益社団法人及び一般・公益財団法人並びに会社法人をいう。）のうち、市町が出資するもの（都道府県が出資団体として加わっているものも含む。）で地方公共団体の出資割合が25%以上のもの
- (5) 県（公営企業を除く）

★ 事業の目的および概要

地方公共団体等に対し、以下の政策テーマに係る課題に対応する専門的な知識を有する人材（地方公共団体等の職員若しくは退職者、公認会計士、学識経験者又は経営コンサルタント等を派遣する。

【アドバイザーを派遣する政策テーマ】

- (1) 公営企業・第三セクター等の経営改革
- (2) 公営企業会計の適用
- (3) 地方公会計の整備・活用
- (4) 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- (5) 地方公共団体のDX（消防防災DXなど）
- (6) 地方公共団体のGX
- (7) 地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- (8) 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業）

★ 対象となる事業

- (1) 課題対応アドバイス事業：財政運営・経営の改善等に向けたアドバイスを必要とする場合
- (2) 課題達成支援事業：知識・ノウハウ等が不足するために課題達成が困難となっている場合
- (3) 啓発・研修事業：県が、県内の市町・公営企業等に対する研修会・相談会を開催する場合

★ 財政支援措置

アドバイザーの派遣に係る費用（謝金および旅費）は、地方公共団体金融機構が負担する。

★ 留意事項等

登録されたアドバイザーのリスト中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上申請する。

（総務省 URL）<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>

★ 過去の事例等

令和4年度申請数：5件、令和5年度申請件数：15件、令和6年度申請件数：11件

石油貯蔵施設立地対策等交付金

所管省庁等：経済産業省

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

- ・貯蔵量 10 万キロリットル以上の石油貯蔵施設が立地している団体（福井市、坂井市）
 - ・上記 2 市に隣接する団体（鯖江市、あわら市、永平寺町、越前町）
- ※上記 6 団体の一部が構成する消防関係一部事務組合を含む

★ 事業の目的および概要

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められるものの整備を図り、もって石油貯蔵施設の設置の円滑化に資すること。

★ 対象とする要件等

石油貯蔵施設の設置に伴い、施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用の施設の整備事業（具体的には以下のとおり）。

- ①道路 ②港湾 ③漁港 ④都市公園 ⑤水道
⑥スポーツ又はレクリエーション施設 ⑦通信施設 ⑧環境衛生施設
⑨教育文化施設 ⑩医療施設 ⑪社会福祉施設 ⑫国土保全施設 ⑬消防に関する施設 ⑭農林水産業、商工業その他の産業に係る共同利用施設

※⑬については、消防自動車、救急車、消防用ホース、防火衣、空気呼吸器用ボンベ等、土地に付随しない施設についても、独立性機能を有し消防活動以外に汎用性のないものに限り対象に含まれる。

★ 財政支援措置

補助対象経費の 100%（間接交付）

※各年度 4 月 1 日時点の福井市および坂井市の石油貯蔵施設における貯蔵量に基づき対象 6 団体ごとに決定される交付限度額を上限とする。

★ 留意事項等

- ・単年度で完了する事業が対象となり、当初より繰越を見込んだ申請は不可。
- ・施設整備後、交付金を用いて整備した旨を施設に表示するか、市町の広報誌等を通じて周知する必要がある。
- ・原則として毎年年度当初に県を通して申請を受け付けているが、活用額が交付限度額に満たない場合は年度途中（秋頃）に追加申請が可能。

★ 過去の事例等

※いずれも令和 5 年度実施事業

- ・防火衣購入（福井市、鯖江・丹生消防組合）
- ・消防ポンプ自動車・高規格救急車導入（福井市・嶺北消防組合）
- ・空気呼吸器用ボンベ購入（福井市・永平寺町）
- ・道路改良（坂井市）

コミュニティセンター助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県所管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地区住民のコミュニティ組織（認可地縁団体）、市町

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、集会施設の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

- 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備
- 対象事業は次の基準に適合するもの。
 - ・当該地区のコミュニティ活動推進のために必要な施設
 - ・当該地区住民の協力の下に、コミュニティ計画に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備

★ 財政支援措置

- 建設本体工事費、既存施設の修繕、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計委託管理費、その施設に必要とされる備品を対象とし助成率は、対象となる総事業費の3/5以内かつ2,000万円以下

★ 留意事項等

- 助成対象となるコミュニティ組織は、市町における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除かれる。
- 助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- 助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- 事業実施にあたり、土地の抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）や相続手続き未済の土地での事業は対象外。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外。
- 事業完了時に、建物の所有権保存登記が必要。

一般コミュニティ助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、コミュニティ活動に必要な備品の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業

★ 財政支援措置

100万円以上250万円以下（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・コミュニティ組織は、自治会・町内会等の地域に密着して活動する団体。
（特定の目的で活動する団体、宗教団体、営利団体、公益法人、体育協会等、活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除く。）
- ・市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動等の支援に直結する事業。
- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成28年度：29件、平成29年度：23件、平成30年度：20件
令和元年度：20件、令和2年度：23件、令和3年度：28件
令和4年度：31件、令和5年度：32件、令和6年度：25件

青少年健全育成助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、青少年の健全育成の事業に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベント等に関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

※ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外

★ 財政支援措置

30万円以上100万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・コミュニティ組織は、自治会・町内会等の地域に密着して活動する団体。
（特定の目的で活動する団体、宗教団体、営利団体、公益法人、体育協会等、活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除く。）
- ・市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動等の支援に直結する事業。
- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成26年度：福井市、平成27年度：永平寺町、平成28年度：坂井市、
平成29年度：小浜市、平成30年度：応募なし、令和元年度：応募なし
令和2年度：採択なし、令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし
令和5年度：応募なし
令和6年度：応募なし

地域づくり助成事業《ア：共生の地域づくり助成事業》（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための事業に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業

・ハード事業

ユニバーサルデザインに配慮した設備整備（バリアフリー対応車両等の整備、視覚障害者用パソコン等の整備、公共施設のバリアフリー化等）

・ソフト事業

子ども、女性、高齢者、障がい者等にやさしいまちづくりを進めるための取り組み（子育てに関する事業、高齢者の生きがいづくり事業、障害者・高齢者と子どものふれあい事業、地域福祉のコーディネーター設置等）

★ 財政支援措置

1,000万円以内（補助率10分の10）

※ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：越前町、平成26年度：鯖江市、平成27年度：越前市、
平成28年度：応募なし、平成29年度：福江市、平成30年度：小浜市、
令和元年度：勝山市、令和2年度：小浜市、越前市、令和3年度：福江市、
令和4年度：鯖江市、令和5年度：鯖江市、令和6年度：応募なし

地域づくり助成事業《イ：活力ある地域づくり助成事業》（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、活力ある地域づくりに対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

★ 対象とする要件等

①地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業

②広域連携推進助成事業

複数の市町村等が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業

★ 財政支援措置

①、②：200万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
- ・当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該設備やポスター、チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：小浜市(③)、南越前町(①) 平成26年度：越前町(②)、
平成27年度：応募なし、平成28年度：大野市(①)、鯖江市(①)、
平成29年度：美浜町(①)、平成30年度：福井市(①)、令和元年度：小浜市(①)
令和2年度：南越前町(①)、令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし
令和5年度：福井市(①) 令和6年度：応募なし

環境保全促進助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町、市町が認めるコミュニティ組織

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る。

★ 対象とする要件等

地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修等の事業。

なお、毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行および単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。

★ 財政支援措置

県・市町：200万円以内（補助率10分の10）

コミュニティ組織：100万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・事業実施団体は、広報誌、ポスター、チラシ、看板、横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる旨の普及広報に努めなければならない。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成28年度：あわら市

平成29年度：坂井市

平成30年度：福井市

令和元年度：福井市

令和2年度：応募なし

令和3年度：応募なし

令和4年度：福井県

令和5年度：福井県

令和6年度：福井県、福井市

シンポジウム助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町および（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

★ 対象とする要件等

地方公共団体が企画するシンポジウムとし、パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等。

★ 財政支援措置

300万円以内（補助率10分の10）

★ 留意事項等

- ・地方公共団体の担当者および関係者ならびに地域住民等広く一般の者の参加ができるものであること。
- ・国の補助金の交付を受けない事業であること。
- ・会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料であること。
- ・事業実施団体は、広報誌、ポスター、チラシ、看板、横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる旨の普及広報に努めなければならない。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成27年度：小浜市
平成28年度：福井市
平成29年度：越前町
平成30年度：勝山市
令和元年度：坂井市
令和2年度：勝山市
令和3年度：小浜市
令和4年度：あわら市
令和5年度：福井市
令和6年度：越前市

宝くじスポーツフェア

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

県、市町および（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、元プロ野球選手、バレーボール・サッカーの元日本代表による開催地チームとの親善試合、野球（バレーボール・サッカー）教室等を全国各地で行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

★ 対象とする要件等

- ・ ドリーム・ベースボール
タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手による開催地チームとの親善試合、野球教室等（指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリーム抽選会、アトラクション）
- ・ はつらつママさんバレーボール
バレーボールの世界大会、オリンピック等の出場経験者による開催地チームとの親善試合、バレーボール教室等（バレーボール教室、バレーボール指導者クリニック、ドリーム抽選会、アトラクション）
- ・ ドリーム・サッカー
サッカーの元日本代表選手を中心としたメンバーによる開催地チームとの親善試合、サッカー教室等（サッカー指導者クリニック、少年少女サッカー教室、ドリーム抽選会、アトラクション）

★ 財政支援措置

事業の実施に要する経費は、原則として（財）自治総合センターが負担するが、開催地の主たる業務に要する経費（運営スタッフの提供や参加者の募集管理等）は開催地の負担

★ 留意事項等

- ・ 当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
- ・ 令和6年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

- 平成25年度：鯖江市（はつらつママさんバレーボール）
- 平成26年度：大野市（はつらつママさんバレーボール）
- 平成27年度：坂井市（ドリーム・サッカー）
- 平成28年度：応募なし、平成29年度：応募なし、平成30年度：応募なし
- 令和元年度：鯖江市（ドリーム・サッカー）、令和2年度：申請なし
- 令和3年度：応募なし、令和4年度：応募なし
- 令和5年度：坂井市（ドリーム・ベースボール）
- 令和6年度：応募なし

移住・定住・交流推進支援事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、地域づくり団体、NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等

★ 事業の目的および概要

（一財）地域活性化センターがサマージャンボ宝くじの収益金を財源とし、地方が都市住民等を受け入れる住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することに寄与する。

★ 対象とする要件等

- ・都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業で、助成終了後の事業展開が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること。

★ 財政支援措置

200万円以内（補助率：10／10）

★ 留意事項等

- ・助成対象事業は、国の補助金を充当していないものであること。
- ・助成対象団体及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するよう努めること。
- ・計画策定のみに係る事業については、対象外。
- ・事業採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的な事業を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位が低くなる。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成27年度：若狭町
平成28年度：福井市
平成29年度、平成30年度：採択なし
令和元年度：越前町
令和2年度：若狭町
令和3年度：若狭町
令和4年度：採択なし
令和5年度：越前市
令和6年度：採択なし

地方創生アドバイザー事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会

★ 事業の目的および概要

（一財）地域活性化センターが、地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に支援を行う。

★ 対象とする要件等

地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業または研修会等を開催する事業でテーマに具体性があるもの。

★ 財政支援措置

20万円以内（補助率：10/10）

★ 留意事項等

- ・申請件数は1助成対象団体につき1件
- ・不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的なものは除く。
- ・聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識を持つことが見込めないものは除く。
- ・意識啓発のみを目的とし、アドバイス後に具体的な活動が示されないものは除く。
- ・聴講中にアドバイザーと意見交換等ができないものを除く。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成24年度：福井市
平成25年度：大野市
平成27年度：福井市
平成30年度：福井市
令和3年度：福井市、坂井市
令和4年度：採択なし
令和5年度：福井市
令和6年度：福井市

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会、地域づくり団体、NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等

★ 事業の目的および概要

「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業を支援する。

★ 対象とする要件等

将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する各事業を行うもの。

ア 地方創生人材育成伴走型支援事業

市町村等が事業実施主体となりセンター役職員の助言を受け、地方創生および地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画「地域づくり人材育成アクションプラン」を策定するとともに、センターが承認した人材育成事業を実施するもの。

イ 地域経済循環分析事業

センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析（原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの）を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた背策の方向性案を検討するもの。

- （1）地域経済循環分析に関する基礎的な解説
- （2）分析の手順や分析結果の解釈に関する助言
- （3）分析を基にした計画・政策の策定に必要な助言

ウ 一般事業

次に掲げる要素を含む（一つ又は複数）もの。

- （1）集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- （2）子供・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- （3）食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- （4）その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組み

★ 財政支援措置

ア、ウ 1件につき150万円以内（補助率：10/10）

イ 1件につき200万円以内（補助率：10/10）

★ 留意事項等

- ・助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。
- ・事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。
（イ地域経済循環分析事業にあたっては、助成終了後に地域経済の活性化への取組みが実施されると認められるものであること。）
- ・他に国の交付金を受けていないこと。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

令和3年度：大野市 令和4年度：福井市 令和5年度：福井市 令和6年度：福井市

地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

法人格を有する民間事業者等（第三セクターを含む）

★ 事業の目的および概要

地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるように、地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。

★ 対象とする要件等

- ア 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業を対象。
- イ 公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの。
- ウ 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2百万円以上のもの（その他要件あり）。
- エ 第三者に譲渡を予定する施設及び風営法により規制されている事業に用いられる施設等、対象外となる事業あり。
- オ 市町にあっては1人以上、県にあっては5人以上の新規雇用が見込めることが必要。

★ 融資限度額

以下のア、イのうちいずれか小さい額（その他特例あり）。

- ア 対象事業の補助金額以外の額の50%（事業地が過疎地域等である場合は60%）
- イ 市町融資の場合：20億円 県融資の場合：80億円

★ 財政支援措置

- ①融資のために市町が起こした地方債（一般事業債のうち地域総合整備資金貸付分・充当率100%）に係る利子負担分の75%（用地取得費は50%）が特別交付税措置される。
- ②民間事業者の連帯保証料に対して補助を行った場合、補助額の75%が特別交付税措置される。

★ 留意事項等

県が重点的に推進する必要があると認められる事業または事業の効果が2以上の市町に及ぶ場合などについては県分事業として取り扱う。

★ 過去の事例等

- 越前市 「医療法人 林病院改築事業」（H29、30）
- 小浜市 「自然光利用型の連棟ハウス整備事業 合同会社 北川農園」（H26）
- 若狭町 「老人福祉施設整備事業（福）松寿会」（H24）
- 永平寺町「グループホーム建設事業（株EMORI）（H19） 等

地域再生マネージャー事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団くふるさと財団

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

複数の市町が共同実施する事業の代表団体（広域連合等地方自治法に基づく場合は、当該団体）

★ 事業の目的および概要

地域再生に取り組む市町に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する経費の一部を支援する。

★ 対象とする要件等

市町の地域再生への取組に対し、その経費の一部を助成。助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は次のいずれかに該当するものとする。

- ・外部専門家短期派遣事業（旧：外部専門家派遣（短期診断））
外部専門家の派遣に関する経費（旅費・謝金）
- ・ふるさと再生事業（旧：外部専門家活用助成）
外部専門家の活用に関する経費（旅費・謝金等）、その他の経費（委託料、会議費、原材料費等）
- ・まちなか再生事業（旧：まちなか再生支援事業）
外部専門家または外部専門家が所属する法人との業務委託契約にかかる費用

★ 財政支援措置

- ・外部専門家短期派遣事業
専門家への謝金および旅費について、掛かった経費を原則全額負担
- ・ふるさと再生事業
1事業当たり700万円を限度。
※複数の市町が共同で事業を実施する場合は、1事業当たり1,000万円を限度。
- ・まちなか再生事業
1事業当たり700万円を限度。
※複数の市町が共同で事業を実施する場合は、1事業当たり1,000万円を限度。

★ 留意事項等

- ・外部専門家短期派遣事業について、派遣する外部専門家は財団が選任する。
- ・ふるさと再生事業について、活用する外部専門家は原則市町が選任し、外部専門家の活用に関する経費は、助成対象経費の概ね半分以上を占めるようすること。
- ・まちなか再生事業について、活用する外部専門家は原則市町が選任する。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成25年度：鯖江市、（旧まちなか）若狭町・熊川区域

平成26年度：高浜町、（旧まちなか）若狭町・熊川区域

平成27年度：高浜町、平成30年：高浜町、令和元年度：若狭町、令和2年度：申請なし

令和3年度：越前町、令和4年度：申請なし、令和5年度：申請なし、令和6年度：申請なし

ふるさとのづくり支援事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が補助する場合に、当該市町に対して財団から補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

○新商品開発等支援補助金

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業（経費の規模に応じて補助金を交付）

○販路開拓支援補助金

新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査・販路開拓等を実施する事業

・補助対象経費

謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費等

★ 財政支援措置

新商品開発等支援補助金：1,500万円

販路開拓支援補助金：300万円以内

補助率は2分の1以内とするが、事業が過疎地域・みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には、10分の7以内

★ 留意事項等

- ・補助対象事業が国庫補助を受けていないこと。
- ・補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業は対象外。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

平成24年度：福井市/ケイ・エス・ティ・ワールド（株）「高耐压半導体デバイス用SOIの製造」

平成25年度：福井市/（株）武田機械「薄板難削加工装置を搭載した両頭フライス盤の開発」

公民連携アドバイザー派遣事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

都道府県、市町村など地方公共団体

★ 事業の目的および概要

P F I 等による公共施設等の整備、運営・管理等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は（一財）地域総合整備財団（以下、「財団」という。）の担当職員をアドバイザー又は研修講師として派遣し、助言を行う。

★ 対象とする要件等

都道府県、市町村など地方公共団体の職員を対象に、シンクタンク等の専門家が P F I 等の基礎的な事項、具体的な検討事業に関するアドバイス又は研修を行う。

★ 財政支援措置

アドバイザー等の派遣に要する費用は、原則として、財団が全額負担する。

★ 留意事項等

- ・アドバイザー等の派遣は、原則として、1 地方公共団体あたり 1 回とする。
なお、アドバイザー等は、地方公共団体と協議のうえ決定。
- ・令和 7 年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

本県での利用実績はなし。

地域イノベーション連携モデル事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団くふるさと財団

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町または、複数の市町が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体（以下「代表団体」という。）及び共同する全ての団体

★ 事業の目的および概要

Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村に費用の一部を支援することで、ケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。

★ 対象とする要件等

事業の目的に合致する事業で、次のすべてに該当するものとする。

- 1 市町が当該年度に実施するもの。
- 2 市町が地域イノベーションの推進を目的として、イノベーションマネージャー等の専門的人材を活用し、地域イノベーション連携を実施するもの。
- 3 市町又は代表団体がイノベーションマネージャー又はイノベーションマネージャーが所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。
- 4 他の市町における地域イノベーションのモデルとなり得るもの。
- 5 当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。

★ 財政支援措置

1事業700万円以内（補助対象事業に係る契約金額の2/3以内）

★ 留意事項等

- ・モデル市町及びイノベーションマネージャーには研究会との共同研究の一環として、年2回程度、財団の要請に応じて研究会に出席し、モデル事業についての報告がある。
- ・財団が開催する実績報告会にて、モデル市町及びイノベーションマネージャーは、実績報告会に出席の上、モデル事業に対する実績報告を行う必要がある。
- ・令和7年度の募集は終了。

★ 過去の事例等

本県での利用実績はなし。

コミュニティ会館整備支援事業

所管省庁等：福井県

県所管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

地区住民のコミュニティ組織（認可地縁団体）または市町（複数地区が共同利用の場合等）

★ 事業の目的および概要

地域の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設の建設整備等に対する支援を行うことにより、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 地域住民によるコミュニティ活動のための集会施設を整備する事業であること。
- 施設の新築事業または施設の修繕事業であること。（既存施設がある場合は、施設の耐用年数を経過している場合に限る。）
- 施設の延床面積が原則100㎡以上であること。
- 当該施設を地域の一次避難施設として利用する際に必要となる防災用具を整備する事業であること。

★ 財政支援措置

- 建設本体工事費、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計管理委託費、既存施設の修繕に要する経費、新築に際してその会館に整備する防災用具費を対象とする。（備品は対象外。）

○補助率等

事業区分	補助率	限度額 (1施設あたり)
新築・建替	補助対象経費の1/3以内(※)	5,000千円
増改築 または修繕	補助対象経費の1/3以内(※) ただし、65歳以上が50%以上を占める 高齢化集落については1/2以内(※)	上限 1,500千円 下限 500千円
防災用具	補助対象経費の1/3以内(※)	1,000千円

(※) 事業主体が地縁団体の場合は、上記かつ市町が補助する額の2/3以内(市町への間接補助)

★ 留意事項等

- 助成対象となるコミュニティ組織は、市町における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている地縁団体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除く。
- 市町が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となるのが効率的な場合等でコミュニティ事業活動等の支援に直結する事業。
- 事業実施にあたり、土地の抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）や相続手続き未済の土地での事業は対象外。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外。
- 事業完了時に、建物の所有権保存登記が必要。

ふくい地方創生推進事業

旧事業名：市町協働による地域みらい応援プロジェクト

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方特有の課題解決を進め、地方創生の推進を図るため、各市町の特色や強みを活かした先進的な取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

1 地方創生推進型

- (1) 市町の地方版総合戦略に位置付けられた事業とする。
- (2) ハード、ソフト事業を問わず対象とする。
- (3) ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）以外で、国・県等の他の補助事業の対象となるものは補助対象外とする。

2 市町協働型

- (1) 市町が新たに企画立案した先進的な単独事業とする。
- (2) ソフト事業のみを対象とする。
- (3) ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）以外で、国・県等の他の補助事業の対象となるものは補助対象外とする。
- (4) 複数の県内市町が共同で実施する事業、または幸福度日本一の推進に向けた事業は補助率を2/3に引き上げる。

★ 財政支援措置

補助率：県1/2（市町1/2）

※ただし、市町協働型申請事業のうち、上記2（4）に該当する事業の補助率は
県2/3（市町1/3）

補助上限額：地方創生推進型 50,000千円/市町

市町協働型 5,000千円/事業

事業期間：令和6年度～9年度（4年間）

★ 留意事項等

- ・市町協働型については、市町からの提案により、県で新規性、先進性、効果などを審査し、補助事業を決定する。
- ・市町協働型のうち、幸福度日本一の推進に向けた事業については、県民が幸福度日本一をより実感するため、県が指定する本県で取組が弱い内容を対象とする。

福井県市町振興資金貸付基金

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 財政 G ☎ 0776-20-0261

★ 事業主体

市町（市町の組合を含む）

★ 事業の目的および概要

市町の振興を図り、県民福祉の増進に寄与するため、市町（市町の組合を含む）に対して、その実施する事業の財源として必要な資金の貸付を行う。

★ 対象とする要件等

貸付対象事業は、地方財政法その他の法律によって起債が認められる次の事業

- ①広域的共同処理事業に係る施設の整備事業
- ②過疎対策事業
- ③道路橋梁整備事業
- ④環境衛生施設整備事業
- ⑤学校施設整備事業
- ⑥交通安全施設整備事業
- ⑦ふくい地方創生推進事業に係る公共施設等の整備事業
- ⑧重要課題対策事業
- ⑨被災者住宅再建支援事業

★ 留意事項等

- ・上記⑦～⑨の事業を除き、県単独の補助金を財源の一部とする事業は、貸付対象事業から除外するものとする。

新福井ふるさと茶屋支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

複数集落の自治会の連合組織、単独集落、地域づくり団体など（市町を通じた間接補助）

★ 事業の目的および概要

概ね小学校区単位の地域において、既存施設を活用し、住民が寄り合いつながりの強化ならびにコミュニティ・ビジネスを行う活動拠点の整備や活動経費を支援することにより、地域のつながり力を強化し、意欲のある集落の活動をさらに促進する。

★ 対象とする要件等

活用する施設	ふるさと茶屋の内容
空き家や公共施設等の 既存施設を有効活用 ○地区の集会施設 ○公民館 ○空き店舗（旧JA支所等） ○空き家 ○市町が所有している庁舎、 廃校舎など	地域住民のつながり強化 （取組事例） ○高齢者や農家の主婦グループなどが集まりみんなで行う、 ・地元農産物を使った特産品づくり（かきもち、干し柿、梅など）、地場産物の伝承料理教室 ・左義長や正月など伝統行事の細工づくり ○住民への歴史・文化の伝承活動、○サロンやイベントでのスペース貸出 ○観光案内 ○高齢者等への配食、送迎、見守りなど生活サービスの提供 ○草刈りや清掃活動、祭りや運動会の共同実施、○軽体操など健康づくり教室 など
	地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネス【ミニ道の駅】 （取組事例） ○地元農産物を使ったレストランや農家食堂の運営 ○地元食材の加工・販売 ○へしこ、干し柿などの加工体験 ○食料品や日用品などの販売 など

※各茶屋共通の取組事項

- 1 統一看板およびサイン（提灯）の設置
- 2 活動における県施策への協力（縁結びさんの活動、家庭の日（第3日曜）や福井味の週間にあわせた「ちょっとおもてなし」の実施など）

★ 財政支援措置

（1）対象経費

① 福井ふるさと茶屋の活動経費

活動計画策定にあたり、検討・協議、人材育成に必要な専門家の招へい等に要する経費ならびに施設を利用した活動に要する備品、原材料費などの初期経費 等

② 福井ふるさと茶屋の整備

福井ふるさと茶屋の改修等に要する本体工事費、設計管理委託費 等

（2）補助上限額（1地区あたり）

- | | | |
|----|--------------|--------------------------|
| I | （1）の① | 6,000千円（補助率：県2／3、市町1／3） |
| II | （1）の②（空き家等） | 10,000千円（補助率：県2／3、市町1／3） |
| | （1）の②（公共施設等） | 30,000千円（補助率：県1／2、市町1／2） |

※Iの活動経費を対象とした事業のみの補助も対象とする。

（3）補助対象期間 2か年

★ 留意事項等

夏頃に翌年度の要望額を調査。3月に募集。6月頃に採択・交付決定。予算規模に応じて随時募集。

事業実施期間 令和5年度～令和8年度

★ 過去の事例等

令和6年度：1市町1地区

集落活性化支援事業（集落活性化計画に基づき実施する施策の支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、将来にわたる集落機能の維持・活性化を目的として策定する「集落活性化計画」に基づき実施する施策を支援し、元気な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

事業を実施する市町は、以下の（１）～（４）の取組内容について定めた「集落活性化計画」を策定すること。なお、（１）～（３）は必ず「集落活性化計画」に位置付けること。

- （１）市町が行う担い手の育成
- （２）小規模・高齢化集落が行う他集落と連携した集落機能の維持・確保に資する活動
- （３）市町が行う地域の実状に応じて独自に企画立案した集落活性化策
- （４）コミュニティ活動のデジタル化

★ 財政支援措置

補助率：県 1 / 2（市町 1 / 2）
補助上限額：30,000千円 / 市町
事業期間：令和 5～8 年度（4 年間）

集落活性化支援事業（自治会活動の活性化）

所管省庁等：福井県

県主管課：総務部 市町協働課 協働 G ☎ 0776-20-0262

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

持続的な自治会活動の実現を図るため、自治会の新たな担い手を確保するための取組みを行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

自治会の新たな担い手確保のために実施する以下の事業とする。

- 1 地域の若者、女性、外国人、子どもに対するサポート活動を行う自治会への支援
- 2 地域の若者、女性、外国人、子どもを対象としたイベントを開催する自治会への支援
- 3 地区外へ出た子どもや孫を自治会行事に受け入れる自治会への支援
- 4 若者、女性の自治会役員登用の促進
- 5 自治会からの相談受入体制の整備
- 6 自治会役員等の負担軽減

★ 財政支援措置

補助率：市町が直接執行する事業…市町負担額の1/2
自治会に対する補助事業…市町負担額の10/10
(県補助額は事業費の1/2を上限)

事業期間：令和6年度～7年度（2年間）

★ 留意事項等

- 対象とする要件等の1～4については、対象者を若者、女性、外国人、子どものいずれかまたは複数組み合わせたものに限定して実施すること。
- 自治会に対する補助事業については、新規事業（これまで実施していない事業）であること。または、これまで実施してきた事業に新たな企画や取組みを追加したものであること。
- 対象とする要件等の2については、次のすべてを満たすものとする。
 - ・自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯の対象者が参加可能なイベントであること。
 - ・これまで実施してこなかった新しいイベントであること。また、これまで実施してきた既存のイベントに新たな要素を加えたものであること。
 - ・イベントの対象者を、若者、女性、外国人、子どものいずれかまたは複数組み合わせたものに限定し、対象者以外の不特定多数に参加を呼びかけるイベントでないこと。また、参加者数に占める対象者の人数が過半数となること。
 - ・政治または宗教活動を目的としたイベントではないこと。
 - ・営利を目的としたイベントではないこと。ただし、実費程度の徴収は可能とする。
 - ・その他、本事業の目的や要件から適当と認められないイベントでないこと。

無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等

間接補助事業者：民間事業者

★ 事業の目的および概要

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等（これらに附帯する施設を含む）

- ・光ファイバ以外の整備要望（FWA、CATV（HFC）等）は対象外
- ・無線局エントランスまでが補助対象であり、家庭への引き込み線は補助対象外

※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。

★ 財政支援措置

①離島

4／5（自治体）

1／5（第3セクター・民間事業者）

②離島以外の条件不利地域

1／2（財政力指数0.5未満の自治体）

1／3（財政力指数0.5以上の自治体・第3セクター・民間事業者）

★ 留意事項等

補助の対象となる地域は、以下の条件を満たす地域とする。

- ・過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域

★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町
- ・令和2年度 若狭町、美浜町、小浜市

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

所管省庁等：総務省

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体 ←基地局施設、伝送路施設（設置）

無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者 ←伝送路施設（運用）、高度化施設

★ 事業の目的および概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者が高度化施設や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、整備費用の一部を補助

★ 対象とする要件等

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）

★ 財政支援措置

①基地局施設整備事業（事業主体：地方公共団体）

圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社の場合1/3）

②高度化施設整備事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）

3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の基地局整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

③伝送路施設運用事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）

圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助

補助対象経費の2/3（100世帯以上300世帯未満の場合1/2）

④伝送路施設設置事業（事業主体：地方公共団体）

圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（離島以外の場合、1/2）

⑤基地局施設復旧事業（事業主体：地方公共団体）

災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

⑥基地局施設更新事業（事業主体：地方公共団体）

通信環境の安定性確保のため、基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

※基地局整備事業については、市町が実施する「無線通信用施設及び設備を設置する事業」について、県の予算の範囲内において、補助対象経費の15分の2に相当する額を上乗せ補助

★ 過去の事例等

（直近5年間の実績を交付決定年度別に記載。）

・平成29年度 福井市（吉山・別畑）

・令和6年度 南越前町（孫谷）

デジタル活用支援員推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

民間企業（携帯キャリア、地元 ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等）等

★ 事業の目的および概要

デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンライン行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等を実施する「デジタル活用支援」を講習会という形で全国的に実施。また、携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、助言・相談等を実施する「デジタル活用支援員」の全国的な派遣を実施。

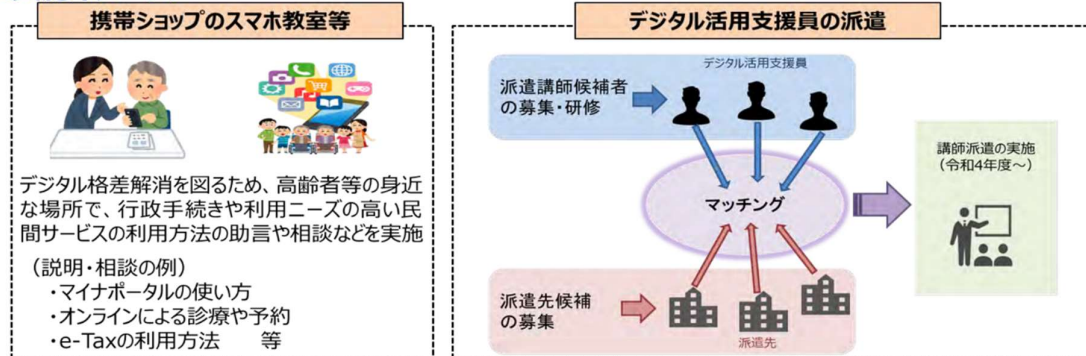
★ 財政支援措置

本事業は総務省との請負契約となる予定

★ 過去の事例等

- ・令和2年度 福井 ICT 推進協議会、福井市デジタル活用推進協議会
- ・令和3年度 グラス IT フィールド(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ(株)、(株)ヒューマンデザイン

<実施イメージ>



「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による対災害性強化事業

旧事業名：ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

★ 事業の目的および概要

「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要であり、災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要となる。このため、災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

補助対象経費（下図の点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

★ 財政支援措置

- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

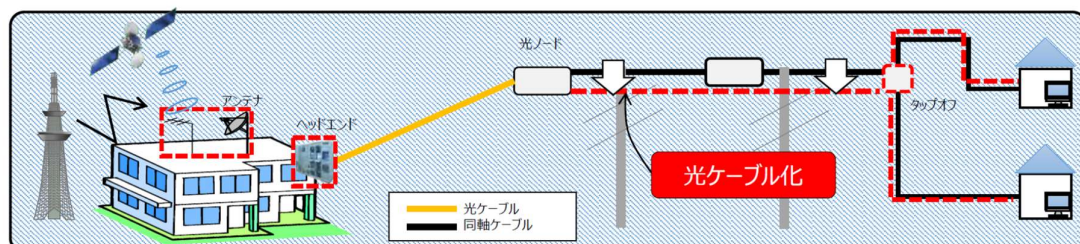
★ 留意事項等

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町、越前町
- ・令和2年度 若狭町



地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

★ 事業の目的および概要

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について2ルート化等の支援を行う。

★ 対象とする要件等

補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備等

★ 財政支援措置

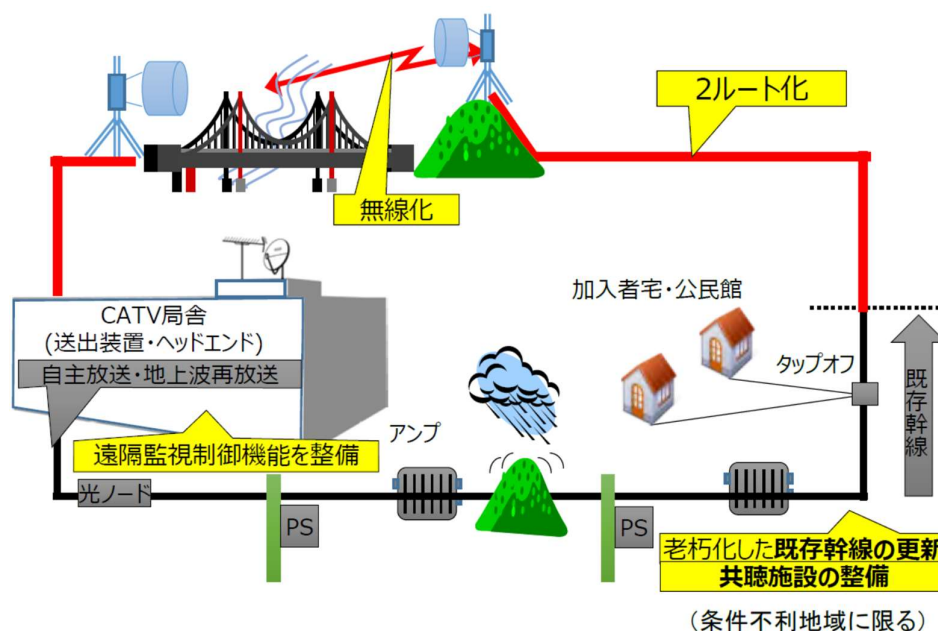
- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

★ 留意事項等

- ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
- ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
- ・監視制御機能の強化等

★ 過去の事例等

- ・令和2年度 美浜町



地域デジタル基盤活用推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体、企業・団体など

★ 事業の目的および概要

- ①計画策定：導入計画策定のコンサルティングを行う。
- ②実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化を行う。
- ③補助事業：地域の通信インフラの整備補助を行う。

★ 対象とする要件等

補助対象経費

- ①-A 解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討および立案までを支援
- ①-B 地方公共団体内における予算要求、②実証事業や③補助事業、その他の国の支援への申請・提案等にも活用できるような、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るための計画書の作成を支援
- ②ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなどの新しい通信技術を活用して地域課題の解決を目指す先進的なソリューションアイデアの実用化に向けた実証
- ③デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す取組について、通信インフラなどの整備費用を補助

★ 財政支援措置

- ①支援先団体の費用負担はなし。
- ②総務省との請負契約となる予定（定額） 事業規模の目安（1千万円～1億円程度）
- ③補助率：1/2

★ 留意事項等

- ①1団体当たり3ヵ月程度の支援期間
- ②ネットワーク機器の購入費用は対象経費外
- ③企業・団体などが実施主体となる場合には、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

★ 過去の事例等

- ①令和7年2月頃 1次公募開始予定
- ②令和7年3月頃 1次公募開始予定
- ③令和7年3月頃 1次公募開始予定

デジタル基盤改革支援補助金 (地方公共団体情報システムの標準化・共通化)

所管省庁等：総務省

所管：総務省自治行政局デジタル基盤推進室 ☎ 03-5253-5364

県主管課：未来創造部DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体（都道府県、市区町村）

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が令和7年度末までに標準準拠システムへ計画的かつ円滑に移行し、住民の利便性向上および行政運営の効率化を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して、財源措置を講ずる。

★ 対象とする要件等

地方公共団体における基幹20業務システムの標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

1 補助対象経費

- ・調査等準備経費
- ・文字の標準化・データ移行等に要する経費
- ・環境構築に要する経費
- ・テスト・研修に要する経費
- ・関連システムとの円滑な連携に要する経費
- ・契約期間中における既存システムの整理に要する経費

2 補助対象外経費

- ・アプリケーション利用料やリース料等の運用経費
- ・事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費
- ・条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費
- ・地方公共団体職員に係る人件費
- ・地方公共団体職員に係る旅費
- ・諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）
- ・一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

★ 財政支援措置

補助率 10/10

※自治体の規模（人口規模）に応じ上限を設定

結婚支援市町応援事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：未来創造部 県民協働課 縁結び応援G ☎ 0776-20-0362

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う出会いの機会の創出等を支援することにより、結婚を希望する若者を応援する。

★ 対象とする要件等

- 1 地域における結婚・ライフデザイン支援に係る取組の実施
- 2 結婚の気運醸成に係る取組の実施
- 3 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）への支援
- 4 3を実施する市町における、新たに婚姻した早婚夫婦に対する支援金

★ 財政支援措置

- 1 補助率：国3/4、市町1/4または国2/3、市町1/3
補助上限：1,000万円（令和7年度当初予算）、7,000万円（令和6年度補正予算）
- 2 補助率：国2/3、市町1/3または国1/2、市町1/2
補助上限：1と同じ（1、2の合算が1の補助上限内であること）
- 3 補助率：国1/2、市町1/2
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、国2/3、市町1/3
補助上限：30万円（1世帯当たりの交付額）
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、40万円（1世帯当たりの交付額）
- 4 補助率：県10/10
補助上限：40万円（1世帯当たりの交付額）

並行在来線新駅設置支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0292

★ 事業主体

ハピラインふくい沿線市町、(株)ハピラインふくい

★ 事業の目的および概要

並行在来線の利用促進を図るため、市町や(株)ハピラインふくいが実施する新駅設置のための各種調査や駅施設整備等に要する費用の一部について支援する。

★ 対象とする要件等

新駅整備に必要となる以下の事業

- ①立地可能性調査
- ②基本設計
- ③詳細設計
- ④鉄道施設の工事

★ 財政支援措置

補助率：上記①、② 県1/2（市町1/2）
上記③、④ 県1/3（市町1/3、国1/3）

★ 過去の事例等

令和2年度：福井市、鯖江市、越前市（立地可能性調査）
令和4年度：(株)ハピラインふくい（武生-王子保間の新駅設置に係る基本設計）
令和5年度：(株)ハピラインふくい（武生-王子保間の新駅設置に係る詳細設計）

並行在来線 駅まち 魅力づくり支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0292

★ 事業主体

ハピラインふくい沿線市町、(株)ハピラインふくい

★ 事業の目的および概要

駅の機能向上や交通結節機能の充実など交通利便性の向上、駅を中心としたまちづくりなど、並行在来線の利用者増加につながる取組みに対し支援する。

★ 対象とする要件等

(1) 補助対象事業

駅機能や交通結節機能の充実など利用者増加に資する以下の施設等整備事業

※ まちづくりの一環として、国土交通省の都市再生整備事業の認定
(または鉄道局等の補助)を受けて実施する事業

区分	施設等例(新增設、延伸・拡張、改良含む)
駅舎関係	駅舎(建替・大規模改修) 待合室(トイレ、ベンチ、Wi-Fi等の待合環境の整備含む) 改札口(増設、IC改札機設置含む)
通路関係	こ線橋(エレベーター含む)、自由通路
駅前広場関係	ロータリー バス・タクシー乗場(乗場、上屋等) 駅前広場、公園 上屋・ベンチ・トイレ P&R駐車場、自転車駐輪場 レンタサイクルステーション

(2) 補助対象駅

- ・並行在来線区間の既存駅(北陸新幹線併設駅を除く)
- ・並行在来線区間に新たに設置される駅

★ 財政支援措置

- (1) 補助率 県1/2(市町1/2)
- (2) 補助上限額 1億円/駅(都市施設等の整備を伴う場合は2億円/駅)
- (3) 事業期間 令和5年度~令和10年度

地域鉄道バリアフリー推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0723

★ 事業主体

福井鉄道(株)、えちぜん鉄道(株)、(株)ハピラインふくい

★ 事業の目的および概要

すべての鉄道利用者が安全かつ円滑に駅を利用できるよう、地域鉄道事業者による駅のバリアフリー化を支援する。

★ 対象とする要件等

鉄軌道駅のバリアフリー化に要する経費

区分	事業内容
① 工事施工	スロープ・手すりの設置 構内踏切新設・更新 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 等
② 機械器具購入	車椅子用可搬型スロープ 車椅子用階段昇降車 等

★ 財政支援措置

- (1) 補助率 上記① 県1/2(市町1/2) ※国庫補助を除く
上記② 県1/3(事業者2/3)
- (2) 補助上限額 上記① 20,000千円/駅
上記② 2,000千円/年
- (3) 事業期間 上記①、② 令和6年度～令和10年度

★ 過去の事例等

令和6年度：福井鉄道(株)(車椅子用可搬型スロープ購入)

生活バス路線維持対策事業（市町生活交通維持支援事業）

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町のバス運行を支援し、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

★ 対象とする要件等

補助対象路線は、次に掲げる要件に該当し知事が必要と認められた生活バス路線とする。

- 1 同一市町内を運行する路線
- 2 地域公共交通会議等で住民の生活に必要と認められた路線

★ 財政支援措置

補助対象経費：市町が補助対象路線を運行するために要する経費（運賃収入または経常収益を除く）

補助率：1/2

補助限度額：市町内の道路実延長に基づき設定

★ 過去の事例等

17市町、211系統の運行への支援（R5）

次世代地域公共交通推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町、交通事業者等

★ 事業の目的および概要

I C T等の新しい技術や手法の導入を支援することにより、交通分野のD X化を推進、地域住民や来県者といった公共交通機関利用者の利便性向上を図る。

★ 対象とする要件等

公共交通需要に応じた移動サービスの提供

- ・バスの位置情報等の運行情報提供に係るシステムの導入
- ・交通分野のD X化による利便性向上
- ・観光客需要に対応するためのA I等を活用した交通システムの導入
- ・ラストワンマイルの移動需要に対応するサービスの導入

★ 財政支援措置

補助対象経費：補助事業実施者が、上記の事業を実施するために支出した経費のうち、知事が適当と認めた経費

補助率：1/2

補助限度額：2,000千円

※複数市町で連携または市町域をまたいで実施する、広域連携事業については上限 3,000千円

★ 過去の事例等

令和5年度：敦賀市、大野市

サイクリング環境向上事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり総合交通G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

自転車イベントの開催を支援することにより自転車利用を普段の生活に取り入れるきっかけをつくるとともに、自転車の駅を整備することにより自転車を利用しやすい環境を整える。

★ 対象とする要件等

- 「自転車の駅」整備補助金
 - ・新たに「自転車の駅」を整備すること
 - ・整備後は、「自転車の駅」としてサービスを提供すること
- 自転車イベント開催補助金
 - ・福井県内で自転車イベントを開催すること

★ 財政支援措置

- 「自転車の駅」整備補助金
 - (1) 補助対象経費：補助事業実施者が「自転車の駅」を新たに整備するのに要する経費
 - (2) 補助率：1/3
 - (3) 補助限度額：20千円/箇所
- 自転車イベント開催補助金
 - (1) 補助対象経費：補助実施事業者が県内で自転車イベントを開催するのに要する経費
 - (2) 補助率：1/2
 - (3) 補助限度額：100千円/箇所

★ 留意事項等

県が実施している他の補助金等を活用する場合は対象外とする。

日本版ライドシェア実装支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

日本版ライドシェアにより、住民等の移動手段の確保を図る市町や事業者の取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ・ライドシェア運行事業者に対して市町が行政支援を行うこと
- ・ライドシェア運行事業者の1台当たりの運賃収入が4千円/時間以下であること

★ 財政支援措置

補助対象経費：ライドシェア運行事業者に対して市町が行う行政支援の経費

※運行経費から運行収入を差し引いた経費を対象とする

補助率：1/2（運行事業者1/3、市町1/3、県1/3の負担割合）

補助限度額：1事業者当たり2,000千円

路線バス維持・確保緊急対策事業（適切なモビリティ転換支援事業）

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G
☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

廃止減便となる路線等について、市町が緊急的に路線バスから代替交通手段を講じた際の費用を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 廃止・減便となった路線バスの路線を補完するものであること。
- 2 新規で実施する事業であること。

★ 財政支援措置

補助対象経費：代替交通への転換に係る費用

補助率：2/3（1年目 ・上限額 1路線・1事業者当たり10,000千円）、

1/2（2年目以降・上限額 1路線・1事業者当たり 5,000千円）

事業期間：最大3年間（令和8年度末まで）

★ 留意事項等

- 1 令和8年度を初年度とする事業は対象外とする。

消費者行政活性化補助金

所管省庁等：消費者庁

県主管課：防災安全部 県民安全課 消費・生活 G ☎ 0776-20-0287

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資するため、地方消費者行政強化交付金等を利用して、消費生活相談の体制充実や住民に対する広報・啓発活動の強化の取組みを行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に定める事業メニューに基づいた事業に対して補助金を交付する。

(主な事業メニュー)

1 強化事業

(1) 消費者庁長官が別に定める国が取り組むべきと考える重要な消費者政策の推進に対応した地方公共団体の事業

2 推進事業

(1) 消費生活相談機能整備・強化事業

①消費生活センター等の整備

②消費生活相談対応力強化のための専門家の活用

(2) 消費生活相談員等レベルアップ事業

(3) 消費生活相談体制整備事業（相談員の任用・処遇改善）

(4) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

①消費者の安全・安心を確保するための事業

②地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業

③先進性・モデル性の高い事業

等

★ 財政支援措置

補助額： 定額

補助率： 強化事業、消費生活相談体制整備事業 1/2以内

その他の事業メニュー 10/10

★ 留意事項等

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の別添2「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」において、推進事業の事業メニュー毎の活用期間が定められている。

青少年愛護センター補助事業

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 青少年育成 G ☎ 0776-20-0296

★ 事業主体

青少年愛護センター（県下5市2組合5町）

★ 事業の目的および概要

県下5市2組合5町が設置する青少年愛護センターの実施する事業に対し助成を行い、青少年の非行防止と健全育成を図る。

★ 対象とする要件等

青少年愛護センターが行う次の事業に対して補助する。

- ①街頭補導事業（補導員が繁華街やカラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回し青少年に対する声かけや補導活動を実施）
- ②必須事業（2事業）
 - ・相談事業（面接相談・ヤングテレホン（電話相談））
 - ・環境浄化事業（フィルタリングソフト普及啓発・青少年を取り巻く環境等実態調査を含む。）
- ③選択事業（2事業の選択）
 - ・地域懇談会（非行防止・健全育成をテーマに保護者、教職員、児童・生徒、地域住民を対象に懇談会を開催）
 - ・非行防止・健全育成啓発事業（意識啓発大会やパネル展示等、隔週啓発事業を実施）
 - ・善行青少年表彰（個人および団体を顕彰し、青少年の善行精神の高揚を図る。）

★ 財政支援措置

補助額：青少年人口等をもとに算定

補助率：1/2

子ども安心県民作戦補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 青少年育成 G ☎ 0776-20-0745

★ 事業主体

各市町の青少年育成市町民会議

★ 事業の目的および概要

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみで子どもたちの見守り活動を行い、不審者を寄せつけないまちづくりを行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

ア 活動資材等に対する補助

区分	活動内容	
	必須項目	選択項目
小学校	<ul style="list-style-type: none">・活動促進会議の実施・登下校時の付き添い、自宅周辺や通学路の要所での見守り・安全マップの作成・感謝のつどい等の開催	<ul style="list-style-type: none">・防犯講習会の参加・地域への啓発活動・見守り活動者、見守り団体への表彰・子ども重点見守りデーの実施
中学校	<ul style="list-style-type: none">・下校時の巡回パトロール等	<ul style="list-style-type: none">・活動促進会議の参加・防犯講習会の参加・安全マップの作成・地域への啓発活動

イ ボランティア保険料

★ 財政支援措置

補助上限額：1 中学校区当たり 3 万円、1 小学校区当たり 8 万円まで

補助率：1/2

事業期間：平成 17 年度～

★ 留意事項等

巡回活動、街頭活動、付き添い活動を行う者には、必ずボランティア保険をかけることとする。

★ 過去の事例等

全小中学校区において活動を実施

安全安心まちづくり支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 県民安全課 交通安全・県民安全 G ☎ 0776-20-0745

★ 事業主体

防犯インフラの初期整備を行う自治会等に対して補助金を交付する市町

★ 事業の目的および概要

自治会等が行う防犯インフラの初期整備に対して助成する市町を支援することで、地域の防犯力向上を図るとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

補助対象経費：自治会等が整備に要した次の1または2に係る経費

- 1 防犯カメラの機器購入および設置工事に係る経費ならびに表示板設置に係る経費（モニター設置経費を除く）
- 2 防犯カメラを除く地域全体の防犯力の向上に資すると認められる防犯インフラ整備に係る経費

要件：自治会等が行う防犯インフラ整備事業で、次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ①地域の防犯力向上のために実施する防犯インフラの初期整備であること。
- ②各年度末までに整備が完了できる事業であること。
- ③補助事業を実施する自治会等において、タウンライトアップ運動の実施を宣言していること。

なお、防犯カメラの設置については以下の要件も全て満たしていること。

- ①撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、自治会等と警察等の専門家が協議して設置する防犯カメラであること。
- ②防犯カメラの設置および維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意が得られていること。また、防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
- ③防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置もしくは運用する者）または管理責任者は、防犯カメラ設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。

※「設置・運用要領」作成の際には、別添「防犯カメラの設置および運用に当たって配慮すべき事項（安全安心まちづくり支援事業補助金）」を参考にすること。

★ 財政支援措置

補助率：対象経費の1/3 ※千円未満切捨て

補助上限額：防犯カメラ 5万円/台

その他 5万円/自治会等

市町個別避難計画（原子力）作成支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町の原子力災害にかかる個別避難計画作成に要する経費を支援し、原子力災害時における在宅の避難行動要支援者の避難の実効性を高め、防災体制に万全を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ・ 人件費（事務作業補助者を雇用する場合に限る）
給料日額 6,800 円上限
- ・ その他知事が必要と判断するもの

★ 財政支援措置

○補助率
10 / 10

★ 過去の事例等

R04 高浜町
R05 美浜町
R06 小浜市、鯖江市

原子力災害時避難円滑化事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

原子力災害時における住民等の円滑な避難または一時移転を確保するために必要な措置に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

原子力発電施設の周囲おおむね30キロメートルの区域内で、地域防災計画に位置付けられた避難経路上（市町道）の改善に係る事業

★ 財政支援措置

○補助率
10/10

★ 過去の事例等

H30 高浜町、小浜市
R01 高浜町
R04 小浜市
R05 小浜市
R06 小浜市、若狭町

市町原子力防災対策事業支援補助金

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が実施する原子力防災訓練の経費を支援し、原子力災害時の避難の実効性を高め、防災体制に万全を図る。

★ 対象とする要件等

○補助対象経費

- ・バス経費
- ・会場借上げ費
- ・広報費
- ・講師謝礼費、交通費
- ・駐車場誘導員委託費
- ・その他知事が必要と判断するもの

★ 財政支援措置

○補助率

10/10

★ 過去の事例等

- H30 敦賀市、おおい町、高浜町、越前市、鯖江市
- R01 敦賀市、おおい町、鯖江市、小浜市、南越前町
- R02 高浜町、おおい町
- R03 越前市
- R04 福井市、敦賀市、鯖江市、越前市、おおい町、高浜町
- R05 福井市、敦賀市、越前市
- R06 福井市、敦賀市、越前市

原子力災害対策施設整備費補助金

所管省庁等：内閣府

県主管課：防災安全部 危機管理課 原子力防災対策 G ☎ 0776-20-0236

★ 事業主体

市町、医療機関、社会福祉施設 等
(原子力発電所の周囲30kmの区域内に所在する施設等を所有または運営する公共団体
または民間団体)

★ 事業の目的および概要

市町、医療機関、社会福祉施設等が実施する放射線防護対策に係る経費を支援し、原子力災害時の防災体制に万全を図る。

★ 対象とする要件等

○補助対象経費

- ・公共団体または民間団体が、住民や要配慮者等が避難に時間を要する場合に備え、要
保護者施設等への放射線防護対策を実施する事業に要する経費
- ・当該施設における維持管理に要する経費（ただし、本補助金で整備した設備等の維持
管理に要する経費に限る）

★ 財政支援措置

○補助率

10/10

★ 過去の事例等

- R01 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R02 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R03 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R04 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R05 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人
- R06 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、敦賀市、若狭町、越前町、南越前町、
公立小浜病院、公立丹南病院、敦賀医療センター、若狭高浜病院、社会福祉法人

地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 危機管理課 危機管理・国民保護 G ☎ 0776-20-0308

★ 事業主体

市町または市町が認める自主防災組織

★ 事業の目的および概要

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対して助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

自主防災組織またはその連合体が行う災害の被害防止活動および軽減活動に直接資するものの整備に関する事業（建築物、消耗品は除く）

★ 財政支援措置

30万円から200万円まで（10万円単位）

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- | | | |
|-----|-----|---|
| H27 | 6件 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、鯖江市の各自主防災組織 |
| H28 | 8件 | 福井市、大野市、勝山市、坂井市、南越前町、美浜町の各自主防災組織 |
| H29 | 7件 | 福井市、敦賀市、小浜市、坂井市、美浜町、若狭町の各自主防災組織 |
| H30 | 5件 | 福井市、小浜市、大野市、あわら市、若狭町の各自主防災組織 |
| R01 | 5件 | 勝山市、越前市、坂井市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R02 | 5件 | 福井市、敦賀市、鯖江市、越前市、あわら市の各自主防災組織 |
| R03 | 9件 | 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、坂井市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R04 | 10件 | 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、あわら市、越前市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |
| R05 | 6件 | 敦賀市、小浜市、大野市、越前市、美浜町、高浜町の各自主防災組織 |

地域で備える防災安全対策支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 危機管理課 危機管理・国民保護 G ☎ 0776-20-0308

★ 事業主体

防災安全対策事業を実施すると共に、住民による防災マップ作成を支援する市町

★ 事業の目的および概要

近年、令和4年8月大雨災害など災害が頻発・激甚化する中、住民が逃げ遅れることなく安全安心に避難できるよう、市町が実施する防災安全対策事業を支援し、住民による防災マップの作成を促進するなどして、災害時における円滑な住民避難の実現を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 市町が実施する防災安全対策事業（以下、補助対象経費）
 - ・災害状況の収集手段の整備に要する経費
 - ・孤立集落発生予防等のための沿道林事前伐採に要する経費
 - ・防災マップ作成支援に要する経費
 - ・避難所案内板および避難誘導標識等の整備に要する経費
 - ・避難路の設置および改修に要する経費
 - ・地域と避難場所の提供にかかる防災連携協定を締結した企業における避難住民のための資機材整備に対する補助事業に要する経費
 - ・その他地域防災力向上のために必要な経費
- 補助事業者は、住民による防災マップ作成を支援するものとする

★ 財政支援措置

- 補助上限額：3年間で1市町あたり500万円
- 補助率：1/2
- ※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費やその他の詳細については、県危機管理課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）

所管省庁等：総務省消防庁

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県（消防学校で使用するものに限る）、市町（一部事務組合および広域連合を含む）

★ 事業の目的および概要

地方公共団体における消防団の災害対応能力の向上を図るための設備の整備を促進することを目的とする。

★ 対象とする要件等

消防団の災害対応能力の向上を図るための設備整備費用で、次に掲げるもの

- 1 救急救助用器具
自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、災害対応用多機能型ノズル
- 2 夜間活動用器具（投光器、発電機）
- 3 水災用器具または水難救助用器具
排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう、高視認性雨衣
- 4 安全装備品
防塵メガネ、防塵マスク、耐切削性手袋、救命胴衣、切削防止用保護衣、高性能防火衣、防火帽・防火長靴、高視認性活動服
- 5 トランシーバー（特定小電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機をいう。）
- 6 無人航空機（「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」において規定された調達手続に準じた手続により調達されたものに限る。）

★ 財政支援措置

○補助率

総務省消防庁予算の範囲内で、補助対象設備の整備費の3分の1以内

予算規模	R02	7.4億円
	R03	3.3億円
	R04	2.5億円
	R05	2.5億円
	R06	2.4億円

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）としてH30～R02年度実施し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）によりR03年度以降も継続

○特別交付税措置

事業主体負担分について、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる

★ 過去の事例等

- R01 大野市、永平寺町、鯖江・丹生消防組合、若狭消防組合
R02 勝山市、敦賀美方消防組合、若狭消防組合
R03 若狭消防組合
R04～R06 不採択

消防防災体制等整備費（消防防災施設等整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金）

所管省庁等：総務省消防庁

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県、市町、一部事務組合、広域連合

★ 事業の目的および概要

地方公共団体の消防防災施設、緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 消防防災施設整備費補助金（以下「施設」という。）
耐震性貯水槽、防火水槽（林野分）、広域訓練拠点整備事業など
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「設備」という。）
消防ポンプ自動車、救急自動車、消防救急デジタル無線設備など

★ 財政支援措置

補助率

- 施設：原則として、基準額（交付要綱で規定）の3分の1以内
ただし、一部の事業で基準額の2分の1以内
- 設備：基準額（交付要綱で規定）の2分の1以内

★ 過去の事例等

- H30 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：福井市、嶺北消防組合、若狭消防組合
- R01 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市
- R02 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：若狭消防組合
- R03 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市、嶺北消防組合
- R04 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：大野市、嶺北消防組合、敦賀美方消防組合、若狭消防組合
- R05 施設：大野市、敦賀美方消防組合
設備：永平寺町、嶺北消防組合、敦賀美方消防組合
- R06 施設：大野市
設備：永平寺町

地域防災組織育成助成事業（消防団育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

消防団を有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備を推進する。

★ 対象とする要件等

消防団が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備に要する経費（建築物、消耗品は除く）

★ 財政支援措置

○助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

○助成額は、50万円から100万円まで

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- H26 鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- H27 永平寺町消防本部、鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- H28 勝山市消防本部、永平寺町消防本部、敦賀美方消防組合
- H29 勝山市消防本部、敦賀美方消防組合
- H30 嶺北消防組合、鯖江・丹生消防組合
- R01 永平寺町消防本部、敦賀美方消防組合
- R02 勝山市消防本部、永平寺町消防本部、鯖江・丹生消防組合
- R03 勝山市消防本部、鯖江・丹生消防組合
- R04 大野市消防本部、南越前町、勝山市消防本部、敦賀美方消防組合
- R05 勝山市、鯖江・丹生消防組合、敦賀美方消防組合
- R06 勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合

地域防災組織育成助成事業（女性防火クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動および防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

○防火防災訓練用資器材

- ①消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット
（光波消火器セット、水消火器セット等）
- ②心肺蘇生訓練用マネキンセット、AEDトレーナー
- ③煙体験用資器材（煙体験ハウス、煙発生装置）

○防火広報用視聴覚資器材

視聴覚資器材セット

（液晶ビジョン、ビデオデッキ（DVDも可）、スクリーン、デジタルカメラ、ビデオムービーカメラ、アクセサリキット、アンプ、スピーカー及び附属品一式など）

○その他

女性防火クラブ員の消防用法被

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

- 防火防災訓練用資器材：60万円を限度
- 防火広報用視聴覚資器材：100万円を限度
- 消防用法被：10万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

法被は防火防災訓練用資器材もしくは防火広報用視聴覚資器材のいずれかと一緒に購入する必要がある（法被単独での購入は不可）。また、法被の背には、「婦防」と表示する。

★ 過去の事例等

- H29 嶺北消防組合、南越消防組合
- H30 嶺北消防組合、南越消防組合
- R01 南越消防組合
- R02 嶺北消防組合、南越消防組合
- R04 嶺北消防組合
- R05 永平寺町、嶺北消防組合

地域防災組織育成助成事業（幼年消防クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

幼年消防クラブの育成および防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

- 幼年消防用活動資器材
幼年消防用鼓笛隊セット
（メジャーバトン、太鼓（大・中・小、キャリングホルダー付）、シンバル、ベルリラ、マーチングキーボード、ベスト、ベレー帽、指導書など）
- その他
幼年消防クラブ員の消防用法被

★ 財政支援措置

- 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）
- 幼年消防用活動資器材：40万円を限度
 - 消防用法被（幼年消防用活動資器材と一緒に購入する場合に限る）：10万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

法被は幼年消防用活動資器材と一緒に購入する必要がある（法被単独の購入は不可）。また、法被の背には、「防火」と表示する。

地域防災組織育成助成事業（女性消防隊育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

女性消防隊を有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

女性消防隊（女性消防団は含まない）が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等および予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材整備を図るための助成を行い、安全で強い地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

○初期消火活動および予防活動

初期消火活動：D-1 級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材

予防活動：法被、ジャンパー等、その他活動に必要な資器材

○初期消火活動および応急救護普及活動

初期消火活動：D-1 級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材

応急救護普及活動：心肺蘇生訓練人形・訓練用マット等、その他活動に必要な資器材

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

助成額は、100万円を限度

★ 留意事項等

D-1 級軽可搬消防ポンプの購入が必須。

また、本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

H28 南越消防組合、若狭消防組合

H29 若狭消防組合

H30 南越消防組合

R01 若狭消防組合

R02 若狭消防組合

R03 南越消防組合

R04 若狭消防組合、南越消防組合

R05 南越消防組合

地域防災組織育成助成事業（少年消防クラブ育成助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

少年消防クラブを有する市町、広域連合および一部事務組合

★ 事業の目的および概要

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材整備を図るための助成を行い、安全で強い地域づくりを推進する。

★ 対象とする要件等

- ①初期消火訓練用資機材：D-1級軽可搬消防ポンプ式、消防用ホース式等
- ②災害救助訓練用資器材：救助工具収納箱、ヘルメット、手袋、ハンド型メガフォン等
- ③応急手当訓練用資器材：人体モデル、AEDトレーナー等
- ④学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資器材：プロジェクター、スクリーン等

★ 財政支援措置

助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額（10万円単位）

助成額は、100万円を限度

★ 留意事項等

本事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備する設備等への宝くじの広報表示と、市町広報誌等を通じた「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

★ 過去の事例等

- R01 大野市
- R02 勝山市
- R03 勝山市、永平寺町
- R04 勝山市
- R05 勝山市
- R06 大野市

(一財) 日本防火・防災協会共催行事

所管省庁等：(一財) 日本防火・防災協会

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

都道府県および市町幼少年女性防火委員会

★ 事業の目的および概要

幼少年消防クラブ、女性防火クラブおよび自主防災組織等の拡充・強化を図る。

★ 対象とする要件等

- 幼年消防クラブ：参加人員300人以上の大会
- 少年消防クラブ：参加人員100人以上の大会または100人程度の研修会
- 女性防火クラブ：参加人員100人以上の大会または100人程度の研修会
- 自主防災組織：参加人員100人以上の大会または研修会
- 上記組織の混合：参加人員300人以上の大会

※研修会はおおむね次に該当する行事とする。

- ・参加者が訓練等を行うことにより、災害時における活動技術を身につけることを狙いとするもの。
- ・講演、講習参加者による体験発表、研究発表等により、参加者の消防・防災の知識を高めることを狙いとするもの。

※大会は、上記以外の行事で、総合して防火防災意識の高揚と防火防災思想の普及啓発を狙いとするもの。

★ 財政支援措置

7万円を基礎額とし、限度額は15万円とする。原則として各行事の参加者のうち、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織の参加者数をもとに算出する。

助成の対象とする費目は、おおむね会議費、表彰費、交通輸送費、印刷費、教材費、食料費、需用費、報償費とする。

★ 留意事項等

次に示すような行事は、助成の対象として認められない。

- ・女性消防隊等による可搬ポンプ操法大会等の行事
- ・消防法に基づく自衛消防隊による行事
- ・自主防災組織として届出のなされていない組織が行う研修会

行事の実施にあたって、看板等には協会との共催行事である旨の表示をすること。

★ 過去の事例等

- | | |
|-----|--------------------------|
| R02 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・大会） |
| R03 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R04 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R05 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・研修会） |
| R06 | 嶺北消防組合幼少年女性防火委員会（女性・講習会） |

消防団員安全装備品整備等助成事業

所管省庁等：消防団員等公務災害補償等共済基金

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある次の各号に掲げるもの

- ・市町
- ・一部事務組合
- ・広域連合
- ・水害予防組合

★ 事業の目的および概要

消防団員（水防団員を含む）の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業を実施する地方公共団体に対し、助成金を交付する事業を実施し、その安全確保の促進を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・安全帽
- ・救助用半長靴（先芯、靴底鋼板入りのもの）
- ・防火衣一式（防火服、防火帽、防火用長靴、防火手袋）
- ・耐切創性手袋
- ・反射チョッキ
- ・防寒衣
- ・携帯用灯光器（ヘッドランプを含む。）
- ・救命胴衣
- ・雨衣上下（反射テープ付、ポンチョ型は不可）
- ・防塵メガネ
- ・防塵マスク
- ・切創防止用保護衣（チェーンソー用で下肢を保護できるもの）
- ・灯光器（発電機を含む。）
- ・無線機器（特定小電力トランシーバー等）
- ・血圧計
- ・消防団員個別健康指導事業
- ・その他基金理事長が特に認めるもの

★ 財政支援措置

毎年度「消防団員等公務災害補償等共済基金」から示される枠配分額の範囲内

★ 留意事項等

対象とする要件等内の「その他基金理事長が特に認めるもの」に係る整備事業を実施しようとする場合には、事前に基金と協議するものとする。

★ 過去の事例等

- H28 勝山市 南越消防組合 若狭消防組合
- H29 永平寺町 鯖江・丹生消防組合 南越消防組合 若狭消防組合
- H30 勝山市 敦賀美方消防組合 若狭消防組合
- R01 勝山市 永平寺町 敦賀美方消防組合 若狭消防組合
- R02 嶺北消防組合 敦賀美方消防組合
- R03 大野市、勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合
- R04 大野市、勝山市、永平寺町、嶺北消防組合
- R05 大野市、勝山市、永平寺町、若狭消防組合
- R06 勝山市、永平寺町、敦賀美方消防組合

大規模災害団員等確保促進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町および一部事務組合（以下、市町等）

★ 事業の目的および概要

大規模災害時に地域で活動する機能別消防団員を確保するために必要な装備類の整備を行い、災害対応における初動対応力の強化・地域防災の充実を図る事業を実施する市町等に対し、助成金を交付する。

★ 対象とする要件等

大規模災害団員等の活動に必要なとなる装備品類の整備に関する事業

1 個人装備品

制服、活動服、安全装備品（安全帽、救助用半長靴、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣、雨衣）等

2 資機材

防火衣、車載用無線機、その他の情報関連機器、火災鎮圧用器具、救急救助用器具（担架等）、避難誘導器具、夜間活動用器具（投光器、発電機等）、後方支援用資機材（エアータント等）、その他大規模災害対応任務に必要なとなる装備（水難救助用器具等）

★ 財政支援措置

- ・補助上限額：大規模災害消防団員等 1 人あたり 4 万円
- ・補助率：2/3 以内
- ・対象団員：年度期間中に新規加入した大規模災害団員等
※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費や財政支援措置の算定に用いる団員の増員等、その他の詳細については、県消防保安課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

★ 過去の事例等

- R03 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R04 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R05 永平寺町、鯖江・丹生消防組合
- R06 永平寺町、鯖江・丹生消防組合

消防団員活動環境向上促進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：防災安全部 消防保安課 ☎ 0776-20-0310

★ 事業主体

市町および一部事務組合（以下、市町等）

★ 事業の目的および概要

消防団活動を行う上で、必要な免許または資格の取得に市町が実施する補助制度に対し、支援を行い、消防団員の担い手の確保を図る。

★ 対象とする要件等

市町（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）が実施する、消防団活動を行う上で必要な免許または資格の取得に要する経費で、市町が補助制度を実施するもの

★ 財政支援措置

- ・補助上限額：消防団員1人あたり9万円
 - ・補助率：1/2以内
- ※県予算額の範囲内での補助の実施

★ 留意事項等

対象となる経費やその他の詳細については、県消防保安課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

★ 過去の事例等

- R04 鯖江・丹生消防組合
- R05 鯖江・丹生消防組合
- R06 鯖江・丹生消防組合

U I ターン移住就職等支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：交流文化部 定住交流課 移住定住 G ☎ 0776-20-0665

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

東京圏への過度な一極集中の是正および地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住者に支援金を支給する。

★ 対象とする要件等

(1) 移住に関する要件

①国の交付金活用型

- 移住元：東京 23 区に在住（住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上）
東京 23 区へ通勤（住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上※）
※東京 23 区内の大学に通学していた者は、通学期間も対象期間に加算
- 移住先：東京圏以外の道府県または東京圏内の条件不利地域
転入後 1 年以内であること
5 年以上、継続して居住する意思を有していること

②県・市町独自型

市町の裁量により、移住に関する要件を設定

(2) 就職・創業に関する要件

①国の交付金活用型

- 就業先：東京圏以外または東京圏内の条件不利地域に所在
県のマッチングサイトに掲載している中小企業等
テレワーカー、専門人材、関係人口による移住者
- 就業条件等：週 20 時間以上の無期雇用契約
5 年以上、継続して勤務する意思を有していること
新規の雇用であること
- ※創業の場合 1 年以内に、福井型スタートアップ創出支援事業（産業労働部
経営改革課）の交付決定が必要

②県・市町独自型

市町の裁量により、就職・創業に関する要件を設定

★ 財政支援措置

①国の交付金活用型

- 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4
- 支給上限額：(世帯) 1, 000 千円 (単身) 600 千円
子育て世帯には 18 歳未満の人数 × 100 万円加算

②県・市町独自型

- 負担割合：1 / 2
- 支給上限額：(世帯) 500 千円 (単身) 300 千円
子育て世帯には 100 万円加算

地方就職学生支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：交流文化部 定住交流課 学生就職支援 G ☎ 0776-20-0638

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

若者の地方移住に対する支援を強化するため大学卒業後に福井県に移住する学生に対し、就職活動に参加するための交通費および移転費を支給する。

★ 対象とする要件等

(1) 移住等に関する要件

移住元：大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

移住先：福井県内に移住したこと。ただし、交通費については、勤務地が福井県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に(2)の要件を満たす企業等に就職し、福井県内に移住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件

就業先：勤務地が福井県内に所在する企業等に、(1)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

勤務地が福井県内に所在すること。

官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、県および市町が機関や職種を指定して対象とすることを可能とする。

就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、県および市町の判断により対象とすることを可能とする。

就業条件等：週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。移住先市町からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

★ 財政支援措置

①就職活動に参加するための交通費支援

負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

支給上限額：上限15千円

②上記①の支援を受けた学生への移転費支援

負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

支給上限額：実費または上限108千円

都市子育て家族の県内長期滞在モデル構築事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 定住交流課 移住定住G ☎ 0776-20-0665

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

都市部の共働き世帯が優れた子育て環境を実際に体験できるよう、子どもは保育園の一時預かり制度等を利用し都会ではできない福井ならではの保育体験を受けながら、両親は県内のワーキングスペース等においてテレワークを行い、家族で県内に長期滞在できる「ふく育県留学」モデルを実施することで、子育て家族の滞在拡大を図る。

★ 対象とする要件等

対象事業 「ふく育県留学事業」の開発、実施

対象経費 「ふく育県留学」の開発・実施に要する親子の滞在・受入費、独自のPR活動費等

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限額：1,000千円

移住相談集中強化事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 定住交流課 移住定住 G ☎ 0776-20-0665

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

市町が主催する移住セミナーの開催を支援することにより、移住希望者の新規開拓および県全体の移住相談体制の充実・強化を図る。

★ 対象とする要件等

対象事業 (1) 移住セミナーの開催

①市町が主催し認定NPO法人ふるさと回帰支援センターと共催する移住セミナーを2回以上開催すること（オンラインのみの開催は不可）

②ふるさと回帰支援センターの正会員Cとなること

対象経費 講師謝金、旅費、開催委託料、会場使用料、ふるさと回帰支援センター負担金等

★ 財政支援措置

補助率：1/3

補助上限額：100千円

インバウンド受入環境整備事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光誘客課 国際観光室 ☎ 0776-20-0699

★ 事業主体

市町、観光協会等

★ 事業の目的および概要

外国人観光客が快適に旅行できる受入環境を整え、消費拡大を促していくため、市町との協働により重点整備エリアを選定し、域内のキャッシュレス決済・名税対応・W i - F i 環境等を面的に整備する。

★ 対象とする要件等

重点整備エリア内における外国人観光客の受入環境整備に対する経費支援

①多言語案内標識の整備

I C Tを活用した案内標識やデザインを統一した多言語観光案内標識の整備

②観光スポットの掲示物等の多言語化整備

観光地の見どころや体験の内容を紹介する掲示物等の多言語化

③無料エリアW i - F iの整備

誰でも自由に接続可能なW i - F iの整備

④公衆トイレの洋式化

和式トイレの洋式化や、洋式トイレの新設・増設および清潔等機能向上

⑤小売店・飲食店等における対応

店内の多言語表示、キャッシュレス決済・免税への対応、客が利用できるW i - F i環境の整備

★ 財政支援措置

国 1/2、県 1/4 (3/4)、市町 1/4

★ 留意事項等

上記（ ）内は、観光庁「インバウンド受入環境整備高度化事業」の採択を受けられない5市町〔大野市、池田町、美浜町、高浜町、おおい町〕が対象

稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光誘客課 周遊観光 G ☎ 0776-20-0291

★ 事業主体

市町、観光団体等

★ 事業の目的および概要

JR西日本・旅行会社と連携して実施する「福井県観光開発プロジェクト」において、魅力ある旅行商品の造成を進め、県内の周遊観光促進を図る。

★ 対象とする要件等

福井県観光開発プロジェクトにおいて、旅行会社からの助言等に基づき、旅行商品の造成に向けて行う以下の事業

- ①ソフト事業：体験メニュー、アクティビティ等の開発及び観光素材の磨き上げを行うもので、観光地の魅力を向上させ、滞在時間の増加または観光消費額の増加が見込まれる事業
- ②ハード事業：観光施設等の改修や備品の追加・更新を行うもので、観光施設等の魅力や利便性を向上させ、観光客の誘客促進に効果が見込める事業
※新規整備は対象外

★ 財政支援措置

区分	補助率	補助限度額
①ソフト事業	補助対象経費の2分の1以内	3,000千円/件
②ハード事業	補助対象経費の2分の1以内	10,000千円/件

★ 留意事項等

- ②ハード事業を実施する市町においては①ソフト事業の実施を必須とする。

多様な宿泊施設整備支援事業

旧事業名：民宿リニューアル支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光誘客課 周遊観光 G ☎ 0776-20-0291

★ 事業主体

市町、宿泊事業者等

★ 事業の目的および概要

来県の目的となるような多様かつ魅力的な宿泊施設への整備を進めることにより、本県のさらなる誘客、滞在時間の延長および観光消費額の増加を図る。

★ 対象とする要件等

(1) 多様な宿泊施設整備支援事業（補助対象：市町）

①一般枠（補助対象：市町）

・サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、本県の観光資源を活用した伝統工芸ルーム等、来県の目的となるような魅力的な宿泊施設を整備する事業であること

②新規開業枠（補助対象：市町）

・新たに旅館業法第3条第1項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営予定の事業者が行う、サイクリストに優しい宿等、来県の目的となるような魅力的な宿泊施設を整備にかかる経費を補助（※営業中の施設改修は対象外）

(2) 地域再生の核となる民宿等への改修費の補助

旅の目的となる上質な宿泊施設（補助対象：事業者）

以下のすべての要件を満たす施設の整備、改修等

- ・専門家チームからの意見に基づいた改修であること
- ・上質な宿泊施設への改修計画であること

★ 財政支援措置

	負担割合	補助上限額
(1) 多様な宿泊施設整備支援事業		
①一般枠	県1/3、市町1/3、事業者1/3	5,000千円
②新規開業枠	県1/3、市町1/3、事業者1/3	10,000千円
(2) 地域再生の核となる民宿等への改修費の補助		
旅の目的となる上質な宿泊施設	県1/2、事業者1/2	60,000千円

事業期間 (1) 令和5年度～令和7年度

(2) 令和4年度～令和7年度

新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光誘客課 周遊観光 G ☎ 0776-20-0291

★ 事業主体

市町、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線県内開業や中部縦貫自動車道全線開通による効果を最大化するため、伝統工芸や禅など、多くの人を惹きつける本物の価値をもつ観光素材を活かして観光地域を高付加価値化し、さらなるスケールアップを図ることにより、観光客の滞在時間の伸長、観光消費額の増加につなげ、より稼げる観光地づくりを進める。

★ 対象とする要件等 ※計画の採択は終了

- (1) 本県の「本物」の価値を持つ観光素材を活かし、観光地域の高付加価値化、観光消費額増加等を図る取組みであること
- (2) 観光地域内のまち歩きを促進する取組みであること
- (3) 市町が地域DMO、観光協会、事業者等と連携し整備事業計画を策定すること
- (4) 地域内に複数（5者以上）の事業者（宿泊施設（必須）、土産物店、飲食店、観光施設、交通事業者等）を持ち、整備計画の下、地域一体となって観光地域づくりを行うこと
- (5) 観光地域内の滞在時間伸長、観光消費額増加に資するハード整備およびソフト事業を展開すること

★ 財政支援措置

補助メニュー	補助率	1整備計画あたりの補助上限額
ハード事業	1 / 3 以内	1億円
ソフト事業		1,500万円

若狭湾サイクリングルート整備事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光誘客課 若狭湾サイクリングルート推進室 ☎ 0770-47-5422

★ 事業主体

市町、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

JR敦賀駅からJR若狭高浜駅までをつなぐ「若狭湾サイクリングルート」において、サイクリストが安心してサイクリングできる環境の整備、初心者やファミリーなど幅広い層がサイクリングを楽しめるようレンタサイクルの整備の支援などを行い、嶺南6市町のサイクルツーリズム（自転車を活用した観光）の推進を図る。

★ 対象とする要件等

- (1) 嶺南6市町に住所を有する施設・事業者であること
- (2) 嶺南地域のサイクルツーリズム、自転車による地域づくり・まちづくりに資する以下の事業であること
 - ① サイクリストが安心してサイクリングを楽しむために必要なサイクルラックや工具などの整備、休憩するための施設改修などを行う事業であること
 - ② 幅広い層がサイクリングを楽しむためのレンタサイクルを整備する事業であること
 - ③ 地域のサイクルツーリズムの推進や自転車を活用したまちづくりに向けたサイクリングイベントの開催などを行う事業であること

★ 財政支援措置

区分	負担割合	補助限度額
① サイクリスト受入環境整備事業	県1/3、市町1/3、事業者1/3	100千円
	(市町実施事業の場合) 県1/2、市町1/2	150千円
② レンタサイクル整備事業	県1/3、市町1/3、事業者1/3	200千円
	(市町実施事業の場合) 県1/2、市町1/2	300千円
③ サイクリングイベント等開催事業	県1/3、市町1/3、事業者1/3	100千円
	(市町実施事業の場合) 県1/2、市町1/2	150千円

中部縦貫自動車道開通イベント開催事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：交流文化部 新幹線開業課 開業おもてなし G ☎ 0776-20-0546

★ 事業主体

中部縦貫自動車道沿道4市町（福井市、大野市、勝山市、永平寺町）

★ 事業の目的および概要

中部縦貫自動車道沿道4市町が中京圏や県内で実施する中部縦貫自動車道開通に係るイベントへの支援を行う。

★ 対象とする要件等

中部縦貫自動車道沿道4市町が中京圏や県内で実施する中部縦貫自動車道開通に係るイベントを開催するのに要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1／2

補助上限額：2,500千円

事業期間：令和7年度

福井を学ぶ体験旅行推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 新幹線開業課 誘客プロモーションG ☎ 0776-20-0801

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

将来の観光リピーターとなりうる若年層の誘致を進めるため、市町と連携し、高校、大学等の合宿の誘致ならびに地域交流を推進する。

★ 対象とする要件等

市町が、高校、大学等の合宿を誘致するため、合宿する団体に対して交付する。

- ① 県外に所在する高等学校、短期大学または大学の生徒または学生で構成する運動系または文化系の団体（ゼミを含む）
- ② 20人泊以上の団体

★ 財政支援措置

補助限度額：宿泊費 1市町当たり7,500千円（ただし、予算の範囲内）

宿泊費の加算 " 7,500千円（ " ）

地域交流費 " 3,750千円（ " ）

補助率：宿泊費 1/2以内（1人泊あたり500円：県負担は市町負担と同額以下）

宿泊費の加算 10/10（1人あたり500円：定額）

地域交流費 10/10（1人あたり250円：定額）

事業期間：平成22年から（地域交流費は平成26年度から）

★ 過去の事例等

平成26年度	15市町	66,900人泊
平成27年度	15市町	67,000人泊
平成28年度	15市町	56,500人泊
平成29年度	14市町	62,900人泊
平成30年度	15市町	53,000人泊
令和元年度	15市町	50,200人泊
令和2年度	15市町	2,200人泊
令和3年度	15市町	3,400人泊
令和4年度	15市町	18,100人泊
令和5年度	15市町	25,700人泊

伝統文化親子教室事業（教室実施型）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

伝統文化等の振興等を目的とする一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、NPO法人、任意団体（法人格を有しないが、定款、規約等を有するなどの要件を満たす団体）

★ 事業の目的および概要

伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とし、子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等活動を計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する取組に対して補助する。

★ 対象事業等

（１）伝統文化親子教室事業

子供たちが伝統文化等活動を計画的・継続的に体験・習得する「教室」及び、「教室」で取得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域行事へ参加する取組

（２）「放課後子供教室」と連携した取組

「放課後子供教室」に参加する子供たちを対象に伝統文化・生活文化活動を体験する機会を提供する取組。

★ 財政支援措置

1申請団体あたり（１）、（２）の事業ごとに上限50万円（合計100万円）。
※上限額については、参加者（子供）の人数の規模によって異なる。

★ 留意事項等

【スケジュール】

10月 実施希望照会

12月 実施希望回答（開催希望団体→市町教育委員会→県文化課→文化庁）

4月 審査結果通知

4月～ 事業開始

★ 過去の事例等

R2 35団体採択

R3 32団体採択

R4 30団体採択

R5 23団体採択

R6 20団体採択

伝統文化親子教室事業（地域展開型）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地方公共団体、地方公共団体が中心として参画する伝統文化等の振興等を目的とする実行委員会、伝統文化等の振興等を目的とする一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、NPO法人、任意団体（法人格を有しないが、定款、規約等を有するなどの要件を満たす団体）

★ 事業の目的および概要

次代を担う子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験できる機会を提供することにより、伝統文化等を継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

★ 対象事業等

対象となる事業

我が国又は地域の伝統文化等を子供たちが体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容等についても理解することができ、以下AまたはBを満たす取組であること。

A 教室参画事業

地方公共団体等に地域の伝統文化親子教室（教室実施型・統括実施型）が参画し、子供たちに幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会を提供することで、参加した子供たちを伝統文化親子教室（教室実施型・統括実施型）の教室へ誘導し、伝統文化等の継承・発展を促す取組

B 教室代替事業

地方公共団体等が、教室実施型の実施が困難な地域・分野（対象となる年代の児童・生徒の人口が少ない地域や、周辺地域で教室がない分野など）において、幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会と、計画的・継続的な体験・修得の機会の両方を提供する取組

★ 財政支援措置

1 申請団体あたり上限500万円

★ 留意事項等

【スケジュール】

1月 公募開始

2月 実施希望照会（開催希望団体→文化庁）

5月～ 事業開始

地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）

旧事業名：文化遺産総合活用推進事業（～H30）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会又は文化財保護活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等（文化財所有者や保存団体、観光団体、商業施設・宿泊施設等の経営者等）で構成する協議会等。

★ 事業の目的および概要

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・人材育成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする。

★ 補助対象事業

- (1) 人材育成事業
- (2) 普及啓発事業
- (3) その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組）

★ 財政支援措置

文化庁予算の範囲内で経費の全部または一部を補助。

補助金支払は原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定した後、直接文化庁から実行委員会等に対し支払う。

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 1 1月 実施希望照会
- 1 月 実施希望回答（実行委員会等→県文化課→文化庁）
- 3 月 決定
- 4 月～事業実施

★ 過去の事例等

- R 1 福井県、小浜市、鯖江市
- R 2 福井県、鯖江市
- R 3 鯖江市
- R 4 採択なし
- R 5 福井県
- R 6 鯖江市

地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の礎である伝統行事や民俗芸能等の用具の修理・後継者養成など、各地域の実情に応じた取組に対して補助金を交付し、地域の伝統行事等の基盤整備を支援するとともに、収益機能の強化や官民連携の取組を促すことにより、次世代への継承や地域活性化の推進を目的とする。

★ 補助対象事業

- (1) 用具等整備事業
- (2) 後継者養成事業
- (3) 記録作成・情報整備事業

★ 財政支援措置

文化庁の予算の範囲内で補助。

補助金支払は原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定した後、文化庁から直接実行委員会等に対し支払う。

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 1 1月 実施希望照会
- 1月 実施希望回答（実行委員会等→県文化課→文化庁）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

所管省庁等：文化庁（一部 文部科学省）

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

主催者：文化庁

共催者：県、県教育委員会、実施校（小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校）

※芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、子供 夢・アート・アカデミーは高等学校も対象

★ 事業の目的

小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的とする。

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業では、「芸術家の派遣事業」「コミュニケーション能力向上事業」「文化施設等活用公演事業」「ユニバーサル公演事業」「子供 夢・アート・アカデミー」の5つの区分を設置し、学校が希望する取り組みを支援する。

★ 対象事業等

○芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上

【派遣分野】音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術
（これ以外も文化庁と相談の上実施可）

○文化施設等活用公演【対象分野】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術

○ユニバーサル公演事業【分野】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能

○子供 夢・アート・アカデミー【分野】音楽、演劇、舞踊、美術、文芸

★ 財政支援措置

○芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、子供 夢・アート・アカデミー
講師及び補助者の謝金、旅費、講演等諸雑費

○文化施設等活用公演

公演料、児童・生徒の移動費、会場借損料

○ユニバーサル公演事業

公演料、公演団体の旅費、運搬費、児童・生徒の移動費

★ 留意事項等

【スケジュール】

9月 募集案内

10月 応募書類提出（学校→文化庁）

3月 内定

4月 決定通知

★ 過去の事例等

R1 派遣事業22校実施

R2 派遣事業14校実施

R3 派遣事業24校採択

R4 派遣事業16校採択

R5 派遣事業24校採択

R6 派遣事業15校採択

舞台芸術等総合支援事業

所管省庁等：日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

主催者：独立行政法人日本芸術文化振興会

共催者：県、県教育委員会、実施校（小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校）

★ 事業の目的

小学校・中学校等において日本トップレベルの文化芸術団体による巡回公演を行うことを通じて、子供たちの豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに。文化的な地域格差の解消を促進することを目的とする。

★ 対象事業等

【公演種目】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、メディア芸術

★ 財政支援措置

出演料・公演料等、公演団体の旅費・運搬費、児童生徒が会場等に移動する場合の経費（バス代、公共機関運賃等）

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 12月 募集案内
- 1月 応募書類提出（学校→文化庁）
- 3月 内定
- 4月 決定通知

★ 過去の事例等

- R1 巡回公演事業27校
- R2 巡回公演事業28校、
- R3 巡回公演事業21校、
- R4 巡回公演事業24校、
- R5 巡回公演事業26校、
- R6 巡回公演事業19校

アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地方公共団体または法人格を有する者
地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会 等

★ 事業の目的および概要

国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（AIR）事業を支援することで、AIR活動を通じて地域に文化芸術の創造・発信拠点を形成するとともに、文化芸術を基幹とした地域活性化を図ることを目的としている。

★ 対象とする要件等

海外のAIR実施団体と協働または協働の計画を構想している国内のAIR実施団体が、外国人アーティストを招へいし、滞在地域において国内アーティストをはじめアート関連団体、文化施設、教育機関、地域自治体等と交流・連携しながら滞在型の創作活動を行い、地域の文化芸術の創造・発信拠点の形成や国際発信・交流に資する取組を支援。
※対象となる芸術分野に限定なし。

★ 財政支援措置

上限400万円
採択団体7件程度

★ 補助対象事業

必須プログラム①②の補助条件に従って実施する事業。
必須プログラム

- ①海外のAIR実施団体と交換プログラムを実施、計画進行中又は計画を構想している国内のAIR実施団体が行う取組であって、外国人アーティスト等を招聘し、国内アーティストや地域住民等との連携や協働を行いながら実施する滞在型の創作活動支援。
- ②招聘した外国人アーティスト等の滞在中に、地域住民をはじめ広く一般を対象として、文化芸術に触れる機会を提供するためのイベント等の開催。

★ 留意事項等

補助を受けようとする同一の事業内容については、原則として、文化庁の他の補助事業や芸術文化振興基金に応募することはできません。

【スケジュール】

- 2月 募集案内
- 3月頃 内定
- 4月 決定通知

文化芸術創造拠点形成事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点の形成に向けた取組を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、各地域の多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

対象事業

- ・地域の文化芸術資源を活用して地方公共団体が主体的に実施する文化事業であり、
- ・文化芸術に携わる専門的人材を軸としながら、
- ・地域住民の積極的な参加の下で文化芸術創造拠点の形成を志向し、
- ・人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を有機的に連動させることで地域の総合的な文化芸術振興を企図する事業。

★ 対象とする要件等

- ・応募団体は、3～5年程度の「文化芸術創造拠点形成事業実施計画」を策定（必須）
- ・地方公共団体が主体的に実施する取組
- ・芸産学官民など多様な主体との連携を企図する取組
- ・専門人材を軸として、地域の文化芸術の振興に資する複数の取組を有機的に連携させる総合的な文化芸術施策
- ・事業目的に整合し、目標の達成度を把握することができる適切な定量的指標を設定した上で、事業全体のさらなる精緻化・高度化に向けた改善を進めること

★ 財政支援措置

- ・補助対象経費の2分の1以内
- ・上限6,000万円

★ 留意事項等

・本補助金は地域の総合的な文化芸術振興の取組を支援するものであることから、同一の地方公共団体からの申請は1件までとする。

【スケジュール】

- 1月 募集案内
- 2月 応募書類提出
- 3月頃 内定
- 4月 決定通知

優秀映画鑑賞推進事業

所管省庁等：独立行政法人 国立美術館国立映画アーカイブ

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

文化庁、(独)国立美術館国立映画アーカイブ、公立文化施設等

★ 事業の目的および概要

広く国民に優れた映画の鑑賞の機会を提供するため、文化庁協力のもと、(独)国立美術館国立映画アーカイブ(以下「国立映画アーカイブ」)が所蔵する映画フィルムを各地の公立文化施設において、公開上映する。

★ 対象とする要件等

【実施方法】

国立映画アーカイブが選定した映画フィルムのうちから希望する作品を公立文化施設等で公開上映する。(必要に応じ、専門家による講演等を行うことができる。)

【会場】

35ミリ映写設備を有する施設または、DCP映写設備を有する施設、その他これに準ずる適当な設備を有する施設。

映写設備を有しない施設であっても、35ミリ映写機レンタルが可能であれば実施可能。

【事業分担】

国立映画アーカイブ：映画フィルムの提供、鑑賞の手引きの作成、輸送等

公立文化施設等：上映活動、広報、講演等

★ 財政支援措置

【経費負担】

公立文化施設が負担する経費：会場使用料、会場設営および整理に要する経費、広報にかかる経費、上映に関する講演等の謝金及び旅費等

【観覧料】

公立文化施設等は公開上映の観覧者から成人1人500円の範囲内で観覧料を徴収可能。

★ 留意事項等

【スケジュール】

11月 実施希望照会

1月 実施希望回答(公立文化施設等→県文化課→国立映画アーカイブ)

2～3月 内定

3～4月 決定通知

7月～事業実施

★ 過去の事例等

R1 越前市いまだて芸術館、なびあす

R2 越前市いまだて芸術館

R3 越前市いまだて芸術館、パレア若狭

R4 越前市いまだて芸術館、パレア若狭音楽ホール、美浜町生涯学習センターなびあす

R5 越前市いまだて芸術館、パレア若狭音楽ホール、美浜町生涯学習センターなびあす

R6 越前市いまだて芸術館

芸術文化振興基金助成金（文化会館公演）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

文化会館、文化ホール、劇場、音楽堂、その他文化施設の設置者または運営者（地方公共団体、文化団体等）

★ 事業の目的および概要

地域における芸術の創造・普及およびこれらを通じて地域の振興に寄与することが期待される文化会館等の地域の文化施設の公演を支援する。

★ 補助対象事業

文化会館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う地域の文化の振興普及にかかる公演活動。

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象…出演費、音楽費、文芸費、舞台・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策経費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（美術館等展示）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

美術館、美術展示施設、博物館、その他の文化施設の設置者または運営者（地方公共団体、文化団体等）

★ 事業の目的および概要

地域における芸術の創造・普及およびこれらを通じて地域の振興に寄与することが期待される美術館等の地域の文化施設の展示活動を支援する。

★ 補助対象事業

美術館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う美術展示活動。
美術（絵画・彫刻・インスタレーション、写真、映像、工芸、書等）、
デザイン、建築、メディア芸術（漫画・アニメーション・メディアアート等）

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額
助成対象…作品料、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地方公共団体、法人（NPOを含む）、保存会、協議会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統をもった集落・町並み、文化的景観（以下「歴史的集落・町並み・文化的景観」という）の保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援する。

★ 補助対象事業

【助成対象地区】

- (1) 「伝統的建造物群保存対策調査」又は「文化的景観保護促進事業の調査」（いずれも文化庁国庫補助事業）及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区とする。
- (2) 前記(1)の「調査実施地区」に該当しない場合であっても、地域住民と地元市町村が一体となって、文化的景観に準じる景観の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められる場合には助成の対象となる地区（市町村推薦地区）とする。

【対象となる活動】

- (1) 歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料の収集・作成・展示活動等の普及啓発活動。
- (2) (1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修
- (3) (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬費、資料等購入・資材等購入費、
保全・補修費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（民俗文化財の保存活用活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

地方公共団体、法人（NPOを含む）、保存会、協議会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化の振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（民俗文化財）の保存・活動を支援する。

★ 補助対象事業

- （1）民俗文化財の保存伝承に資する特色ある取組等を伴う公開活動
- （2）民俗文化財の記録作成（音声・映像等）による保存活用活動
- （3）民俗文化財の復活・復元活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬・舞台費、製作・修理費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（アマチュア等の文化団体活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

一般社団・財団法人、公益法人（※地方公共団体が資本金等に出資している法人を除く）、NPO法人、任意団体、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化振興に寄与することが期待され、住民が主体的に参加するアマチュア・青少年等の文化団体による芸術文化の創造・普及活動の支援

★ 補助対象事業

自ら主催し行う公演・展示活動で、地域に根差した文化団体が日頃の文化活動の成果を広く公開する活動や、青少年による芸術文化の公開活動

分野	ジャンル
音楽	オーケストラ、吹奏楽、オペラ、室内楽、合唱 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊、コンテンポラリーダンス 等
演劇	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル 等
伝統芸能	地芝居（歌舞伎、人形浄瑠璃芝居 等）、民謡、邦楽 等
美術	絵画、彫刻、工芸、写真、書等の展示
その他	生活文化等、上記5分に分類できない公演・展示

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…出演費・作品料、音楽費、文芸費、会場費、舞台・設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策経費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（法人等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

法人（NPOを含む）、保存会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（伝統工芸技術・文化財保存技術）の保存・伝承に係る活動を支援する。

★ 補助対象事業

助成の対象となる者が、自ら主催して行う以下の活動

- （1）伝統工芸技術・文化財保存技術（いずれも国指定・選定を除く）の保存伝承活動
- （2）伝統工芸技術・文化財保存技術の公開活用活動
- （3）伝統工芸技術・文化財保存技術の記録作成（音声・映像等の記録）による保存活用活動
- （4）衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（法人等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

劇場・音楽堂等機能強化推進事業

旧事業名：劇場・音楽堂等活性化事業（～H29）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

劇場・音楽堂等の設置者または運営者（地方公共団体、法人）、実演芸術団体、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行い、劇場・音楽堂の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する。

★ 補助対象事業

- (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業
劇場・音楽堂等を取り巻く固有の課題や我が国の社会的課題の解決に資すると認められる5年間の事業計画を助成
- (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業
地域の中核的役割を担う劇場・音楽堂等が、地域の特性・ニーズを踏まえ、地域の文化拠点としての機能を最大限発揮する取組（公演事業・人材養成事業・普及啓発事業）に対して活動別に支援
- (3) 共同制作支援事業
複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）を支援
- (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業
国民及び外国人がその居住する地域等にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援

★ 財政支援措置

- (1)～(3)の事業
補助対象経費の1/2以内、かつ自己負担金の範囲内
- (4)の事業
助成の対象となる事業に要する旅費、運搬費の合計額

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 9月 募集案内
- 11月 実施希望回答（希望団体等→日本芸術文化振興会）
- 3月頃 採択内定予定
- 4月～ 事業開始

地域の文化・芸術活動助成事業（創造プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、新たに自ら企画・制作する公演、展覧会のうち、地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業実施する上で他地域の参考となるような顕著な工夫が認められる事業を助成する。

★ 対象事業等

【事業要件】

①一般分

地方公共団体等が新たに主体的に企画、実施するもので、長期的展望を持ち段階的に発展する事業であり、アーティストと地域住民との交流を図るアウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施し、継続性のある、他地域の参考となるような顕著な工夫のある事業。

②企画制作力向上特別分

自主事業の企画制作力をさらに向上させ、周辺地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらす事業

③地域課題対処特別分

地域の課題に向き合い解決に向けて取り組もうとするアウトリーチ、ワークショップ等を行う文化芸術事業

【対象分野】

①音楽分野（クラシック、邦楽など）

②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）

③伝統芸能分野（能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で傳承されている芸能など）

④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）

⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【対象期間】

①一般分：2～3年間

②企画制作力向上特別分：1年間

③地域課題対処特別分：2～3年間

【助成額】

助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の2分の1以内。上限額1,000万円。（ただし、③地域課題対処特別分は上限500万円。）

【直接経費】

出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費など

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

★ 過去の事例等

R3 福井県

R4 福井県

地域の文化・芸術活動助成事業（連携プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、特定公益法人、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、単独では実施できず、3以上の地方公共団体等が連携し、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業に助成する。

また、「連携プログラム」実施準備のために前年度に行う企画・連携調整等の取組に対して助成する。（連絡調整事業）

★ 対象事業等

地方公共団体等が新たに主体的に企画、実施するもので、アーティストと地域住民との交流を図るアウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施し、3以上の地方公共団体等が連携することにより、事業製作・運営能力の向上や連携団体間のノウハウの共有・蓄積などの効果や経費節減効果が認められる事業。

【対象分野】

- ①音楽分野（クラシック、邦楽など）
- ②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
- ③伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で傳承されている芸能など）
- ④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
- ⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【対象期間】 1年間

【助成額】 助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の3分の2以内。

1 地方公共団体ごとに上限額500万円。連携全体で上限額3,000万円。

「連絡調整事業」は代表する1団体に対して上限額100万円。

【直接経費】 出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画製作費など

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

地域の文化・芸術活動助成事業（研修プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、特定公益法人、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るために、企画・運営に携わる者及び地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とし、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する事業に助成する。

★ 対象事業等

地方公共団体等が企画、実施するもので、地域における文化・芸術環境づくりを担う者を対象として、実践的な内容で、他地域の参考となるような研修を行う事業。

★ 財政支援措置

【対象期間】 1年間

【助成額】 助成対象事業に係る直接経費（参加料等収入は控除）の3分の2以内。
上限額200万円。

【直接経費】会場借上料、講師等謝金（交通費・宿泊費・日当含む。）、研修用資料の印刷製本費（書籍購入費は除く。）、チラシ・ポスター印刷費、旅費・通信費、保険料

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

★ 過去の事例等

R3 福井県

R4 福井県

R5 福井県

R6 福井県

地域の文化・芸術活動助成事業（公立文化施設活性化計画プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

県、市町、公立文化施設の指定管理者等、特定公益法人

★ 事業の目的および概要

公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を掲載した計画を、地方公共団体等が自ら主体的に企画、策定する事業を助成する。

★ 対象事業等

地方公共団体等が企画、実施するもので、ア 公立文化施設の政策評価、イ 市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策、ウ 公立文化施設による地域活性化効果調査のいずれかを含み、他地域の参考となるような計画を策定する事業であること。

★ 財政支援措置

【対象期間】 助成決定初年度を含め2か年以内。

【助成額】 助成対象事業に係る直接経費の3分の2以内。上限額200万円。

【直接経費】 謝金、旅費、消耗品等、印刷製本費、通信費、賃借料

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

市町村立美術館活性化事業

所管省庁等：(一財) 地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町村、公立文化施設の指定管理者等。
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

市町村立美術館の企画・制作能力の向上や、美術館同士の連携の促進、所蔵作品の利活用を図るために、複数の市町村立美術館が共同して取り組む巡回展の実施を支援する。

★ 対象事業等

複数の市町村立美術館による、(一財) 地域創造が企画提示する公立美術館の所蔵作品を活用した共同巡回展及び地域交流プログラム(ワークショップ、ギャラリートーク、地域住民の芸術への理解共感を深めるような普及関連事業)を実施する事業。

★ 財政支援措置

- 準備年度
準備年度に支出する経費(上限100万円)
助成対象…企画費、作品調査費、通信運搬費
- 開催年度
開催年度に支出する経費(入場料等収入を控除した額)の3分の2以内
(上限1,200万円)
助成対象…企画費、普及活動費、作品調査・借上費、作品補修費、会場設営費、
展示工作・撤去・作品運搬費、照明費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、
保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- | | | |
|--------|-------|----------------------------|
| (2年度前) | 7～11月 | 参加館募集、応募(市町等→(一財)地域創造) |
| | 2月 | 内定 |
| (1年度前) | 11月 | 申請書提出(実行委員会(市町等)→(一財)地域創造) |
| | 2月 | 内定 |
| (開催年度) | 4月 | 決定、事業開始 |

公立美術館共同巡回展開催助成事業（2か年プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画・制作能力の向上や、公立美術館の利活用の促進、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場として自主的な企画・制作により所蔵作品等を巡回展示する共同巡回展の準備及び開催を支援する。また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。

★ 対象事業等

3館以上の複数の公立美術館の自主的な企画・制作による、各公立美術館を会場として開催される共同巡回展事業。

★ 財政支援措置

助成対象経費（入場料等収入を控除した額）の3分の2以内
（準備年度は上限150万円、開催年度は上限2,000万円）
助成対象…企画費、普及活動費、作品調査・借上費、作品補修費、会場設営費、
展示工作・撤去・作品運搬費、照明費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、
保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

（2年度前）	7月	参加館募集
	11月	申請書（準備年度）提出（市町等）→（一財）地域創造
	1月	内定
（準備年度）	11月	申請書（開催年度）提出（実行委員会（市町等））→（一財）地域創造
	1月	内定
（開催年度）	4月	決定、事業開始

公立美術館共同巡回展開催助成事業（単年度プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場とし、自主的な企画・製作により所蔵作品等を巡回展示する共同巡回展の開催を支援する。

★ 対象事業等

3館以上の公立美術館の自主的な企画・製作により各美術館を会場として開催される共同巡回展。

★ 財政支援措置

以下のどちらか一方に係る経費の合計額の3分の2以内

- ①作品借用・展示関連経費
- ②図録作成関連経費

①の上限は500万円、②の上限は300万円。

助成対象…①企画費、作品調査・借上費、作品補修費、展示工作・撤去・作品運搬費、通信運搬費
②企画費、図録作成費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 7月 募集案内
- 11月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）
- 4月 事業開始

公立美術館共同巡回展企画支援事業

所管省庁等：(一財) 地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場とし、自主的な企画・製作により所蔵作品等を巡回展示する、共同巡回展の企画検討にかかる作業（企画検討作業）を支援する。

★ 対象事業等

複数の公立美術館の自主的な企画・製作により、各美術館を会場として開催される共同巡回展の企画検討作業であって、「公立美術館共同巡回展開催助成事業」（2か年プログラムまたは単年度プログラム）等への申請を目指すもの。

★ 財政支援措置

助成対象事業経費の合計額のうち、100万円を上限額とする
助成対象…企画費、作品調査費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 7月 募集案内
- 11月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）
- 4月 事業開始

公立美術館共同地域交流プログラム助成事業

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館が自主的に企画・製作する当該公立美術館の所蔵作品等を活用した展示（展覧会）に関連した地域交流プログラムに対して助成する。

★ 対象事業等

2館以上の公立美術館の自主的な企画・製作により各美術館を会場として開催される展覧会に関連した、共同で企画・実施する地域交流プログラム。

★ 財政支援措置

助成対象事業経費の合計額のうち、100万円を上限額とする
助成対象…企画費、普及活動費、保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集案内
- 11月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）
- 4月 事業開始

地域伝統芸能等保存事業

所管省庁等：(一財) 地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

県、市町、指定管理者等、実行委員・保存会等

★ 事業の目的および概要

地方公共団体等が実施する各地域固有の伝統芸能等の記録・保存・継承事業に対して助成する。

★ 対象事業等

(1) 映像記録保存事業

市町が、各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域の伝統芸能等を映像に記録・保存する事業。

(2) 保存・継承活動支援事業

地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）の保存・継承のために活動している団体等に対して、市区町村が実施している補助事業を支援。

★ 財政支援措置

(1) 映像記録保存事業

1 市町あたり 1 事業申請可。助成対象事業に係る直接経費の 3 分の 2 以内で上限 200 万円。

【直接経費】

企画台本費、機材費、演出製作人件費、制作費（映像製作に係るもの、解説書、採譜、その他印刷物の作成等、伝統芸能等の保存・継承に必要な補助資料の作成費含む）、取材関係費、編集関係費、その他

(2) 保存・継承活動支援事業

助成対象事業に係る直接経費の 2 分の 1 以内で上限 30 万円

★ 留意事項等

【スケジュール】

7 月 実施希望照会

9 月 実施希望回答（市町等→県→(一財) 地域創造）

4 月 事業開始

★ 過去の事例等

R3 2 件採択（坂井市、福井市）

R4 2 件採択（坂井市、福井市）

R5 2 件採択（坂井市、福井市）

R6 4 件採択（坂井市 2 件、福井市、勝山市）

R7 2 件採択（坂井市、福井市）

宝くじ文化公演

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演種目】

交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会、その他

【開催地】

同一内容の1事業につき、原則、連続する2日間で各都道府県内2市町村とし、(一財) 自治総合センターが決定。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

2つの会場の規模が概ね同程度の公立文化施設等

★ 財政支援措置

文化公演に関する経費の負担区分は概ね次のとおり。

【(一財) 自治総合センター】

出演料（旅費、宿泊費を含む）、特殊音響・特殊照明経費、著作権使用料、ポスター・チラシ・プログラム・入場券等作成費、入場券売捌手数料（売捌率50%までの額）

【開催地市町村】

会場使用料、音響等を含む会場の設備・備品使用料、会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む）、ケータリング費用、花束代、ピアノ調律料、ポスターの掲示・チラシの配布に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費

入場料収入は、(一財) 自治総合センターと開催地側に、それぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調書の提出（市町村→県→(一財) 自治総合センター）

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R1 2件採択（南越前町、高浜町）

R2 2件採択（永平寺町、若狭町）

R4 2件採択（坂井市、大野市）

R5 2件採択（鯖江市・高浜町、勝山市・おおい町）

R6 1件採択（越前市・美浜町）

宝くじまちの音楽会

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演種目】

(一財) 自治総合センターで毎年演目を設定(3演目)

【公演構成】

2部構成。第1部は(一財) 自治総合センターが設定した演目を実施。第2部において出演者と地元合唱団等との共演コーナー(2曲)を設ける。

※地元合唱団の募集・選定においては、開催地に一任する。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

収容人員が概ね800人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として(一財) 自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・照明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ(フルコン)使用料及び調律料、会場要員費(搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他)、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費(制作は自治総合センターが実施)

新聞・広報誌等への広報宣伝費、第2部の地元出演者の募集及び参加に関する経費

入場料収入(売捌手数料控除)は、(一財) 自治総合センターと開催地側に、それぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調査の提出(市町村→県→(一財) 自治総合センター)

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R4 1件採択(鯖江市)

R6 1件採択(坂井市)

宝くじふるさとワクワク劇場

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演内容】

2部構成。第1部はベテラン落語家、ベテラン漫才及び若手漫才による演芸ステージ。第2部においてプロの喜劇役者が演じる舞台に公開オーディションで選考された地元出演者が参加する。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

収容人員が概ね800人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

本事業の実施に係る経費のうち、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として(一財)自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・証明を含む会場の設備、備品使用料、会場要員費(アルバイト賃金・食費等)、ケータリング経費、飾花代、ポスターの掲出、チラシの配布等に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費、地元出演者の募集及び参加に関する経費等
入場料収入(売捌手数料控除)は、(一財)自治総合センターと開催地側に、それぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調書の提出(市町村→県→(一財)自治総合センター)

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R4 1件採択(越前市)

宝くじおしゃべり音楽館

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に、楽しい“おしゃべり”とともに上質な音楽を提供し、地域文化の振興及び明るいまちづくりに資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演構成】

2部構成。第1部は(一財)自治総合センターが設定した演目“おしゃべり”を実施。第2部は出演者とオーケストラの共演。希望すれば出演者と地元出演者との共演。

※地元合唱団の募集・選定においては、開催地に一任する。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

収容人員が概ね800人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次の掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として(一財)自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・証明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ(フルコン)使用料及び調律料、会場要員費(搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他)、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費(制作は自治総合センターが実施)、新聞・広報誌等への広報宣伝費、第2部の地元出演者の募集及び参加に関する経費入場料収入(売捌手数料控除後)は、(一財)自治総合センターと開催地側にそれぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調査書の提出(市町村→県→(一財)自治総合センター)

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R2 1件採択(越前市)

地域の芸術環境づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0582

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合、指定管理者等

★ 事業の目的および概要

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業に対して助成。

★ 対象事業等

【事業要件】

市町等が企画、実施するもので①自主性②地域交流③地域性④新規性⑤会場⑥入場料の要件をすべて満たすもの。

【対象分野】

- ①音楽分野（オーケストラなどのクラシック、邦楽など）
- ②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
- ③伝統芸能分野（「能楽座」の能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域に伝承される芸能など）
- ④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
- ⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【助成額】

助成対象事業に係る直接経費の3分の2以内。上限額500万円。

【直接経費】

出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画製作費など

★ 過去の事例等

- | | |
|-----|--------------------|
| R 1 | 1件採択（あわら市） |
| R 2 | 3件採択（鯖江市、あわら市、若狭町） |
| R 3 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 4 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 5 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 6 | 2件採択（あわら市、鯖江市） |

福井の伝統的民家活用推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 歴史遺産 G ☎ 0776-20-0572

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が実施する伝統的民家の新築及び改修補助事業を支援することにより、伝統的民家の保存・活用を推進する。また、伝統的民家や蔵などが形成する福井らしい集落景観の保全を図るため、伝統的民家が集積する地区を伝統的民家群保存活用推進地区に指定し、地区内で行う伝統的民家や蔵などの保存・活用の取組みに対して重点的な支援を行う。

★ 対象となる事業

○伝統的民家群保存活用推進地区内のエリア

- ・「ふくい伝統的民家」の新築・改修事業
- ・空き家となっている伝統的民家の改修事業
- ・土蔵・門・塀の改修事業
- ・地区内で行う景観まちづくり活動

＜「ふくい伝統的民家」の基準＞

在来工法（伝統技術に配慮したもの）による木造 2 階建てで、戦前の地域の伝統的民家の意匠を基調としたもの

＜伝統的民家群保存活用推進地区の要件＞

伝統的民家が 10 戸以上ある集落・自治体等で、景観まちづくり活動を行う地区

★ 財政支援措置

【新築事業】

対象経費：外観工事に要する経費 補助率等：市町補助額の 2 分の 1（80 万円を限度）

【改修事業】

対象経費：外観または構造体の改修（耐震改修は除く）に要する経費

【空き家改修事業】

＜交流施設、文化施設、体験学習施設等への改修＞

対象経費：内部改修及び外観または構造体の改修（耐震改修は除く）に要する経費

補助率等：市町補助額の 2 分の 1（300 万円を限度）

＜地域活性化に資する民間事業用途への改修＞

対象経費：内部改修及び外観または構造体の改修（耐震改修は除く）に要する経費

補助率等：市町補助額の 2 分の 1（対象経費の 4 分の 1 かつ 300 万円を限度）

【景観まちづくり活動】

対象経費：集落や街並み景観の保全・活用に資する活動経費

補助率等：市町補助額の 10 分の 10（年 20 万円／地区を限度、原則として指定年度の翌年度から 2 年間）

福井の歴史的建造物保存促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 歴史遺産 G ☎ 0776-20-0572

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が実施する歴史的建造物の改修事業に対し支援を行い、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を促進する。

<福井の歴史的建造物>

原則として第二次世界大戦終結時までに建造され、下記①～④のいずれかに該当するもので、県がふるさとの象徴として保存継承していく価値があると認める建造物。ただし、指定文化財を除く。

- ①地域の歴史を象徴するもの
- ②建築文化や生活文化を継続するもの
- ③民俗学的に価値のあるもの
- ④街なみおよび景観の整備に貢献するもの

★ 対象となる事業

<国登録有形文化財である福井の歴史的建造物>

福井の歴史的建造物のうち国登録有形文化財である建造物の外観、構造体および内装仕上げ（公開範囲に限る）の改修工事に対し補助を行う市町事業、および、市町が所有する建造物について自らが行う外観、構造体および内装仕上げ（公開範囲に限る）の改修工事

<国登録有形文化財以外の福井の歴史的建造物>

福井の歴史的建造物の外観および構造体の改修工事に対し補助を行う市町事業、および、市町が所有する歴史的建造物について自らが行う外観および構造体の改修工事

★ 財政支援措置

【市町補助事業】

<国登録有形文化財である福井の歴史的建造物>

補助率等：対象事業に係る市町補助額の2分の1（対象経費の2分の1から国庫補助相当額を差し引いた額の2分の1かつ150万円を限度）

<国登録有形文化財以外の福井の歴史的建造物>

補助率等：対象事業に係る市町補助額の2分の1（対象経費の4分の1かつ150万円を限度）

【市町所有の歴史的建造物の改修工事】

<国登録有形文化財である福井の歴史的建造物>

補助率等：対象経費の2分の1から国庫補助相当額を差し引いた額の2分の1かつ150万円を限度

<国登録有形文化財以外の福井の歴史的建造物>

補助率等：対象経費の4分の1（150万円を限度）

重要文化的景観保存活用推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 歴史遺産 G ☎ 0776-20-0572

★ 事業主体

市町、市町と関係団体で構成する保存活用連携協議会

★ 事業の目的および概要

広域景観軸や、福井ふるさと百景選定地の価値をさらに高め、観光誘客や景観保全につなげるため、重要文化的景観への選定に向けて市町が実施する、保存活用計画策定および普及・啓発事業、および重要文化的景観選定後に市町等が実施する、普及・啓発事業や整備事業等に支援を行う。

★ 対象とする要件等

補助対象事業は以下のとおり。

- ①調査、保存活用計画、整備計画策定等に必要な検討会の開催経費
(委員謝金・旅費、開催経費など)
- ②調査、保存活用計画策定、整備計画策定等に必要な委託料
- ③調査報告書、保存活用計画書、整備計画書等の印刷製本費
- ④保存活用に資する普及・啓発・発信事業
(地域住民が参加する勉強会、公開講座およびワークショップ等の実施、情報発信等に係る経費)
- ⑤重要な構成要素の修理・修景事業や便益施設整備事業等に係る経費

★ 財政支援措置

補助率 : 補助対象事業費から国庫補助相当額を差し引いた額の2分の1

景観まちづくり推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 歴史遺産 G ☎ 0776-20-0572

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

福井県の特徴である街道沿いの歴史的町並みや田園集落、文化財周辺の町並みなど、歴史・文化景観のさらなる維持・向上を図る景観づくりは、県民にとって地元福井への誇りにつながり、また、景観自体を歴史文化観光資源とすることで誘客にもつながる。

伝統的民家群保存活用推進地区や日本遺産構成文化財周辺等、県として景観の向上と観光地としての整備を促進すべき地域において、景観まちづくりを行う市町に対する支援を行い、地域の特徴を生かした景観の保存・活用を推進する。

★ 対象となる事業

補助対象事業は以下のとおり。

【景観まちづくりの方針策定等】

景観計画、景観ガイドライン等の策定・改定に要する経費

【建築物等の修景】

建築物、外構、看板等の修景に要する経費（特定の地域※かつ景観形成重点地区等内限定）

【景観整備等】

広場の整備、駐車場の修景、案内サインの設置・修景、ライトアップ事業等に要する経費（特定の地域内限定）

【景観まちづくり活動】

集落や街並み景観の保全・活用に資する活動経費（特定の地域内限定）

※特定の地域：以下の（i）～（iv）のいずれかを満たす地域

- （i）福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例第10条により伝統的民家群保存活用推進地区に指定された地域
- （ii）文化庁が認定する日本遺産構成文化財の周辺地域
- （iii）文化財保護法および地方公共団体の文化財保護条例に基づき指定または登録されている文化財の周辺地域
- （iv）その他景観の向上と観光地としての整備を促進すべき地域と知事が認める地域

★ 財政支援措置

【景観まちづくりの方針策定等】

補助率等：補助対象事業費から国庫補助相当額を差し引いた額の2分の1

【建築物等の修景】

補助率等：市町補助額の2分の1（対象経費の4分の1かつ150万円を限度）

【景観整備等】

補助率等：補助対象事業費から国庫補助相当額を差し引いた額の2分の1（200万円を限度）

【景観まちづくり活動】

補助率等：市町補助額の2分の1（対象経費の3分の1かつ20万円／団体を限度）

学校施設環境改善交付金 スポーツ施設（社会体育施設）整備事業

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局スポーツ課 地域スポーツ G ☎ 0776-20-0746

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。

★ 対象事業

- ① 地域スイミングセンター新改築事業
談話室、トレーニング室等を備えた屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
- ② 地域水泳プール新改築事業
屋内又は屋外の水泳プール（浄水型）を新築又は改築する事業
- ③ 地域スポーツセンター新改築事業
地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、または改造する事業
- ④ 地域武道センター新改築事業
談話室、トレーニング室等を備えた武道場を新築又は改築する事業
- ⑤ 地域屋外スポーツセンター新改築事業
照明施設及び談話室、トレーニング室等を備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業
- ⑥ 社会体育施設耐震化事業
耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業
社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業
- ⑦ 社会体育施設の質的整備事業
温室効果ガスの排出削減に寄与するよう社会体育施設を改造する事業
社会体育施設の空調設置に係る事業

★ 財政支援措置

交付金算定割合：1／3（ただし、社会体育施設の空調新設工事、地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1／2）

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギー-G ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体等

★ 事業の目的および概要

「地域脱炭素ロードマップ」及び地球温暖化対策計画に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組みを実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国に実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

★ 対象とする要件等

(1) ①脱炭素先行地域づくり事業

(交付要件) 脱炭素先行地域に選定されていること等

(一定の地域で民生部門の電力消費等に伴うCO₂排出実質ゼロ達成 等)

(対象事業) 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO₂等設備導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業

②重点対策加速化事業

(交付要件) 再エネ発電設備を一定以上導入すること

(都道府県・指定都市・中核市：1 MW以上、その他市町村：0.5 MW以上)

(対象事業) 屋根置き等自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上等の重点対策を複合実施

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）

(交付要件) 新規に自営線を敷設する計画であること等

(対象事業) 自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入事業

★ 財政支援措置

(1) ①、(2) 交付率：原則2/3（上限額50億円）、事業期間：おおむね5年程度

(1) ② 交付率：1/3～2/3，定額（上限額20億円）、事業期間：おおむね5年程度

★ 留意事項等

・改正温対法に基づく地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定（改定）が必要

★ 過去の事例等

・福井県（R5）、越前市（R6）

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体

(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

★ 事業の目的および概要

地域脱炭素ロードマップにおいて、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

★ 対象とする要件等

- (1) 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの付帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
(地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）
- (2) 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助

★ 財政支援措置

- (1) 補助率：都道府県・政令市・指定都市 1 / 3
市町村 1 / 2 または 2 / 3
- (2) 補助率：1 / 2（上限額 500 万円）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

・坂井市（R3）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

所管省庁等：環境省（一部 総務省・農水省・経産省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギー-G ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

★ 対象とする要件等

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

★ 財政支援措置

- (1) 補助率：民間事業者、団体等（太陽光設備4～7万円/kWなど）
- (2) 補助率：民間事業者、団体等（計画策定3/4上限1,000万円など）
- (3) 補助率：民間事業者、団体等（計画策定3/4上限1,000万円など）
- (4) 補助率：民間事業者、団体等（計画策定3/4上限1,000万円など）
- (5) 補助率：民間事業者、団体等（1/3）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

なし

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

所管省庁等：環境省（一部農水省、経産省、国交省連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

- ・ モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ・ 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ・ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ・ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出量の大幅削減に向けた検証

★ 対象とする要件等

- (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業
国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。
- (2) フロン類対策による省 CO2 効果等検証事業
冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等による代替フロン排出削減効果・エネルギー起源の CO2 排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

★ 財政支援措置

- (1) 間接補助事業 補助率：1／3
- (2) 委託事業

★ 留意事項等

自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

★ 過去の事例等

なし

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地球課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取り組みとして実施することが求められている。地域に根差した再エネ導入には、地域公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

★ 対象とする要件等

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
 - ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援（間接補助）
 - ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（間接補助）
 - ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援（間接補助）
 - ④公共施設等への再エネ導入加速化及び横展開に向けた検討（委託）
 - ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討（委託）
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業
 - ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援（間接補助）
 - ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援（間接補助）
 - ③促進杭域設定手法等のガイド作成・横展開（委託）
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
 - ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業（委託）
 - ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業（委託）
 - ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業（委託）

★ 財政支援措置

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
 - ①補助率：3/4、2/3（上限800万円） 対象：地方公共団体
 - ②補助率：3/4（上限800万円） 対象：地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
 - ③補助率：2/3、1/2、1/3（上限2,000万円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体
 - ④⑤対象：民間事業者・団体等
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業
 - ①補助率：3/4（上限2,500万円） 対象：地方公共団体
 - ②補助率：1/2（上限800万円） 対象：民間事業者・団体等
 - ③対象：民間事業者・団体等
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
 - ①②③対象：民間事業者・団体等

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

勝山市（R3）、鯖江市（R4）、池田町（R4）

建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業

所管省庁等：環境省（農水省・経産省・国交省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギー-G ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体

★ 事業の目的および概要

- ・ 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める
- ・ 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等に技術を取り入れ、建築物のレジリエンス工場の同時実現を目指す。

★ 対象とする要件等

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業（間接補助）
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（間接補助）
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（間接補助）
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業（委託）
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業（間接補助）
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業
 - ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（間接補助）
 - ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（間接補助）
 - ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材利用の方策等検証事業（委託）

★ 財政支援措置

- (1) 補助率：①②2/3～1/4（上限3～5億円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (2) 補助率：①3/5～1/3（上限5億円） 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (3) 補助率：1/3（上限7,500万円） 対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- (4) 補助率：①1/2、1/3 ②1/2 対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- (5) 対象：民間事業者、団体

★ 留意事項等

- ・ (1) ① (2) ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
- ・ (1) ①②の民間事業者・団体等について、延べ面積において新築の場合1,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については対象外
- ・ (2) ①の民間事業者・団体等について、延べ面積において10,000㎡以上は対象外

★ 過去の事例等

なし

地域における再エネ等由来水素活用推進事業

所管省庁等：環境省（一部経産省 連携事業）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者・団体等

★ 事業の目的および概要

- ・ 2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

★ 対象とする要件等

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素SCモデル構築・FS事業/実証事業(委託)
- ② 既存のノウハウを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業(委託)
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業(補助)
- ④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業(補助)
- ⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業(委託)

★ 財政支援措置

- ①②⑤委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

なし

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

★ 事業の目的および概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要であることから、導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて、初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進する。

★ 対象とする要件等

(1) 車両の購入費

- ① 電気自動車 (EV)
- ② プラグインハイブリッド自動車 (PHV)
- ③ 燃料電池自動車 (FCV)
- ④ 超小型モビリティ
- ⑤ 側車付二輪自動車・原動機付自転車
- ⑥ ミニカー

★ 財政支援措置

補助率 定額

★ 留意事項等

なし

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

所管省庁等：経産省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギー-G ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人等

★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。EV・PHVの普及に不可欠な充電インフラの整備を図るため、整備の加速が特に期待されるマンション、事業所、道の駅、高速道路SA・PA等の駐車場に充電器の設置を促進する。具体的には、充電器等の購入費及び工事費を補助する。

★ 対象とする要件等

(1) 充電設備

① 高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）

補助対象：急速充電設備の購入費、工事費

② 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）

補助対象：急速充電設備（追加設置の場合）・普通充電設備の購入費、工事費

③ マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）

補助対象：普通充電設備の購入費、工事費

(2) V2H 充放電設備の購入費、工事費

(3) 外部給電器

★ 財政支援措置

(1) 充電設備

① 購入費：定額、1/2 以内

工事費：定額

② 購入費：定額、1/2 以内

工事費：定額

③ 購入費：1/2 以内

工事費：定額

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

令和元年度実績

・道の駅 恐竜溪谷かつやま

水力発電の導入加速化補助金

所管省庁等：経産省（資源エネルギー庁）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

水力発電の導入拡大に向け、中小水力発電の導入検討に必要な流量調査等の支援による新規事業者の参入や、デジタル技術を活用した既存発電の有効利用、高経年化した既存設備のリプレイスによる発電電力量の最適化・高効率化等を旨とする。また、揚水発電の運用高度化や導入への支援を通じ、揚水発電の維持及び強化を図る。

★ 対象とする要件等

(1) 水力発電の加速化補助金（補助）

①初期調査等支援事業

事業化に必要な流量調査、測量等の実施及び地方公共団体による地域の有望地点の調査、公表、水力発電開発における地域住民等と事業者間の課題 解決や共生を図るために実施する事業を支援

②既存設備有効活用支援事業

既存設備の余力調査、出力向上及びレジリエンス強化等の工事を行う事業の 一部を支援

(2) 水力発電技術情報等収集調査事業（委託）

(3) 揚水発電の運用高度化及び導入支援事業（補助）

①運用高度化支援事業

収入機会の拡大や費用削減などに資する運用高度化に必要となる設備投資等を支援する。

②新規開発可能性調査支援事業

揚水発電の強化に向け、新規開発の可能性を検討する調査を支援する。

★ 財政支援措置

(1)① 補助率：定額、1／2（民間事業者・地方公共団体等）

(1)② 補助率：2／3、1／3、1／4（民間事業者・地方公共団体等）

(2) 委託

(3)①②補助率：定額、1／3（地方公共団体、発電事業者）

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

なし

民間企業・・・H30:1件 H31:2件 R2:2件

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業

所管省庁等：経産省（資源エネルギー庁）

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

事業者、地方公共団体

★ 事業の目的および概要

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kI未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化診断の実施事例等の情報発信を行う

★ 対象とする要件等

次のいずれかのもの

- ① 中小企業（中小企業基本法で規定される事業者）
- ② 年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則100kI以上1,500kI未満の工場・ビル等

★ 財政支援措置

専門家によるエネルギー利用最適化診断

※1/10の負担が必要

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

なし

分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）

所管省庁等：総務省

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

都道府県および市町村

★ 事業の目的

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社および金融機関等、地域の総力を挙げて、地域ごとに最適化しながら、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を創造し、災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現し、里山の保全、温室効果ガス的大幅削減も目指すため、地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープラン策定を支援する。

★ 事業の概要

地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画（マスタープラン）を策定する自治体を支援

- ① 需要家の想定
- ② 供給プラントの想定
- ③ 燃料材の想定
- ④ 燃料工場の想定
- ⑤ エネルギーインフラの想定
- ⑥ 利用設備の想定
- ⑦ プロジェクト全体像
- ⑧ 事業に係る財・資金循環図の作成
- ⑨ 資金調達に向けたプロジェクト収支プラン

★ 対象とする要件等

選定に当たっては、次に掲げる評価項目等を基に、総合的に評価。

- ①地域エネルギー資源の有効活用・再構成
- ②事業推進体制の構築、関係者の合意形成
- ③地域への経済効果
- ④新規性・モデル性
- ⑤事業化可能性・継続可能性

★ 財政支援措置

外部の有識者等を交えて選定評価し、予算の範囲内で交付金額を決定（原則1／2）

★ 留意事項等

総務省が募集し、自治体が応募。当該応募を受け、外部の有識者等を交えた評価を行い、事業の選定を行う。申請団体との間で、条件の協議等を行った上で交付決定。事業が完了した後、期限までに実績報告書を総務省に提出。

★ 過去の事例等

令和2年度実績 池田町：地球を育む地域の森資源循環エネルギープロジェクト

再エネ活用地域振興プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

市町を含む地域協議会

★ 事業の目的および概要

再生可能エネルギーの導入に意欲のある県内事業者が、地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施することにより、再生可能エネルギーの普及と地域のまちおこしを促進する。

★ 対象とする要件等

地域や市町とともにFIT・FIPによる売電収入の一部を活用した地域還元型の取組みを企画・実施する事業であり、次の要件を満たすもの。

- ① 地域と市町、県内事業者が一体となり、再生可能エネルギーの導入およびFIT売電収入の一部を活用した地域還元策を検討するもの。
- ② 施設整備に対する県、市町の補助額を、地域振興策に還元する事業であること。

★ 財政支援措置

- ① 地域協議会の再エネ事業化および地域振興策の検討に対する補助
 - ・ 地域単独で実施する場合 定額補助（30万円を限度）
 - ・ 地域と県内事業者合同で実施する場合 補助率1/2（100万円を限度）
※ただし、備品購入等に対する補助は含まない
- ② 再生可能エネルギーの設備導入に対する補助
 - ・ 県1/4、市町1/4（各2,000万円を限度）

★ 留意事項等

県が主体となって運営する協議会において、事業進捗状況の説明等の必要な協力ができること。

★ 過去の事例等

- ① 6 協議会
 - 里山蘇生協議会（越前市）、大滝小水力利用協議会（越前市）、
 - 地域資源活用検討会（池田町）、横倉小水力発電協議会（勝山市）、
 - 暮見小水力発電協議会（勝山市）、上味見小水力協議会（福井市）
- ② 2 事業者
 - 合同会社おおい町地域電力（おおい町）
 - 合同会社水海水力（池田町）

嶺南スマートエリア推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 嶺南Eコースト計画室 ☎ 0770-47-5875

★ 事業主体

嶺南地域の市町（事業の効率的な実施のために特に必要と認められる範囲内において、嶺南地域の市町が出資等により一定程度関与している団体を含む。）

★ 事業の目的および概要

「嶺南Eコースト計画」に掲げるスマートエネルギーエリア（以下「スマートエリア」という。）の形成に向け、嶺南地域の市町が実施する魅力あるスマートエリア形成施策を支援することにより、嶺南地域に人、企業および投資を呼び込み、地域の振興を図る。

★ 対象とする要件等

以下の要件を全て満たす事業

- ・スマートエリアの早期実現を目指す事業であること。
- ・効率的なエネルギー利用やI・O・Tの活用などにより、新たなライフスタイルの提案や便利で魅力的なまちづくりなどを目指す事業であること。
- ・スマートエリアの取組みの効果的な発信や機運の醸成に向けて、前各号に掲げる事業を実施する具体的な区域（モデル区域）を設定し、当該区域において必要と認められる事業であること。

★ 財政支援措置

一の嶺南地域の市町に対する補助金の交付限度総額、補助率および交付期間は、実施する事業の区分に応じて、以下の表のとおりとする。

事業	交付限度総額	補助率	交付期間
新たなライフスタイルの提案により移住・定住等の促進を目指すスマート住宅団地整備事業	100百万円	1/2 以内	令和3年度 ～ 令和8年度
便利で魅力的なまちづくり等を目指す事業	60百万円		

企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内企業

★ 事業の目的および概要

県内企業を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
補助率 太陽光 5万円/kW
蓄電池 1/3
補助上限 1,130万円（太陽光500万円、蓄電池630万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金
補助率 太陽光 3万円/kW
補助上限 300万円（太陽光300万円）

★ 留意事項等

- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

★ 過去の事例等

令和5年度 9社補助

住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内住宅・家庭

★ 事業の目的および概要

県内住宅を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域において再エネの普及を図る。

★ 対象とする要件等

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入

★ 財政支援措置

- (1) 自家消費型太陽光発電と蓄電池設備のセット導入
補助率 太陽光 7万円/kW
蓄電池 1/3
補助上限 60.5万円（太陽光35万円、蓄電池25.5万円）
- (2) 自家消費型太陽光発電設備の単独導入支援補助金
補助率 太陽光 5万円/kW
補助上限 25万円（太陽光25万円）

★ 留意事項等

- ・補助金の窓口は各市町のため、各市町に申請すること
- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと

★ 過去の事例等

- ・令和6年度新規事業

次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

地方公共団体、法人、個人

★ 事業の目的および概要

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の県内普及を図り、運輸部門における「ゼロカーボン」化を推進する。

★ 対象とする要件等

- (1) 次世代自動車（EV・PHV・FCV）の導入
- (2) V2H充放電設備の導入
- (3) 電気自動車用充電インフラの県内導入

★ 財政支援措置

- (1) 次世代自動車普及促進事業補助金
補助率 定額
補助金額 FCV：50万円、EV：10万円、PHV：10万円
- (2) V2H充放電設備設置支援事業補助金
補助率 定額
補助金額 10万円
- (3) 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金
 - ①急速充電設備
補助率（国庫補助額、国庫補助相当額に対して）1/2
※ただし、総事業費の最大3/4を超えない範囲
補助上限 150万円
 - ②普通充電設備
補助率（国庫補助金が定める設備費用補助額に対して）1/2
補助上限 15万円

★ 留意事項等

- ・財政支援措置の（1）、（3）に関しては、地方公共団体は補助対象者とならない
- ・財政支援措置の（3）における国補助金とは「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を指す

若年層向け次世代自動車普及促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 エネルギー課 新エネルギーG ☎ 0776-20-0302

★ 事業主体

県内法人、個人

★ 事業の目的および概要

次世代自動車について、若年層を中心に普及を拡大するため、重点的な導入支援による購入促進を図るとともに、自動車教習所への導入支援等により、試乗機会の創出を進める。

★ 対象とする要件等

- (1) 県内在住の若者（18～29歳）による電気自動車の購入
- (2) 県内自動車学校における教習車仕様の電気自動車の導入

★ 財政支援措置

- (1) 若者応援次世代自動車普及促進事業補助金（次世代自動車普及促進事業補助金内で実施）
補助率 定額
補助金額 普通EV：40万円、軽EV：25万円
- (2) 自動車学校における次世代自動車転換促進事業補助金
補助率 （車両の購入に係る費用の総額に対して）1/2
補助上限 245万円

★ 留意事項等

・なし

★ 過去の事例等

・令和6年度新規事業

海岸漂着物等地域対策推進事業

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観および環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、地域計画に盛り込まれた海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業を市町が実施する場合に、その経費を補助することにより、海岸における景観および環境の保全を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

事業実施主体である沿岸市町における海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理等に関する事業

★ 財政支援措置

補助対象経費：事業を行うために必要な業務費（報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料および賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、ならびに公課費（ただし、共済費、給料および職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。））

補助率：補助対象経費の7/10、8/10、8.5/10、9/10、9.5/10、定額

（※補助率の詳細については、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱」に定めるところによるものとする。）

★ 留意事項等

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

★ 過去の事例等

福井市（小丹生海岸：荒天・暴風による漂着）

南越前町（糠、河野海水浴場：時化等による漂着）

若狭町（世久見、塩坂越、小川、神子、常神海岸：強風・高波による漂着）

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金

旧事業名：災害廃棄物処理事業費国庫補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

★ 事業の目的および概要

市町が実施する災害等廃棄物処理

★ 対象とする要件等

- (1) 市町が災害その他の事由のため実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬および処分に係る事業（民間事業者および市町への委託事業を含む）
- (2) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬および処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

○補助対象経費：・労務費

・自動車、船舶、機械器具等の賃借料および燃料費

・条例に基づき算定された手数料（委託先が市町の場合に限る） 等

○事業費：1件当たりの事業費が、次の金額以上のもの

指定市 800千円

市町 400千円

★ 財政支援措置

補助率：1/2

★ 過去の事例等

平成24年度 南越清掃組合「平成24年7月越前市東部集中豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和2年度 越前町「令和3年1月暴風雪および波浪」に係る災害等廃棄物処理事業

令和3年度 越前町「令和3年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和4年度 勝山市、南越前町「令和4年8月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

令和5年度 鯖江市、あわら市「令和5年7月豪雨」に係る災害等廃棄物処理事業

循環型社会形成推進交付金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 循環社会推進課 資源循環 G（浄化槽は除く） ☎ 0776-20-0317

★ 事業主体

交付対象事業を実施する地方公共団体及び P F I 法に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ）

★ 事業の目的および概要

市町が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 に規定する基本方針（廃棄物の減量化や適正な処理に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために国が定めたもの）に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、国が交付金を交付する。

★ 対象とする要件等

地域計画に掲げられた事業等（循環型社会形成推進交付金交付要綱 別表 1 に基づく）

(例) マテリアルリサイクル推進施設：リサイクルセンター等

エネルギー回収型廃棄物処理施設：ごみ焼却施設等

有機性廃棄物リサイクル推進施設：汚泥再生処理センター等 他

★ 財政支援措置

補助限度額： 交付対象事業の 1/4、1/3、1/2

★ 留意事項等

交付対象は、人口 5 万人以上又は面積 4 0 0 k m²以上の地域計画または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町および当該市町の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

※ ただし、豪雪地域、過疎地域等については人口または面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

★ 過去の事例等

H 1 8～H 2 2 坂井地区広域連合（さかいクリーンセンター）

H 2 0～H 2 3 若狭町（若狭町資源ごみ保管所）

H 2 2～H 2 6 福井市（福井市クリーンセンター）

H 2 4～H 2 8 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃センター）

H 2 2～H 2 8 小浜市（小浜市クリーンセンター）

H 2 6～H 2 9 美浜・三方環境衛生組合（美方汚泥再生処理センター）

H 2 4～R 2 南越清掃組合（エコクリーンセンター南越）

H 3 0～R 4 若狭広域行政事務組合（若狭広域クリーンセンター）

自然環境整備交付金事業補助金

所管省庁等：環境省

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国定公園と長距離自然歩道の保護と利用の増進を目的とする

★ 対象とする要件等

福井県が作成する自然環境整備計画に基づく交付対象事業

★ 財政支援措置

補助限度額：なし

補助率：45/100

★ 留意事項等

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した指標を設定する

★ 過去の事例等

小浜市 「久須夜ヶ岳蘇洞門線（歩道）整備事業」（H30）

高浜町 「山中野営場整備事業」（R1）

坂井市 「越前松島園地事業」（R2）

越前市 「中部北陸自然歩道線整備事業」（R3）

あわら市 「北潟湖畔整備事業」（R4）

鯖江市 「中部北陸自然歩道整備事業」（R5）

福井市 「鮎川園地事業」（R6）

自然公園施設整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然公園管理 G ☎ 0776-20-0305

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然公園景観地の保護と利用の増進を目的とする

★ 対象とする要件等

自然公園区域において市町が行う次に掲げる事業に係るもの

- 1 道路、橋梁
- 2 広場、園地
- 3 休憩施設、野営施設
- 4 駐車場
- 5 給排水施設、便所等の公共の用に供する施設
- 6 方向指示板
- 7 案内標識
- 8 教化施設（水族館、動植物園、郷土博物館等）
- 9 その他、知事が特に必要と認める施設

★ 財政支援措置

補助限度額：なし
補助率：1/2

★ 留意事項等

事業費5,000千円以上のもの

★ 過去の事例等

勝山市「小原観光トイレ建設事業」(H24)
大野市「中島園地整備事業」(H25)
大野市「仏原園地整備事業」(R2)
福井市「丹生海岸園地整備事業」(R3)
大野市「荒島岳登山道復旧事業」(R6)

「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

希少野生生物の保全活動を行う県内の自然再生団体（法人または団体、任意団体やグループを含む）

★ 事業の目的および概要

希少野生生物種の保全および小学校の児童、教職員の環境学習を目的とする

★ 対象とする要件等

- ・事業実施場所は県内であること。
- ・保全対象となる絶滅のおそれのある野生動植物が設定されていること。
- ・県内小学生に対し、保全対象の動植物についての学習機会を提供すること。
- ・学習機会を提供する小学校との調整が行われていること。

★ 財政支援措置

補助限度額：200千円

補助率：10/10

★ 留意事項等

- ・保全活動は有識者の助言を受ける等、科学的な知見に基づく活動となっている必要があるため本事業と別途、県から専門家の派遣が可能

★ 過去の事例等

敦賀市「希少な水生昆虫および湿生植物の保全活動」（R6）

あわら市「カワラサイコ（県域絶滅危惧Ⅰ類）等の植物の保全活動」（R6）

越前市「希少な水生動物の保全活動」（R6）

越前町「コウノトリ（県域絶滅危惧Ⅰ類）が棲めるビオトープの保全活動」（R6）

勝山市「ミチノクフクジュソウ（県域絶滅危惧Ⅰ類）の保全活動」（R6） 等

ツキノワグマ総合対策支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、個体数を減らすための計画的なクマの捕獲や被害防除対策を行う市町

★ 事業の目的および概要

- 1 捕獲計画に基づき個体数を減らすための計画的な捕獲事業に要する経費への補助
 - ・人の生活圏周辺への出没防止を目的として、各市町が定めた管理強化区域において、クマの捕獲および捕獲に付随する事項を実施すること。
 - ・人の生活圏周辺への出没防止および銃猟による人への警戒心の向上を目的として、奥越市町が実施するクマの春季の銃猟による捕獲および捕獲に付随する事項を実施すること。
- 2 クマの被害防除対策に要する経費への補助
 - ・市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、移動経路の遮断対策、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、潜伏・出没時のパトロール、学習会の開催、普及啓発を実施すること。
- 3 出没対応訓練および対応マニュアル作成等に要する経費への補助
 - ・市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成を実施すること。
 - ・ICT等を活用した出没情報の収集・提供を実施すること。

★ 対象とする要件等

実施に当たっては、市町村は実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等の事項を定めた市町捕獲計画を作成して県へ提出し、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の許可を得て計画的に実施するものとする。

★ 財政支援措置

補助率 : 3 / 4 以内

★ 留意事項等

補助対象経費については、自然環境課が交付する補助金交付事務マニュアルを参照すること。

コウノトリ定着推進支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：エネルギー環境部 自然環境課 自然環境保全 G ☎ 0776-20-0306

★ 事業主体

過去5年以内に野外コウノトリの産卵実績があり、対象要件に定める補助対象事業を実施する見込みのある市町

★ 事業の目的および概要

コウノトリが県内で安定的に定着、繁殖できるよう、地域が主体となった、コウノトリの環境利用状況調査や生息環境が維持される体制づくり等の支援を行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 1 過去5年以内に野外コウノトリの産卵実績があること。
- 2 令和5年度から7年度までの3年以内(令和7年度から新たに開始する場合は1年以内)に、以下の補助対象事業(1)～(3)を実施できる見込みがあること。
 - (1) 野外コウノトリの繁殖および環境利用状況の調査
 - (2) 野外コウノトリと共生する地域づくりの計画の策定
 - (3) 野外コウノトリが生息できる環境づくり(水田ビオトープ等)

★ 財政支援措置

補助限度額 : 400千円
補助率 : 1/3

★ 留意事項等

補助対象期間は、令和5年度から7年度までの3年以内とするが、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。

自立支援プログラム策定実施推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制および多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図ることを目的とする。

★ 事業内容

社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について（平成23年3月31日社援保発0331第1号）厚生労働省社会・援護局保護課長通知」に基づき、NPO法人、企業、市民等と行政との協働により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

★ 財政支援措置

補助率 国庫3/4

★ 過去の事例等

令和5年度 実施自治体なし

生活保護適正実施推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取り組みを推進することを目的とする。

★ 事業内容

(1) 医療扶助適正化等事業

医療扶助および介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下の取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化および生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

① レセプトを活用した医療扶助適正化事業

外部委託または診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検を実施することや、治療中断者や頻回受診者、後発医薬品の使用割合が低い者等のリストを作成した上で支援すること等により、医療扶助の適正化を図る。

② 子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業

福祉事務所が主体となって、生活保護受給者世帯の子どもとその養育者に対する健康生活の支援を行うモデル事業を実施することにより、生活保護受給世帯の子どもの自立を助長し、不健康な生活習慣・食生活の連鎖を断ち切る。

③ お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業

被保護者が医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を実施することで、重複処方・重複調剤等の適正化を図る。

④ 医療扶助の適正実施の更なる推進

医療扶助適正化の更なる推進の観点からより効果的な事業実施のため、以下の4事業につきPDCAサイクルを導入した上で実施する。

(ア) 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進のため、薬剤師、保健師、看護師等、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行う者を福祉事務所に配置すること等により、医療扶助の適正化を図る。

(イ) 多剤投与の適正化に向けた指導等の強化

不適切な複数種類の医薬品の投与の適正化を推進するため、薬剤師等医療関係者の雇用又は業務委託により、多剤投与となっている者及びその主治医等への訪問指導等を推進する。

(ウ) 医療費情報・服薬情報の通知

適正な医療の受診、服薬、健康管理に係る個人の気づきによる受診行動の改善を促すため、年に数回、医療費情報及び服薬情報を記載した通知を被保護者に対して送付する。

(エ) 精神障害者等の退院促進

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等を雇用し、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。

(オ) 適正受診指導等の推進

不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。

⑤ 居宅介護支援計画点検等の充実

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。

⑥ 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業

医療扶助のオンライン資格確認の導入後、福祉事務所において「資格実績ログ」の機能により被保護者の受診状況を把握できることから、早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより、適正な受診を推進する。

⑦ その他の医療扶助適正化等の推進

①～⑥以外の取組により、医療扶助等の給付の適正化等を図る。

(2) 認定等適正実施事業

① 生活保護適正運営体制強化事業

(ア) 警察との連携協力体制強化等事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いの徹底のために、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修等を開催する等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

(イ) 収入資産状況把握等の充実事業

収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

② 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期または随時に実施すること等により扶養義務の履行の促進を図る。

③ 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応および生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

④ 業務効率化事業

ITの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについてその費用の一部を支援する。

★ 財政支援措置

補助率 (1) ②、③ … 国庫 10/10
(1) ①、④～⑥、(2) ①～③ … 国庫 3/4
(2) ④ …………… 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和5年度

- ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業 敦賀市・あわら市・越前市・坂井市
- ・医療扶助の適正実施のさらなる推進 敦賀市（ア）・越前市（イ）
- ・認定等適正実施事業 勝山市②・越前市②③

生活困窮者就労準備支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する。

★ 事業内容

就労支援プログラムに基づき、日常生活の自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 2/3

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市
令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

被保護者就労準備支援等事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

就労意欲の低い者や基本的な生活習慣に課題を有するものなど就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業を実施し、就労可能性を高めることなどを目的とする。

★ 事業内容

- (1) 被保護者就労準備支援事業
日常生活の自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。
- (2) 被保護者家計改善支援事業
保護廃止が見込まれる者への家計相談支援や大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援を行う。
- (3) 関係職員等研修・啓発事業
国が認める各種研修会への参加等により、生活保護関係職員の資質向上を図る。
- (4) 個別支援プログラム実施事業
自立支援プログラムにおいて個別支援プログラムを整備し支援を行う。
- (5) 居住不安定者等居宅生活移行支援事業
居宅生活への移行に向けた相談支援、移行後の安定した居宅生活を継続するための定着支援の他、入居しやすい住宅の確保等に向けた取り組みを行う。

★ 財政支援措置

補助率	(1)、(3)	国庫 2/3
	(2)	国庫 3/4
	(4)、(5)	国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和5年度

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・被保護者就労準備支援事業 | 小浜市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市 |
| ・被保護者家計改善支援事業 | 小浜市・越前市・坂井市 |
| ・関係職員等研修・啓発事業 | 敦賀市・勝山市 |

生活困窮者一時生活支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供および衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与または提供により、安定した生活を営めるように支援することを目的とする。

★ 事業内容

利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給または貸与および定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。利用開始時および利用期間中において定期的に健康診断および健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は福祉事務所または保健所等と十分な連携のもとで必要な医療等を確保する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 2/3

★ 過去の事例等

令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市
令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・鯖江市・越前市・坂井市

生活困窮者家計改善支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

★ 事業内容

家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどの取組を実施する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

(生活困窮者自立相談支援事業・生活困窮者就労準備支援事業・生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施した場合には、国庫補助率を 1/2 → 2/3 に引上げ)

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活習慣等の改善・教育及び就労に関する支援を推進することを目的とする。

★ 事業内容

学校の勉強の復習などの学習支援、居場所の提供、進路相談等、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援などの取組を実施する。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和5年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

令和6年度 敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市

生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的

生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づき、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進することを目的とする。

★ 事業内容

就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催や就労訓練事業者に対する研修の実施など、就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成や、生活困窮者の早期発見および包括的な支援を行うために必要な社会資源の活用促進および開発などを行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和6年度 実施自治体なし

令和6年度 実施自治体なし

(生活困窮者自立支援法)

第7条 都道府県等は、生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

重層的支援体制整備事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

市町における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制構築の推進を図ることを目的とする。

★ 事業内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。

(2) 地域づくり事業

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止または解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開発」等を行う。

(3) 多機関協働事業

複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制を整備し、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性を整理する。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。

(5) 参加支援事業

既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりを創出する。

★ 財政支援措置

補助率 (1) 介護：地域包括支援センターの運営 国庫 38.5/100、県 19.25/100

障がい：障害者相談支援事業 国庫 50/100、県 25/100

子ども：利用者支援事業 国庫 2/3、県 1/6

利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）国庫 1/2、県 1/4

困窮：自立相談支援事業 国庫 3/4

- (2) 介 護：一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業
国庫 25/100、県 12.5/100
生活支援体制整備事業 国庫 38.5/100、県 19.25/100
障がい：地域活動支援センター事業 国庫 50/100、県 25/100
子ども：地域子育て支援拠点事業 国庫 1/3、県 1/3
困 窮：生活困窮者の共助の基盤づくり事業 国庫 1/2
(3) ~ (5) 国庫 1/2、県 1/4

★ 過去の事例等

令和5年度 福井市、敦賀市、あわら市、越前市、坂井市

令和6年度 福井市、敦賀市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、美浜町

生活困窮者自立支援の機能強化事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市

★ 事業の目的および概要

物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への支援やその支援体制の強化に向けた取組を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
- ・支援ニーズの増大に対応した地域の NPO 法人等に対する活動支援

★ 財政支援措置

補助率 国庫 3 / 4

★ 過去の事例等

令和5年度（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業）

勝山市、鯖江市、越前市、坂井市

令和6年度 鯖江市

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行うことを目的とする。

★ 事業内容

(1) 庁内連携体制の構築等の取組

関係部局を横断した職員による会議（庁内連携会議）又は庁内の職員のほか庁外の関係者も参画する会議（庁内庁外連携会議）を開催し、移行に向けた具体的な取組について検討する。

(2) 多機関協働の取組

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働の取組は主に支援者を支援する。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。

(4) 参加支援の取組

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 3/4

★ 過去の事例等

令和5年度 勝山市、鯖江市、美浜町

令和6年度 勝山市、小浜市

福祉避難所支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

災害時に要配慮者に対し、必要な福祉支援を行う体制を確保することを目的として、要配慮者の避難先のひとつとなる福祉避難所での避難生活に必要な資機材購入や開設運営訓練の実施に対する市町への補助を行う。

★ 対象とする要件等

- ・福祉避難所における避難生活に必要な資機材の購入
- ・開設運営訓練の実施

★ 財政支援措置

補助率 県 1 / 2
1施設あたり 250千円上限

★ 過去の事例等

令和5年度 福井市、坂井市
令和6年度 勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、高浜町

医療機関・福祉施設等への緊急支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 保護・恩給 G ☎ 0776-20-0327

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

原油価格・食材料費高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている医療機関・福祉施設等に対し、電気料金および食材料費の高騰分を支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

経費区分：負担金、補助および交付金

内容：保護施設における電力使用および食材購入に係る経費

★ 財政支援措置

補助率・補助金額：定額・予算で定める額

★ 過去の事例等

令和5年度 大野市

令和6年度 大野市

民生委員活動サポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の実情や課題に応じた民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた市町の実施を支援するため、市町が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施に対して補助を行う。

★ 対象とする要件等

民生委員の活動環境の整備および担い手確保に向けた取組みに係る経費

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1 / 2、県 1 / 4

★ 過去の事例等

令和7年度からの新規事業のためなし

身近な地域の支え合い推進モデル事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 地域福祉課 地域健康福祉 G ☎ 0776-20-0326

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域づくりの担い手同士がつながるプラットフォームの構築や地域コミュニティを形成するための居場所づくりを行う市町のモデル的な取組みを支援し、地域住民の共助の活性化を図る。

★ 対象とする要件等

- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置等による多様な担い手がつながる「地域のプラットフォーム」の構築
- ・世代や属性を問わない「居場所づくり」

★ 財政支援措置

- ・補助率 県1／4
- ・補助上限額 1市町あたり112万5千円～312万5千円
- ・事業期間 令和7年度～令和8年度

★ 過去の事例等

令和7年度からの新規事業のためなし

市町老人クラブ連合会助成事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 高齢者支援 G ☎ 0776-20-0331

★ 事業主体

市町老人クラブ連合会

★ 事業の目的および概要

高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とするなど、市町老人クラブ連合会が行う活動に対し、市町が助成した事業に補助する。

★ 対象とする要件等

- ① 活動促進事業
老人クラブおよび県老連と連携した調査研究、啓発広報活動など老人クラブの活動促進に資する各種事業
- ② 地域支え合い事業
子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業
- ③ 若手高齢者組織化・活動支援事業
若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業
- ④ 健康づくり・介護予防支援事業
高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動および体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

★ 財政支援措置

補助率：国 1/3、県 1/3、市町 1/3

補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

単位老人クラブ活動助成事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 高齢者支援G ☎ 0776-20-0331

★ 事業主体

老人クラブ

★ 事業の目的および概要

老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に対し、市町が助成した事業に補助する。

★ 対象とする要件等

- ・ 友愛訪問活動（独居高齢者への一声運動）
- ・ 清掃奉仕（道路清掃、草花植え）
- ・ 地域見守り（児童の登下校時の交通活動）
- ・ 教養講座開催
- ・ スポーツ活動
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や、総合事業以外での生活支援サービスの提供者や担い手としての活動 など

★ 財政支援措置

補助率：国 1/3、県 1/3、市町 1/3

補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額

介護施設等整備事業（介護予防拠点除く）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスG ☎ 0776-20-0332

★ 事業主体

市町、社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

- ① 地域密着型介護施設等の施設整備を行う市町等に対して、施設整備に要する費用の一部を補助する。
- ② 介護施設等の施設整備を行う市町等に対して、開設前の6か月間に係る経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①対象施設：特別養護老人ホーム（29人以下）、介護老人保健施設（29人以下）、介護医療院（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下：特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、施設内保育施設
- ②対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）、特別養護老人ホーム（29人以下）、介護老人保健施設（29人以下）、介護医療院（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下：特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設

★ 財政支援措置（地域医療介護総合確保基金：国交付金×2／3、県1／3）

- ① 特別養護老人ホーム（29人以下）、養護老人ホーム（29人以下）、ケアハウス（29人以下）：
：1床あたりの補助単価×定員
上記以外の施設：1施設あたりの定額補助
- ② 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設：1施設あたりの定額補助
上記以外の施設：1床あたりの補助単価×定員

★ 過去の事例等

平成27年度から地域医療介護総合確保基金を運用して実施する事業

介護施設等整備事業（介護予防拠点）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスG ☎ 0776-20-0332

★ 事業主体

市町（介護予防拠点整備を行う自治会や、介護予防拠点における活動実施団体等への間接補助）

★ 事業の目的および概要

介護予防拠点として活用される公民館等の整備を行う市町に対して、施設整備に要する費用の一部を補助する。

★ 財政支援措置（地域医療介護総合確保基金：国交付金×2/3、県1/3）

1施設あたり上限9,710千円

★ 留意事項等

①介護予防拠点補助の目安

高齢者の介護予防活動（健康づくり教室等）を主たる目的とし、月2回以上、継続的に活動を実施すること。

②介護予防事業の実績報告

事業開始後、毎年度、事業実施者から市町経由で介護予防事業の実績について報告すること。

③補助対象外について

- ・既に実施している事業
- ・他の国庫負担（補助）制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業
- ・土地の買収または整地等個人の資産を形成する事業
- ・車庫または倉庫の建設に係る事業
- ・継続事業（複数年度にまたがる事業や毎年度繰り返し実施する事業）
- ・土地の取得、造成に係る費用、既存施設の解体・撤去・外構に係る費用
- ・中古品、消耗品、備品（家具や家庭用エアコンなど施設と一体的でないもの）の購入に係る費用
- ・その他介護予防拠点としての目的に沿わないもの（自治会活動、観光等その整備の主たる目的が介護予防拠点の活動としては認められないもの）

④過去に受けている補助金について

過去に同一事業主体が、同様または類似の補助金を受けている場合は、他の事業者等との整合性を十分に検討すること。（特定の事業主体が連続して補助を受けることは不可）

★ 過去の事例等

平成27年度から地域医療介護総合確保基金を運用して実施する事業

地域支え合い生活支援体制整備推進事業（第2層協議体立ち上げ）

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 地域包括ケアG ☎ 0776-20-0330

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

高齢者自ら地域とつながることで、いきがいを創出し助け合いを充実させ、最後まで心豊かに暮らせる「我がまち」を地域のみinnで作っていくことを目指した取り組みを推進するため、市町が実施する第2層協議体の立ち上げに対する支援を行う。

【立ち上げ支援】

- ① 対 象：第2層協議体の立ち上げを計画している市町
- ② 開催回数：対象市町各4回
- ③ 内 容：市町課題の掘り起こしおよびそれに対する講師の助言
助言を踏まえ、協議体立ち上げを支援する
- ④ 講 師：中間支援組織職員等

★ 財政支援措置

- ・住民勉強会等へ講師派遣
1市町あたり295千円上限（※令和7年度は3市町を支援予定）
- ・対象の経費
講師（中間支援組織職員等）の謝金・交通費

高齢者の外出付添サポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 長寿福祉課 地域包括ケアG ☎ 0776-20-0330

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

社会福祉協議会等の車両の遊休時間帯を活用して、ボランティア団体等が地域の高齢者を通いの場や買い物の外出付添支援を行うことにより、フレイル状態の未然防止、高齢者の生涯活躍の推進、地域住民がみんなで支え合う次世代型の地域包括ケアシステムの実現を図る。

① 外出支援に係るフォーラムの開催

- ・住民主体の外出支援実施のヒントとなるようにフォーラムを開催

対 象：市町職員、社協職員、生活支援コーディネーター、社会福祉法人、地域住民等
研修内容：介護保険制度による移動支援、道路運送法の許可・登録を要しない移動支援、他自治体の取組事例の紹介 等

② 市町等へのアドバイザー派遣の実施

- ・外出支援開始のための市町の個別課題解決のためのアドバイザー派遣（県内5市町）

③ 住民ボランティア団体等への外出支援講習会の実施

- ・高齢者を安全に外出支援するための講義および実技（運転・付添い）の講習会の開催（県内5市町）

④ 市町の外出支援事業への支援

- ・ボランティア団体等運営経費補助（市町または社会福祉協議会を経由した間接補助）

★ 財政支援措置

補助率：県 10/10

新規：500千円上限

既存：200千円上限

※令和7年度は5市町を支援予定

対象経費：市町のボランティア団体等に対する補助金

（ボランティア団体等の設立および運営に係る経費）

地域自殺対策強化事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町、民間団体

★ 事業の目的および概要

特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図るために必要な経費を補助する。

★ 対象とする要件等

【対象事業】

- ①対面相談事業 相談会の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施
- ②電話・SNS相談事業 電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営等
- ③人材養成事業 行政機関等の相談担当者、関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材育成
上記実施に係る指導員・講師の養成
- ④普及啓発事業 自殺予防に関する啓発
- ⑤自死遺族支援機能構築事業 自死遺族関係団体等に対する活動等の支援
- ⑥計画策定実態調査事業 計画の策定又は見直しに必要な調査研究、研修会・協議会等の実施
- ⑦若年層対策事業 若年層（40歳未満）向けの対面・電話・SNS相談、人材養成、普及啓発
生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることが
できる力を身に着けさせる教育や啓発
- ⑧SNS地域連携包括支援事業 国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、専任職員を配置し支援を実施
- ⑨深夜電話相談強化事業 深夜から早朝（22時から5時）にかけての相談窓口設置・運営
- ⑩自殺未遂者支援事業 自殺未遂者支援に関する事業
自殺未遂者が受診中から退院後まで継続的に支援を受けるための事業
- ⑪ゲートキーパー養成事業 ゲートキーパーの養成および継続的活動等を支援
- ⑫災害時自殺対策継続支援事業 ⑫の実施後、引き続き対応が必要な事業
- ⑬自殺未遂者支援・連携体制構築事業 自殺未遂者支援のための警察、消防、医療機関（救急病院）等との連携体制構築（原則、都道府県で実施。
市町が実施する場合は⑩で対応）
- ⑭災害時自殺対策事業 原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業。実施期間は発災から一定期間が経過するまで。（被災者等の孤立防止、心のケア等）
- ⑮ハイリスク地対策事業 自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施
- ⑯自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 都道府県に限る。自殺未遂者の再企図を防止するためのコーディネーターを配置し、救急病院退院後の地域における必要な支援へ繋ぐ
- ⑰若者の自殺危機対応チーム事業 自殺リスクの高いケースを抱える支援機関・支援者に対し、多職種の専門家で構成されたチームが助言を行う
- ⑱地域特性重点特化事業 ①～⑦、⑨、⑩に掲げる事業であり、対策を講じることにより自殺者の減少が見込まれると厚生労働省が認める事業。

★ 財政支援措置

財 源：地域自殺対策強化交付金

補 助 率：①～⑥ 1/2 ⑦～⑫ 2/3 ⑬～⑱ 10/10

地域生活支援事業（市町事業）

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業に要する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

1 必須事業

法律上、市町が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①理解促進研修・啓発事業 | ②自発的活動支援事業 |
| ③相談支援事業 | ④成年後見制度利用支援事業 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | ⑥意思疎通支援事業 |
| ⑦日常生活用具給付等事業 | ⑧手話奉仕員養成研修事業 |
| ⑨移動支援事業 | ⑩地域活動支援センター機能強化事業 |

2 任意事業

市町の判断により、障がい者の自立した日常生活または社会生活のために実施する事業

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ①福祉ホームの運営 | ②訪問入浴サービス |
| ③生活訓練等 | ④日中一時支援 |
| ⑤地域移行のための安心生活支援 | |
| ⑥地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 | |
| ⑦相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 | |
| ⑧協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 | |
| ⑨地域生活定着支援センターとの連携強化事業 | |
| ⑩レクリエーション活動等支援 | ⑪芸術文化活動振興 |
| ⑫点字・声の広報等発行 | ⑬奉仕員養成研修 |
| ⑭複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 | |
| ⑮家庭・教育・福祉連携推進事業 | ⑯盲人ホームの運営 |
| ⑰知的障害者職親委託 | ⑱特別支援事業 |

※事業メニューは令和6年度のもの

★ 財政支援措置

負担割合

国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4

地域生活支援促進事業（市町事業）

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

市町が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援促進事業に要する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ②障害者虐待防止対策支援事業
- ③成年後見制度普及啓発事業
- ④アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑤薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑥ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
- ⑦発達障害児者及び家族等支援事業
- ⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ⑨障害者ICTサポート総合推進事業
- ⑩意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
- ⑪重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ⑫地域における読書バリアフリー体制強化事業
- ⑬雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ⑭入院者訪問支援事業
- ⑮特別促進事業

※事業メニューは令和6年度のもの

※④⑤⑥⑧⑭は、保健所を設置しているものに限る

※⑨は、中核市が対象

★ 財政支援措置

負担割合

国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4

訪問系サービス支援事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が高いなど訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町に対し、一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ①訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過し、かつ訪問系サービスの全体の利用数に占める重度訪問介護対象者の割合が10パーセントを超える市町
- ②上記対象外の市町および対象となるが、なお国庫負担基準額の超過額のある市町

★ 財政支援措置

- ①aに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合
 - a 該当する市町の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10パーセント）を乗じて得た数を控除した額
 - b 重度訪問介護の障害支援区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度
- ②国庫負担基準の超過額（①の補助額を除く）の範囲内において助成

★ 留意事項等

補助額は県の予算の範囲内において行う

★ 過去の事例等

令和3年度補助実績	16,998千円（4市町）
令和4年度補助実績	16,993千円（6市町）
令和5年度補助実績	16,928千円（4市町）

ひきこもり支援推進事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的

ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 事業内容

(ア) 相談支援事業

対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行う。

(イ) 居場所づくり事業

ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。

(ウ) 連絡協議会・ネットワークづくり事業

対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、地域の多様な関係機関で構成される連絡協議会を設置する等、ネットワークづくりに努める。

(エ) 当事者会・家族会開催事業

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設ける。

(オ) 住民向け講演会・研修会開催事業

地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり状態の経験があるピアポーターも活用しながら、住民向けの講演会・研修会を開催する。

(カ) サポーター派遣・養成事業

ひきこもり支援に関心のある者が、ひきこもりに関する基本的な知識を習得の上、ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）として活動することができるよう、サポーターを派遣し、また新規にサポーターを養成する。

(キ) 民間団体との連携事業

地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組を推進するため、地域において有意なひきこもり支援に取り組む民間団体に対し補助を行うための補助要綱を策定のうえ、当該補助要綱に基づいて、民間団体に対して補助を行う。

(ク) 実態把握調査事業

ひきこもり支援施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行う。

(ケ) 専門職の配置

対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、専門職を配置する。

(コ) 多職種専門チームの設置

多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制を整備するため、既に配置されている職員に加え、医療、法律、心理、福祉、就労、教育関係等のうち3職種以上の多職種から構成されるチームを設置して、事例の検討や、必要に応じて対象者への直接支援等を実施する。

(サ) 関係機関の職員養成研修事業

管内でひきこもり支援を行う機関のひきこもり支援を担当する職員を広く対象として、支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。

★ 財政支援措置

補助率 国庫 1/2

★ 過去の事例等

令和6年度 勝山市、越前市、坂井市、池田町

心身障がい児童クラブ育成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

昼間保護者のいない家庭の特別支援学校または特殊学級に在籍する障がい児が、児童クラブまたは心身障がい児童クラブを利用し、集団活動や社会適応訓練を行うことによって、将来の様々な分野における社会活動への参加促進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○補助対象事業

- ①市町が実施する児童クラブで障がい児を1人以上受け入れた児童クラブに対し指導員人件費を補助（ただし、国庫補助対象事業（放課後児童健全育成事業）を除く）
- ②障がい児のみを対象とする5人以上の児童クラブに対し指導員人件費、運営費を補助

○対象児

特別支援学校または特殊学級に在籍する小学校1年生～高校3年生までの障がい児

○実施期間

- ①②ともに1日3時間以上、年間200日以上開設

★ 財政支援措置

○補助基準額

- ①障がい児数に応じて指導員人件費を補助

1人：100千円、2人：200千円、3人：300千円、4人：400千円

5人以上：（加算対象基準指導員数－児童クラブ指導員配置基準数）×510千円

- ②障がい児数に応じて指導員人件費、運営費を補助

障がい児数	人件費	運営費
5人	510千円	125千円
6～9人	1,020千円	125千円
10人	1,020千円	250千円
11～15人	1,530千円	250千円
16～20人	2,040千円	250千円
21人以上	2,550千円	250千円

○負担割合 県1/2 市町1/2

重度身体障がい者住宅改造助成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 共生社会 G ☎ 0776-20-0338

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

重度の身体障がい者が日常生活に著しい障がいがあるために住宅を改造する必要がある場合に、その費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○事業の対象者

福井県内に住所を有する者で、身体障害者手帳1級または2級を所持する視覚障がい者もしくは肢体不自由者

○事業の対象経費

当該身体障がい者の日常生活を容易にすることを目的とし、住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室、居室、廊下等を改造するために要する経費。なお、新築、増築は原則として助成の対象としない。

★ 財政支援措置

○補助額 対象経費の8/10（補助限度額800千円）

○負担割合 県1/2 市町1/2

★ 留意事項等

- ・当事業の補助は、当該住宅につき1回限りとする。
- ・日常生活用具給付等住宅事業改修費あるいは居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の対象経費は、当事業の対象経費から除く。
- ・対象者のうち、下肢機能障がい、体幹機能障がい、脳原性移動機能障がい者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を600千円とする。
- ・対象者のうち、介護保険制度の要介護、要支援の認定を受けた者が当該住宅の改造を行う場合は、限度額を600千円とする。

★ 過去の事例等

令和3年度補助実績	6,540千円（13市町）
令和4年度補助実績	5,975千円（9市町）
令和5年度補助実績	5,871千円（7市町）

重症心身障がい児(者)福祉手当支給事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

在宅の心身障がい児(者)またはその介護者にその負担の一助として手当を支給することにより、重症心身障がい児(者)の福祉向上を図ることを目的とする

★ 対象とする要件等

次のいずれかに該当する児(者)

- ・身障1～2級の児(者)
- ・IQがおおむね35以下の児(者)
- ・身障手帳3級以上かつIQがおおむね75以下の児(者)

★ 財政支援措置

3,000円/月(県1/2、市町1/2)

★ 留意事項等

- ・所得制限あり(特別障害者手当を準用)
- ・特別児童扶養手当(児童の親)、障害児福祉手当、特別障害者手当受給者は受給できない。
- ・第一種社会福祉事業の施設に入所している者は受給できない。
- ・障害基礎年金、老齢基礎年金等受給者は受給できない。ただし平成2年3月31日現在で老齢基礎年金を受給している対象者を除く。

★ 過去の事例等

令和3年度補助実績	8,327千円(9市町)
令和4年度補助実績	8,429千円(11市町)
令和5年度補助実績	7,715千円(10市町)

重度障がい者医療無料化対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 精神保健 G ☎ 0776-20-0634

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

重度障がい者の健康を保持し、福祉の増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町に対して補助を行う。

★ 対象とする要件等

次の対象者に対して、医療費の一部負担金について助成をした経費

(1) 対象者

- ①身体障害者手帳の1級、2級または3級を所持する者
- ②療育手帳のB1以上（IQ50以下の者）の者
- ③精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持し、かつ自立支援医療受給者証を所持する者
※いずれも、所得制限あり。

(2) 助成対象経費

- ①社会保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付費等は除く。）
自己負担額全額助成対象⇒自己負担なし
※（1）③の精神障がいについては、入院しないで行われる医療のみ対象
- ②事務に要した経費
 - ・医療機関に対して支払った一部負担金の領収証明に関する事務手数料
 - ・施術所に対して支払った一部負担金の領収証明に関する事務手数料
 - ・福井県国民健康保険団体連合会に対して支払った福祉医療費助成対象者一覧表等の処理に関する事務手数料
 - ・福井県国民健康保険団体連合会に対して支払った診療報酬明細書等、柔道整復施術療養費および鍼灸あんまマッサージ施術療養費にかかる一覧表等の処理に関する事務手数料
 - ・社会保険診療報酬支払基金に対して支払った診療報酬明細書等の処理に関する事務手数料

★ 財政支援措置

補助率：助成対象経費の1/2

★ 留意事項等

年度開始前の3月	交付申請
年度末3月	変更交付申請
4月	実績報告

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成し経済的負担を軽減することで、難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- (1) 以下の要件を満たす者を対象とする。
- ・福井県内に住所を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
 - ・身体障害者手帳の交付対象とならないこと
 - ・両耳での聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること
 - ・補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けていること
- (2) 助成対象経費
- ・新たに補聴器を購入する経費
 - ・耐用年数後に補聴器を更新する経費
 - ・やむを得ない事情により補聴器を購入または修理する必要があると認められた場合の経費

★ 財政支援措置

補助額：対象経費の2/3

(対象経費が基準額を超える場合は、基準額の2/3)

負担割合：県1/3、市町1/3（本人1/3）

★ 留意事項等

- ・一部所得制限あり
- ・補聴器の種類ごとに補助基準額あり
(ともに障害者総合支援法に規定する補装具費支給制度を準用)

医療的ケア児者への災害時電源確保支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 障がい福祉課 自立支援 G ☎ 0776-20-0339

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地震などの災害発生時に停電が起こった場合、長時間にわたり停電が続き、人工呼吸器や在宅酸素療法など命に直結する機器に頼らざるを得ない医療的ケア児者に対し、非常用自家発電装置等の購入に要する経費の補助を行う。

★ 対象とする要件等

- (1) 補助対象者は、市町の日常生活用具給付等事業の対象となる者とし、以下に掲げる医療的ケア児者を含めること。
 - ・生命・身体機能に維持のため、電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケア児者（医療機器の例：人工呼吸器、喀痰吸引器、ネブライザー、腹膜透析 等）
 - ・その他、医師の意見書等に基づき、市町が必要と認める医療的ケア児者
- (2) 補助対象経費
 - ・非常用自家発電装置
 - ・蓄電池（ポータブル電源）
 - ・外部バッテリー（充電器および付属部品含む）
 - ・その他、市町が必要と認める機器

★ 財政支援措置

上 限 額：10万円／人 ※県から市町に対する補助上限額は7.5万円
負担割合：県3/4、市町1/4

★ 留意事項等

- ・日常生活用具給付等事業に補助対象者および補助対象経費を明記すること
- ・ホームページ等を通して、種目追加について住民に広く周知すること

子ども・子育て支援交付金

旧事業名：子育て支援交付金事業補助金、保育対策等促進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 ふく育推進 G ☎ 0776-20-0341

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

次代の社会を担うこどもの健やかな育ちの支援に資する事業を実施することにより、こどもの福祉の向上を図る。

★ 対象とする要件等

保育所等において、以下の事業を実施する。

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業
- ⑪ 一時預かり事業
- ⑫ 病児保育事業
- ⑬ 子育て援助活動支援事業
- ⑭ 産後ケア事業

★ 財政支援措置

補助率

- ① 国 2/3（直接補助）、県 1/6、市町 1/6
- ②～⑬ 国 1/3（直接補助）、県 1/3、市町 1/3
- ⑭ 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

第2子以降就学前の児童の利用補助（県単独）：県 1/2、市町 1/2
（対象事業：一時預かり、病児保育）

★ 過去の事例等

R4 県内17市町で実施

子ども・子育て支援施設整備交付金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策と病児保育事業の推進を図る。

★ 対象とする要件等

市町が設置する放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備

★ 財政支援措置

補助率 国 1/3 (直接補助)、県 1/3、市町 1/3

補助率 国 3/10 (間接補助)、県 3/10、市町 3/10、社会福祉法人等 1/10

★ 過去の事例等

R元 県内 1 市町で実施

R 4 県内 2 市町で実施

R 5 県内 1 市で実施

R 6 県内 2 市で実施

児童館整備事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 ふく育推進 G ☎ 0776-20-0341

★ 事業主体

市町、社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

地域社会の必要に基づき児童館等の整備を行い、もって児童に健全な遊びを与えてその健康の増進または情操を豊かにする。

★ 対象とする要件等

次世代育成支援対策施設整備交付金に基づく、児童厚生施設の整備事業
(ただし、大規模修繕については5,000千円未満のものを除く)

★ 財政支援措置

補助率 県：1/3 市町1/3 国1/3

★ 留意事項等

こども家庭庁が定める次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱で内容確認

未熟児養育医療事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケア G ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。そのため、医療を必要とする未熟児に対して必要な医療の給付を行う。

★ 対象とする要件等

県内の市町に居住する次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）の医療費を対象とする。

- 1 出生時体重が2,000グラム以下の乳児
- 2 1以外の乳児で、生活力が特に弱く、次のいずれかのような症状を示す乳児
 - ① けいれん、運動異常
 - ② 体温が摂氏34度以下
 - ③ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ④ くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常
 - ⑤ 強い黄疸（おうだん）

★ 財政支援措置

国1/2（市町へ直接）、県1/4（負担金）

出産・子育て応援事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケアG ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、全ての妊婦・子育て世帯に対する伴走型の相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金）を一体的に実施することにより、安心して出産・子育てができる環境を整備するために必要な経費について補助金を交付する。

また、出産・子育て応援給付金をデジタル地域通貨（ふくいはいびコイン）により受給した妊産婦等には、インセンティブを付与する。

★ 対象とする要件等

市町が、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施した場合

★ 財政支援措置

①市町による伴走型相談支援と経済的支援の実施に必要な経費

伴走型相談支援 補助率：3/4（国 1/2（直接補助）、県 1/4、市町 1/4）

経済的支援 補助率：5/6（国 2/3（直接補助）、県 1/6、市町 1/6）

②現金以外のクーポン発行等に必要な委託経費

補助率：国 10/10（直接補助）

③地域通貨給付のインセンティブ

補助率：県 10/10

★ 過去の事例等

R4 全17市町で事業実施

R5 全17市町で事業実施

R6 全17市町で事業実施

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：健康福祉部こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図る。

★ 対象とする要件等

放課後子ども教室の設置・運営にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率 2/3 (国 1/3 県 1/3)

※ただし、国の定める要件のうち、「コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」を満たさない場合は、県 1/3 のみ

(事業期間) 平成 19 年度～

福井県特定不妊治療費助成事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 母子ケア G ☎ 0776-20-0286

★ 事業主体

福井市

★ 事業の目的および概要

夫婦の経済的負担の軽減を図り、特定不妊治療を受ける機会を確保することを目的として、公益社団法人日本産科婦人科学会に登録された医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精および顕微授精をいう。以下同じ。）に要する費用について助成する。

★ 対象とする要件等

- 1 法律上の婚姻をしている、または事実婚の夫婦であること。
- 2 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された者であること。
- 3 申請日において、夫または妻のいずれか一方もしくは両方が福井県内に住所地を有する者であること。
- 4 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者であること。

○助成の回数および額 ⇒交付要綱の記載による

★ 財政支援措置

補助率 県 10/10

こども医療費助成事業費補助金

旧事業名：乳幼児医療費助成事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町がこどもについて、保護者の経済的負担の軽減を図り、もってこどもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的に、医療保険各法による医療費の一部負担金を助成したとき、その助成した経費およびこの事務に要した費用について補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（R2. 9月～）

(2) 補助の対象

《医療費》

医療保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付等は控除する）

※ただし、満6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、医療機関（薬局を除く）ごとに次に規定する額は助成しない。

入院の場合 500円/日（1月につき4,000円を限度とする）

入院以外の場合 500円/月

《事務費》

- ・市町が医療機関に対して支払った事務手数料
- ・市町が福井県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に対して支払った事務手数料

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）の1/2を補助（負担割合：県1/2 市町1/2）

★ 留意事項等

他の法令等により医療の給付が受けられる場合は、こども医療費助成に優先して適用される。

★ 過去の事例等

R4 全17市町で事業実施

R5 全17市町で事業実施

R6 全17市町で事業実施

すみずみ子育てサポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

県、市町

★ 事業の目的および概要

就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など一時的に子育てに対する支援が必要となる場合にサポートする事業に補助する。

★ 対象とする要件等

(1) 利用対象者

① 小学校就学前の児童を養育する者

(ただし、小学校3年生以下については、放課後児童クラブが利用出来ない児童を対象とする。)

② 第1子を出産予定の妊婦

(2) サポートの種類

- ・ 一時預かり
- ・ 保育所等への送迎
- ・ 子育て家庭および妊婦家庭における生活支援

★ 財政支援措置

補助基準額

① 利用単価(上限)

- ・ 施設型一時預かり、送迎、生活支援：650円/時間

ただし、第2子以降就学前の児童を持つ世帯および就学前の多胎児の第1子を持つ世帯の当該児童が利用する場合については、1,000円/時間とし、生後1か月未満の第1子の児童を対象とする生活支援については、1,000円/時間

- ・ 居宅訪問型一時預かり：1,500円/時間

補助率：県1/2、市町1/2

② 保険料(上限)：400円/人(一人当たり年額保険料)

補助率：県10/10

子育てマイスター地域活動推進事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子育て中の親が地域で気軽に相談できる環境を整備するため、子育てに関わりのある有資格者を、県が「子育てマイスター」として認定登録し、子育てに関する悩みの解決などの支援を行う。

実施概要：育児相談、子育て講座の講師、育児サークルへの助言 など

★ 対象とする要件等

対象事業：子育て支援センターや児童館等で、毎週1回以上、乳幼児と保護者が気軽に座談会や育児相談を行い、月1回以上子育てマイスターを活用する事業

★ 財政支援措置

補助基準額 ①基本額：80千円（年額）
②加算額：6千円（基準を超えてマイスターを活用した場合1回につき）

補助率：県1/2 市町1/2

ふくい在宅育児応援手当支給事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども未来課 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

こどもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする在宅育児世帯に対し、経済的支援を実施することにより、こどもが小さいうちは親子のふれあいの時間を多くもつことを応援する。

★ 対象とする要件等

第2子以降を保育所に預けず、在宅で育児をしている家庭に毎月手当を支給

○支給額：月額1万円／1人

○生後2か月～満3歳未満の児童を家庭で育てる世帯

- ・第2子以降の児童であること
- ・保育所等に入所させていないこと
- ・育児休業給付金を受給していないこと

○令和6年9月から世帯年収360万円未満の対象要件を撤廃し、すべての世帯に拡充

★ 財政支援措置

補助率：世帯年収360万円未満 県1/2、市町1/2

世帯年収360万円以上 県10/10

★ 過去の事例等

R4 実施市町数 16市町

R5 実施市町数 16市町

R6 実施市町数 16市町

こどもの遊び場整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 こども応援・子育て環境 G ☎ 0776-20-0289

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

全天候型のこどもの遊び場整備に要する費用の一部を助成することにより、天候にかかわらずこどもたちが安心して遊ぶことができる遊び場づくりを促進し、心身ともに健やかなこどもの育ちを支援することを目的とする。

★ 対象とする要件等

公共施設や店舗等の空きスペースを改修し、または建屋等を新築することにより、天候に関わらず専らこどもの遊び場として利用できる屋内空間を確保し、その空間にこどもの心身の健やかな成長に配慮した遊具等を設置し、子育て家庭のための全天候型の遊び場を整備する事業で、下記の要件を全て満たすものとする。

- 1 遊び場は無料で利用でき、営利目的で運営されるものでないこと
(ただし、維持管理費の徴収は可とする。)
- 2 遊び場は土・日曜日の両日を含め週3日以上開所すること
- 3 こどもたちが天候にかかわらず安全安心に遊ぶことができる遊び場の面積が確保されていること

★ 財政支援措置

補助対象経費：整備費（工事費、遊具整備費等）

補助基準額：100,000千円

補助率：10/10

★ 留意事項等

- ・交付申請前に事業計画書等を提出し審査を受けることが必要

子どものための教育・保育給付費負担金・補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子ども・子育て支援法に基づき、私立保育所・認定こども園、新制度に移行する私立幼稚園等の運営に要する経費を助成する。

★ 対象とする要件等

私立保育所・認定こども園、新制度に移行する私立幼稚園に通う1～3号認定子どもに係る公定価格のうち一部を負担・補助する。

★ 財政支援措置

子どものための教育・保育給付費負担金	1号・2号認定子ども	県1/4
	3号認定子ども	県21.14%
〃	補助金	県1/2

★ 過去の事例等

R5 負担金…県内16市町が対象
補助金…県内16市町が対象

母子家庭等日常生活支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦が、一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合や未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなるため定期的に保育サービス等が必要になる場合に家庭生活支援員を派遣する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

- ①母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤および出張や学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる自由により、一時的に家事や介護、保育サービスが必要な家庭ならびに生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭
- ②未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合、(所定内労働時間の就業を除く)定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭

(2) 提供するサービスの種類および内容

- ①生活援助：家事、介護その他の日常生活の便宜
- ②子育て支援：保育サービスおよびこれに付帯する便宜

★ 財政支援措置

補助率

基準額(交付要領で規定)の3/4を補助(負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4)

★ 過去の事例等

R5 県内8市町で実施

自立支援教育訓練給付金事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

県（町分）、福祉事務所を設置する市

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭の母または父が、事業主体が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に支払った受講経費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の母または父の主体的な職業能力開発の取組を支援する。

○支給額 受講経費の10割相当額（上限334,000円、下限8,001円）

※雇用保険法の規定による教育訓練給付金を受ける場合は、その額を差し引いた額となる。

※専門実践教育訓練給付金は、上限2,672,000円（修業年数×40万円）

○対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

★ 対象とする要件等

対象者（次の要件すべてを満たすひとり親家庭の母または父）

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ② 受講開始日現在において雇用保険法の規定による教育訓練給付の受給資格のない方（雇用保険被保険者期間3年未満の方）
- ③ 教育訓練を受けることが適職につくことや雇用の安定のために必要な方

★ 財政支援措置

補助率 10/10

うち国補助分 6/10（負担割合：国3/4、市町1/4）

県補助分 4/10（負担割合：県3/4、市町1/4）

※町分については県で負担

母子家庭等高等職業訓練促進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭支援 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

県（町分）、福祉事務所を設置する市

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、修業年限6月以上の養成機関に通う場合に、市町村民税非課税世帯は、月額100,000円、課税世帯は月額70,500円の高等職業訓練促進給付金を支給し、経済的自立に向けた資格取得をめざした取り組みを支援する（上限4年間）。また、高等職業訓練修了支援給付金として市町村民税非課税世帯50,000円、課税世帯25,000円を支給する。

なお、修業期間の最後の1年間は月額40,000円を加算する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者（次の要件すべてを満たすひとり親家庭の母または父）

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ② 6月以上の養成機関において、一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方

(2) 対象資格

6月以上修業する必要があり、資格取得後、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格

【例：（准）看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 等】

(3) 支給対象期間

【高等職業訓練促進給付金】 上限4年

【高等職業訓練修了支援給付金】 修了日を経過した日以後

★ 財政支援措置

補助率 3/4（負担割合：国3/4、市町1/4）

★ 過去の事例等

R5 9市で実施

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域子育て支援分野及び保育分野に関わる現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材の確保を図る。

★ 対象とする要件等

保育の質の向上のための研修事業 他 9 事業

★ 財政支援措置

補助率

国 1/2（直接補助）、市町 1/2

保育対策総合支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。

★ 対象とする要件等

保育人材等就職・交流支援事業、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業 他

★ 財政支援措置

実施事業により異なる

ひとり親家庭児童の学習支援事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習支援を行い、子どもの健全育成と自立を図る。

★ 対象とする要件等

厚生労働省が定める母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱におけるひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援事業

★ 財政支援措置

基準額：母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱による

補助率：基準額（交付要綱で規定）の3/4を補助

（負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

福井県

★ 事業の目的および概要

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親および子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図る。

○支給額 ①受講開始時給付金 受講費用の最大4割（上限10万円）

②受講修了時給付金 受講費用の最大5割（①とあわせて上限12万5千円）

③合格時給付金 受講費用の1割（①②あわせて上限15万円）

○対象講座 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

★ 対象とする要件等

ひとり親家庭の親であって、次の要件をすべて満たす者。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

①県内に住所を有していること。

②児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

③支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

★ 財政支援措置

直接本人に支給（市にお住まいの方は、申請窓口が市のひとり親家庭支援担当課になる。）

★ 留意事項等

講座の申し込みをする前に、必ず事前の相談が必要（事前の相談がなければ、給付金の支給不可）

医療的ケア児保育支援事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

各市町において、必要に応じて看護師等を保育所等へ派遣する体制を整備することにより、医療的ケア児が安心して保育所等へ通所できることを目的とする。

★ 対象とする要件等

市町において、看護師等を保育所等へ派遣する費用等

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：国 2/3 県 1/6、市町 1/6 または 国 1/2 県 1/4、1/4

※中核市は、国 2/3 中核市 1/3

★ 過去の事例等

R5 7市町で事業実施

保育所等における要支援児童等対応推進事業費補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員を配置し、保育所等における要支援児童、要保護児童およびその保護者の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

★ 対象とする要件等

保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。

【地域連携推進員の要件】

地域連携推進員は、次のいずれかを満たしている者とする。

- ①保育士
- ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ③保健師
- ④看護師
- ⑤その他、本事業を適切に実施できる者として事業主体が認めた者

★ 財政支援措置

基準額：保育対策総合支援事業費補助金交付要綱による

補助率：国 1/2（県間接補助）、県 1/4、市町 1/4

子どもの居場所支援臨時特例事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★事業の目的および概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対し、課外活動の提供などを通じ、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象

- ① 食事、衣服、生活環境等の養育環境について課題のある学齢期の子どもおよびその家庭
- ② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭

(2) 事業内容

- ①安心・安全な居場所の提供、②生活習慣の見直しと形成、③食事の支援、④課外活動の提供
- ⑤学習（宿題の見守り等を含む）および進路に関する支援、⑥その他（関係機関との連携調整等）

(3) 開所

原則、月曜日から金曜日

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：国 1/2 県 1/4、市町 1/4

★ 過去の事例等

R5 新規

保育の職場づくり総合対策事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

現役の保育士等や将来に保育士等を目指す者にとって魅力ある保育現場・職場づくりを推進することで、保育士等が生涯働くことができる環境を整備し、安定的な保育人材の確保を図る。

★ 対象とする要件等

- ① 保育の職場環境改善
住宅手当の支給 支給額 40千円/月
子を持つ保育士等をフォローする体制整備に対する子育て世帯支援手当の支給
子育て中の保育士数に応じて300～500千円/施設
- ② 保育補助者の確保
保育補助者等を配置した場合の経費への支援
保育補助者 1人あたり2,338千円/年
保育支援者 1人あたり 145千円/月
- ③ 保育士転入者奨励
県外居住者が県内保育所等に就職した場合に支援金を支給
支援金額 300千円/人
- ④ 保育士等のメンタルケア
精神科医師等による巡回相談の実施
1回あたり50千円

★ 財政支援措置

- ① (住宅手当) 新安心プラン対象市町：国1/2、県1/4、市町1/4
上記以外：県1/2、市町1/4
(子育て世帯支援手当) 県1/2、市町1/2
- ② 保育補助者(国制度)：国6/8、県1/8、市町1/8
(県制度)：県1/2、市町1/2
保育支援者：国1/2、県1/4、市町1/4
- ③ 県1/2、市町1/2
- ④ 県10/10

保育環境改善等事業

所管省庁等: こども家庭庁

県主管課: 健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所等の保育環境の改善および向上を図るため、設備の改修や老朽化した備品の整備等を支援する。

★ 対象とする要件等

(1) 事業内容

①熱中症対策事業

冷房設備を設置するための改修等への支援

②保育環境向上等事業

老朽化した備品やフローリング、カーペット等の設備の購入・更新、改修等への支援

(2) 補助基準額

1施設あたり 1,029千円

★ 財政支援措置

国1/3、県1/3、市町1/3

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町、児童入所施設

★ 事業の目的および概要

令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市町（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設される。本資格は、既に市町、保育所等の現場で働いている者が、100.5～266.5時間の研修の受講等を経て取得するものであり、取得の促進を図るため資格取得にかかる経費を支援する。

★ 事業内容

支援内容	市町（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援 児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行った場合の費用を支援
補助基準額	国の交付要綱が示され次第設定
対象	児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員（社会福祉士や保育士等の資格を有する者）
実施主体	市町、児童養護施設等
補助率	国2/3、県1/3

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）のうち 国2/3、県1/3

保育士・保育の現場の魅力発信事業補助金

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

保育所、認定こども園、幼稚園等において、将来的な人材確保を図るため、小中高生の保育体験イベント等実施し、保育者の魅力を発信する取組みに対し支援を行う。

★ 対象とする要件等

対象：公私立保育所、公私立認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）、公私立幼稚園、公私立地域型保育事業所、公私立子育て支援センター

★ 財政支援措置

補助率 3/4（国1/2、県1/2、市町1/4）
私立幼稚園 県10/10

就学前教育・保育施設整備事業

所管省庁等：こども家庭庁、福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育サービス充実のための増改築や耐震化等の安全対策など保育所等の整備に対し、「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して支援を行うことで、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進める

★ 対象とする要件等

市町が行う「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」）に該当する事業

★ 財政支援措置

交付要綱、実施要領および管理運営要領に記載の補助率、補助基準額および補助対象経費による

★ 留意事項等

整備補助申請の場合、別途要綱等で内容確認

★ 過去の事例等

R5 県内 2市 6施設

ひとり親家庭等習い事支援・大学受験料等支援事業

所管省庁等：こども家庭庁、福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

習い事は興味関心を広げ、心身の成長の一助となる大変大切なものであるが、ひとり親家庭は経済的な理由で通わせることができない割合が高いため、費用の一部を補助し、習い事を通してひとり親家庭の子どもの成長を支援する。また、受験料や模試費用を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。

★ 対象とする要件等

(1) 習い事支援事業

①対象者

児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の受給世帯もしくは生活保護受給世帯ならびに住民税非課税世帯のうち、小学校4年生から6年生までの児童

②補助額

児童扶養手当の全部受給相当所得者 上限 120,000円/年

児童扶養手当の一部支給相当所得者 上限 60,000円/年

(2) 大学受験料・模擬試験受験料支援事業

①対象者

児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の受給世帯もしくは生活保護受給世帯ならびに住民税非課税世帯のうち、自治体が発するこどもの生活・学習支援事業に登録等している児童

②補助額

大学受験料 : 高校3年生等 上限 53,000円/人

模擬試験受験料 : 高校3年生等 上限 8,000円/人

中学3年生 上限 6,000円/人

★ 財政支援措置

補助率

(1) 県 2/3、市町 1/3 (県分の1/3は寄附金・企業版ふるさと納税を活用)

(2) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

収入が低く子育ての負担も大きいひとり親家庭等に対し、子育てにかかる費用を助成することにより、子どもが家庭環境に影響されることなく健やかに成長していけるよう支援する。下記補助を行う市町に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

- (1) 病児・病後児保育利用料補助
ひとり親家庭の小学生までの児童の病児・病後児保育利用料を補助
- (2) 放課後児童クラブの利用料補助
ひとり親家庭等の小学生までの児童の放課後児童クラブ利用料を補助
- (3) 高校生の通学費用（定期代）補助
ひとり親家庭等の高等学校等に在学している児童の通学のための公共交通機関の定期券購入費用を補助する。

★ 財政支援措置

補助率 県 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

補助額や対象者等の内容は市町により異なる。

★ 過去の事例等

R5 17市町

保育カウンセラー配置事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★事業の目的および概要

心理、行動特性に応じたきめ細やかな保育を実施するため、発達状況の把握、支援方法について保育士や保護者等にアドバイスできる保育カウンセラーを配置することにより、近年、保育所等において増えている発達障害など対応の難しい子どものすこやかな育ちを支援する。

★ 対象とする要件等

発達に関する相当の知識を有する者を配置し、支援を要する子どものいる保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等を定期的に巡回し、早期発見、早期支援を行う。

★ 財政支援措置

基準額：要綱による

補助率：県 1/2、市町 1/2

★ 過去の事例等

R5 16市町で事業実施

すくすく保育支援事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

多子世帯の子育てに対する費用負担を軽減し、就労と育児の両立支援を図るため、第2子以降、就学前児童の保育料を無料化および第3子以降、副食材料費を軽減する市町に対し補助する。

★ 対象とする要件等

第2子目以降の園児の保育料を市町が無料化および第3子以降の副食材料費を軽減していること。

第2子の保育料補助範囲 令和6年8月末まで：年収640万円未満世帯
令和6年9月以降：所得制限を撤廃

★ 財政支援措置

基準額：対象児童の保育料および副食材料費（上限月額4,500円）

補助率：第2子の年収640万円未満世帯および第3子以降、副食費 県1/2、市町1/2
第2子の年収640万円以上世帯 県10/10

★ 過去の事例等

R5 全17市町で事業実施

産休代替職員費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町および社会福祉法人等

★ 事業の目的および概要

児童福祉施設等の職員が出産のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、産休代替職員を臨時的に任用する経費を県が負担することにより、職員の母体の保護を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

★ 対象とする要件等

対象施設：保育所、認定こども園、児童入所施設、心身障害児施設、老人福祉施設、救護施設等

対象者：保育士、保育教諭、看護師、介護職員、保健師、寮母、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）、セラピスト（作業療法士、理学療法士等）、栄養士、調理員

対象期間（産休）：産前6週間産後8週間

対象経費：産休代替職員に係る経費

★ 財政支援措置

補助率

私立 県 10/10

★ 過去の事例等

R5 県内6市町で実施

低年齢児保育充実促進事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育所および幼保連携型認定こども園において児童福祉施設設備運営基準に定める0歳児、2歳児の保育士の数を超えて保育士を配置し、保育体制の質の向上を図ることにより、児童が健やかに生まれ育つ環境の整備を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

下記の①および②に該当する民間保育所を補助対象とする。

- ① 0歳児、2歳児の担当保育士（勤続年数5年以上）を児童福祉施設設備運営基準以上に配置している保育所
- ② 特別保育事業（ふれあい保育（障害児保育）事業・一時預かり事業・休日保育事業・地域子育て支援拠点事業）を2事業以上実施している保育所

★ 財政支援措置

補助率

県 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

- ・ 0歳児の保育士等の配置においては、加配当初時点で0歳児数を3で除した数の計（少数点以下を切り捨て）を超えて保育士等を配置していること
- ・ 2歳児の保育士等の配置においては、加配当初時点で2歳児数を6で除した数の計（少数点以下を切り捨て）を超えて保育士等を配置していること

★ 過去の事例等

R5 県内11市町で実施

ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 家庭福祉 G ☎ 0776-20-0343

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町がひとり親家庭について疾病の早期発見と治療を促進し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療保険各法による医療費の一部負担金を助成したときは、その助成した額および事務に要した費用について補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

(1) 対象者

- ①ひとり親家庭（次のいずれかに該当する20歳未満の児童の父または母がその児童を監護し、市町長が適当と認めた家庭）の母または父と児童
- イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父または母が死亡した児童
 - ハ 父または母が施行令第1条第2項に定める程度の障害の状態にある児童
 - ニ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ホ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ヘ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母または父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
 - ト 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(2) 補助の対象

《医療費》

医療保険各法による医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付金等は控除する）

《事務費》

- ・市町が医療機関に対して支払った事務手数料
- ・市町が福井県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に対して支払った事務手数料

★ 財政支援措置

補助率

基準額（実施要綱で規定）の1/2を補助（負担割合：県1/2 市町1/2）

★ 過去の事例等

R5 全17市町で実施

子育てのための施設等利用給付費県費負担金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の対象外の施設等の利用者の利用料について助成する。

★ 対象とする要件等

施設等利用給付認定を受けた利用者が、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設を利用した場合の利用料の一部を負担する。

★ 財政支援措置

1 / 4

★ 過去の事例等

R6 17市町で実施

保育士等トライアル就労応援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

保育ニーズ拡大に伴い発生する待機児童（潜在的待機児童含む）の解消のために、非正規雇用（短時間等）等を希望する保育士等を新たに雇用し、保育人材確保を行う。

★ 対象とする要件等

- ・ 保育士等を新たに配置した月の保育士数（または0歳児から2歳児の受入れ児童数）が、前年同月の保育士数（または受入れ児童数）と比較して同数以上であること
- ・ 一定期間（過去5年間）保育業務に携わっていない方

★ 財政支援措置

補助対象経費：新たに配置する保育士、保育教諭、幼稚園教諭の雇用に要する経費

補助基準額：1人当たり1,500円/時間

ただし、1日の単価上限は、9,000円とする。

補助率：県10/10

★ 過去の事例等

R5 5市町、11施設で実施

私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

市町、私立幼稚園、児童入所施設

★ 事業の目的および概要

急激な物価上昇により私立保育所等および児童入所施設の経営に影響が生じているものの、私立保育所等の保育料や児童入所施設の措置費は公定価格のため価格転嫁できないことから、高騰した電気料金を支援する。

★ 対象とする要件等

令和6年4月～5月における高騰見込（令和3年度比）の電気料金の一部を補助する。
（補助額）

私立保育所等【高圧】	1施設あたり	170円/人
私立保育所等【低圧】	〃	60円/人
私立幼稚園【高圧】	〃	330円/人
私立幼稚園【低圧】	〃	120円/人
児童入所施設【高圧】	〃	3,760円/人
児童入所施設【低圧】	〃	710円/人

★ 財政支援措置

私立保育所等 県1/4、市町1/4
私立幼稚園、児童入所施設 県1/2

保育所、認定こども園、幼稚園相談対応事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

【事業の目的】

保護者対応や不適切保育に関するトラブル等が増加しており、保育所等が長期間対応に追われ、保育士の負担増や離職増の一因となっている。また、保育現場で法的観点を踏まえた対応が必要であるにも関わらず、適時に相談する手段がないため不十分・不適切な対応になっている場合がある。

このため、法的な問題について保育所等が相談できる体制を整備し、トラブルの未然防止や早期解決を促進し、保育現場の質の向上と負担軽減を図る。

【事業の概要】

保育所等担当弁護士による相談事業（福井弁護士会と協定）

（1）相談方法

- ①相談がある園は、市町保育主管課（私立幼稚園は県直接）を経由し、福井弁護士会に相談概要書を送付
- ②福井弁護士会から市町保育主管課（私立幼稚園は県直接）を経由し、園に担当弁護士を連絡
- ③園は担当弁護士と日程調整を行い、相談を実施（電話または面談による相談）→ 助言
- ④園から実績報告書を県に提出

（2）相談内容

- ・園児の保護者とのトラブル
- ・不適切保育への対応 等

★ 対象とする要件等

対象：保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設

★ 財政支援措置

補助率 県10／10

主食提供推進のための備品購入支援事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 児童家庭課 幼保支援 G ☎ 0776-20-0342

★ 事業主体

県

★ 事業の目的および概要

こどもの食育や保護者の負担軽減等を目的に、保育所等において3歳以上児の主食提供を推進するために必要な備品購入等の費用を支援する。

★ 対象とする要件等

対象：県内の公私立保育所、公私立認定子ども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）、公私立幼稚園、公私立地域型保育事業所

★ 財政支援措置

補助率 1/2 （県1/2、市町1/2）
私立幼稚園（県10/10）

健康増進事業費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 健康政策課 健康長寿G ☎ 0776-20-0352

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が健康増進法第17条第1項および第19条の2に基づき実施する健康増進事業に対して補助することにより、住民の健康づくりと疾病の予防等の保健事業を総合的に実施し、健康に対する意識を向上させ、健康の保持増進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

〈対象事業〉

- ①健康教育：生活習慣病の予防その他健康に関する事項についての正しい知識の普及を図る。
〔対象：40歳～64歳〕
- ②健康相談：心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。
〔対象：40～64歳〕
- ③健康診査：健康増進法19条の2に基づき、健康診査〔対象：40歳以上の生活保護受給者等〕、歯周疾患検診〔対象：20, 30, 40, 50, 60, 70歳〕、骨粗鬆症検診〔対象：40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性〕、肝炎ウイルス検診等〔対象：40歳以上の未受診者〕を行う。
- ④訪問指導：療養上の保健指導が必要と認められる者およびその家族に対して、保健師等が訪問して必要な指導を行う。〔対象：40～64歳〕
- ⑤総合的な保健推進事業：各健診に追加の項目を実施する。〔対象：40歳以上〕

★ 財政支援措置

補助率…国1/3、県1/3、市町1/3

（ただし、肝炎ウイルス検診のうち、40歳以上5歳刻みの者に対する無料検診を実施する場合の自己負担相当額については国10/10）

※原則、市町が行う健康増進事業に対して2/3補助を行う。その1/2を国が補助する間接補助である。

★ 留意事項等

対象者がそれぞれの事業により異なっているので、対象事業となるか確認すること。詳細は、国の事業実施要領および県の補助金交付要綱等を参照すること。

後期高齢者保健事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 健康政策課 健康長寿G ☎ 0776-20-0352

★ 事業主体

福井県後期高齢者医療広域連合

★ 事業の目的および概要

従来、老人保健事業の一環として実施していた基本健康診査が、平成20年4月から特定健康診査に変わったことにより、75歳以上の後期高齢者については特定健康診査の対象から外れているが、後期高齢者についても、病気を予防し、健康を保持して要介護とならないようにすることが重要である。このため、後期高齢者医療制度の保険者である福井県後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業に対し支援することにより、後期高齢者の健康を増進し、健康長寿を推進する。

★ 対象とする要件等

- ① 後期高齢者健診の実施
- ② 後期高齢者歯科健診の実施

★ 財政支援措置

補助率 ①および②… 国：対象経費（国）の1/3
県：対象経費（県）の1/3（予算の範囲内で補助）

※ 対象経費（国）：国が定める基準単価×健診受診者数
対象経費（県）：国と同様（ただし、①については前年度未受診者に限る）

★ 留意事項等

詳細は、国の補助金交付要綱および県の補助金交付要綱等を参照すること。

へき地医療拠点病院運営費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保 G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

へき地医療拠点病院

★ 事業の目的および概要

へき地医療拠点病院の運営を補助し、へき地における医療を確保する。

★ 対象とする要件等

○補助対象

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき行うへき地医療拠点病院運営事業に要する経費（医療活動費、研究費、医療費等）

★ 財政支援措置

国 1/2、県 1/2

★ 留意事項等

単年度要綱であるため、内容が変更になる場合あり。

★ 過去の事例等

6病院（福井県立病院、公立小浜病院、公立丹南病院、福井県済生会病院、木村病院（鯖江市）、中村病院）

医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課

救急・災害医療 G（施設整備） ☎ 0776-20-0346

医療人材確保 G（設備整備） ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

市町

（それ以外に都道府県、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等）

★ 事業の目的および概要

医療施設の施設（病棟の新築・改築等）および設備（医療機器等）の購入を補助することで、各医療圏の医療機能を確保する。

★ 対象とする要件等

事業ごとに異なる。

（例）へき地診療所設備整備事業

- 1 基準額 1か所当たり 16,500千円
- 2 対象経費 へき地診療所として必要な医療機器購入費
- 3 下限額 1品につき 250千円

★ 財政支援措置

事業ごとに異なる。

（例）へき地診療所設備整備事業

1/2（負担割合：国10/10）

★ 留意事項等

厚生労働省が定める医療施設等施設整備費補助金交付要綱ならびに医療施設等設備整備費補助金交付要綱および各事業の実施要綱で内容を確認すること。

★ 過去の事例等

・医療施設等施設整備費補助金

R3 県内1市 1施設

R4 実績なし

R5 実績なし

・医療施設等設備整備費補助金

R3 県内2市1町 3施設

R4 県内2市2町 4施設

R5 県内1市2町 3施設

公立診療所におけるDX推進事業補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

公立診療所（市町）、へき地医療拠点病院

★ 事業の目的および概要

オンライン診療の実施に対して支援を行い、へき地等における医療提供体制の維持を図る。

★ 対象とする要件等

- 1 継続してオンライン診療を実施する公立診療所
- 2 新規にオンライン診療を実施する公立診療所（1を除く）
- 3 へき地医療拠点病院

★ 財政支援措置

予算の範囲内で1および2を実施

- 1 補助率1/2
 - (1) オンライン診療の実施に必要な医療機器の整備
- 2 補助率10/10
 - (1) オンライン診療の実施に必要な初度整備（医療機器を除く通信機器等）
 - (2) オンライン診療の継続した実施に必要な費用（端末通信料、システム利用料等）
 - (3) 専門医の診療支援を行う際の、へき地医療拠点病院への協力金

★ 留意事項等

厚生労働省が定める医療施設等施設整備費補助金交付要綱および県の実施要綱で内容を確認すること。

新人看護職員研修事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保 G ☎ 0776-20-0345

★ 事業主体

医療機関（自治体病院含む）

★ 事業の目的および概要

看護の質の向上、安全な医療の確保、早期離職防止のため、新人看護職員の卒後研修体制の整備（教育責任者等の配置）、研修実施に必要な経費の一部補助。

★ 対象とする要件等

「新人看護職員研修ガイドライン」に沿った新人看護職員に対する研修の実施

★ 財政支援措置

補助率 1/2以内
（人数に応じた上限単価あり）

★ 留意事項等

- ・ 事業計画書は3～4月頃提出
- ・ 経費のうち消費税については、補助の範疇ではないので返納が必要となる。

★ 過去の事例等

- ・ 令和 3年度 実施病院14ヶ所
- ・ 令和 4年度 実施病院14ヶ所
- ・ 令和 5年度 実施病院14ヶ所

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 疾病対策 G ☎ 0776-20-0350

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ることを目的に、市町主体の本事業に対し補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者を対象に、特殊寝台、特殊便器、電気式たん吸引器など全18種目の購入費用について助成を行う。（所得に応じ一部自己負担額あり）

★ 財政支援措置

補助限度額：必要な用具の金額を合算したものから、用具の給付を受けた者またはその扶養義務者の負担すべき額の合算額を控除した額

補助率：①市および福祉事務所を設置している町 1/2
②福祉事務所を設置していない町 3/4

予防接種事故対策負担金、予防接種事故対策事業補助金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

予防接種法に基づき実施する予防接種において発生する健康被害を救済する。

★ 対象とする要件等

- ①救済事業（予防接種事故対策負担金）
国からの健康被害認定を受けた者に対する年金、医療費、医療手当等
- ②調査事業（予防接種事故対策事業補助金）
健康被害発生時の調査委員会（予防接種健康被害調査委員会）の開催に要した経費

★ 財政支援措置

- ①救済事業に対する負担金
国 1/2、県 1/4
- ②調査事業に対する補助金
国 1/2、県 1/4

★ 過去の事例等

- 令和 5 年度
- ①救済事業分 福井市、美浜町

がん検診受診者拡大事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がんの早期発見・早期治療のため、特に県内で罹患率の高い胃がんについて、血液からピロリ菌の有無や胃の萎縮の状態を測り、がん罹患する可能性が高いかどうかのリスクを調べることができる、より簡易な検査の導入を促進する。また、受診券の発行は個人への個別勧奨であり、すべての検診対象者に受診券を発行して直接送付することは受診率の向上に有効であることから、市町の受診券発行および個々に応じた受診勧奨等に係る事務的経費に対して支援を行う。

★ 対象とする要件等

- ・ピロリ菌等検査：血液によるピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査（胃の萎縮）を実施すること。
- ・受診券発行：受診券については、5つのがん検診の受診券が1セットになっているなど県の定める要件を満たすこと。

★ 財政支援措置

- 補助対象： ① ピロリ菌等検査に係る経費（検査費、通信費）
② 受診券発行に係る経費（印刷費、通信費）
③ 要精検者に対する啓発通知に係る経費（印刷費、通信費）

※補助基準単価あり

補助率： 1/2

★ 留意事項等

受診券の発行に係る経費について、一部の受診対象者に受診券を発行している市町は、受診券発行対象者から前年度受診者を除いた未受診対象者に受診券を発行するために要した経費が補助対象となる。

緊急風しん抗体検査等事業

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に対して風しん抗体検査を実施する。実施期間は 2025 年 3 月までとする。

当該検査の結果、抗体価が低いことが判明した者に対して定期接種を行うこととする。

★ 対象とする要件等

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性が受検する風しん抗体検査に要する費用

★ 財政支援措置

補助率：国庫 1/2

補助対象：風しん抗体検査の実施および記録等に要する経費

★ 留意事項等

対象者は、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。

★ 過去の事例等

令和 5 年度 17 市町

感染症予防事業負担金

所管省庁等：厚生労働省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 感染症対策 G ☎ 0776-20-0351

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

感染症発生予防およびまん延防止のため、保健所長の指示に基づき市町が行った消毒とねずみ族、昆虫等の駆除に要した経費を負担する。

★ 対象とする要件等

消毒・駆除に要した適正な実支出額

★ 財政支援措置

国 1/3、県 1/3

激甚法第 19 条に該当する場合は、国 2/3、県 1/3

★ 過去の事例等

令和 5 年度 勝山市

市町検診受診率アップ推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がん検診の受診率向上のため、市町が実施するがん検診に係る経費の一部を補助し、財政的負担を軽減することで、市町の積極的な取組みを促進する。

★ 対象とする要件等

対策型の5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）の受診者数の合計が増加した場合のみ、検診費用の1/2を補助する。

ただし、集団検診・個別検診を合わせた全体の受診者数が増加した場合のみ補助金を交付する。

※ 増減に係る、比較人数の基準は部位（胃、肺、大腸、子宮、乳）により異なる。

★ 財政支援措置

補助率： 1/2

※補助単価あり

がん患者アピランスサポート事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 保健予防課 がん対策 G ☎ 0776-20-0349

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を補助することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の維持向上を図り、社会参加を促進する。

★ 対象とする要件等

- 1 ウィッグ（ウィッグ装着時に必要な頭皮保護用のネットおよび帽子を含む）
- 2 補整下着等の胸部補整具
- 3 その他市町が認める補整具等

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限額：10,000 円/人

★ 留意事項等

患者一人につき1回限り

浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金等）

所管省庁等：環境省、福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 生活衛生 G ☎ 0776-20-0355

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。市町が浄化槽の設置を行う者に対し設置に要する費用を補助する場合、国・県がその経費の一部を助成する事業。なお、家屋を新築または増築する際については、汚水処理未普及解消につながるものについてのみ対象。

★ 対象とする要件等

（対象市町）

浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽で、国の合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの。

（対象範囲）

- ①浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費
- ②浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費
- ③単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る宅内配管工事費
- ④単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去に必要な工事費

（基準額：通常型）

- ① 5人槽：390千円、②6～7人槽：474千円、③8～10人槽：660千円、
- ④11～20人槽：1,002千円、⑤21～30人槽：1,545千円、
- ⑥31～50人槽：2,129千円、⑦51人槽～：2,429千円
- ⑧宅内配管工事費：300千円、⑨撤去費（単独処理浄化槽）：120千円、
- ⑩撤去費（くみ取り槽）：90千円

★ 財政支援措置

国庫補助率

1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/2）

県費補助率

1/3（50人槽以下の設置工事費、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去に必要な工事費および宅内配管工事費を対象とし、国の交付金を受けたものに限る。）

★ 過去の事例等

R5 坂井市、池田町、美浜町および若狭町を除く13市町で実施

公共浄化槽等整備推進事業（循環型社会形成推進交付金等）

所管省庁等：環境省

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 生活衛生 G ☎ 0776-20-0355

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。市町が浄化槽の計画的な整備を行う場合、国がその経費の一部を助成する事業。

★ 対象とする要件等

（対象市町）

浄化槽を設置した市町

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有する浄化槽で、国の合併処理浄化槽等整備推進事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの。

（主な事業要件）

コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討するものとし、次のア～オの全てを満たすものであること。

ア 浄化槽工事着手までに、住民から設置および便所等の接続等について文書で承諾を得ていること。

イ 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽を整備する事業であるか、もしくはその地域の一部について経済的・効率的と認められる場合は共同浄化槽を設置し、戸別の浄化槽等と組み合わせて整備する事業であること。

ウ 整備された浄化槽については、原則設置完了後1年以内に接続・使用を開始すること。

エ 設置後の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

オ 市町の公営企業として実施し、維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれること。

★ 財政支援措置

国庫補助率

1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/2）

事業費の市町負担分については地方債の起債が可能であり、元利償還金の地方交付税措置あり。

★ 過去の事例等

R3～4 大野市で実施

飼い主のいない猫(野良猫)不妊去勢手術助成事業補助事業

所管省庁等：福井県

県主管課：健康福祉部 健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全 G ☎ 0776-20-0354

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が、飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術を行い、過剰な繁殖を抑止することで、住民の快適な生活環境の保持へ寄与することを目的としている。市町が飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術の助成に要した事業費の一部を助成する事業。

★ 対象とする要件等

(対象市町)

- 1 飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施している市町
- 2 新たに飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施する市町

★ 財政支援措置

県補助率

- 1 飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施している市町：
1/4、1/3、1/2(前年度予算額と比較した当該年度予算額の増額の程度による)
- 2 新たに飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術費の助成事業を実施する市町：
1/2

★ 留意事項等

飼い主のいない猫(野良猫)に対する不妊去勢手術費の助成事業の実績報告をもとに実績額が前年度の予算額を下回らない範囲で、補助額を決定する。

★ 過去の事例等

R5 福井市、小浜市、越前町で実施

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業者支援

所管省庁等：経済産業省・総務省

県主管課：産業労働部 経営改革課 創業・ベンチャー支援 G ☎ 0776-20-0378

★ 事業主体

創業支援等事業者、市町、創業者
(市町が策定し国の認定を受けた計画に基づき、創業支援等を行う支援機関を国が支援)

★ 事業の目的および概要

地域における創業とそれによる地域経済の活性化を推進していくため、産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進させる施策として、市町が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組みを応援することとしている。

そこで、市町と地域の創業支援等事業者が連携して作成した創業支援等事業計画を国が認定し、計画に基づき、創業支援等事業者が行う創業支援等事業を国が支援する。

★ 対象とする要件等

国が認定した創業支援等事業計画に基づく創業支援

★ 財政支援措置

- 認定連携創業支援等事業者（商工団体等の民間事業者）向け
 - ・信用保証（8,000万円までの無担保保証）
- 市町向け
 - ・地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）
 - …地域金融機関から融資を受けて事業化する場合の初期投資への補助（上限原則2,500万円）
 - ・特別交付税措置
 - ①ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進
 - …ローカルスタートアップによる事業立ち上げへの補助（総事業費 $\times 0.8 \times \alpha$ （1.0～0.5））
 - ②ローカル10,000プロジェクトの推進
 - …地域密着型事業の創業に係る初期投資への補助（上限5,000万円 $\times 0.5 \times \alpha$ （1.0～0.5））
 - ・地域資源活用出資債
 - …地方公共団体が地域金融機関と共同で出資する場合の起債償還金利子への補助（充当率:90%、措置率:償還金利子 $\times 0.5 \times \alpha$ （1.0～0.5））
 - ・ふるさと起業家支援プロジェクト
 - …ふるさと納税を活用した創業の初期投資への補助（上限2,500万円 $\times 0.5 \times \alpha$ （1.0～0.5））
- 特定創業支援等事業を受けた創業者向け
 - ・登録免許税の軽減、創業関連保証・新創業融資制度・新規開業支援資金の要件緩和

★ 留意事項等

事業計画の認定申請は近畿経済産業局産業部創業・経営支援課へ行う（県は経由しない）

オフィス誘致補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 成長産業立地課 立地支援 G ☎ 0776-20-0375

★ 事業主体（補助対象者）

県外事業者のサテライトオフィス開設・運営にかかる経費を支援する制度を有する市町

★ 事業の目的および概要

地方への事業展開に関心を示す都市圏等の企業を本県へ呼び込むため、サテライトオフィスの開設・運営にかかる経費を市町とともに支援する。

★ 対象とする要件等

補助対象者：支援制度を有する市町

補助対象企業：県内に新たにオフィスを設置・新增設（事業開始10年以内）する県外事業者

対象業種：オフィス（IT関連事業、事務系事業）

補助要件：操業開始から1年以内に3名以上（UIターン者のみの場合、1名以上）雇用すること、5年以上事業継続すること

★ 財政支援措置

補助対象経費：土地建物の取得・改修、土地建物の賃借、事務機器等の取得・賃借、通信回線使用料、UIターン新規雇用、子育て世帯（UIターン者）雇用、住居賃借料（UIターン者）

補助率：通信回線使用料以外	50%	（負担割合：県50%、市町50%）
（県外事業者）通信回線使用料	100%	（負担割合：県100%）
UIターン新規雇用	30万円/人	（負担割合：県100%）
子育て世帯雇用	50万円/人	（負担割合：県100%）
住居賃借料	50%	（負担割合：県100%）

※市町の県外事業者への補助金額のうち、上記県負担割合を市町へ補助

補助上限：1,500万円（3年間）※1名以上の場合は、750万円（3年間）
（県外事業者）（土地建物の取得・改修、土地建物の賃借、事務機器等の取得・賃借、通信回線使用料）

270万円（UIターン新規雇用・3年間）

450万円（子育て世帯雇用・3年間）

180万円（住居賃借料12ヵ月）

★ 留意事項等

- ・オフィス設置や補助金申請にあたり、市町および県への事前の協議が必要
- ・オフィス設置等の後、事業開始や新規雇用の実績などを確認の上、補助金交付

新幹線開業後の課題解決に向けた投資応援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 商業・市場開拓課 商業・サービス業 G ☎ 0776-20-0369

★ 事業主体

県内に本社を有する中小企業者等

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線開業効果を県内に広く波及させるため、観光客の受入れにかかる課題の解決につながる店舗改修等を支援

★ 対象とする要件等

北陸新幹線開業以降、売上および客数が開業以前と比較して減少しており、売上拡大のための対策が必要な店舗を営業している事業者に対して支援

<対象経費>

事業用建物の増改築費、設備導入費、備品費等

★ 財政支援措置

補助率：事業費の1/3

補助上限：150万円

★ 留意事項等

事業の募集は公益財団法人 ふくい産業支援センターが実施する。

(令和7年度上半期募集開始予定)

海外展示会等出展支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 国際経済課 海外展開G ☎ 0776-20-0366

★ 事業主体

福井県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等

★ 事業の目的および概要

海外展示会等への出展経費に対する補助を通して出展を後押しすることにより、県内企業に海外バイヤーとの商談の機会を提供し、海外への販路開拓にチャレンジする県内企業を支援

★ 対象とする要件等

補助対象事業：海外の展示会や見本市、商談会等への出展

補助対象期間：令和7年4月1日から令和8年2月28日までに開催される展示会や見本市、商談会等で同期間内に経費支払が完了していること
※令和7年4月1日よりも前に請求・支払済の経費は対象外

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限：30万円

ただし、3社以上の企業グループでの出展の場合、上限額120万円

★ 留意事項等

他の補助金との重複申請は不可

★ 過去の事例等

令和5年度：11社

令和6年度：7社（グループ1件、個社4件）

環境保全型農業支援事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 エコ農業・食料安全 G ☎ 0776-20-0419

★ 事業主体

農業者の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。

★ 対象とする要件等

1 対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

2 対象者となる農業者の要件

- (1) 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- (2) 持続的な農業生産に係る取組を実施すること
- (3) 環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと

3 支援対象活動

- (1) 化学肥料、農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動
 - ①全国共通取組（以下、主な取組抜粋）
 - ・有機農業（3,000～16,000円/10a）
 - ・堆肥の施用（5,000円/10a）
 - ・緑肥の施用（5,000円/10a）
 - ・総合防除（2,000～4,000円/10a）
 - ・炭の投入（5,000円/10a）
 - ②地域特認取組（以下、主な取組抜粋）
 - ・IPMと組み合わせた畦畔除草及び化学農薬不使用栽培の実施
 - ③取組拡大加算（4,000円/10a）：新規の農業者が有機農業を行う場合
 - ④土づくり技術を活用した持続可能な農法の推進
- (2) 環境保全型農業支援事業推進事務費
市町が行う（1）の取組面積の確認や交付事務等を支援

★ 財政支援措置

補助率：「3 支援対象活動」(1) ①～③ 国1/2、県1/4、市町1/4、④県1/2、市町1/2、(2) 国10/10、
事業期間：令和7年度～令和11年度

★ 留意事項等

対象農地：農業振興地域内、生産緑地地区内の農地

★ 過去の事例等

令和5年度取組面積：2,307ha（15市町）

稼ぐふくいの食品輸出拡大事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 流通販売課 流通販売 G ☎ 0776-20-0421

★ 事業主体

農林漁業者および食品製造事業者等

★ 事業の目的および概要

県産農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、加工食品等の製造・加工、流通等の施設、機器の整備を支援する。

★ 対象とする要件等

輸出先のニーズ、規制等に対応するために行う次に掲げる事業に要する経費

- 1 加工食品等の製造・加工、流通等の施設、機器の整備等
 - (1) 施設の新設（掛かり増し経費）および改修、機器の整備に要する経費
 - (2) 上記整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1／2以内

事業期間：令和6年度～10年度

福井の「食」の未来を支える食育推進事業（学校における食育活動の推進）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 食育・地産池消 G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子どもたちが日本（地域）の食文化への関心と理解を深め、普及と継承につなげるとともに、バランスの良い食生活を実践する力を身に着けるための食育を推進する。

★ 対象とする要件等

- ①小学生（小学3年生以上）、中学生を対象とした、地域の食材や食文化、和食等について学び、実践する授業等の実施
- ②小学生を対象とした、学校給食畑や生産現場・施設等を活用し、子どもたちと農業者等の交流を促す農業体験活動の実施

★ 財政支援措置

- ①補助率：補助上限事業費 20 千円／学級、補助率 1／2 以内
（ただし 1 学校につき 5 学級分を上限とする）
- ②補助率：補助上限事業費 50 千円／校、補助率 1／2 以内

事業期間：令和 6 年度～ 1 0 年度

みどりの食料システム戦略推進事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 エコ農業・食料安全 G ☎ 0776-20-0419

★ 事業主体

- 1 市町、2 農業者等、3 市町、県または市町もしくはその両方が参画する協議会

★ 事業の目的および概要

みどりの食料システム法に基づき策定した県基本計画（R5～R10）に沿い、有機農業をはじめとする環境調和型農業や化学肥料削減等による環境負荷低減に資する施策を推進する。

★ 対象とする要件等

- 1 新たに有機農業へ転換する農業者への必要経費の支援
 - ・令和7年度に初めて有機農業に取り組み、かつその面積を維持または拡大すること
 - ・令和9年度までにみどり認定を受けること
- 2 有機農業で使用する水田除草機等の購入費補助
 - ・事業実施年度の3年後までに有機農業（有機JASまたは県特別栽培認証区分①）の面積を拡大すること
- 3 モデル的有機農業先進地区創出
 - ア 構想の聴取
 - イ 試行的な取組の実施
 - ウ 実施計画の取りまとめ など

★ 財政支援措置

補助率 : 1 国 定額（20,000円/10a以内）
2 県 1/3
3 国庫 10/10 （事業主体当たりの補助上限 10,000千円）

※継続年数に応じ減少

事業期間 : 令和5年度～令和7年度

有機米・特別栽培米給食推進事業

旧事業名：いちほまれ給食推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 食育・地産地消 G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

福井県内で栽培された有機JAS米または特別栽培米（以下、「有機・特裁米」という。）を小中学校等の給食で提供し、子どもの頃から食べて親しむことで、地場産米の良さや環境に配慮した農業に対する関心を高め、一般家庭への普及および県内の消費拡大につなげることを目的とする。

★ 対象とする要件等

学校給食における米飯提供において、市町が、福井県学校給食会以外から購入する有機・特裁米と給食基準米との差額が生じた場合

★ 財政支援措置

補助率 県：上記差額の1/3以内

市町：有機・特裁米の価格と給食基準米の基準価格の差額のうち、県の負担を除いた部分

事業期間：令和6年度～10年度

スマートグリーン園芸推進事業

(旧事業名) スマート施設園芸拡大推進事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

農業生産者集団、農業生産法人、公社、JA等

★ 事業の目的および概要

ICTを活用した環境や生育データに基づく栽培管理に加え、環境に配慮した通年出荷型の大規模園芸施設を整備することで、年間を通して安定した収量・品質を確保するとともに、CO₂排出量の削減に寄与するとともに、既存施設や露地園芸への省エネ設備等の導入を行い、年間を通して安定した収量品質を確保し、園芸生産額を向上させる。

★ 対象とする要件等

- ①大規模園芸施設の整備
 - ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要領、産地基盤整備パワーアップ事業の交付等要綱のうち、「生産技術高度化施設」に定められたもの
- ②初期の経営安定化対策
 - ・初期の経営安定支援として、5年間の定額補助を行う（嶺南地域および隣接市町）
- ③省エネ設備等導入支援
 - ・燃油・電気等の使用量の削減を目的とした既存施設や露地園芸栽培への省エネ設備等の導入

★ 財政支援措置

補助率：①国1/2以内、県1/10以内（市町1/10以上）、②県1,000千円/年、
③県1/2以内または1/3以内
事業期間：令和6～令和10年度

★ 留意事項等

- ①大規模園芸施設の整備
 - ・強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業の交付等要綱で定める要件を満たすこと
 - ・その他、次の要件を満たすこと
年間の販売額が経営開始後5年後までにおおむね3,000万円以上となること、周年栽培を行うこと、環境に配慮した設備を導入すること、雇用者数を5人以上とすること
- ②初期の経営安定化対策
 - ・5年以内に5人以上雇用すること
- ③省エネ設備等導入支援
 - ・CO₂排出量またはエネルギー使用量を30%以上もしくは15%以上削減すること

★ 過去の事例等

H30実績 3市町、H31実績 1市町、R2実績 1市町、R3実績 1市町、
R4実績 1市町、R5実績 2市町

園芸産地広域拠点整備事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A等

★ 事業の目的および概要

広域で機能する集出荷拠点や種苗供給拠点を整備し、園芸産出額の拡大と園芸産地の競争力を強化する。

★ 対象とする要件等

園芸産地拠点の整備

- ・強い農業づくり総合支援交付金、産地基盤整備パワーアップ事業および新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の交付等要綱のうち「農産物処理加工施設」、「集出荷貯蔵施設」、「種子種苗生産関連施設」に定められたもの

★ 財政支援措置

補助率：国1/2以内、県1/10以内

国55/100以内、県10/100以内（新基本事業の場合）

★ 留意事項等

- ・強い農業づくり総合支援交付金、産地基盤整備パワーアップ事業および新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の交付等要綱で定める要件を満たすこと

★ 過去の事例等

H28実績 2件

H30実績 2件

R 3実績 1件

夢あるふくいの園芸タウン拡大事業

(旧事業名) 夢あるふくいの園芸タウン育成事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A、生産者集団等

★ 事業の目的および概要

県、J A、市町等が連携して、スケールメリットを活かせる園芸タウンを整備し、栽培技術から販売まで集中してサポートすることで、新規就農者の定着と園芸産出額の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①【推進事業】園芸タウン協議会 | 協議会による品目や作型の実証 |
| ②【整備事業】リースハウス型 | ハウス団地の整備、共同利用機械の導入 |
| ③【整備事業】露地園芸型 | 播種、防除、収穫等の機械、育苗ハウス等の共有化 |

★ 財政支援措置

- 補助率：①県1/3以内
②国1/2、県1/10以内
③国1/2、県1/10以内
事業期間：令和7年度～10年度

★ 留意事項等

- ・販売額1か所1億円の産地を形成

★ 過去の事例等

R3実績	協議会設置	5か所
	タウン整備	2か所
R4実績	協議会設置	10か所
	タウン整備	4か所
R5実績	協議会設置	13か所
	タウン整備	4か所
R6実績	協議会設置	14か所
	タウン整備	5か所

地域農業確立支援事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 園芸振興課 経営体育成 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

農地集積・集約化に対する農地の出し手（地域等）への支援を行う。

1 機構集積協力金交付事業

(1) 機構集積協力金の推進、交付事務等

(2) 機構集積協力金の交付

- ・地域集積協力金：農地中間管理機構（以下、「機構」）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付
- ・集約化奨励金：機構からの転貸または機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して奨励金を交付

★ 対象とする要件等

地域集積協力金：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

集約化奨励金：「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が一定以上増加すること

※その他各種要件有り

★ 財政支援措置

補助率：機構集積協力金交付事業 定額
事業期間：平成26年度～令和7年度

★ 過去の事例等

R3実績	機構集積協力金交付事業	13市町
R4実績	機構集積協力金交付事業	11市町
R5実績	機構集積協力金交付事業	9市町
R6実績	機構集積協力金交付事業	6市町

未来に繋ぐふくいの農業応援事業

(旧事業名) 儲かるふくい型農業総合支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 経営体育成 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

農業生産法人、農業生産者集団等

★ 事業の目的および概要

スマート農業の実践や経営規模の拡大による水田農業の経営改善、園芸産地の拡大等、稼げる農業経営の実現に必要な農業用機械・施設の導入、地域に必要とされる担い手が営農を継続するために必要な取組みおよび新規就農者の育成・確保に向けた取組みを総合的に支援する。

①スマート農業

ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用した農業用機械等の導入に対する支援

補助率：1/2 以内 補助上限額：18,000 千円

②規模の拡大

・園芸・新規就農支援（実施主体：営農集団、認定農業者、認定新規就農者等）

園芸産地育成や水田園芸の拡大のため、野菜、果樹、花きの園芸に新たに取組む場合や規模拡大に必要な機械・施設等整備および畑地化に対する支援

支援内容：施設園芸整備 補助上限額：11,000 千円

露地園芸栽培機械 補助上限額：11,000 千円

越前水仙球根養成にかかる資材費等 補助上限額：1,466 千円

共同利用機械施設整備 補助上限額：18,333 千円

補助率：1/3 以内

・水田支援

経営規模を拡大するために必要となる農業用機械等の導入に対する支援

補助率：1/3 以内 補助上限額：10,000 千円

③産地の再生（実施主体：営農集団、認定農業者、認定新規就農者等）

産地再生のため、既存ハウス、栽培設備や園地造成等の再整備への支援

補助率：1/3 以内（市町 1/6 以上） 補助上限額：4,000 千円

④営農の継続

経営規模の拡大が困難な者の営農の継続に必要な農業用機械の導入に対する支援

補助率：1/6 以内 補助上限額：2,000 千円（ただし、市町の補助額を限度とする）

⑤新規就農者支援

経営発展支援タイプ（対象者：認定新規就農者（経営開始2年目まで））

経営開始にかかる設備投資の負担軽減を図るため、施設・機械等の導入を支援

補助率：国 1/2、県 1/4（経営開始資金受給者 5,000 千円、不受給者 10,000 千円）

★ 財政支援措置

事業期間：令和6年度～令和10年度

がんばれ特産産地！小さな農業応援事業

(旧事業名) 小さな農業チャレンジ応援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

生産者、営農集団等

★ 事業の目的および概要

サトイモやウメ等既存産地を下支えしている小さな農家や女性グループ、集落営農組織等の新たなチャレンジに対して「ちょい足し」支援を行い、地域特産物の生産振興を図る。

★ 対象とする要件等

地域特産物の導入や規模拡大等の小規模農家が行う販売を目的とした新たなチャレンジに要する経費を支援

★ 財政支援措置

事業費：100千円～4,800千円

(補助上限額：個人1,200千円、集団2,400千円)

(最長2年間、事業主体ごとの補助は原則1回限り)

補助率：1/2以内

事業期間：令和7年度～10年度

新規就農者支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 農業人材 G ☎ 0776-20-0433

★ 事業主体

認定新規就農者等

★ 事業の目的および概要

新規就農を目指す者が円滑に就農するため、就農にあたって必要な小農具、機械等の整備を助成し、就農初期の経営安定に向けて支援する

- ①経営開始資金 ②就農奨励金 ③県外出身者住宅確保支援
- ④小農具等整備支援

★ 対象とする要件等

県内で就農している認定新規就農者等

★ 財政支援措置

- ①助成額： 最大1,500千円/年（国10/10）（最大5年間）
- ②助成額： 非農家出身者 1年目 150千円/月、2年目 100千円、3年目 50千円
兼業農家出身者 1年目 150千円/月
専業農家出身者 1年目 50千円/月
- 補助率： 1/2
- ③補助率： 1/4（月額家賃限度額53千円）～R3：最大5年間、R4～採択：最大3年間
- ④補助率： 1/4以内（補助対象限度額1,000千円）

★ 留意事項等

- ・①は就農予定時年齢50歳未満、②、③は50歳以上60歳未満の者が対象となる
- ・②、③、④は、市町が県と同額を負担すること。

★ 過去の事例等

H30実績	13市町	R1実績	14市町	R2実績	14市町
R3実績	11市町	R4実績	14市町	R5実績	11市町
R6実績	10市町				

中山間地域等直接支払交付金事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

急傾斜や自然的条件による小区画、不整形等、平地に比べて農業生産条件が不利な中山間地域において農業生産活動を維持するために、協定に基づいた農業者等の活動に対して、支援する。

★ 対象とする要件等

対象地域： 特定農山村法等（9法）の指定地域および
知事が特認する農振農用地（※1）

対象行為： 集落協定に基づき、5年間以上継続される次の活動

- ① 農業生産活動（農地の維持管理、担い手の確保など）
- ② 多面的機能を増進する活動（景観作物の作付、周辺林地の管理など）
- ③ 体制整備のための前向きな取組
（ネットワーク化活動計画の作成）

対象者： 集落協定（※2）に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う
農業者等

★ 財政支援措置

補助単価： 10aあたりの単価

急傾斜農地 （傾斜：田 1/20 以上、畑 15° 以上）	水田 21,000 円、畑 11,500 円 [水田 16,800 円、畑 9,200 円]	[]は上記対象行為 の①と②のみを取組 む場合の単価
緩傾斜農地・小区画・不整形 （傾斜：田 1/100 以上、畑 8° 以上）	水田 8,000 円、畑 3,500 円 [水田 6,400 円、畑 2,800 円]	

補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

（知事特認の農地： 国 1/3 県 1/3 市町 1/3）

その他の加算措置： 棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、
集落機能強化加算（経過措置）、スマート農業加算

★ 留意事項等

- （※1）対象となる農用地は、農用地面積（畦畔、法面を含む）が1ha以上の団地、
または、共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の場合
- （※2）実施する集落は、集落の10～15年後を見据えた将来像および将来像を実現する
ための活動計画（集落マスタープラン）を作成する

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）

（定住促進・交流対策型）（農山漁村イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）） 所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G	☎ 0776-20-0446
園芸振興課 園芸振興 G	☎ 0776-20-0432
水産課 流通・消費拡大 G	☎ 0776-20-0436
森づくり課 森林活用 G	☎ 0776-20-0443
農地保全整備課 農地整備 G	☎ 0776-20-0457

★ 事業主体

都道府県、市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援

★ 対象とする要件等

地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
(基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備
(簡易給排水施設等、農山漁村定住促進施設)
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備
(地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)
- ④ その他農林水産省令で定める事業
(地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備)
- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務
(創意工夫発揮事業（地域が提案する事業）、農山漁村活性化施設整備附帯事業)

★ 財政支援措置

定額（ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10以内）

★ 過去の事例等

R2 年度採択 2 町（新規就農者研修施設、自然環境交流・活用施設）
R3 年度採択 1 市（直売所）
R4 年度採択 1 町（観光農園）
R6 年度採択 3 市（生産技術高度化施設、地域産物販売施設）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）

（農泊推進型）旧農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446
水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

地域協議会（市町が参画）等

★ 事業の目的および概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るために、「農泊」地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援する。

※「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと

★ 対象とする要件等

1 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

①農泊推進事業

- ア 農泊の推進体制整備、地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等
- イ 過去に農泊推進事業を実施した地域において、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等

2 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

- ①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備
- ②農家民宿等の小規模な改修

★ 財政支援措置

- 1. ①. ア 定額（上限 500 万円/年） 事業実施期間は 2 年間
- 1. ①. イ 定額（上限 250 万円/年） 事業実施期間は 2 年間
- 2. ① 1/2（上限 2,500 万円※） 事業実施期間は 2 年間

※遊休資産の改修：上限 5,000 万円、市町所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限 1 億円
② 1/2（上限 1,000 万円/経営者、上限 5,000 万円/地域）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）

（創出支援型・産業支援型）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G ☎ 0776-20-0423

★ 事業主体

- ①地域資源活用・地域連携推進支援事業：農林漁業者等
- ②地域資源活用価値創出整備事業：農林漁業者等
- ③地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業：市町

★ 事業の目的および概要

農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ①農林漁業者等が行う新商品開発および販路開拓の実施や2次・3次産業と連携した加工・直売の連携に要する経費
- ②農林漁業者等が行う農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設整備に要する経費
- ③市町による6次産業化等に関する戦略の策定、人材育成研修会の開催等に要する経費

★ 財政支援措置

- 補助率：①国 1/2以内（上限500万円、事業実施期間は2年以内）
②国 3/10、1/2以内
③国 10/10以内

★ 過去の事例等

（実績）

R4年度	① なし	② 1市町1件	③ なし
R5年度	① なし	② なし	③ なし
R6年度	① なし	② なし	③ なし

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、地域協議会等

★ 事業の目的および概要

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援する。

★ 対象とする要件等

中山間地域における複数集落を対象に、地域の实情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援（事業実施期間 最大5年間）

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組や省力機械の導入等にかかる経費
- ② 粗放的利用の取組にかかる経費
- ③ 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備にかかる経費
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置にかかる経費

★ 財政支援措置

- ① 定額（上限1,000万円/年）
- ② 定額（上限10,000円/10a 又は上限5,000円/10a ※ 営農定着のための支援として最大3年）
- ③ 5.5/10（上限1,000万円/年）
- ④ 定額（上限250万円/年）

★ 留意事項等

- ・ 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること
- ・ 農用地保全の取組を行う場合には、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと
- ・ 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- ・ 5年間耕作又は粗放的利用を実施すること
- ・ 農用地保全に必要な基盤整備の対象農用地は、土地利用構想に位置づけされた範囲とし、再生利用が可能な荒廃農地および当該農用地と一体的に整備する必要がある農用地を含むこと。

★ 過去の事例等

R4年度採択 1町

農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

（農村RMOモデル形成支援）

所管省庁：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、地域協議会等

★ 事業の目的および概要

農村RMOの将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、農村RMO形成につながる各種取り組み等を支援する。

★ 対象とする要件等

- ① 将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取り組み等にかかる経費
- ② 遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取り組みにかかる経費

★ 財政支援措置

- 補助率：①国 10/10（上限3,000万円、1,000万円（年基準額）×事業年数
事業実施期間は3年間）
- ②国 10/10（上限200万円、事業実施期間は1年間）

事業期間：令和4年度～令和8年度

鳥獣害のない里づくり推進事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

推進事業：市町鳥獣害対策協議会

整備事業：市町鳥獣害対策協議会またはその構成員（試験研究機関を除く）

★ 事業の目的および概要

野生鳥獣による被害の深刻化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

★ 対象とする要件等

推進事業：研修会の開催、捕獲檻・わなの導入、生息調査、緩衝帯の整備 等

整備事業：侵入防止柵等の被害防止施設・処理加工施設・焼却施設の整備 等

★ 財政支援措置

補助率：推進事業 定額、国1/2以内

整備事業 定額、国1/2以内（中山間地域は5.5/10）

★ 留意事項等

- ・被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること
- ・個体数調整、被害防除および生息環境管理のうち複数の取組が行われていること、または確実に見込まれること
- ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること
- ・整備事業を実施する場合は、施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする
- ・整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること

★ 過去の事例等

R4に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：6市町協議会

R5に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：7市町協議会

R6に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：11市町協議会

鳥獣害のない里づくり推進事業（電気柵等、ネット柵、金網柵、捕獲檻）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な地域ぐるみの防除・駆除対策の実施に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

- 1 市町鳥獣害対策協議会が実施する次に掲げる事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助の対象となる経費
 - (1) 緊急防止対策（経年劣化等による更新含む）事業
 - ア 電気柵等の整備（資材）
 - イ ネット柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - ウ 金網柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - エ 侵入防止グレーチングの整備（資材および設置にかかる経費）
- 2 市町が行う事業に要する経費
 - (1) 緊急防止対策事業
 - ア 捕獲檻の整備

★ 財政支援措置

補助率

- | | |
|-------------|---|
| ①電気柵等 | 1/3 以内（中山間地域の高齢化が進んだ集落は1/2 以内） |
| ②ネット柵 | 1/2 以内 |
| ③金網柵 | 定額、1/2 以内（中山間地域は5.5/10） |
| ④侵入防止グレーチング | 1/2 以内
（ただし、設置型は上限額500千円、施工型は上限額2,000千円） |
| ⑤捕獲檻 | 1/2 以内 |

★ 留意事項等

- ・電気柵およびネット柵については、市町が1/6以上の経費を負担すること
- ・電気柵およびネット柵等を設置する地域（集落等）においては、野生動物が里地に近寄りにくい環境づくりを目指すため、「山ぎわ」の見通し改善にも取り組むこと
- ・ネット柵の規格は、地面からの高さ（柵高）2m以上とし、イノシシおよびシカの侵入を防ぐものとして、イノシシおよびシカの衝突に対し十分耐え得るものであること
- ・ネット柵に使用するネットは非金属性とし、原則として県産品とすること
- ・金網柵は鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件に合致しないものであること
- ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること

★ 過去の事例等

R6に実施した市町等数

電気柵等：12市町協議会、ネット柵：4市町協議会、捕獲檻：2市町

鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

農林業被害や、山ぎわ・奥山の自然環境破壊をもたらしているシカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣の捕獲を行う市町に対して、その経費を補助し、捕獲による個体数調整を推進することによって、鳥獣害の軽減を図る。

★ 対象とする要件等

市町長が実施する有害獣捕獲および特定外来生物防除にかかる経費

- 有害獣捕獲経費：有害捕獲隊員報償費、捕獲獣処理手数料、有害捕獲隊員傷害保険料、捕獲処理作業委託費、捕獲処理関連器具使用料金
- 特定外来生物防除経費：捕獲従事者報償費、獣医師による安楽死処置手数料・捕獲物処理手数料、有害従事者傷害保険料、防除処理作業委託費、防除処理関連器具使用料金

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内、一部定額

<上限額>	シカ成獣①	13,000円/頭	(9,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内)
	シカ成獣②	12,500円/頭	(8,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内)
	シカ成獣③	12,000円/頭	(7,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内)
	シカ幼獣	5,500円/頭	(1,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内)
	イノシシ成獣	7,000円/頭	イノシシ幼獣 3,000円/頭
	サル、クマ	7,000円/頭	ハクビシン、ヌートリア 3,000円/頭
	アライグマ	5,000円/頭	カラス 200円/羽

※シカ成獣①（食肉処理施設において搬入確認した場合）

シカ成獣②（焼却施設、減容化施設において搬入確認した場合）

シカ成獣③（シカ成獣①、②以外の場合）

※シカ成獣のうち、誘引捕獲で捕獲された個体には2,500円/頭加算

★ 留意事項等

- ・捕獲した場合のみ補助対象とする。
- ・クマについては、毎年11月15日から翌年2月15日までの期間に有害獣捕獲により捕獲された個体は、補助対象に含めない。ただし、鳥獣保護区等の狩猟禁止地域において有害獣捕獲を行った場合はこの限りでない。

★ 過去の事例等

捕獲頭数（補助対象分）

R3：13,453頭

R4：15,287頭

R5：15,895頭

鳥獣害のない里づくり推進事業（獣肉の利活用促進）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

- ①市町
- ②市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲従事者の士気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから、シカやイノシシなどの獣肉の利活用を促進するため、学校等の給食や調理実習等その他市町または市町鳥獣害対策協議会が実施する獣肉普及の取り組みにおける獣肉の利用に関する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①学校等の給食や調理実習等の獣肉普及の取り組みにおける獣肉の利用に関する以下の経費
 - ・食材（獣肉）の購入費
 - ・食材（獣肉）・獣肉加工品の食中毒に関する微生物・放射性物質の検査手数料
- ②捕獲個体の解体作業や食肉加工ができる施設・設備の整備にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率：① 1/2 以内

② （１）と（２）を合わせた額以内

（１）国：補助対象経費に1/2（中山間地域※2にあつては、5.5/10）を乗じた額と上限単価（24.8万円/m²）に整備する施設の延べ床面積を乗じた額の低い方の額

（２）県：（１）に1/5を乗じた額

★ 留意事項等

- ・提供する料理・加工品には、福井県内で捕獲された獣肉（シカ肉またはイノシシ肉）を使用すること
- ・使用する獣肉・加工品原材料の獣肉は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を受けた施設で処理された精肉であること
- ・給食の提供や調理実習等その他の取り組みの実施時に、児童生徒および保護者等に対し、鳥獣害の現状・獣肉の栄養成分・精肉処理の工程・微生物検査結果等に関する情報を提供すること

鳥獣害のない里づくり推進事業（サル捕獲対策支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

サルによる農作物被害および家屋への侵入や人への威嚇などの生活環境被害の防止、サルの群れの行動の把握、住民の追い払い活動の推進のため、市町等が実施する悪質なサル等の捕獲に要する経費について、その一部を助成する。

★ 対象とする要件等

市町がサル対策のための地域実施計画を策定していることを条件に、市町または市町鳥獣害対策協議会が行う専門的な知識・技術が必要なサルの捕獲に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

★ 留意事項等

- ・福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、市町が策定したサル対策のための地域実施計画に位置づけられた事業であること
- ・当該事業により捕獲したサルは、鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）補助金の対象外とすること

★ 過去の事例等

R4：5市町協議会
R5：7市町協議会
R6：4市町協議会

鳥獣害のない里づくり推進事業 (集落間の合意形成による鳥獣害対策実践事業)

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

近接する集落との合意形成を経て、協働して鳥獣害対策を実施する集落または複数集落による連合体

★ 事業の目的および概要

人口減少や高齢化が進み、個々の集落で鳥獣害対策を実施していくことが困難となっていることから、合意形成のもと集落が連携して鳥獣害対策を実施する集落や複数集落による連合体に対し、その対策に係る経費を支援し、将来にわたり鳥獣害対策を継続させる仕組みの構築を図る。

★ 対象とする要件等

鳥獣害対策に関する集落の連携に関する合意形成が行われた集落または複数集落による連合体に対し、協働作業として実施される対策に必要な費用に対し支援（原則、国庫補助の対象にならないもの）

（補助対象）

- ・住民が直接作業を行う侵入防止柵等の整備において、作業時に使用するバックホウなど重機等の借上げ費用等
- ・住民が侵入防止柵や緩衝帯の維持管理作業に必要な草刈り機の購入費用等
- ・住民によるサルなどの有害獣追い払い、追い上げに使用する電動エアガンおよびBB弾等の購入費用
- ・その他県が支援対象と認める費用等

★ 財政支援措置

補助額：1集落当たり上限300千円（定額）

★ 留意事項等

事業の申請に当たっては、鳥獣害対策を協働して実践することの合意形成が成立したことを示す集落等代表者の合意書の提出が必要

★ 過去の事例等

- R4：5集落群（全49集落）
- R5：11集落群（全56集落）
- R6：15集落群（全42集落）

鳥獣害のない里づくり推進事業（猟銃所持経費支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

シカ、イノシシ等の大型獣の効率的かつ安全な捕獲を行うため、猟銃の所持にかかる費用（狩猟免許、猟銃用火薬譲受許可、鉄砲所持許可等）に対して支援することにより、猟銃を使用することができる有害捕獲隊員を確保する。

★ 対象とする要件等

新たに猟銃を所持する場合に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助の対象となる経費について補助する。

ただし、新たに銃器の使用を許可されることが確実と見込まれ、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊員または鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として活動することが確実である者とする。

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

★ 過去の事例等

R4：3市町協議会等

R5：3市町協議会等

R6：2市町協議会等

中山間総合対策支援事業（担い手支援対策）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

中山間地域の農業の担い手を確保するため、新規担い手の初期経費を支援する。

★ 対象とする要件等

中山間地域の新規担い手が営農に必要な機械や施設の導入、肥料・農薬・苗代の購入、新規営農組織の設立等に要する経費、大型特殊免許取得費用 等

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内（ただし条件不利地等は1/2以内）

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 留意事項等

・条件不利地：1/20以上の急傾斜農地が全体の過半を占める集落等

★ 過去の事例等

R4実績：23件

R5実績：23件

R6実績：28件

中山間総合対策支援事業（営農省力化支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

中山間地域では平場の水田と比べて区画が小さく、作業効率が悪い。そこで ICT 等新技術を導入し、超省力化を進めることで、中山間地域の担い手の労務負担を軽減する。

★ 対象とする要件等

農林漁業者等が行う、営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等の導入に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 過去の事例等

R4実績：17件

R5実績：18件

R6実績：16件

中山間総合対策支援事業（農業サポートセンター機能強化支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町等

★ 事業の目的および概要

各市町に設置されている農業サポートセンターにおいて、中山間地の農作業受委託の調整に加えて新たに、中山間地域の農作業をサポートする農業ねこの手クラブの運営や、担い手に農地を集約する計画について話し合う集落戦略作成のサポート、農地の利用権設定に係る相談対応などの業務を拡充することで、農業サポートセンターを中山間の営農支援ワンストップ窓口として整備する。

★ 対象とする要件等

市町が設置する農業サポートセンターが行う次の事業に要する経費

- ① 農作業受委託促進事業
- ② サポートセンター活動支援事業
- ③ 機能拡充支援事業

★ 財政支援措置

補助率：① 定額
② 1/2 以内
③ 1/2 以内

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 過去の事例等

R6に実施した市町等数

- ① 14市町
- ② 11市町
- ③ 1市町

「福井百歳やさい」魅力向上事業

(旧事業名) 次世代へつなぐ伝統やさい支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

本県で100年以上前から栽培される「福井百歳やさい」の直売所への出荷促進を図り、消費者や生産者に魅力や価値が伝わるような加工品の開発、PR等を行う。

★ 対象とする要件等

- ・「福井百歳やさい」の生産の維持・拡大・出荷促進に向けた取り組みに必要な経費
- ・「福井百歳やさい」の県内消費拡大に向けた加工品開発・広報等に必要な経費

★ 財政支援措置

事業費上限： 400千円（補助金上限200千円）
補助率： 1/2
事業期間： 令和6年度～令和8年度

★ 留意事項等

事業主体は、令和9年度までに直売所等への販売額を概ね10%以上増加すること

農村発イノベーション推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G
中山間農業 G

☎0776-20-0423
☎0776-20-0446

★ 事業主体

- ①チャレンジ支援：農林漁業者等
- ②整備支援：農林漁業者等
- ③販路開拓支援：6次産業化に取り組む農林漁業者等

★ 事業の目的および概要

農林漁業者と多様な事業者の連携を促し、農林水産物等の農村資源を活用した加工や体験等のコンテンツ強化を進めることで農村全体の魅力を高め、農村への誘客を促進する。

★ 対象とする要件等

- ①農山漁村資源を活用した新たな景観地づくりや特産品、メニューの開発等、農山漁村の魅力向上に繋がる新たなチャレンジに要する経費
- ②農林水産物に加え、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した加工・体験施設、農家民宿、農家レストラン等の運営に必要な施設、機械、リノベーション等の整備に要する経費
- ③農林漁業者が自ら開発した加工品の県外における販路開拓に要する経費

★ 財政支援措置

補助限度額：① 1,000千円
② 10,000千円
③ 150千円
補助率：① 1/3以内
② 1/3以内
③ 1/2以内
事業期間：令和6年度～令和10年度

★ 留意事項等

②については、事業で支援した機械、施設を用いて、体験メニューの提供を行うこと。
なお、加工に必要な機械および施設整備については、直売所等の農村の魅力発信につながる施設で商品の販売を拡大すること。

★ 過去の事例等

R6実績（見込み） ① 9件 ② 14件 ③ 2件

農山漁村交流人口拡大施設整備事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町等

★ 事業の目的および概要

道の駅等の交流拠点施設を軸として、高速交通体系の整備を機に増加が見込まれる観光客を農山漁村に呼び込み、回遊するための施設等整備を支援することで、園芸の拡大や交流人口の拡大につなげる。

★ 対象とする要件等

農産物の収穫等体験に必要な施設および生産基盤等の整備〈観光農園等〉

- ・社会資本整備総合交付金等の要綱、要領等で定める要件を満たすこと
- ・年間の販売額が経営開始後5年後までにおおむね3千万円以上となること

★ 財政支援措置

補助率：1／10以内（上限あり）

事業期間：令和2年度～

★ 過去の事例等

R2：1町（イチゴ観光農園）

R3：1町（イチゴ観光農園）

R4：1町（イチゴ観光農園）

ふくいワイン生産拡大事業（ふくいワインスタートアップ支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎0776-20-0446

★ 事業主体

ふくいワインカレッジ修了生および修了見込のある者、市町等

★ 事業の目的および概要

中山間地域等の農村の活性化や振興を目的に、福井県産ブドウを使用したワインの生産等にかかる費用を支援し、ふくいワイン（福井県で収穫したブドウを85%以上使用し、福井県で醸造したワイン）の生産量の増加をめざす。

★ 対象とする要件等

- ・ ワイン用ブドウの栽培スタートアップ
取り組み年度から起算して2年以内に、ワイン用ブドウを新たに10a～30a作付する計画がある者
- ・ 委託醸造
取り組み年度から起算して3年以内に、ふくいワインを2KL以上醸造する計画がある者
- ・ ふくいワインの販売促進等
本取り組みによりふくいワインにかかる販売額が、取り組み年度から起算して3年以内に1.1倍以上の増加を目指す者

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内（補助金上限500千円）

事業期間：令和7年度～令和11年度

ふくいワイン生産拡大事業（ワイナリー整備支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎0776-20-0446

★ 事業主体

ふくいワインカレッジ修了生、またはワイン生産において一定の技能を有する者

★ 事業の目的および概要

中山間地域等の農村の活性化や振興を目的に、福井県産ブドウを使用したワインの生産のためのワイナリー整備にかかる費用を支援し、ふくいワイン（福井県で収穫したブドウを85%以上使用し、福井県で醸造したワイン）の生産量の増加をめざす。

★ 対象とする要件等

- ・ワイナリー建設の翌年度から3年以内に、ふくいワインを年間2キロリットル以上生産する見込みがあること。
- ・農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出整備事業等の国の事業の採択を受けること。

★ 財政支援措置

補助率：1/10以内（上限あり）

事業期間：令和4年度～

★ 過去の事例等

R4：1件

米粉普及拡大推進事業（ソフト支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G ☎0776-20-0423

★ 事業主体

農林漁業者等

★ 事業の目的および概要

米粉の消費を拡大し、農家の加工用米の増産とそれに伴う所得向上を図るため、農林漁業者等が取り組む県産米粉を活用した商品開発を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 県産米粉を使用した商品開発であること
- 2 地域の農林水産業の活性化に繋がる内容であること
(補助対象)
県産米粉を活用した新商品開発、試作にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内

事業期間：令和5年度～令和7年度

意欲あるふくいの畜産支援事業

旧事業名：畜産経営基盤強化支援事業

所管省長等庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 畜産振興 G ☎0776-20-0439

★ 事業主体

畜産農家、耕種農家等

★ 事業の目的および概要

県産ブランド畜産物の生産拡大のため、大規模経営体の育成と企業の誘致を進めるとともに、ICT 関連機械等の導入を支援し、省力化・効率化を図る。また、飼料高騰対策として、自給飼料生産拡大に係る機械導入を支援し、輸入に頼らない持続可能な畜産経営を目指す。

★ 対象とする要件等

- 1 大規模畜産施設整備（国庫活用枠）
 - 県内農家規模拡大・・・県産ブランド畜産物の生産拡大のための施設整備等
生産奨励（県産ブランド畜産物にかかる家畜導入経費の支援）
 - 県外企業誘致・・・県外企業の畜産関連施設整備等
生産奨励（県産ブランド畜産物にかかる家畜導入経費の支援）
U・I ターン者雇用に対する支援
- 2 県産ブランド畜産物の経営規模拡大にかかる施設整備等
- 3 自給飼料生産拡大または利用拡大に必要な機械の導入
- 4 ICT 関連機械の導入に伴う施設整備等

★ 財政支援措置

- 1 大規模畜産施設整備（国庫活用枠） 補助率 2/3 以内（国 1/2、県 1/6）
生産奨励 定額 素牛 6 万円/頭、繁殖母豚 1 万円/頭
U・I ターン者雇用奨励金 定額 50 万円/人 1 企業あたり 2 人までとする
- 2 ブランド生産拡大 補助率 1/3 以内（補助上限：12,000 千円）
- 3 自給飼料生産拡大 補助率 1/3 以内
- 4 スマート畜産 補助率 1/3 以内（補助上限：4,000 千円）

★ 留意事項等

- 1 大規模畜産施設整備の飼養頭数は若狭牛 100 頭以上、乳用牛 40 頭以上、ふくいポーク 600 頭以上規模とする
- 2 ブランド生産拡大は県産ブランド畜産物の飼養頭羽数、年間生産量を 1 割以上増やすこと
- 3 自給飼料生産拡大は生産物を県内畜産農家に販売すること

多面的機能支払交付金事業

旧事業名：農地・水保全管理支払交付金

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 農村振興課 農村環境 G ☎ 0776-20-0453

★ 事業主体

活動組織

★ 事業の目的および概要

農業・農村の多面的機能を発揮するため、地域の活動組織が行う活動（農地維持活動・地域資源の向上活動）に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- 農地維持支払 対象地域： 農振農用地等（※1）
対象行為： 農地を維持する基礎的な保全活動（水路の草刈り、泥上げ等）および多面的機能を維持する地域活動
対象者： 農業者または農業者および地域住民等で構成する活動組織
- 資源向上支払 対象地域： 農振農用地等（※1）
対象行為： （共同活動）地域資源の質的向上を図る活動（水路等の軽微な補修、環境保全等）
（長寿命化）施設の長寿命化対策等
対象者： 農業者および地域住民等で構成する活動組織

★ 財政支援措置

基本単価： 10aあたりの単価

農地維持支払	水田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円	（※2）
資源向上支払 （共同活動）	水田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円 [水田 1,800 円、畑 1,080 円、草地 180 円]	[]は継続地区（※3）
資源向上支払 （長寿命化）	水田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円	

補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

★ 留意事項等

- （※1）農振農用地以外の農地については、各市町ごとに方針が異なる
（※2）農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は基本的に両方に取組むこと
（※3）継続地区は本事業の活動に5年以上取り組んでいる組織または資源向上支払（長寿命化）を実施している組織

なお、別途、活動内容によって、加算等の措置がある

田んぼダム利活用促進事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 農村振興課 農村環境 G ☎ 0776-20-0453

★ 事業主体

市町、土地改良区

★ 事業の目的および概要

近年多発する大雨災害時の浸水被害リスクを低減させる流域治水の一環として、水田の持つ雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の導入を促進するための整備費を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 田んぼダムを導入するための整備費
 - (1) 排水柵（流量調整板を含む）の設置工事
 - (2) 畦畔（溝畔）の補強工事
 - (3) 排水路の整備工事
 - (4) 流量調整板の購入・設置
- 2 事業要件
 - ア 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
 - イ 総事業費 200 万円以上、農業者数 2 名以上、農振農用地
- 3 対象地域（下記の①は必須、②③④のいずれか 1 つ）
 - ① 地域計画が策定された地域内の農地
 - ② 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系（当該年度中に策定・公表見込を含む）
 - ③ 治水協定の締結が完了している水系（当該年度中に締結見込みを含む）
 - ④ 地方自治体が策定・締結の防災計画・協定に位置づけたもの（当該年度中の見込み含む）

★ 財政支援措置

補助単価（補助率）：（国）定額もしくは定率（1/2） ・ （県）定率（1/2）

(1) 排水柵の設置工事	定額 4 万円／箇所	流量調整板を含む
(2) 畦畔（溝畔）の補強工事	定額 1, 4 5 0 円／m	
(3) 排水路の整備工事	定額 2. 2 万円／mまたは定率	
(4) 流量調整板の購入・設置	定額 3 0 0 万円／地区まで	(※1) ソフト事業

★ 留意事項等

(※1) ソフト事業は、周辺地域への普及・啓蒙活動と関連した(1)～(3)の整備が必要

農山漁村地域整備交付金（海岸環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が100,000千円以上のもの（⑦に関するもの県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上）
- ③海岸保全区域のうち周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等がある地域、またはそれらが計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、照明および緑地・広場等その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設もしくは改良を行う事業
- ④広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を生かした自主的・戦略的取り組みを推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定および③に定めた施設等の新設または改良を行う事業
- ⑤浸食傾向が著しいため、海岸保全施設のみでは前浜の回復もしくは環境維持が困難である海岸または海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸
- ⑥自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う事業
- ⑦海水浴等海岸利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う階段工、植栽工および安全情報伝達施設を整備する事業

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/3 県 未定（市町 未定）

★ 過去の事例等

小浜市小浜塩竈（小浜漁港海岸）H15～H23
福井市茱崎町（茱崎漁港海岸）H12～H21
高浜町若宮（高浜漁港海岸）H 8～H20

農山漁村地域整備交付金（海岸耐震対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
- ③一連の防護区域内に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設がある地区）を有する海岸で、朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、または大規模地震が想定される地域で甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- ④海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

漁業の根拠地であるとともに漁業者を含めた地域住民の生活の場となっている漁村においては、水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の生産基盤と生活環境施設の総合的な整備が行われてきた。しかしながら、漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下しており、地域が主体となった活力ある漁村の再生を進めることが喫緊の課題となっている。

このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 漁港施設整備：外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の整備
- ・ 漁場造成：魚礁、増殖礁及び養殖場の整備
- ・ 水域環境保全創造：水域環境保全
- ・ 漁港環境施設整備：緑地、防災施設、その他施設
- ・ 漁業集落環境：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編及び用地整備
- ・ 地域創造型整備：事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備

採択要件

- ・ 地区要件：漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港及びその背後漁業集落並びにこれらの周辺の漁場
- ・ 事業費要件：漁港の整備に係る全体事業費は、100百万円以上1,200百万円以下
- ・ 事業期間：漁村再生計画の計画期間はおおむね6箇年以内

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 0～35/100（市町 15/100～50/100）

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「漁村再生計画」に基づいていること

★ 過去の事例等

福井市「漁村再生事業 白浜(国見)漁港 地区名：白浜(国見)地区」(H24～R2)
敦賀市「漁村再生事業 浦底漁港 地区名：浦底北部地区」(H21～H27)

農山漁村地域整備交付金（高潮対策事業、侵食対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

高潮、波浪または津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態および背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、100,000 千円以上のもの
- ③高潮、波浪、津浪による被害が発生する恐れが大きい海岸で、1km 当たりの防護面積が 5ha 以上または防護人口が 50 人以上であること
- ④海岸法第 2 条の 3 第 1 項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11 第 2 の 4 に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着底基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設）並びにこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・たい積物除去、底質改善（耕うん）

採択要件

- ・計画事業費が一事業につき1千万円以上のもの

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 1/4 （市町 1/4）

★ 過去の事例等

坂井市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27、R1～）

越前町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27、R1～）

小浜市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27、R1～）

おおい町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27、R1～）

農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

津波または高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保および避難対策を促進する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
 - ②地域防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること
 - ③総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
 - ④朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、または大規模地震が想定される地域で甚大な津波、高潮被害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
 - ⑤事業計画に従って実施される事業であり、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること
 - ⑥住民などの津波・高潮からの避難を促進する次の事業
 - (1) 水門などの自動化・遠隔操作化および改修など
 - (2) 堤防等海岸保全施設の破堤防止、局所的な未整備個所の整備、排水工の整備
 - (3) 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査等）
 - (4) 津波・高潮等観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
 - (5) 防災ステーション、管理用・避難用通路、漂流物防止設備の整備
- ※ただし（3）については上記（1）、（2）、（4）、（5）と併せて実施すること。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

新しい海洋秩序の時代に対処し、我が国水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るためには、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進していく必要がある。このため、漁業集落の環境整備を実施し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資そうとするものである。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・衛生関連施設整備：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、用地整備
- ・防災関連施設整備：漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編、用地整備

採択要件

- ・対象集落要件：
 - ①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落
 - ②漁港背後以外の漁業依存度又は漁家比率第1位の漁業集落（漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限る）
 - ③大規模地震対策措置法第3条の規定により指定された地震対策強化地域に立地する集落。（防災関連施設に限る）
 - ④南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落（防災関連施設に限る）等
- ・人口要件：対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であること。ただし、離島地域、辺地地域、振興山村、過疎地域、沖縄、奄美群島の各地域においては、人口50人以上5,000人以下の漁業集落であること。
- ・事業費要件：総事業費は、3,000万円以上とする。漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可。等

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 20~25/100※（市町 25~30/100）

※漁業集落道（道路、附属施設）、水産飲雑用水施設（上水道普及率が100%となる場合）、集落排水施設（下水道接続率が事業完了後3年以内に80%以上となる場合）、防災安全施設、土地利用高度再編整備、地域資源利活用基盤施設、用地整備（排水処理施設用地）の新設・改良等の事業の場合

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「事業計画書」に基づいていること

漁港施設機能強化事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

近年、低気圧や台風の大型化、潮位の上昇等自然条件の変化により、全国各地で被害が発生しているところであるが、漁港においても、高潮、波浪の越波等による漁船や養殖施設等水産関係施設の被害、漁港施設用地や背後集落への浸水被害等により、漁業活動に重大な影響が及んでいる。

このため、漁港における高潮・波浪対策として、近年の気象データや観測値に基づく沖波や潮位に対応した防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化にかかる整備を推進する。

また、大規模地震等の発生危険地域や過去に津波被害が発生した地域等において、漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設・避難路の整備、地震・津波に対応した外郭・係留施設の機能強化整備を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・高潮、波浪対策
- ・地震、津波対策

採択要件

- ・1地区あたりの計画事業費が、
 - ①漁港施設機能診断事業にあつては2千万円以上のもの
 - ②漁港施設機能強化事業にあつては5千万円以上20億円未満のもの
- ・高潮、波浪対策については、近年の高潮、波浪の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港。
- ・地震、津波対策については、過去に地震や津波による被害が発生した地域等に立地する漁港。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 33/100 (市町 17/100)

★ 留意事項等

管理している漁港を複数まとめて1地区として事業を実施することが可能。

★ 過去の事例

福井県「機能強化事業 越前漁港 越前地区」(H26 ~ H29)

水産環境整備事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることを目的とする。

広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ① 魚礁、増殖場
- ② 堆積物の除去、底質改善（耕うん）、藻場の整備

採択要件

①の事業

- ・計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの
- ・受益戸数が200戸以上であるもの

②の場合

- ・計画事業費が一事業につき1千万円を超えるもの

★ 財政支援措置

補助負担割合

- | | | | | | | |
|------|---|-----|---|-----|----------|--------|
| ①の事業 | 国 | 3/6 | 県 | 2/6 | (市町 1/6) | (魚礁) |
| ②の事業 | 国 | 1/2 | 県 | 1/4 | (市町 1/4) | (海底耕耘) |

★ 過去の事例等

底質改善（耕うん）においては、平成17年度から平成27年度まで農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）で実施あり。

坂井市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H28～H30）

越前町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H28～H30）

小浜市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H28～H30）

おおい町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H28～H30）

水産物供給基盤機能保全事業（ストックマネジメント事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）、漁場施設管理者

★ 事業の目的および概要

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、これまで総合的かつ計画的に漁港施設を整備してきたが、年数経過とともに老朽化・更新を必要とする施設が増加してきたため、施設管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む。）及び保全工事（コスト縮減の観点から、耐震・耐波性能の確保対策をあわせて実施することが可能。）

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・漁港施設：外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設、漁獲物の処理・保蔵及び加工施設（水産物の衛生管理に対応したものに限る。）
- ・漁場施設：増殖場（消波施設及び中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設及び区画施設に限る。）

採択要件【下記の①～④の要件を満たす地区】

- ①計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの
- ②第1種又は第2種漁港であっては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかの要件を満たすもの
 - ・登録漁船隻数若しくは利用漁船隻数の実隻数が50隻程度以上
 - ・陸揚金額が1億円程度以上
 - ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの
- ③第3種又は第4種漁港であること
- ④漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が②又は③に該当するものであること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 （市町 1/2）

★ 留意事項等

機能保全計画の策定に係る期間：平成20年度～平成29年度にしたものに限り対象管理している漁港・漁場を複数まとめて1地区として事業を実施することが可能

★ 過去の事例等

若狹町「機能保全事業 常神漁港 地区名：常神地区」（R1～R2）
福井市「機能保全事業 大丹生漁港 地区名：大丹生地区」（R3）
南越前町「機能保全事業 河野漁港 地区名：河野地区」（R3～4）

漁村インフラの整備（漁村整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラ（漁業集落環境施設、漁港環境整備施設等）の強靱化等を推進する。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 調査計画事業
- ・ 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設
- ・ 漁業集落道
- ・ 緑地、広域施設（地域防災計画等に設定されている避難地 等）
- ・ 集落防災安全施設

採択要件

- ・ 対象集落要件：①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落
②漁業集落排水施設のみを整備する場合は、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が高い水域に面する集落
③防災関連施設のみを整備する場合は、緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域に立地する漁港背後の漁業集落 等
- ・ 人口要件：対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であること。ただし、離島、辺地等の条件不利地域は人口50人以上5,000人以下の漁業集落であること
- ・ 事業費要件：総事業費は、3,000万円以上とする

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 20~25/100※（市町 25~30/100）

※漁業集落道（道路、附属施設）、水産飲雑用水施設（上水道普及率が100%となる場合）、集落排水施設（下水道接続率が事業完了後3年以内に80%以上となる場合）、防災安全施設、土地利用高度再編整備、地域資源利活用基盤施設、用地整備（排水処理施設用地）の新設・改良等の事業の場合

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「漁村インフラ整備計画」に基づいていること

海岸メンテナンス事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

1) 長寿命化計画の変更

以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。

- ①既に策定されている長寿命化計画であって水門・樋門、陸閘等の施設の追加を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。
- ②既に策定されている長寿命化計画であって沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。
- ③既に策定されている長寿命化計画であって、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。

2) 老朽化対策工事

- ①長寿命化計画に基づく海岸保全施設が適切に管理されていること。
- ②維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
- ③老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急に老朽化対策を行う必要があると認められること。
- ④海岸メンテナンス事業計画が策定されていること。
- ②事業計画に位置付ける総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上であること。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 （市町 1/2）

水産業競争力強化緊急施設整備事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去を支援する。

★ 対象とする要件等

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を行う。

(受益戸数の要件)

受益戸数の要件については、原則1事業計画ごとに原則25戸以上とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益戸数の総数をもって上記の受益戸数とする。ただし、個々の事業計画の受益戸数は5戸以上とする。

(事業費の上限)

1事業計画ごとに、原則として国費12億円を上限とする。また、1撤去施設ごとに、原則として国費1億円を上限とする。

(事業費の下限額)

1事業計画ごとに、原則として事業費5,000万円以上(施設撤去費を除く)とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、個々の事業計画の事業費は500万円以上(施設撤去費を除く)であること。

(費用効果)

1事業計画ごとに、B/C算定1以上であること。

★ 財政支援措置

国 1/2以内 県 2/10以内

浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。

★ 対象とする要件等

地域水産業再生委員会が策定する「浜の活力再生プラン」に基づいて行われる以下の事業が対象

ハード事業

- ・ 漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備
- ・ 産業市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備
- ・ 産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去
- ・ 種苗放流、養殖関連施設の整備、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備
- ・ 漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備

ソフト事業

- ・ 漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等
- ・ 内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組
- ・ 災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用促進等を支援

漁港機能高度化目標については、地方公共団体が策定した国土強靱化地域計画の策定を交付要件とする。

★ 財政支援措置

国 1/3、4/10、1/2以内 県 2/10以内

水産業競争力強化緊急事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁業管理 G ☎ 0776-20-0435

★ 事業主体

漁業団体等

★ 事業の目的および概要

広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランを策定し、当該プランに基づく漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図る。

★ 対象とする要件等

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入

競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入

水産業競争力強化金融支援事業

漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、無利子・無担保・無保証人等でも融資が可能となるよう支援

水産業競争力強化漁港機能増進事業

漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備

漁業構造改革総合対策事業

不漁・脱炭素対策として長期的不漁や燃油削減に対応するための多目的漁船の導入等新たな操業・生産体制への転換、マーケット・イン型養殖業等の実証の取組

★ 財政支援措置

国 定額、1/2以内

★ 留意事項等

浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランに基づいていること

水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 水産経営支援 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業団体等

★ 事業の目的および概要

水産政策の改革により、持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることに踏まえ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、漁業者自らが策定した計画に基づき、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援することで地域の構造改革を図る。

★ 対象とする要件等

漁村地域で地域委員会を立ち上げ、地域の沿岸漁業者自らが適切な資源管理と収益性の向上を両立させた「地域水産業成長産業化計画」を策定し、各県単位の審査会の承認を受けることにより、その目標達成に必要な漁船、漁具等についてリース方式による円滑な導入を支援する。

- <承認要件>
- ・具体的な資源管理の目標を定めていること
 - ・5年以内に参画する漁業者の漁業所得を10%以上向上する目標（KPI）が実現可能であること
- <借受者要件>
- ・「地域水産業成長産業化計画」に参画する漁業者
 - ・55歳未満の後継者が確保されていること

★ 財政支援措置

国 定額、1/2以内

広域浜プラン緊急対策事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

広域水産業再生委員会
(漁業団体、市町、関係者からなる地域水産業再生委員会、県 等)

★ 事業の目的および概要

漁協の経営・事業改善の取り組み等を促進するための意欲ある漁業者の収益力向上・コスト削減等の実証的取り組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ・収入向上・コスト削減の実証的取組支援
策定した広域浜プランに基づく取り組みを具体的に進めていくために必要な活動

★ 財政支援措置

国 定額

水産多面的機能発揮対策事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

・活動組織（漁業者、地域住民等で構成）、市町

★ 事業の目的および概要

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。

★ 対象とする要件等

○水産多面的機能発揮対策事業（対策事業） 事業主体：活動組織

1. 環境・生態系保全

①水域の保全

藻場の保全等の活動を支援する。

②水辺の保全

内水面の生態系の維持・保全、漂流、漂着物の回収・処理等の活動を支援する。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援する。

※上記の1及び2に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援する。

○水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業（運営事業） 事業主体：市町

協定の締結・審査、活動組織に対する指導、活動の審査確認等に要する経費を支援する。

★ 財政支援措置

補助負担割合

対策事業 1 国 7/10 県 1.5/10 市町 1.5/10

対策事業 2 国 定額（資機材の整は1/2以内）

運営事業 国 定額 県 定額 市町 定額

★ 留意事項等

・地域の実情に応じて、漁業者、地域住民等の関係者から成る「活動組織」を立ち上げ、活動を行う場所の市町との間で協定を締結すること。活動期間は、原則として5年間とする。

★ 過去の事例等

R5実績 16活動組織（10市町）

実施内容：「藻場の保全」、「漂流、漂着物の回収」、「ヨシ帯の保全」、「内水面の生態系の維持・保全」「海の監視ネットワーク強化」

養殖業生産拡大支援事業

所管省庁等: 福井県

県主管課: 農林水産部 水産課 水産経営支援 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

養殖漁業者（企業・団体を含む）

★ 事業の目的および概要

養殖漁業を営むために必要な設備投資費を支援し、養殖業生産量と就業人口の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- 1 独立自営型
 - (1) 東日本信用漁業協同組合連合会の融資を受けること。
 - (2) 10年以上養殖業を営むこと。
- 2 企業型
 - (1) 10年以上養殖業を営むこと。
 - (2) 事業拡大を行う場合は新たに従業員を雇用すること。

★ 財政支援措置

事業費上限	対象事業 1	8,000千円
	対象事業 2	15,000千円
補助率	対象事業 1	県1/3、市町1/3
	対象事業 2	県1/4、市町1/4

★ 留意事項等

- 対象事業 1
- ・東日本信用漁業協同組合連合会の融資金返還に対して補助する。
 - ・養殖業に従事しなくなった場合、補助の返還（5年以内なら全額返還、5年以上10年以内ならば半額返還）。
- 対象事業 2
- ・養殖業を5年間継続した場合補助額の1/2を補助し、10年間継続した場合残りの1/2を補助する。

★ 過去の事例等

R4実績: 独立自営型 1件
実施内容: トラウトサーモン養殖

ICTを活用した内水面漁業活性化事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 水産課 水産経営支援G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業団体

★ 事業の目的および概要

電子遊漁券システムやドローン等のICTを活用した内水面の魅力向上につながる取り組みを支援することで、内水面漁場の環境整備と内水面地域への誘客促進により、内水面漁業の活性化を図る。

★ 対象とする要件等

- ドローン等を活用したカワウ被害対策
(1) ドローンを使った追い払い、テープ張り等の実施
- 電子遊漁券システムを活用した誘客環境の整備
(1) 危険箇所、進入路、駐車場等の分かる釣り場マップの作成
(2) 上記に付随した環境整備（進入路や案内看板等の整備）
(2) のみの実施は不可

★ 財政支援措置

補助率	対象事業 1	県 1/2 以内
	対象事業 2	県 1/3 以内

事業費上限	対象事業 2	1 漁業団体当たり 1,000 千円(県補助上限額 333 千円)
-------	--------	-----------------------------------

★ 留意事項等

- ・市町を通しての間接補助。ただし、管轄する地域が複数市町をまたぐ漁業団体、団体所在地と取組地域が異なる取り組み等により市町経由が難しい場合は、漁業団体への直接補助が可能。

★ 過去の事例等

R6実績：2件

- ドローン等を活用したカワウ被害対策：1件、
- 電子遊漁券システムを活用した誘客環境の整備：1件

林業・木材産業構造改革事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、森林組合、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、林業者の組織する団体、木材関連業者の組織する団体、地域材を利用する法人等

★ 事業の目的および概要

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強かに推進する観点から、川上・川下を通じた経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と県産材の安定的な供給を目的とする

★ 対象とする要件等

- ①特用林産振興施設等の整備
- ②木材加工流通施設等の整備
- ③森林バイオマス等活用施設の整備
- ④木質バイオマス利用促進施設の整備
 - ・事業費500万円以上（①は300万円以上）
 - ・事業主体の地域材生産量や利用量等の目標が県の目標値の伸び率以上であること
 - ・施設の規模や性能が受益範囲、利用計画から見て適切であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 国 1/2以内、1/3以内（各事業メニュー・実施主体により異なる）
- ・事業期間 昭和48年度～

★ 留意事項等

- ・施設整備等の一般的基準、施設別の上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある

★ 過去の事例等

- ・木質バイオマス供給施設（剥皮施設、木材破砕機等）
- ・木質バイオマス利用施設（木質資源利用ポイラー等）
- ・木材加工施設（木材乾燥機、プレカット加工施設、製品保管倉庫等）
- ・特用林産施設（植菌機、包装機、乾燥機等）

緊急森林整備事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

県、市町、森林組合、選定経営体、地域材を利用する法人等

★ 事業の目的および概要

「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策」および「林業・木材産業循環成長対策」における国庫を財源として、県産材の安定的・効率的な供給体制の構築や利用拡大に向けた総合的な対策を実施することにより森林・林業の再生を図る。

★ 対象とする要件等

- ①山ぎわにおける間伐および間伐材の搬出に必要な路網整備
 - ・県が定める搬出先や作業道等の作設に関する指針の基準を満たすこと
- ②高性能林業機械の導入や木材の加工流通施設の整備
 - ・事業費500万円以上
 - ・素材生産量等の目標が県の目標数値の伸び率以上であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 定額（10/10）、1/2以内（各事業メニューにより異なる）
- ・事業期間 令和7年度

★ 留意事項等

- ・一般的基準、上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある
- ・事業は単年度で完了することを原則とする

★ 過去の事例等

- ・間伐・林内路網整備（林業専用道（規格相当）、森林作業道等）
- ・高性能林業機械導入（プロセッサ、フォワーダ等）
- ・木材加工施設整備（木材乾燥施設等）

木とのふれあい施設づくり推進事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、地方公共団体が出資する法人、政令で定める公共施設（※）の整備主体 等

※学校、老人ホーム・保育所等の社会福祉施設、病院・診療所、体育館等の運動施設、図書館・青年の家等の社会教育施設 等

★ 事業の目的および概要

木造公共施設で地域材の活用や新たな分野への利用促進を図り、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを目的とする

★ 対象とする要件等

- ・施設の延べ床面積が300㎡以上であること
- ・床面積あたりの地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること
- ・施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切であること
- ・地域住民に対し木造公共施設の取組み状況や成果の普及PRを広く実施すること
- ・木材利用基本方針に基づく市町基本方針を作成していること
- ・原則として構造耐力上主要な部分に用いる製品はJAS製材製品に認定されたものを使用すること

★ 財政支援措置

- ・補助率 木造施設：国15%以内（CLT^{（※）}を活用する建築物などモデル性の高いもの：国1/2以内）
（※）Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料
- 木質内装：国3.75%以内
- ・事業期間 平成13年度～

★ 留意事項等

- ・整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板等）については、合法木材を使用すること
- ・施設整備等の一般的基準、上限建設費がある
- ・実施主体は木造公共施設に木製窓枠等木製設備やペレットストーブ等の導入を推進すること

★ 過去の事例等

- ・地区交流施設、保管庫、学校施設等

造林補助事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

森林所有者、市町、森林組合等

★ 事業の目的および概要

森林の持つ公益的機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ① 1 施工地当たり 0.1ha 以上
- ② 間伐、更新伐は、原則 1 申請あたり「1 0m³/ha 以上の搬出」が必要 等
- ③ 対象森林
森林環境保全直接支援事業：森林経営計画、特定間伐等促進計画 等
特定機能回復事業（森林緊急造成）：公益的機能別施業森林 等

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 国：3/10 以内、県：2/10 以内
- ・ 事業期間 昭和 4 年～

県産材のあふれる街づくり事業（小学校児童用机・椅子導入支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県産材を使用した小学校児童用の机や椅子の導入に対して支援し、木にふれる機会の創出を通じた木の良さのPRおよび県産材の利用拡大を図る。

★ 対象とする要件等

県産材を使用した小学校児童用机・椅子の導入

★ 財政支援措置

- ・補助率 県1/3以内（机・椅子：上限15千円/セット）
- ・事業期間 令和2年度～令和7年度

★ 留意事項等

- ・県産材を使用した木製机・椅子に限る
- ・1台当たりの補助金の上限を定めている

森林資源利用拡大事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

森林所有者、市町、森林組合等

★ 事業の目的および概要

低質材を中心とした森林資源を活用するため、搬出材積の多い間伐地について国の補助金に上乗せ支援するとともに、主伐で発生する枝葉等の搬出へ支援することで、県産材生産量の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- ①造林補助事業への上乗せ支援
 - ・ 施行地要件等は、造林補助事業に準じる。
 - ・ ha あたり 80m³ 以上の搬出。
- ②山ぎわ集落間伐促進事業への上乗せ支援
 - ・ 施行地要件等は、緊急森林整備事業の山ぎわにおける間伐に準じる。
 - ・ ha あたり 60m³ 以上の搬出。
- ③枝葉等搬出への支援
 - ・ 主伐および関連条件整備により発生する枝葉等であること。
 - ・ 木質バイオマスの安定供給に関する協定等に基づき搬出されるものであること。

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 定額（搬出材積等による）
- ・ 事業期間 令和7年度～

林道事業

所管省庁等：農林水産省、総務省

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道を整備し、搬出間伐の促進や森林の適切な保全を図る。

★ 対象とする要件等

地域森林計画に記載された林道であること（PCB廃棄物処理、点検診断・保全整備を除く）

【 森林管理道 】

- ①利用効果区域面積 50ha 以上、全体延長 1.0 km 以上（過疎地域は 30ha 以上全体延長 0.8 km 以上）
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 林業専用道 】

- ①利用効果区域面積 10ha 以上、全体延長 0.2 km 以上
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 改 良 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 900 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 舗 装 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 2,400 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 林道施設 PCB 廃棄物処理促進対策 】

- ①昭和 41 年から昭和 49 年までの期間に塗装を行われたおそれがある林道施設

【 点検診断・保全整備 】

- ①林道台帳に記載のある橋梁・トンネル等
- ②保全整備は 1 箇所の事業費が 40 万円以上 900 万円未満

★ 財政支援措置

補助率 : 国+県 50%~70%（国、県の内訳は事業メニューにより異なる）

★ 留意事項等

林道の整備と森林整備を一体的に計画すること

★ 過去の事例等

野尻~千代谷線（池田町）、大野・池田線（大野市） 等

森林整備地域活動支援交付金事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林計画 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

[補助事業主体] 市町
[事業主体] 市町、森林所有者等

★ 事業の目的および概要

適切な森林整備の推進を通じて森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に必要な不可欠な地域活動を確保するための支援措置を講じる。

★ 対象とする要件等

- ①森林経営計画作成促進
森林経営計画を作成する森林における、計画作成に必要な森林情報（区域面積や林種など）の収集等
- ②森林境界の明確化
地域森林計画対象森林で境界が不明瞭な森林における、境界の測量（GPS等）
- ③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備
上記①、②の活動を実施する森林における、作業路網の簡易な改良

★ 財政支援措置

交付額限度： ①森林経営計画作成促進…8,000円/ha（共同計画等）、38,000円/ha（経営委託）、30,000円/ha（間伐促進） ※不在村加算14,000円/ha
②森林境界の明確化…45,000円/ha（境界測量）
※ICT技術加算17,000円/ha、精度向上加算10,000円/ha、不在村加算13,000円/ha
③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備…40,000円/ha
補助率： 国1/2 県1/4（市町1/4）

★ 留意事項等

地域活動を実施する旨の協定を森林所有者等と市町の間で締結すること

★ 過去の事例等

県内全市町において過去に当該事業の活用実績あり

ナラ類の集団枯損被害対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損被害の蔓延を防止するため、防除重点区域内において被害対策を実施し、広葉樹林の育成保全に資する。

★ 対象とする要件等

防除重点区域：被害市町に存すること

- ①保安林（水源涵養・保健）
- ②国県道に隣接する保安機能の高い森林
- ③自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺森林

駆除の事業規模は5m³以上とすること

★ 財政支援措置

補助率： 予防・駆除 国1/2、県1/4

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

予防：カシノナガキクイムシの発消長を考慮し、6月下旬頃を目途に対策を実施すること

★ 過去の事例等

大野市平家平（樹幹注入）

松くい虫被害総合対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

松くい虫の森林被害を防ぐため、さまざまな防除・駆除手法を総合的かつ計画的に実施することで、被害の蔓延を防ぎ、森林資源の保全を図る。

★ 対象とする要件等

高度公益機能森林および被害拡大防止森林ならびに地区実施計画で定められた対策対象松林

★ 財政支援措置

補助率 : 被害調査 県 1/2
松林健全化促進 国 1/2、県 1/4
樹幹注入 国 1/2、県 1/4
特別防除・地上散布・特別伐倒駆除 県 3/4
伐倒駆除 県 1/2～3/4
樹種転換 県 2/3

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生のピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

福井市鷹巣海岸、坂井市東尋坊周辺、あわら市吉崎、勝山市法恩寺山有料道路、勝山市恐竜博物館周辺、高浜町青の松原等の松林

松くい虫被害特別対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然公園区域内等の松くい虫の被害に対し、適期に適切な防除を実施し、松林の保全を図る。

★ 対象とする要件等

自然公園区域内等

★ 財政支援措置

補助率：地上散布・伐倒駆除・樹幹注入 県 1/2

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生ピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園等の松林

県単林道事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道、森林作業道で小規模な災害復旧、改良等を実施する。

★ 対象とする要件等

【 県単林道 】

- ① 開設：地域森林計画に登載されているもので、国庫補助事業に該当しない林道の開設事業
- ② 改良：利用区域面積 10ha 以上、1 箇所当りの事業費が 10 万円以上 900 万円未満の改良工事
- ③ 舗装：利用区域面積 10ha 以上、起点が公道と接続または連絡線形林道の舗装工事
- ④ 災害：全体計画延長 200m 以上、1 箇所の事業費が 10 万円以上の災害工事
- ⑤ 周辺整備：起点が公道と接続または連絡線形林道の周辺整備工事

【 作業道整備事業 】

- 幅員 3.0m 以下で区域内施業面積 0.1ha 以上の作業道（幅員 1.8m の軽作業道含む）の開設工事

【 作業道等機能強化事業 】

- 既設延長 200m 以上（計画含む）の作業道の改良・災害復旧工事

★ 財政支援措置

補助率： 県単林道 県 1/2
作業道整備事業、作業道等機能強化事業 県 3/10

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る。

★ 過去の事例等

劔ヶ岳線（あわら市・坂井市）、尾花線（鯖江市）、奥越線（大野市） 等

小規模荒廃地治山事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

治山工事を行い、小規模荒廃地の復旧および荒廃移行地の予防を図る。

★ 対象とする要件等

1箇所工事費が50万円以上で、次の要件に該当するもの

- ①鉄道、道路（国道、県道）に被害を与え、または与えると認められるもの
- ②官公署、学校、病院の公共施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ③農地1ha以上、溜池等農用施設または河川施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ④人家、神社、仏閣、墓地、市町が管理する道路等に直接被害を与え、または与えると認められるもの

★ 財政支援措置

補助率：県1/2

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る

★ 過去の事例等

県内各市町にて当該事業を活用した復旧実績あり

社会資本整備総合交付金（道路事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善および国土の保全と開発ならびに住生活の安定の確保および向上を図る。

★ 対象とする要件等

（１）基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画の目標を実現するために実施する基幹的な事業で、一般国道、都道府県道または市町村道の新設、改築、修繕等に関するもの

（２）関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な事業

★ 財政支援措置

国費率

道路の新設に関する事業：各種法律に定める率

道路の改築、修繕または維持（除雪に係る事業または降灰の除去事業に限る）に関する事業：重点配分対象事業については5.5/10、それ以外は1/2を基準として、地方公共団体の財政力に応じて引上げ

事業期間

社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね3年から5年

★ 留意事項等

申請時期等

6月	概算要望書提出
10月	本要望書提出
3月末	内示
4～5月	交付申請書の提出、交付決定

★ 過去の事例等

県内全市町で事業実施

道路メンテナンス事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が管理する、今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策と円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

地方公共団体が道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の結果を踏まえて、策定している長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置づけられた事業

対象構造物は、地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、道路附属物等※で道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検を実施した道路施設

（※ 道路附属物等：横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

①修繕事業

構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕

②更新事業

構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新

③撤去事業

複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）

イ横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去

（改築または修繕と同時に実施する場合に限る）

ウ改築等の実施を伴わない橋梁単体での撤去（橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合）

④本事業の実施に必要な点検・診断、長寿命化修繕計画の策定及び更新等

なお、上記①から④に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

（ただし、③撤去事業は一体的に実施する改築または修繕事業における補助率を適用）

★ 留意事項等

本制度により補助を受けるにあたって、計画全体の方針、個別の構造物ごとの事項を定めた長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新を行うものとする。

交通安全対策（地区内連携）（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策（速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等）を図る。

★ 対象とする要件等

交通安全対策を実施する一定の区域を「整備地区」として、当該地区に関連する交通安全対策を担当する一ないし複数の道路管理者が合意※¹に基づき地区一括で整備する事業

※¹ 対象とする合意の要件：整備地区に関係する地方公共団体の首長、対策を担当する道路管理者、関係する警察、学校・保育等の教育関係機関、関係住民の代表者等で構成される協議会等において、対策の内容や時期等について申し合わせたものが確認できること。

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

事業完了後に、ETC2.0により得られるビッグデータ等を活用し、効果検証を行うことを必須とする。

交通安全対策（通学路緊急対策）（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて交通安全対策（歩道・防護柵・右折レーン等の整備、物理的デバイスの設置）を図る。

★ 対象とする要件等

通学路合同点検「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）」の結果、抽出された対策必要箇所における道路管理者による交通安全対策が対象

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

事業期間

令和4年度～令和8年度

★ 留意事項等

なし

土砂災害対策道路事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

社会経済に大きな影響を与える土砂災害の発生及び道路交通の寸断を防止するため、重要物流道路等において砂防事業と連携して土砂災害対策を実施することにより、従来の事後的な対策から事前防災へと計画的な政策転換を図るとともに、防災対策にかかる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当すること

- (1) 砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。
- (2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路もしくは代替・補完路又は地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路もしくは避難路における事業であること。
- (3) 道路法施行令に規定される「砂防のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地すべり防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。

※ 事業間連携計画とは、砂防事業と連携して作成する計画をいう。

★ 財政支援措置

国費率

市町道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

無電柱化推進計画事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の推進を図る。

なお、当補助制度における無電柱化推進計画事業とは、電線を地下に埋設することやその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置の抑制および道路上の電柱又は電線の撤去を目的とした道路管理者が実施する事業で、次のいずれかの手法を伴うもの。

- （１）電線共同溝方式または要請者負担方式により、電線を地中化する事業
- （２）移設補償として実施される軒下配線や裏配線

★ 対象とする要件等

以下のいずれの条件にも該当する無電柱化推進計画事業を対象とする。

- ①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 112 号）第 8 条に基づき、市町村が定める「市町村無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業
※ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に
行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。
- ②低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

当補助制度により事業を実施しようとする際は、あらかじめその無電柱化事業計画を策定し、都道府県を經由して国土交通大臣に提出するものとし、当該事業計画を変更した場合も同様とする。

観光地域振興無電柱化推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う事業に要する以下の経費の一部を補助する。

- 1) 道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く）する範囲 ※電線共同溝方式と同義
- 2) 電線管理者が実施する単独地中化又は軒下・裏配線
- 3) 上記1)、2)に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するもの

★ 対象とする要件等

①機能要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化を実施するもの

②実施要件

世界遺産周辺地域、重要伝統的建造物群保存地区、歴史まちづくり法に基づく重点地区、その他無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域

③補助対象経費 ※詳細は主管課にお問い合わせください

- 1) 無電柱化に要する経費
 - ア) 電線類の地中化の整備
 - イ) 軒下・裏配線の整備
 - ウ) 上記に付随して生じるもの
- 2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資すると認められる費用
 - ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設
 - イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化
 - ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備
 - エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備
- 3) その他、無電柱化に附随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

★ 財政支援措置

国は補助対象経費の1/2を市町に補助
(市町は補助対象経費の3/2を電線管理者に補助)

★ 留意事項等

なし

踏切道改良計画事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策（鉄道と道路の立体交差化や踏切拡幅等）について、より早急かつ円滑な対策を実施する。

★ 対象とする要件等

地方踏切道改良計画に定められた地方公共団体が実施する踏切道の改良の方法による事業が対象

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

★ 過去の事例等

小浜市、大野市、美浜町、高浜町

道路盛土のり面防災対策事業（補助事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

令和6年度能登半島地震において、緊急輸送道路である能越自動車道の盛土区間において大規模崩壊が多数発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことを踏まえ、盛土の大規模崩壊に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、緊急輸送道路における盛土のり面の点検結果に基づき行われる防災対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設された。

★ 対象とする要件等

令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領に基づき行われる防災対策事業で、以下のいずれの条件にも該当する箇所。

- 1) 緊急輸送道路
- 2) 盛土の法尻から測った盛土高さが、概ね10m以上の盛土
- 3) 地山傾斜地等の水の集まりやすい地形条件に造成された盛土

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10に地方公共団体の財政力指数に応じた引上率を乗じた率

★ 留意事項等

なし

地方創生道整備推進交付金

所管省庁等：内閣府、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に地域における交通の円滑化及び産業の振興を図ることを目的として、地域において関連性を有する道路、農道及び林道の効率的な整備を支援する。平成28年度から、地域再生法の改正により旧道整備交付金に代り、地方創生道整備推進交付金が創設された。

★ 対象とする要件等

地域の道路ネットワークを構成する市町村道、広域農道、林道が対象となる。

- ① 市町村道：道路法第8条第1項に規定する市町村道（県の権限代行業業により整備されるものを含む）
- ② 広域農道：農道整備事業実施要綱に基づくもの
- ③ 林道：都道府県または市町村が整備する森林法第5条第1項の地域森林計画に定める林道

これらの施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置付けられている必要がある。

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：1/2 ほか

事業期間

地域再生計画ごとに、当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内

★ 留意事項等

申請時期等（国土交通省関連）

- | | |
|------|---|
| 6月 | 概算要望書提出 |
| 10月 | 本要望書提出 |
| 3月末 | 内示 |
| 4～5月 | 交付申請書の提出、交付決定 |
| その他 | 内閣府関連の申請時期等の詳細は「地域再生計画作成の手引き」（令和5年4月内閣府地方創生推進事務局）を参照のこと（内閣府HP）。 |

令和7年度より新しい地方経済・生活環境創生交付金に移行するため最新の情報をご確認ください。また経過措置として、認定をすでに受けている地域再生計画にかかる事業については計画期間終了まで従前どおりの手続きにより運用可能です。

★ 過去の事例等

福井市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、池田町（事業中）、若狭町

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

所管省庁等：内閣府、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

新しい資本主義に基づく産業構造転換の加速化に資する半導体などの大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する新たな交付金（公共）を創設された。

※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型（予算補助）

★ 対象とする要件等

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備等のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点整備等の関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける以下の事業。

- ①工業用水道整備事業
- ②下水道整備事業
- ③道路整備事業

★ 財政支援措置

国費率

市町村道：5.5/10 ほか

事業期間

地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画ごとに当該計画に基づき対象事業の整備を実施する年度から起算して、原則5か年度以内

★ 留意事項等

申請時期等（国土交通省関連）

- | | |
|------|---|
| 6月 | 概算要望書提出 |
| 10月 | 本要望書提出 |
| 3月末 | 内示 |
| 4～5月 | 交付申請書の提出、交付決定 |
| その他 | 内閣府関連の申請時期等の詳細は「(仮称)地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画の手引き」(内閣府地方創生推進事務局)を参照のこと。 |

★ 過去の事例等

なし

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）

所管省庁等：総務省、国土交通省

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等※と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を拡充するもの。

※社会資本整備総合交付金事業を含む

★ 対象とする要件等

1. 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、特に長寿命化対策を推進する必要がある地域内の道路とする。

2. 対象事業

対象道路において単独事業として実施される長寿命化対策のうち、補助事業等（社会資本整備総合交付金事業を含む。）と一体として実施される以下の事業（適債性のある事業に限る。）とする。

- ① 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層を対象）を含む
- ② 小規模構造物（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）の補修・更新
- ③ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）

3. 要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画（長寿命化修繕計画）において明示された事業であること。

★ 財政支援措置

充当率 90%、交付税算入率 30～50%（地方公共団体の財政力指数により決定）

★ 留意事項等

措置期間は令和4年度から令和8年度まで

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町

緊急自然災害防止対策事業（道路事業）

所管省庁等：総務省、国土交通省

県主管課：土木部 道路建設課 市町道 G ☎ 0776-20-0502

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、地方公共団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組む地方単独事業について、地方財政措置を拡充するもの。

★ 対象とする要件等

1. 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路とする。

2. 対象事業

地方公共団体が、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組み、実施される以下の地方単独事業。

- ①道路法面・盛土の土砂災害防止に関する緊急対策
(例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等)
- ②道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための緊急対策
(例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等)
- ③渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止に関する緊急対策
(例：橋梁・道路の洗堀・流失対策)
- ④道路における無停電設備等に関する緊急対策
(例：機械設備の整備、道路照明のLED化等)
- ⑤大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策
(例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等)

★ 財政支援措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

★ 留意事項等

措置期間は令和3年度から令和7年度まで

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町

中部縦貫自動車道関連公共施設等整備事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 高規格道路課 中縦・舞若整備 G ☎ 0776-20-0475

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

中部縦貫自動車道の通過する市町において、周辺地域の生活環境の向上のために当該市町が実施する関連公共施設等の整備事業に対し、その費用の一部に充てるために補助金を交付し、中部縦貫自動車道の整備の推進に寄与する。

★ 対象とする要件等

- (1) 対象事業：市町が実施する中部縦貫自動車道関連公共施設等の整備事業で、国または県の補助金等の財源を伴わない事業
- (2) 対象市町：中部縦貫自動車道の本線の中心線が所在する市町
- (3) 対象施設：中部縦貫自動車道に関連して必要となる施設のうち、県の定める交通安全施設、道路、児童遊園、集会所、および用排水施設等

★ 財政支援措置

補助限度額

旧日本道路公団が実施していた「高速自動車道通過市町村関連公共施設等整備助成金制度」の助成額算出式により、当該市町の通過延長および人口密度を用いて算出される額

補助率

交通安全施設、道路、児童遊園 : 1/2 以内

集会所、用排水施設、その他の施設 : 1/3 以内

終了年度

次の(1)または(2)のいずれか早い年度

- (1) 各年度の補助金の合計額が補助限度額に達する年度
- (2) 中部縦貫自動車道の当該市町部分の全区間が供用される年度

★ 過去の事例等

福井市、大野市、勝山市、永平寺町

嶺南土砂活用推進事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 高規格道路課 中縦・舞若整備 G ☎ 0776-20-0475

★ 事業主体

嶺南市町

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）建設事業や舞鶴若狭自動車道4車線化事業が円滑に進むよう、課題となっている土砂の活用を推進する。

★ 対象とする要件等

ストックヤード整備の実現可能性を判断するのに必要な概算事業費算定等の調査に要する測量試験費とする。ただし、国または県の補助金等を財源とするものは除くものとする。

★ 財政支援措置

補助対象経費の2分の1以内

★ 過去の事例等

小浜市、高浜町、若狭町

地方創生汚水処理施設整備推進交付金

所管省庁等：環境省、農林水産省、国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

平成28年4月20日に「地域再生法」が改正され、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための事業に対し、従来の地域再生基盤強化交付金に代わり地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）が創設された。

この地方創生推進交付金のうち、汚水処理事業については下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業に対し交付されるものが地方創生汚水処理施設整備推進交付金である。

本制度では、地域再生計画に基づいて汚水処理施設の整備を効果的に行うために、事業間での事業費の融通や年度間での事業量の変更を可能とするとともに、事業完了後の成果について事業評価を行うこととされている。

★ 対象とする要件等

(1) 対象となる市町（以下のすべてを満たすもの）

- ① 地域再生計画を策定し、地域再生計画を図るために必要な事業として、汚水処理施設の整備に関する事項を位置づけている市町。
- ② 地域再生計画に位置づけた事業が、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」又は「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている市町。

(2) 対象となる汚水処理施設

- ① 公共下水道 : 国土交通省
- ② 農業集落排水施設、漁業集落排水施設 : 農林水産省
- ③ 浄化槽 : 環境省

(3) 制度の要件

- ① 同一の市町で所管をまたがった2種以上の施設の整備を計画期間中に実施するもので、汚水処理の普及促進を図るものであること。
- ② 施設の整備対象区域は、地域再生計画の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。
- ③ 事業実施による効果が明確であること。

★ 財政支援措置

対象施設ごとに、所管省庁の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額の合計として交付限度額を算定。（社会資本整備総合交付金の各基幹事業を活用した場合の補助対象範囲に基づき交付限度額を算定することも可能。）

★ 留意事項等

下水道担当部局は、農業集落排水担当部局、浄化槽担当部局、その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

★ 過去の事例等

福井市、勝山市、越前市、鯖江市、大野市、敦賀市、小浜市、美浜町

防災・安全交付金（下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は、地方公共団体が行うものであるが、一方、公共用水域の水質を保全するなど、国民がひとしくその整備を希求するものであるため、国は、下水道の設置又は改築にかかる事業に国庫補助ができることとしており（下水道法第 34 条）、平成 24 年度補正予算より、防災・安全交付金を創設し、「防災・安全」に関する事業に対し、重点的な支援を実施している。

★ 対象とする要件等

下水道法第 2 条第 3 号の公共下水道、又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等。

★ 財政支援措置

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率

管渠等	1 / 2
終末処理場（低率）	1 / 2
終末処理場（高率）	5 / 10
都市下水路	4 / 10

★ 留意事項等

本交付金は、社会資本総合整備計画（計画期間はおおむね 3 から 5 年間）に位置付けられた範囲内での支援となる。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、池田町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、五領川公共下水道事務組合

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は、地方公共団体が行うものであるが、一方、公共用水域の水質を保全するなど、国民がひとしくその整備を希求するものであるため、国は、下水道の設置又は改築にかかる事業に国庫補助ができることとしており（下水道法第 34 条）、平成 22 年度より地方公共団体が行う社会資本整備については、社会資本整備総合交付金を創設し、支援を実施している。

★ 対象とする要件等

下水道法第 2 条第 3 号の公共下水道、又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等。

★ 財政支援措置

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率

管渠等	1 / 2
終末処理場（低率）	1 / 2
終末処理場（高率）	5 / 10
都市下水路	4 / 10

★ 留意事項等

本交付金は、社会資本総合整備計画（計画期間はおおむね 3 から 5 年間）に位置付けられた範囲内での支援となる。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、若狭町

社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業 準用河川改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 河川整備 G ☎ 0776-20-0481

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

各圏域毎（九頭竜川本川圏域、日野川圏域、嶺南圏域）に水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策の推進するもので、準用河川の改修事業にかかるもの。

★ 対象とする要件等

1 事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次のいずれかに該当するもの。

- ① 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋または5ha以上の宅地が存するもの
- ② 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの
- ③ 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
- ④ 下水道または農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

★ 財政支援措置

国1/3

★ 留意事項等

補助対象期間は、おおむね3年から5年

★ 過去の事例等

福井市（準用底喰川）

社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 河川整備 G ☎ 0776-20-0481

★ 事業主体

市

★ 事業の目的および概要

近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市が施行主体となって河川改修を実施するもの。

★ 対象とする要件等

人口5万人以上の市にかかわる一級河川または二級河川の改良工事であって、指定区間内においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事であること。

★ 財政支援措置

2／3（国1／3、県1／3）

★ 留意事項等

本事業を交付対象事業とするには、河川法第16条の3の規定による協議が行われていることが必要である。

★ 過去の事例等

福井市（馬渡川）

防災・安全交付金（水道事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町等が行う水道施設の耐震化の取組、水道事業の広域化の取組等を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。

★ 対象とする要件等

市町が行う水道施設の耐震化等に要する経費の一部を交付する。

★ 財政支援措置

補助率

補助採択基準によって 1/2、4/10、1/3、1/4

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。
また、資本単価等により、事業の採択の可否や補助率が決定する。

★ 過去の事例等

- 簡易水道再編推進事業（簡易水道統合整備事業）勝山市、永平寺町
- 緊急時給水拠点確保等事業（緊急時用連絡管）坂井市
- 水道管路耐震化等推進事業（老朽管更新事業）福井市、大野市、越前市
- 水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）福井市、大野市
- 水道事業運営基盤強化推進事業（水道施設台帳整備事業）大野市
- 緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管事業）鯖江市、勝山市
- 高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）永平寺町
- 生活基盤近代化事業（基幹改良事業）池田町、南越前町

簡易水道等施設整備費補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う簡易水道施設（給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道施設）および飲料水供給施設（給水人口 10 人以上 100 人以下）の整備事業

★ 対象とする要件等

水道未普及地域解消、水道事業の統合、水道施設の改良等に伴う水道施設整備のための以下の事業を国庫補助の対象とする。

- 水道未普及地域解消事業（新設、広域簡易水道、飛地区域、給水区域内無水源、区域拡張）
- 簡易水道再編推進事業（統合簡易水道、簡易水道統合整備事業）
- 生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張）
- 閉山炭鉱水道施設

★ 財政支援措置

国庫補助率

簡易水道：1/4、1/3、4/10

（財政力指数、1人当たり管延長の区分等による）

飲料水供給施設：4/10

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。

★ 過去の事例等

- 水道未普及地域解消事業（飛地区域）敦賀市
- 簡易水道再編推進事業（統合簡易水道）敦賀市
- 簡易水道再編推進事業（簡易水道統合整備事業）勝山市、永平寺町、越前町、美浜町
- 生活基盤近代化事業（増補改良）敦賀市
- 生活基盤近代化事業（基幹改良）永平寺町

水道水源開発等施設整備費補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う水道事業（給水人口 5,001 人以上に限る）または水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備事業

★ 対象とする要件等

市町が行う水道施設整備事業で、補助採択基準等を満足する事業を国庫補助の対象とする。
○水道水源開発施設整備費（水道水源開発施設整備費、遠距離導水等施設整備費）
○高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）

★ 財政支援措置

国庫補助率
補助採択基準によって、1/4、1/3、1/2

★ 留意事項等

事業着手にあたっては、事前に水道事業経営（変更）認可や事業評価が必要な場合がある。
また、用水単価や資本単価、水道料金等により、事業の採択の可否や補助率が決定する。

★ 過去の事例等

○水道水源開発施設整備費（水道水源開発施設整備費）小浜市、若狭町、大野市
○高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）坂井市、永平寺町

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

施設の老朽化、切迫する大地震への対応などの課題を抱える上下水道について、その相乗効果を発揮するための上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現することを目的とする。

★ 対象とする要件等

本事業の対象となるのは、次に掲げる事業とする。

- ・ 上下水道施設再編推進事業
- ・ 上下水道施設耐震化推進事業
- ・ 官民連携等基盤強化推進事業
- ・ 上下水道 DX 推進事業
- ・ 業務継続計画策定事業
- ・ 汚泥資源肥料利用推進事業

★ 財政支援措置

補助率

補助採択基準によって 1/2、1/3、1/4

官民連携等基盤強化推進事業について、ウォーターPPPの導入に向けた事業は10/10

(導入方式によって補助限度額が異なる(2,000万円~5,000万円))

★ 留意事項等

上下水道 DX 推進事業について、本事業の趣旨に合致する事業として新たに要望するものについては、事前に国土交通省担当課と協議が必要となる。

★ 過去の事例等

○官民連携等基盤強化推進事業 坂井市

地域をつなぐ河川環境づくり推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 河川課 河川管理G ☎ 0776-20-0480

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域住民等の自発的な河川維持管理意識を醸成するため、自治会、青年会、婦人会、老人会、水利組合、水防団、消防団、河川愛護団体、学校関係団体またはこれに準ずる団体（以下「地域住民団体等」という。）が行う軽易な河川維持管理活動を支援する市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

★ 対象とする要件等

市町が、地域住民団体等が行う県管理河川区域内の清掃活動を含む年2回までの草刈り活動（以下「補助活動」という。）に補助する場合、その一部を補助する。

★ 財政支援措置

補助率は地域住民団体等が行った補助活動に要した総事業費のうち、対象となる経費（補助活動面積に6.3円を乗じた金額に調整率を乗じて得た金額を限度とする。）の3分の1以内とする。ただし、市町が補助する金額の2分の1を限度とする。なお、調整率は事業年度の市町の申請額と県の予算額を比較勘案のうえ決定する。

対象となる経費とは、地域住民団体等が補助活動に必要とする経費のうち、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費（維持管理活動時に配給する飲料）、通信運搬費、手数料、保険料（ボランティア保険など）、使用料、賃借料（草刈機、軽トラック借り上げなど）、委託料（刈り草の収集処分の委託）のことをいう。

★ 留意事項等

補助対象区域は県管理河川のみである。

★ 過去の事例等

県内全市町に対して補助金交付実績有。

市町下水道事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 河川課 上下水道整備・管理 G ☎ 0776-20-0503

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県下市町が実施する国庫補助対象事業のうち、多額の建設費用を要することとなる「終末処理場」「都市下水路ポンプ場」を対象とした支援を行うことで、下水道普及率の向上等に繋げる。また、近年の短時間集中型の豪雨による浸水被害を未然に防ぐため、「雨水貯留浸透施設」「雨水ポンプ場」「各戸雨水貯留施設」を対象とした支援を行うことで、民生の安定に繋げる。

★ 対象とする要件等

本補助金の交付は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第2条に規定する終末処理場に係る施設および雨水対策施設（雨水貯留浸透施設等）の設置に要する費用で、下水道法第34条に規定する費用の補助（国庫補助）が認められている費用を対象とする。

★ 財政支援措置

補助対象事業費の5%（1/20）以内

★ 留意事項等

下水道の普及には一定の成果があがってきているため、今後は雨水対策事業を重点的に支援していく方針である。

★ 過去の事例等

福井市、敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、越前町、高浜町

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 砂防防災課 砂防整備 G ☎ 0776-20-0495

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

激甚災害（※1）に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において、市町が施工するがけ崩れ防止工事の助成を行い、県民の生命の安全を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

激甚災害（※1）に伴い発生した崩壊等のうち、下記の要件をすべて満たすもの

- ・「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの
- ・がけ地の高さが5m以上であること
- ・人家2戸以上、又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。
- ・1箇所の事業費が600万円以上であること。

★ 財政支援措置

補助限度額：事業費の7/10以内の額

補助対象経費：事業費（工事雑費および事務費をのぞく）

★ 留意事項等

※1「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により激甚災害と指定され、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。

★ 過去の事例等

福井市赤谷地区（平成16年 福井豪雨） 等

急傾斜地崩壊対策事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 砂防防災課 砂防整備 G ☎ 0776-20-0495

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

急傾斜地崩壊危険区域内において市町が実施する対策工事への助成を行うことにより、がけ崩れ等の災害から県民の生命の安全を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

下記の要件をすべて満たすもの

- ① 当該急傾斜地が急傾斜地崩壊危険区域として指定されていること（事業実施までの指定が確実に見込まれる場合を含む）。
 - ・当該急傾斜の傾斜度が30度以上であり、がけの高さが5m以上であること。（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林および保安施設として既に指定されている箇所、ならびに人工がけを除く）
 - ・当該急傾斜の崩壊により被害想定区域内において概ね5戸以上の家屋に倒壊等の著しい被害が及ぶ可能性があること（5戸未満であっても要配慮者利用施設がある場合には指定されることがある）
- ② 当該急傾斜の崩壊に伴い倒壊等の著しい被害が及ぶ可能性がある家屋について、その移転のための適地が存在しないこと。
- ③ 対策工事に要する費用が莫大であり、急傾斜地及び家屋の所有者等の地元関係者がその費用を負担することが困難であること。

★ 財政支援措置

補助限度額：補助対象経費の2分の1以内の額

補助対象経費：本工事費のみ（事業費から測量試験費、用地費、補償費、工事雑費および事務費を除く）

★ 留意事項等

補助事業の実施期間について

- ・補助事業の実施期間は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出を受け、県が補助金の交付決定を行った日（交付決定日＝補助対象期間の開始日）から当該年度末までとする。ただし、あらかじめ事前着手せざるを得ない理由を明記した交付決定前着工届を提出し、県の文書による承認を受けた場合はこの限りではない。

★ 過去の事例等

福井市杉谷第2地区 等

都市開発資金貸付制度

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

地方公共団体等

★ 事業の目的および概要

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体を通じて無利子で貸付けをします。(都市開発資金の貸付けに関する法律 昭和41年法律第20号)

★ 対象とする要件等

- (1) 用地先行取得資金
地方公共団体が行う、道路・公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を取得するために必要な資金の貸付を行う。
 - ① 都市施設用地買取資金
 - ② 都市機能更新用地買取資金
- (2) 市街地再開発事業等資金
地方公共団体が、市街地再開発組合等による市街地再開発事業に必要な資金及び保留床管理法人による保留床取得に必要な資金について無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部を地方公共団体に対して無利子で貸付けを行う。
 - ① 事業資金貸付金
 - ② 保留床取得資金貸付金
- (3) 土地区画整理事業資金
土地区画整理組合(組合事業を引き継ぐ地方公共団体を含む)・個人施行者・区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金、施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対して保留地の取得に要する資金の貸し付けを行う地方公共団体に対して必要な資金(無利子)の一部について貸付けを行う。
 - ① 事業資金貸付金
 - ② 保留地取得資金貸付金

★ 財政支援措置

- (1) 用地先行取得資金
 - a. 利率 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める利率
 - b. 償還期間 10年(4年の据置) 均等半年賦償還
- (2) 市街地再開発事業等資金
 - a. 利率 無利子
 - b. 償還期間 施行者 8年以内(事業計画認可前設立組合は12年以内) 一括償還
保留床管理法人 25年以内(10年以内の据置) 均等半年賦償還
- (3) 土地区画整理事業資金
 - a. 利率 無利子
 - b. 償還期間 施行者 8年以内(6年以内の据置)均等半年賦償還(事業認可決定後)
└ 10年以内(8年以内の据置)均等半年賦償還(事業認可決定前)
保留地管理法人 25年以内(10年以内の据置) 均等半年賦償還

★ 留意事項等

○用地先行取得資金貸付対象都市

- (1) 都市施設用地・・・越前市、鯖江市、越前町
※対象都市以外でも政令に規定された都市と社会的、経済的に一体の圏域を形成していることが確認できれば、貸付対象となります。
- (2) 都市機能更新用地
 - ①一般分、都市構造再編促進用地分・・・越前市、鯖江市
 - ②中心市街地活性化促進用地分・・・福井市、越前市、鯖江市

まち再生出資業務

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

民間の都市開発事業（一般財団法人 民間都市開発推進機構(MINTO機構)が出資)

★ 事業の目的および概要

市町村が定める都市再生整備計画の区域内および都市機能誘導区域内で、民間事業者が実施する都市開発事業に対してMINTO機構が出資し、市町村と民間が一体となって個性あるまちづくりを推進する。

MINTO機構の出資により、資金調達全体に占める融資の割合が低くなることで、民間金融機関にとっては融資の担保掛目、事業者にとってはプロジェクト費負担のリスクが大幅に低減する。

★ 対象とする要件等

○支援要件

- ・国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業であること。
- ・市町村が作成する都市再生整備計画の区域内における都市開発事業で0.2ha以上。ただし、(1)教育文化施設、(2)医療施設、(3)社会福祉施設、(4)子育て支援施設、(5)商業施設、(6)民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設）のいずれかに該当する施設を含む場合は500㎡以上。
- ・低未利用土地の区域内における都市再整備計画に記載された事業または上記(1)～(6)のいずれかに該当する施設、宿泊または交流拠点施設を含む事業で500㎡以上。
- ・都市機能誘導区域内で誘導施設を含む事業で500㎡以上。含まない場合は0.1ha以上。
- ・緑地、広場等の公共施設の整備を伴うもの。
- ・10年以内の配当が確実と見込まれること（事業計画・資金計画等について民都機構が審査）。

★ 財政支援措置

以下のうち最も少ない金額

- 公共施設等整備費(公共施設+都市利便施設+建築利便施設)以内
 - 「総事業費の50%」以内
 - 「出資等を受ける事業者の資本額の50%」以内
- ※誘導施設がある場合は、その整備費を公共施設等整備費に上積みできる。

★ 留意事項等

- 詳細は支援主体に確認のこと。
- MINTO機構では、これ以外にも融資等に関する支援や助成事業も行っている。
- 全国市街地再開発協会や、区画整理促進機構による融資、出資等もある。

★ 過去の事例等

近年の県内事例なし。

近県では、氷見市ひみ番屋街総湯整備事業（氷見市H24.9）、片町A地区第一種市街地再開発事業（片町きらら）（金沢市H27.10）、小松駅南ブロック複合施設建設事業（小松市H29.2）など。

集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

立地適正化計画等を策定するあるいは策定した市町または民間事業者等

★ 事業の目的および概要

人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

★ 対象とする要件等

1 計画策定支援

①低炭素まちづくり計画②立地適正化計画③広域的な立地適正化の方針④PRE活用計画の計画の策定に要する経費

2 コーディネート支援

計画等の策定に係るデータ整備、分析、予測等を通じた説明資料の作成、調査、協議組織の立ち上げ、関係者との協議調整、住民意見聴取及び合意形成等、誘導施設の移転等に係るまちづくり組織の立ち上げ、意識啓発活動、人材育成等に要する経費

3 施設の移転促進

居住誘導区域外に立地する誘導施設の除却処分や移転跡地の緑地等整備等に要する経費（医療・福祉・教育等施設の移転については、移転後の施設延べ面積が1,000㎡以上に限るなど）

4 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置づけられた区域等における建築物跡地等の適正管理等に必要経費

5 居住機能の移転促進に向けた調査の支援

防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価に要する経費

★ 財政支援措置

補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内

（ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体については550万円まで全額補助）

★ 留意事項等

立地適正化計画の策定支援は、計画に目指す将来像および定量的な目標を記載し、それにより期待される効果を定量化して公表することや空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載するものなどに限られる。また、立地適正化計画作成後、概ね5年が経過した際に計画の見直しを行うための分析及び評価等についても支援。

★ 過去の事例等

立地適正化計画策定支援 福井市、敦賀市、坂井市 等12市町

社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市計画・支援 G ☎ 0776-20-0498

★ 事業主体

個人・共同 … 土地所有者または借地権者が、その土地について一人または数人共同して施行
区画整理組合 … 土地所有者または借地権者が、7名以上で土地区画整理組合を設立して施行
区画整理会社 … 所有者または借地権者が株主となっている株式会社（区画整理会社）が施行
地方公共団体 … 都道府県、市町村が施行
国土交通大臣 … 国土交通大臣が施行
機構・公社 … 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行

★ 事業の目的および概要

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。
また、土地区画整理事業は公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、大都市から地方都市、既成市街地から新市街地まで多様な地域、多様な課題に応じて活用できる市街地整備の代表的な手法であり、公共投資の効率化の観点からも優れた制度である。

★ 対象とする要件等

土地区画整理事業費補助
区画整理区域内の原則幅員12m以上の都市計画道路を用地買収方式により整備するとして積算した事業費を限度として補助

★ 財政支援措置

土地区画整理事業費補助の採択基準
【公共団体等施行】 直接補助（補助率 1/2）
・面積5ha以上。ただし、既成市街地（DID 地区内）、被災市街地復興にあつては2ha以上
・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
・補助基本額が3億円以上の地区
【組合等施行】 間接補助（補助率 1/2）
・都市計画事業として施行されるもの
・面積10ha以上。ただし、既成市街地（DID 地区内）、被災市街地復興にあつては2ha以上
・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区
・補助基本額が3億円以上の地区
・施行後の公共用地率が25%以上
・20ha未滿の地区にあつては用地買収方式事業費が総事業費の1/3以上

★ 留意事項等

上記のほか、「市街地整備」の都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業の制度もある。

★ 過去の事例等

- ・公共団体等施行 … 市場周辺（福井市）、森田北東部（福井市）等
- ・組合施行 … 神山南部第一地区（越前市）等

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（都市公園等事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市計画区域を有する）市町

★ 事業の目的および概要

都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行なうことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 原則として2ha以上であること。
- 総事業費が市町村事業は2.5億円以上（費用便益比算出必要）
- 公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たり敷地面積の合計が10m²未満であること。

★ 財政支援措置

- 補助率（施設）国1/2、市町1/2（用地）国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

次に掲げる公園施設の設置に要する施設費及び用地費（都市公園法施行令第31条）

- 園路又は広場
- 修景施設
- 休養施設のうち、休憩所・ベンチ・野外卓・キャンプ場その他これらに類するもの
- 遊戯施設のうち、ぶらんこ・すべり台・シーソー・ジャングルジム・ラダー・砂場・徒渉池その他これらに類するもの
- 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第5条第4項第2号に掲げる運動施設を除く）
- 教養施設のうち、自然生態園・野鳥観察所・動植物の保護繁殖施設・野外劇場・野外音楽堂・体験学習施設その他これらに類するもの
- 便益施設のうち、駐車場・園内移動用施設・便所・時計台・水飲場・手洗場・その他これらに類するもの
- 管理施設のうち、門・柵・管理事務所・苗畑・照明施設・ゴミ処理場・水道・井戸・暗渠・水門・雨水貯留施設・水質浄化施設・護岸・擁壁・発電施設その他これらに類するもの
- 展望台・備蓄倉庫その他国土交通省で定める災害応急対策に必要な施設

★ 過去の事例等

福井市総合運動公園（福井市）、敦賀市総合運動公園（敦賀市）、西山公園（鯖江市）、三国運動公園（坂井市）

社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業。都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）により選定された民間事業者等、もしくは公園施設設置管理協定制で協定を締結した民間事業者等が行う、飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）と園路・広場等の公共部分（特定公園施設）を一体的に整備する事業を対象に、公共部分（特定公園施設）の整備費に対し国が支援を行う。

★ 対象とする要件等

- 0.25ha以上であること。
- 民間事業者等が行う特定公園施設整備に対して、市町が負担する費用が当該施設整備積算額に対して1割以上削減されること。

★ 財政支援措置

- 補助率
公共部分（特定公園施設）整備に対する市町が負担する額の 国1/2、市町1/2

★ 留意事項等

- 公募対象公園施設（事業の核となる収益施設）
公園利用者の利便の向上に資する休養施設（キャンプ場等）、遊戯施設（遊具等）、運動施設（体育館、プール等）、便益施設（飲食店、売店等）等収益施設で、特定公園施設建設の費用にその収益を充てることができるもの
- 特定公園施設（収益施設と一体的に整備される一般利用者向け施設）
園路・広場等、全ての公園施設が対象
公募対象公園施設の周辺に設置することが利用者の利便の一層の向上に寄与するもの
- 民間事業者等への特例
 - ・設置管理許可期間の特例（10年→20年）
 - ・建蔽率の特例（飲食店・売店の場合10%の上乗せ、2%→12%）
 - ・占用物件の特例（イベント情報提供のための看板、広告塔等が占用可能に）

★ 事例等

越前市 武生中央公園水泳場、勝山市 長尾山総合公園

社会資本整備総合交付金(こどもまんなか公園づくり支援事業)

所管省庁等: 国土交通省

県主管課: 土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

(都市計画区域または都市公園を有する) 市町

★ 事業の目的および概要

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもの遊び場や、親同士・地域住民との機会の創出に資する都市公園を整備する。

★ 対象とする要件等

○事業計画

下記の内容が記載されたこどもまんなか公園づくり支援事業計画の策定

- i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

○都市要件 1) 及び2) の要件を満たす都市

- 1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置付けている都市
- 2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市

○対象地域要件 1) 及び2) の要件を満たす地域

- 1) 住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
- 2) 都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域

○都市公園等整備水準要件

都市公園の新設(拡張含む)を伴う事業は整備水準要件(10m²/人未満)を適用する。

○総事業費

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。

- 1 公園における事業費が2.5億円以上の場合、費用便益比の算出が必要。

★ 財政支援措置

○補助率

(施設・計画策定) 国1/2、市町1/2 (用地) 国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

○都市公園法施行令第31条に規定する公園施設の整備(ただし、運動施設を除く)

★ 過去の事例等

坂井市 東十郷中央公園および江留上公園

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（都市公園ストック再編事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

○事業計画

下記の内容が記載された都市公園ストック再編事業計画の策定

- i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び再編内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

○都市要件

下記のいずれかの計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編が対象

- 1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めたものに限る）
- 2) 緑の基本計画（子育て支援、高齢社会対応等課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置付けられたものに限る）

○総事業費

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。

1公園における事業費が2.5億円以上の場合、費用便益比の算出が必要。

★ 財政支援措置

○補助率

（施設・計画策定）国1/2、市町1/2 （用地）国1/3、市町2/3

★ 留意事項等

○都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備およびストック再編事業計画策定費等が対象

○廃止される都市公園の撤去費については補助対象外

★ 事例等

越前市 東運動公園等庭球場再編整備、鯖江市 東公園屋外プール再編整備

社会資本整備総合交付金・防災安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業等）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

（都市公園を有する）市町

★ 事業の目的および概要

都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。

★ 対象とする要件等

I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

①対象事業内容

都市公園における、1)防犯性の向上、2)豪雨対策、3)建物又は橋梁等の耐震改修、4)公園施設のバリアフリー化、5)感染症対策
1)～3)は令和10年度まで、4)～5)は令和7年度までの措置

②総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの

II 公園施設長寿命化対策支援事業

①面積要件

原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

②対象事業内容

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断（C判定またはD判定）されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築

③総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの

III 公園施設長寿命化計画策定調査

対象事業内容

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定

本事業は、令和7年度までの措置

※公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を公表することを要件とする。

★ 財政支援措置

○補助率（施設）国1/2、市町1/2

都市災害復旧事業（堆積土砂排除事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 都市環境・公園 G ☎ 0776-20-0497

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

都市計画区域内および同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- 一の市町の区域内の市街地において、
- (イ) 堆積土砂の総量が 30,000m³ 以上
 - (ロ) 2,000m³ 以上の一団をなす堆積土砂
 - (ハ) 50m 以内の間隔で連続する土砂が、2,000m³ 以上
- 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、かつ、
- ① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）
 - ② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）
 - ③ ①②にかかわらず、市町長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

★ 財政支援措置

○補助率 国 1/2、市町 1/2

★ 留意事項等

- 市街地とは、都市計画区域内および同区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- 集落地とは、独立した家屋が 10 戸以上隣接している場合（1 戸とは、1 世帯が有している倉庫、納屋等を含む。）をいう。
- 「30,000m³」「2,000m³」は、本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく、道路や農地など他の法令で処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことをいう。

★ 過去の事例等

南越前町 鹿蒜川沿川

社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

個人、組合、市町、再開発会社等

★ 事業の目的および概要

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

★ 対象とする要件等

● 施行区域の要件

- ① 高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内
- ② 区域内にある耐火建築物が概ね 1 / 3 以下
- ③ 区域内に十分な公共施設がない、土地利用の細分化等
- ④ 土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

● 補助対象

- ・ 調査設計計画費（事業計画作成、建築設計等に要する費用）
- ・ 土地整備費（建築物除却、補償等に要する費用）
- ・ 共同施設整備費（空地等、供給処理施設、その他の施設等の整備に要する費用）

★ 財政支援措置

国の交付率 1 / 3（一定要件を満たせば、交付率嵩上げあり）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 御屋形地区・三の丸地区・手寄地区・福井駅西口中央地区
福井駅前電車通り北地区A街区・福井駅前電車通り北地区B街区
福井駅前南通り地区（住宅局）
越前市 JR武生駅南地区（都市局）、小浜市 白鬚地区（都市局）
鯖江市 鯖江駅前第一地区（都市局）

スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

個人、組合、市町、再開発会社等

★ 事業の目的および概要

子育て世帯等の暮らしを支える生活拠点の整備を進め、まちなかへの居住や生活環境の向上を目的とし、子育て世帯等のための支援施設や住まい等の整備を伴う市街地再開発事業について、事業推進を図る。

★ 対象とする要件等

●施設整備の要件

以下の地域生活拠点（生活支援施設、住まい）を導入する市街地再開発事業

①生活支援施設

託児所、保育園、子育てサロン、在宅介護事業所、障害者就労施設、生活相談窓口、見守り活動拠点等の子育て世帯等の暮らしに資する施設

②住まい

子育て世帯等を入居対象とした地域優良賃貸住宅または公営住宅、床面積（共同住宅の共用部分の面積を除く。）75㎡以上の住戸が全住戸のうち半数以上となる集合住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の子育て世帯等の暮らしに資する住宅

●施行区域の要件

① 高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内

② 区域内にある耐火建築物が概ね1/3以下

③ 区域内に十分な公共施設がない、土地利用の細分化等

④ 土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

●補助対象

・調査設計計画費（事業計画作成、建築設計等に要する費用）

・土地整備費（建築物除却、補償等に要する費用）

・共同施設整備費（空地等、供給処理施設、その他の施設等の整備に要する費用）

★ 財政支援措置

国の補助率 1/3（一定要件を満たせば、補助率嵩上げあり）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設し、地域生活拠点再開発計画を定める必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 福井駅前電車通り北地区A街区・福井駅前電車通り北地区B街区

社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町、民間事業者等（間接交付）

★ 事業の目的および概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

★ 対象とする要件等

●対象施設要件

コア事業により整備される都市機能導入施設または公開空地は、再生事業計画区域内に存し、次の各号の全てに適合すること。

- ① 中心市街地活性化法に定める認定を受けた基本計画に位置づけられたもの。
- ② 対象施設の敷地面積等が1,000㎡以上であること。（緩和あり）
- ③ 都市機能導入施設には、公益施設を含むものであること。
- ④ " は、地階を除く階数が原則3階以上であること。（緩和あり）
- ⑤ " は、耐火建築物または準耐火建築物であること。（緩和あり）

●補助対象

○コア事業

- ・ 都市機能まちなか立地支援《中心市街地に都市機能導入施設を整備》
調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費（購入費含む）等
- ・ 空きビル再生支援《中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生》
調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費（購入費含む）
- ・ 賑わい空間施設整備《中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備》
調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費（購入費含む）

○付帯事業

- ・ 計画コーディネート支援 再生事業計画の作成及びコーディネートに要する費用
- ・ 関連空間整備 駐車場整備費、緑化施設等整備費（購入費含む）

★ 財政支援措置

国の交付率 1/3（一定要件を満たせば、1/1.5 嵩上げがあり交付率 2/5）

★ 留意事項等

事業主体が民間事業者等の場合は、市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

福井市 福井駅西口中央地区

社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町（NPO等への間接補助可能）

★ 事業の目的および概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。計画期間は概ね3～5年。

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

●地区要件 次のいずれかの要件に該当する地区

- ① 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取り組みを開始・公表^{※1}しており、かつ都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。
 - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※2}から半径1kmの範囲内またはバス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域
 - (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DIDD）^{※3}かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
 - (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
- ※1 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域内に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。
- ※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 市町村において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）
- ③ 地域生活拠点（都市計画区域外における地域の拠点となる区域）であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（基幹市町村）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲）。
 - (1) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（連携市町村）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針^{※3}において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
 - (2) 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、

連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想^{※4}において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

※3 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村（地域生活拠点を定めた市町村に限る）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

※4 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

- ④ 産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む）であり、以下のいずれかの区域【（1）、（2）ともに、複数の要件を満たす必要】）
- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
（国策的プロジェクトは内閣府が選定）
 - (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
 - 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 - 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
 - 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業
- ⑤ 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表^{※1}しており、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下、事前復興まちづくり計画等）に防災拠点として位置付けられた区域であり、都市再生整備計画の区域が①(1)または(3)に定められているもの。【防災・安全交付金】
- ⑥ 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。
【防災・安全交付金】

●交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

基幹事業 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなか事業、暑熱対策事業等

提案事業 事業活用調査、社会実験等のまちづくり活動推進事業、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業は、全体事業費の概ね28%以内）

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の40%。（交付金の額は一定の算定方法により算出）ただし、歴史的風致維持向上計画関連等、国として特に推進すべき施策に関する一定の要件を満たす地区は交付率が45%に引き上げられる。

★ 留意事項等

社会資本整備総合交付金交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和2年度実施地区…3市、4地区

令和3年度実施地区…1市、1地区

令和4年度実施地区…1市、1地区

令和5年度実施地区…1市、1地区

令和6年度実施地区…1市1町、2地区

まちなかウォーカブル推進事業（都市再生整備計画事業の拡充）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

【交付金】市町、市町都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

都市再生整備計画等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に進めることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成したうえで滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）を設定し、それを基に事業主体はウォーカブル推進計画を作成するものとする。計画期間は概ね3～5年。

交付期間終了時、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

1 地区要件 次の要件に該当する地区

- (1) 都市再生整備計画事業の施行地区（防災・安全交付金除く）、かつ、
- (2) 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性向上区域

2 交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

- (1) 基幹事業 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変、既存建造物活用事業、滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画作成支援事業 等
- (2) 提案事業 事業活用調査、社会実験、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業枠は2割を上限とする）

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の50%。

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、都市再生推進事業制度交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和5年度時点での実績なし。

令和6年度実施地区…1市、1地区

都市構造再編集中支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

市町（NPO等への間接補助可能）、都道府県（一部基幹事業のみ）、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が医療、福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組を行うことで、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする。

市町村は地域の特性を踏まえ、都市の再生に必要なまちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成するものとする。計画期間は概ね5年。

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。

★ 対象とする要件等

● 地区要件 次の要件に該当する地区

・都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域」および「居住誘導区域」に定められている地区。

・立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点」。

ただし、以下の市町村を除く。

- ① 都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害等特別警戒区域等の災害レッドゾーンを定めている市町村
- ② 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等、不適切な運用を行っている市町村

なお、以下の区域を施行地区に含むことができる。

- ① 立地適正化計画に基づいて複数の施設の機能を集約する統廃合を行うことにより、誘導施設又は基幹的誘導施設を整備する場合、統合されたことにより廃止された施設の敷地及びその敷地と隣接する区域を「都市機能誘導区域」とみなす。

※実施できるのは、施設の除却等、元地の管理の適正化にかかる事業のみ

- ② 水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する「水辺まちづくり計画」がある場合は、都市機能誘導区域および居住誘導区域に隣接する水辺の区域^{※1}
- ③ 空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を掲示している区域。^{※2}

※1 対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る。（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設の整備を除く）

※2 対象事業は緑地等の整備に限る。

● 交付対象事業 都市再生整備計画に位置付けられた以下の事業が対象。

基幹事業 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設（医療施設、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

提案事業 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、その他目標達成に必要な市町の提案に基づく地域創造支援事業（提案事業は、全体事業費の概ね10～19%以内^{※3}）

※3 都市再生整備計画の区域と都市機能誘導区域の重複する部分が概ね2/3以上であり、かつ主たる提案事業が立地適正化計画に位置付けられている等の要件を満たす場合は、提案事業割合が全体事業費の概ね20～28%以内に拡充される。

★ 財政支援措置

交付率：交付対象事業費の概ね45%～50%^{※4}。（交付金の額は一定の算定方法により算出）

※4 「都市機能誘導区、地域生活拠点内において実施する事業の交付対象事業費合計の1/2」と「居住誘導区域において実施する事業の交付対象事業費合計の45%を足した額」と「都市再生特別措置法施工規則第16条第1項の規定に基づき算出した額」のいずれか少ない額

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和2年度実施地区…7市2町、11地区

令和3年度実施地区…7市2町、11地区

令和4年度実施地区…6市2町、10地区

令和5年度実施地区…9市2町、13地区

令和6年度実施地区…7市2町、11地区

官民連携まちなか再生推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 都市計画課 街路・市街地整備 G ☎ 0776-20-0499

★ 事業主体

エリアプラットフォーム、市町村、都市再生推進法人、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を進めることで、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

● 交付対象事業

- ・ エリアプラットフォーム活動支援事業（①エリアプラットフォームの構築、②未来ビジョン等の策定、③シティプロモーション・情報発信、④社会実験・データ活用、⑤地域交流創造施設整備、⑥国際交流創造施設整備、⑦国際競争力強化施設整備、⑧地方都市イノベーション拠点形成）
- ・ 普及啓発事業

● 交付対象事業者

エリアプラットフォーム活動支援事業については、エリアプラットフォームが対象^{※1}。普及啓発事業については、都市再生推進法人および民間事業者等が対象。

※1 エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。（エリアプラットフォームの構築、未来ビジョン等の新規策定に限る）

● 対象地域

エリアプラットフォーム活動支援事業のうち、①～④については、全国対象。⑤～⑧については、特定の区域・地域のみ対象。普及啓発事業については、全国対象。

★ 財政支援措置

交付率：エリアプラットフォーム活動支援事業①については定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、②について新規の場合は定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、改定の場合は1/2。③および④については1/2（1事業あたり1年間に限る）、⑤および⑥については1/3、⑦および⑧については1/2（1事業あたり1年間に限る）、実施計画策定のみ新規の場合は定額（単年度あたり上限1,000万円・最大2年間）、普及啓発事業については定額。

★ 留意事項等

本事業活用にあたっては、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱等を確認すること。

★ 過去の事例等

令和3年度実施・・・坂井市（エリアプラットフォーム活動支援事業・坂井市三国町東尋坊エリア）
令和4年度実施・・・福井市（県都にぎわい創生協議会）（エリアプラットフォーム活動支援事業・福井駅城址周辺地区）

社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

県、市町

★ 事業の目的および概要

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備について、地方公共団体の自主性と創意工夫を尊重しつつ住環境の向上を支援、推進するため、地域住宅計画に基づいた事業に対し交付金の交付を行う。

★ 対象とする要件等

- 基幹事業（地域の住宅施策のために中心的な事業）
 - ・公営住宅等整備事業
 - ・公営住宅等ストック総合改善事業
 - ・改良住宅ストック総合改善事業 等
- 効果促進事業（基幹事業の効果を増大する地方公共団体独自の提案による事業）
 - ・公営住宅等関連事業 等

★ 財政支援措置

国費率：対象事業費の概ね45%

★ 留意事項等

事業の執行にあたっては、社会資本総合整備計画への位置付けが必要

★ 過去の事例等

- 基幹事業
 - ・公営住宅の建替、買取等
 - ・公営住宅の外壁改修、屋上防水改修、耐震改修等
 - ・改良住宅の外壁改修、屋上防水改修、耐震改修等
- 効果促進事業
 - ・公営住宅の建替と一体となった駐車場整備等

社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、市町等に補助する制度。

★ 対象とする要件等

○国の補助対象となる項目は、

- ① 調査設計計画費（事業計画作成、地盤調査、建築設計等）
- ② 土地整備費（既存建築物除去等費、補償費等）
- ③ 共同施設整備費（空地等整備、供給処理施設整備、防災関連施設整備、駐車場整備等）
※別途、対象地域の要件あり。

★ 財政支援措置

○市町村が施行する場合：国 1 / 3 市町 2 / 3

○民間事業者等が施行する場合：国 1 / 3 市町 1 / 3 施行者 1 / 3

★ 留意事項等

対象地域及び補助事業の要件が、優良建築物等整備事業の各タイプで異なっているため、事業の採択にあたっては充分注意することが必要である。

民間事業者等が施行する場合は、市町の民間事業者への補助が前提となるため、市町においては補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

（実績）

- H 1 6 ~ H 1 8 浜町桜橋地区（福井市）
- H 1 7 ~ H 1 8 中央 1 丁目地区（福井市）
- H 1 9 ~ H 2 1 駅前南通り地区（福井市）
- H 1 9 ~ H 2 1 中央 3 丁目地区（福井市）
- H 2 0 ~ H 2 2 大手 2 丁目地区（福井市）
- H 2 8 ~ H 2 9 中央 1 丁目 1 8 番地地区（福井市）
- H 2 7 ~ R 3 中央 1 丁目 1 0 番地地区（福井市）
- R 2 ~ R 4 J R 芦原温泉駅賑わい交流地区（あわら市）

社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

★ 対象とする要件等

○補助対象地区

次のいずれかに該当する1ha以上の区域内で、地区住民による街づくり協定が締結されている、または、条例等により住宅等の整備もしくは維持管理に関する事項等が定められている。2ha以上の地区

- ① 接道不良住宅の戸数割合が7割以上、かつ、住宅密度が30戸/1ha以上
- ② 幅員6m以上の道路延長が、区域内の道路総延長の1/4未満かつ公園、広場および緑地の面積の合計が区域面積の3%未満である区域
- ③ 地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

○補助対象

協議会活動費、整備方針策定費、街なみ整備事業費（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費、生活環境施設整備費、空家住宅等除却費）、街なみ整備助成費（門塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費、共同建替等共同施設整備費）

★ 財政支援措置

補助率 協議会活動（国1/2、協議会組織1/2）
地方公共団体による事業（国1/2、地方公共団体1/2）
地区住民による事業（国1/3、地方公共団体1/3、地区住民1/3）

★ 過去の事例等

（実績）

- H 3～H10 越前市京町地区（旧武生市）
- H 7～H14 越前市蓬萊地区（旧武生市）
- H17～H26 大野市城下町地区
- H17～H26 坂井市湊町地区（旧三国町）
- R 6～ 三国湊及び丸岡城周辺地区

社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

都道府県、市町、民間事業者

★ 事業の目的および概要

良好な住宅及び宅地の供給の促進に資することを目的とし、住宅及び住宅の供給を行う計画的な住宅宅地事業や計画的に開発された住宅団地に関連して行われる公共施設の整備等を行うもの。

★ 対象とする要件等

○対象地域

県庁所在都市又は通勤圏内人口25万人以上の都市の通勤圏又は地方拠点都市

○補助対象施設

道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設、鉄道施設整備

★ 財政支援措置

国の補助予算の範囲内において、地方公共団体に対し促進事業に要する費用について、当該促進事業と同種の公共施設整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合で補助される。（例：河川の場合 国1/2、地方公共団体1/2）

★ 留意事項等

団地規模要件は、住宅建設事業300戸以上、宅地開発事業16ha以上（地域の実情等を勘案して10%の範囲内で緩和する。）

中心市街地、住宅系再開発事業（公営住宅建替）では、住宅建設事業100戸以上、宅地開発事業16ha以上

★ 過去の事例等

（実績）

H 9～H 26 森田北東部土地区画整理

H 13～H 20 市場周辺土地区画整理

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G、建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し助成を行う事業である。

★ 対象とする要件等

- 住宅および建築物の耐震診断等の支援に関する事業
- 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断等の支援に関する事業
- 住宅の耐震改修、建替えまたは除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- 建築物の耐震改修、建替えまたは除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- 避難所等の耐震改修または建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む）
- ブロック塀等の安全確保に関する事業（耐震診断、除却、改修等）

★ 財政支援措置

補助率

- 耐震改修設計、普及啓発等
 - ・民間実施の場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 / 2
- 耐震診断
 - ・民間実施の場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 / 3

（住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の場合は国 1 / 2）
- 耐震改修
 - ・民間実施の場合：国 1 1.5%～1 / 3 地方公共団体 1 1.5%～1 / 3
 - ・地方公共団体実施の場合：国 1 1.5%～1 / 3

※建築物の用途等によって補助率が異なる。
- ブロック塀等の耐震診断、除却、改修等
 - ・国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3（対象事業費 80,000円 / m を限度とする。）

★ 留意事項等

事業実施にあたっては、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定める必要がある。

★ 過去の事例等

H 2 9 ～ 1 7 市町

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

アスベストによる被害を未然に防止するため、多数の者が利用する建築物等のアスベスト改修を促進する市町に助成する制度である。

★ 対象とする要件等

- アスベスト使用の調査事業
建築物における吹付け建材について、アスベスト含有の有無の調査に要する費用
- アスベスト改修事業
露出して吹き付けアスベスト等が施工されている多数の者が利用する建築物における吹き付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用

★ 財政支援措置

補助率

- アスベスト使用の調査事業
 - ・国 10 / 10
- アスベスト改修事業
 - ・地方公共団体が実施する場合：国 1 / 3
 - ・民間事業者が実施する場合：国 1 / 3 地方公共団体 1 / 3

★ 留意事項等

民間事業者が実施する場合は、地方公共団体が補助を行う場合に国の補助制度が活用できることから、市町においては助成制度を創設する必要がある。

「建築物石綿含有建材調査者」による関与が義務（含有調査については、建築物石綿含有建材調査者が自ら実施し、除去等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施する）となる。

★ 過去の事例等

H29～ 17市町

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格建築物の改修を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対して補助する事業である。

★ 対象とする要件等

土砂災害対策改修工事費

土砂災害対策改修に要する費用で、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められる仕様を満たす鉄筋コンクリート造の壁などを設置する工事（限度額3,360千円）を対象に補助を行う。（補助対象限度額772千円／戸（3,360千円×23%））

★ 財政支援措置

補助率

国1/2 市町1/2

（住宅については、国1/2 県1/4（土砂災害危険住宅対策支援事業） 市町1/4）

★ 留意事項等

市町の事業者への補助が前提となる。

★ 過去の事例等

H29 越前市

H30 越前市

R1 越前市

R2 福井市

社会資本整備総合交付金（がけ地近接等危険住宅移転事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

がけ崩れ、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対して補助する事業である。

★ 対象とする要件等

危険住宅

次のイからホまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、またはこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上または生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告等を行ったもの。

- イ 建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- ロ 建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域
- ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込みのある区域
- ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

危険住宅移転事業費

○危険住宅の除却に要する費用

（補助対象限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

○引越費用等（動産移転費、仮住居費等）に要する費用（限度額：975千円/戸）

○危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む）および改修に要する費用の利子相当分

（年利率限度8.5%、建物限度額3,250千円 土地限度額960千円）

★ 財政支援措置

補助率

国1/2 県1/4（土砂災害危険住宅対策支援事業）市町1/4

★ 留意事項等

危険住宅からの移転は個人の生活設計と密接に関連するものであるが、事業主体である市町は常に管内の危険住宅の措置方針等を定めて計画的な事業実施が必要である。

市町の危険住宅移転事業者への補助が前提となる。

★ 過去の事例等

H29～ 7市町

社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の整備等を行う地方公共団体及び民間事業者に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（狭あい道路）建築基準法第42条第2項若しくは第3項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。

★ 対象とする要件等

○狭あい道路拡幅整備事業

地方公共団体が定める狭あい道路拡幅整備促進計画に基づき行われる狭あい道路の拡幅整備を行う事業

○狭あい道路情報整備等事業

狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業

★ 財政支援措置

○狭あい道路情報整備等事業

地方公共団体が行う事業に要する費用の1/2以内の額

○狭あい道路拡幅整備事業

地方公共団体が実施する場合：事業に要する費用の1/2以内の額

民間事業者が実施する場合：事業に要する費用の1/3以内かつ地方公共団体が補助する額の1/2以内の額

★ 留意事項等

狭あい道路拡幅整備等事業実施にあたっては、実施市町において狭あい道路整備促進計画を定める必要があります。

民間事業者が実施する狭あい道路拡幅整備等事業について、市町が国の補助制度を活用して実施する場合に活用できるものですので、市町においては助成制度を創設する必要があります。

★ 過去の事例等

R1～ 2市町

社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町、民間（民間が事業実施する場合は、市町補助要綱などが必要）

★ 事業の目的および概要

老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却および空き家住宅または空き家建築物の活用を行う。

★ 対象とする要件等

○除却事業タイプ（不良住宅・空き家住宅・空き建築物の除却）

- ・不良住宅・空き家住宅の除却に要する費用
- ・不良住宅・空き家住宅の所有者の特定に要する経費

※空き家住宅については除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるものに限る。

○活用事業タイプ（空き家住宅・空き建築物の活用）

- ・空き家・空き建築物を宿泊体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用
- ・空き家住宅等の取得費（用地費を除く）
- ・移転や増改築等に要する費用
- ・空き家・空き建築物の所有者の特定に要する経費

※空き家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用

★ 財政支援措置

国費充当率：対象事業費の50%充当（除却工事費については40%）

* 予算の範囲内で充当

地方債措置：公営住宅建設事業債の充当可（起債100%充当）

交付税措置：なし

★ 留意事項等

- ・事業の執行にあたっては、地域住宅計画等への位置付けが必要（現在、県及び17市町で共同作成）
- ・除却事業にあたっては、H30年度以降は空き家対策計画に基づいて行われる場合に限る。
- ・活用事業にあたって、立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合は、その区域内に限る。

★ 過去の事例等

H29	2市町
H30	7市町
R1	2町

空き家対策総合支援事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町、民間（民間が事業実施する場合は、市町補助要綱などが必要）

★ 事業の目的および概要

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町の取組を一層促進するため、民間事業者や専門家等と連携して取り組む空き家対策を支援する。

★ 対象とする要件等

- ・空家等対策計画に基づいて行われること
- ・民間事業者等と連携する協議会等があること
- ・上記の協議会等と連携して事業実施計画を策定すること

対象事業

① 空き家対策基本事業

（空家住宅等を宿泊体験施設、交流施設等に改修する費用、空家住宅等、不良住宅、特定空家等の除却等に要する費用、空き家の所有者の特定に要する費用、空家等対策計画の策定に必要な空き家の実態把握に要する費用）

② 空き家対策関連事業

（住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る）、街なみ環境整備事業など）

③ 空き家対策促進事業

（①と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等）

★ 財政支援措置

- ① 空家住宅等、不良住宅、特定空家等の除却費
 - ・除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用：国 1 / 2
 - ・空家住宅等の活用費：国 1 / 2
 - ・空き家住宅等の活用を行うものに対し改修等に要する経費について補助する費用：国 1 / 3
 - ・空き家の所有者の特定に要する費用：国 1 / 2
 - ・空家等対策計画の策定に必要な空き家の実態把握に要する費用：国 1 / 2
- ② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる
- ③ 地方公共団体が事業主体となる場合：国 1 / 2
それ以外：国 1 / 3、地方 1 / 3

ただし、交付対象事業の全体事業費の 20 / 100 を上限とする。

★ 過去の事例等

H 2 9 ~ 3 0 1 町（越前町）
R 1 1 2 市町
R 2 ~ 1 6 市町

スマートウェルネス住宅等推進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 住宅計画 G ☎ 0776-20-0505

★ 事業主体

下記の対象事業を行おうとする者

★ 事業の目的および概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業：サービス付き高齢者向け住宅等の整備
- ② 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、省エネ改修工事等
- ③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業：介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組
- ④ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業：居住サポート住宅等を供給する大家等の不安の軽減に資する先導的な取組に対する支援
- ⑤ 地域生活拠点型再開発事業：子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等の整備
- ⑥ 子育て支援型共同住宅推進事業：子どもの安心・安全等に資する共同住宅整備

★ 財政支援措置

- ① 補助率：新築1/10（ZEH相当水準整備の補助率は3/26、補助限度額は1.2倍）
改修1/3 既設改修1/3
補助限度額：一般のサ高住 120万円/戸
（床面積25㎡未満の住戸70万円/戸）
夫婦向けのサ高住 135万円/戸
地域のサービス拠点を併設するサ高住 1,000万円/施設
既存ストックを改修するサ高住 195万円/戸
既設サ高住の非接触サービス提供工事 10万円/戸
- ② 補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸 子育て支援併設1,000万円/施設
（バリアフリー改修（外構部分含む）を実施し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事含む場合は、100万円/戸）
- ③ 補助率：建設・取得1/10 改修2/3 技術の検証2/3
- ④ 最大300万円（定額）
- ⑤ 補助率：1/3
- ⑥ 補助率：新築1/10 改修1/3（子どもの安全確保に資する設備（上限100万円/戸、居住者等による交流の機会を促す施設（上限500万円））

★ 留意事項等

住宅・建築物の新築における省エネ基準適合を原則要件化

人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業は、新たな技術やシステム導入に資するものであること、または多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであることが要件

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

所管省庁等：国土交通省

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化ならびに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する

★ 対象とする要件等

○建築物耐震対策緊急促進事業

多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替え等に対して支援を行う。

○災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者等を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビル、学校、ホールや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるためのスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に関して支援を行う。

○一時避難場所整備緊急促進事業

水害時に大量に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に対して支援を行う。

★ 財政支援措置

補助率

○建築物耐震対策緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 1/5 地方公共団体：1/5
- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

○災害時拠点強靱化緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 2/3 地方公共団体：1/3
- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

○一時避難場所整備緊急促進事業

- ・民間実施の場合：国 2/3 地方公共団体：1/3

- ・地方公共団体実施の場合：国 1/2

★ 留意事項等

民間実施の場合は市町から事業者への補助が前提となる。

土砂災害危険住宅対策支援事業

旧事業名：がけ地近接等危険住宅移転事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

土砂災害特別警戒区域など、がけ地に近接した危険住宅の移転や改修を行う者に対して国の社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して補助を行う市町を支援し、県民の生命等の安全確保を図る。

★ 対象とする要件等

- 危険住宅の除却等に対する補助
移転を行うものに対して、危険住宅の除却等に要する費用の一部を補助
- 危険住宅に代わる住宅の建設、購入または改修に対する補助
移転を行う者に対して、危険住宅に代わる新たな住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む）および改修に要する資金を金融機関等から借り入れた際の利子相当額の一部を補助
- 土砂災害危険住宅の改修工事に対する補助
土砂災害に対して安全な構造とするために鉄筋コンクリート造の壁などを設置する者に対して、改修工事に要する費用の一部を補助

★ 財政支援措置

補助率

市町が補助した額の1/4

（全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4）

★ 留意事項等

市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

H29 6市町

H30 6市町

R1～ 7市町

木造住宅耐震化促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくり G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

木造住宅の耐震診断および耐震性の劣る住宅の改修費用を補助する市町を支援し、地震による建物の倒壊から県民の生命の安全確保を図る。

★ 対象とする要件等

- 木造住宅の耐震診断等事業
木造住宅の耐震診断・補強プラン作成を促進する事業
- 耐震改修補助事業
耐震性の劣る木造住宅の全体改修・部分改修に補助を行う事業

★ 財政支援措置

補助率

- 木造住宅の耐震診断等事業
市町が要した経費の1/4以内
(全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4)
- 耐震改修補助事業
一般住宅：市町が補助した額の2/5以内
(全体負担割合：国2/5 県2/5 市町1/5)
伝統的な古民家：市町が補助した額の42%以内
(全体負担割合：国36% 県42% 市町22%)

★ 留意事項等

市町において補助制度を創設する必要がある。

★ 過去の事例等

H29 13市町
H30 14市町
R1 15市町
R2～ 17市町

住み続ける福井支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

空き家の増加抑制・街なかへの居住の誘導を図るため、子育て世帯等による空き家の取得やリフォーム・旧耐震住宅の建替え等を支援する。

★ 対象とする要件等

○空き家購入・リフォーム補助

- ・子育て世帯、移住者、新婚世帯または進出企業の従業員等による空き家の取得費用・リフォームであること
- ・空き家情報バンクに登録された空き家の購入またはリフォームであること
- ・リフォーム済み物件（安心R住宅）や子が3人以上いる世帯については加算

○所有者による空き家リフォーム補助

- ・空き家情報バンクに登録するまたは登録された空き家のリフォームであること
- ・賃貸用の空き家であること

○多世帯同居リフォーム補助

- ・リフォーム工事後に直系親族の世帯数が1以上増加すること
- ・間取り変更、バリアフリー改修、トイレやキッチン等のリフォーム工事などが対象

○街なか建替え補助

- ・子育て世帯、移住者、新婚世帯または進出企業の従業員等による旧耐震基準で建てられた住宅の建替えであること
- ・敷地の位置が、市町が定める居住誘導区域等内にあること

★ 財政支援措置

補助率

市町が補助した額の27.5%以内

(全体負担割合：国45% 県27.5% 市町27.5%)

空き家対策支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 住まいづくりG ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

空き家の増加抑制のため、空き家の流通促進や除却、住宅診断にかかる費用への補助を行う市町を支援する。

★ 対象とする要件等

- 空き家流通・活用促進事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・空き家の流通促進に資する事業であって、ふくい空き家情報バンクの登録、成約の促進につながるもの（所有者向け無料相談会の開催、空き家活用の提案を行う専門家の派遣、空き家所有者等と活用希望者を結びつけるマッチングイベントなど）
 - ・空家等管理活用支援法人と連携して空き家対策に取り組むもの
- 老朽空き家等除却事業（空き家流通促進事業を行う市町に限る）
 - ・老朽空き家または準老朽空き家の除却
- 空き家診断事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・空き家情報バンクに登録するまたは登録された空き家に係る空き家診断
 - ※空き家診断は、既存住宅状況調査技術者講習登録規定第2条第4項に規定する既存住宅状況調査
- 空き家適正管理促進事業（空家等対策計画を作成している市町に限る）
 - ・登録事業者が提供する空き家管理代行サービス

★ 財政支援措置

補助率

市町が要した経費または市町が補助する額の27.5%以内

★ 留意事項等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する空家等対策計画を作成する必要がある。
- ・老朽空き家等除却事業は、空き家流通・活用促進事業を実施することが条件となる。

★ 過去の事例等

H29 5市町

H30 9市町

R1 12市町

R2～ 16市町

ブロック塀等の安全対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：土木部 建築住宅課 建築環境 G ☎ 0776-20-0506

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

通学路等の安全確保のために、通学路等にある危険なブロック塀等の撤去、県産材を利用した塀の再設置に係る費用に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- 避難路沿道にあるブロック塀等について「撤去」「撤去+県産材を利用した塀の再設置」を行う所有者に補助をする市町が対象
- 市町が補助対象とするブロック塀は以下の要件を満たすこと
 - (1) 避難路沿道にある高さ80cm以上のブロック塀であること
 - (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること

★ 財政支援措置

- 補助率
市町が要した経費の1/4以内
(全体負担割合：国1/2 県1/4 市町1/4)
- 補助の上限
以下のいずれか低い方
 - (1) 80,000円/mに補助対象となる危険ブロック塀等の総延長(m)を乗じた額の1/6
 - (2) 50,000円(建替え後の塀に県産材を使用する場合は150,000円)

★ 留意事項等

- 市町において補助制度を創設する必要がある。
- 市町において補助対象とする避難路の定義を、地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付ける必要がある。

学校施設環境改善交付金（H23～）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

公立小中学校等建物の改築や改修、および運動場の整備に要する経費の一部を国が交付し、教育環境の改善を図ることを目的とする。

★ 対象事業等

- 1 危険建物および不適格建物の改築事業
- 2 長寿命化改良事業
- 3 地震防災対策事業
- 4 大規模改造事業（質的整備、法令適合、空調設置、バリアフリー化等）
- 5 学校統合に伴う既存施設の改修事業
- 6 へき地教員住宅等の整備事業
- 7 屋外教育環境整備事業（グラウンド）
- 8 幼稚園施設の整備事業
- 9 防災機能強化事業
- 10 太陽光発電等導入事業
- 11 空調設備整備事業（空調設備整備臨時特例交付金）

※対象事業等については、今後国通知に基づき変更予定

★ 財政支援措置

交付金の算定割合は、2/7～2/3であり、対象事業、地域区分および財政力指数により異なる

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

★ 過去の事例等

多数あり

公立学校施設整備費国庫負担事業（公立学校建物の新增築）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

公立小中学校における校舎・屋内運動場の新增築に要する経費の一部を国が負担し、教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

★ 対象事業

- 1 小中学校の校舎・屋内運動場の新增築事業
- 2 小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新增築事業

★ 財政支援措置

【負担率】

- 1 小中学校の校舎・屋内運動場の新增築事業：1／2
- 2 小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新增築事業：1／2
ただし、対象事業、地域区分により負担率の特例が設けられている

★ 留意事項等

小中学校校舎の新增築の場合には、教室不足であることが条件
教室不足とは、次の①～⑥のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない状態のことをいう

- ①普通教室の数 ②普通教室の総面積 ③特別教室の数 ④特別教室の総面積
⑤多目的教室の総面積 ⑥多目的教室（及び少人数授業用教室）の総面積

また、統合の場合は、統合後の学級数が、適正な規模の学級数（12～18学級）になることが原則

★ 過去の事例等

- H26 越前市
H28 福井市ほか1市
R元 敦賀市
R3 敦賀市ほか1町
R5 福井市

学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その一部を国が負担することで、速やかに施設の復旧を図り、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ・対象となる災害
暴風、こう水、高潮、地震、大火、その他異常な現象により生ずる災害で国が定める基準を満たすもの
- ・対象となる学校施設
建物、建物以外の工作物、土地、設備
教員住宅、応急仮設校舎等

★ 財政支援措置

負担率（補助率）2／3

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「文教施設災害実務ハンドブック」等により確認すること
- ・下記の災害復旧には適用されない
 - ① 被害が次の法定額未満（各学校ごと、各施設区分ごと）
建物、工作物、土地：40万円 設備：30万円
 - ② 明らかな設計の不備または工事施工の粗漏に基因して生じたもの
 - ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたもの
- ・復旧費は原型復旧するものとして算出することを原則とする

★ 過去の事例等

H24 越前市
H29 鯖江市
R3 福井市
R5 永平寺
R6 あわら市

理科教育設備整備費等補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備の整備等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって理科教育の振興に資することを目的とする。

★ 対象事業

- 1 小・中学校の理科、算数および数学設備の整備
- 2 理科観察実験支援事業

★ 財政支援措置

【補助率】

- 1 小・中学校の理科、算数および数学設備の整備：1 / 2
- 2 理科観察実験支援事業：1 / 3

★ 過去の事例等

H 2 3	福井市ほか 7 市町
H 2 4	敦賀市ほか 9 市町
H 2 5	福井市ほか 8 市町
H 2 6	福井市ほか 1 0 市町
H 2 7	福井市ほか 9 市町
H 2 8	福井市ほか 9 市町
H 2 9	福井市ほか 9 市町
H 3 0	福井市ほか 9 市町
R 元	福井市ほか 1 0 市町
R 2	福井市ほか 1 3 市町
R 3	福井市ほか 1 4 市町
R 4	福井市ほか 1 2 市町
R 5	福井市ほか 1 3 市町

学校運営支援員配置事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 教職員課 学校業務改善 G ☎ 0776-20-0563

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

教員の負担軽減を図るため、教員に代わって事務を行う学校運営支援員の配置に対して補助し、教員が児童・生徒の学習指導や教材研究等に専念できる環境を整備する。

★ 対象とする要件等

(対象者)

- ・「学校運営支援員」は、学校教育法施行規則第65条の7に該当する者で、会計年度任用職員として任用されている者。

(対象経費)

- ・学校運営支援員の報酬、期末勤勉手当

(その他)

- ・配置する学校の設置者が設置するこの事業が対象とする学校種の全ての学校において客観的な在校等時間の把握を適切に行うことを前提とすること。
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)等を踏まえ、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の各地方公共団体の規則等への反映を前提とすること。
- ・配置する学校の設置者である各教育委員会のホームページ等において、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表することを前提とすること。

★ 財政支援措置

(補助率)

補助対象経費の2/3以内

(事業期間)

平成30年度～

部活動指導員配置事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 教職員課 学校業務改善 G ☎ 0776-20-0563

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

教員の負担軽減を図るため、教員に代わって部活動の指導を行う部活動指導員の配置に対して補助し、外部人材を活用した部活動指導体制を支援する。

★ 対象とする要件等

(対象者)

- ・「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に該当する者で、会計年度任用職員として任用されている者。

(対象経費)

- ・部活動指導員の報酬および交通費・旅費
※ただし、交通費は、以下の条件を満たす場合に限る。
 - ・人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している市町
 - ・交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

(その他)

- ・設置する中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していること。
- ・部活動指導員を配置する部活動に限らず、中学校全体においても、部活動ガイドラインを遵守していること。
- ・地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組みや部活動の適正化等を進めるための計画（工程表：当年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること。
- ・部活動指導員を配置する学校の設置者が設置するすべての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

★ 財政支援措置

(補助率)

補助対象経費の2/3以内

※国庫補助対象外経費（報酬の一部および旅費）は1/2以内

(事業期間)

平成30年度～

特別支援教育就学奨励費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 高校教育課 特別支援教育室 ☎ 0776-20-0571

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

障がいのある児童および生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、小学校もしくは中学校への就学のため必要な経費についてその負担能力の程度に応じ国が一部を補助し、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ・ 公立小学校もしくは中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童もしくは生徒の保護者等
- ・ 特別支援学級へ就学する児童もしくは生徒の保護者等

★ 財政支援措置

市町の行う小学校および中学校への就学奨励事業 国庫 1 / 2

★ 過去の事例等

H24 福井市ほか14市町
H25 同上
H26 同上
H27 同上
H28 同上
H29 同上
H30 同上
R1 同上
R2 同上
R3 同上
R4 福井市ほか15市町（※若狭町以外）
R5 同上
R6 同上

要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 生徒支援・人権教育 G ☎ 0776-20-0574

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

★ 対象とする要件等

（対象者）県内公立小中学校に就学する児童・生徒で、経済的な理由により生活保護法に基づく保護を受ける世帯を対象

※準要保護児童生徒との重複は不可

（対象経費）学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費等

※生活保護法による教育扶助等が行われている経費を除く

★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の1/2

※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）昭和62年度～

外国人児童生徒等支援事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 教科教育 G ☎ 0776-20-0667

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

日本語指導が必要な児童生徒の学習や学校生活に対するきめ細かな支援を行う。

★ 対象とする要件等

日本語指導が必要な児童生徒に教育支援を図るための経費

- ・ 日本語支援員の人件費
- ・ 多言語翻訳機の整備費（リースの場合のみ補助対象）

★ 財政支援措置

補助率 2 / 3 （国 1 / 3 県 1 / 3）

（事業期間）平成 3 1 年度～

環境・エネルギー教育支援事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

環境・エネルギー教育について、市町における自主的な取組みを支援することにより、地域の特色に応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を解決する力を育成する。

★ 対象とする要件等

- (対象事業) 県内の小・中学校における環境・エネルギー教育に関する以下の事業
見学会事業、講師派遣事業、資材・機材の活用経費
(対象経費) 旅費、謝金、教材費、消耗品費等

★ 財政支援措置

(補助金額)
補助率 10 / 10

(事業期間)
平成 14 年度～

地域文化クラブ活動体制整備事業

所管省庁等：文部科学省、福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

★ 事業主体

休日の文化部活動の地域移行に取り組む市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う地域文化クラブ活動体制整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、福井県内公立中学校における休日の文化部活動の段階的な地域移行の推進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

（対象事業）

- （１）市町の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等
- （２）地域移行に係る説明会開催
- （３）実技指導等を行う指導者の研修会開催
- （４）コーディネーター配置支援等体制整備
- （５）運営団体・実施主体の整備充実
- （６）指導者配置支援等体制整備
- （７）参加費用負担の支援

（補助の条件）

福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえた事業を実施すること

★ 財政支援措置

（補助金額）

- ・ 補助対象経費の 1 / 2 以内の経費
- ※対象事業別に補助対象経費上限額を定める。

（事業期間）

- ・ 令和 5 年度～

被災児童生徒就学援助事業（学用品費等）

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 生徒支援・人権教育 G ☎ 0776-20-0574

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を活用し、能登半島地震等により被災した児童・生徒に対する就学支援を行う市町に対して必要な支援を行う。

★ 対象とする要件等

（対象者）能登半島地震等により被災し、県内公立小中学校に就学する児童・生徒
※ただし、被災に伴い、経済的な理由により児童生徒の就学が困難となった世帯を対象とする（準要保護児童生徒の認定基準と同様）

（対象経費）学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費等

★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の10/10以内の経費
※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）平成23年度～

ふるさとの魅力発信推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

児童生徒が郷土の先人や歴史、自然、伝統・文化、観光資源等を学ぶとともに、地域の自然や文化等に関わる活動を通して地域の魅力に気づき、理解を深め、ふるさとを愛する心と社会に貢献する志を育成する。

★ 対象とする要件等

小中学生が自らの地域を探究し、地域の魅力を発信するCMを作成する際に係る探究活動費、CMづくりの活動経費を補助対象とする。

★ 財政支援措置

(補助金額、補助上限額)

- ・補助対象経費の1/2
- ・補助上限額 10万円(1校あたり)

(事業期間)

- ・令和3年度～

★ 留意事項等

- ・小学校においては、3年生から6年生が活動すること。その上で1、2年生の活動への補助も認める。
- ・補助事業の実施期間は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出を受け、県で内容の審査をし、交付決定通知書に定める日までとする。

福井県公立学校情報機器整備補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 教科教育 G ☎ 0776-20-0667

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

一人一台端末の更新を行い、小中学校段階における教育DXを確実に継続させ、協働的な学びや個別最適な学びをさらに推進する。

★ 対象とする要件等

小中学校で児童生徒が使用するタブレット端末の更新にかかる経費を補助対象とする。

★ 財政支援措置

(補助金額、補助上限額)

- ・ 補助対象経費の2/3
- ・ 補助上限額 補助基準額(5.5万円/台)の2/3

(事業期間)

- ・ 令和7年度～

文化財保存事業費国庫補助事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

★ 事業主体

市町および文化財所有者（管理者）等

★ 事業の目的および概要

文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、国宝重要文化財等の保存・整備・公開活用および史跡等の買上げに対して経費の一部を補助する。

★ 対象事業等

- ① 建造物 調査・保存修理・防災施設・公開活用（1/2、ただし過疎地域および国有文化財は 65/100、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）・買上げ（1/2）
- ② 登録有形文化財 保存修理に係る設計監理・公開活用（1/2）
建造物
- ③ 美術工芸品 調査・保存修理・防災施設・公開活用（1/2、ただし過疎地域および国有文化財は 65/100、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）
- ④ 記念物 調査・保存整備・史跡等保存活用計画策定・天然記念物再生事業（1/2）・天然記念物食害対策（2/3）
- ⑤ 埋蔵文化財 調査・活用支援推進（1/2）
- ⑥ 文化的景観 保護推進（1/2）
- ⑦ 伝統的建造物群 調査・保存修理・防災施設・買上・公開活用（1/2）
- ⑧ 指定文化財 管理（1/2、ただし、国有文化財については 4/5）
- ⑨ 無形文化財 伝承・公開（定額）
- ⑩ 民俗文化財 調査・修理・防災・伝承・活用（1/2）
- ⑪ 文化財保存技術 保存・伝承（定額）
- ⑫ 重要文化財等 防災施設等設置工事（1/2、ただし過疎地域および公有文化財は 65/100
防災施設整備 （史跡名勝天然記念物事業は除く）。他に補助事業者の事業規模指数に応じた補助率加算（重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業のみ）等あり
- ⑬ 史跡等購入 直接買上げ・先行取得（4/5）

★ 財政支援措置

補助対象経費の 50～85%の補助（補助事業者の財政力による）

★ 留意事項等

事業計画は、前年度の 5 月下旬頃と 11 月中旬頃県生涯学習・文化財課に提出。

★ 過去の事例等

令和 6 年度の主な事業 大安寺本堂他 7 棟（大安寺）：大安寺本堂他 7 棟保存修理事業
史跡杣山城跡（南越前町）：史跡杣山城跡活用整備事業

国・県指定文化財保存修理等補助金 ほか

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

★ 事業主体

市町および文化財所有者（管理者）等

★ 事業の目的および概要

文化財の保護と活用を図るために、県指定文化財の保存修理、無形民俗文化財の後継者育成、伝承支援等のため経費の一部を補助する。また、国指定等文化財の国庫補助事業の一部の経費を補助する。

★ 対象事業等

- ① 国指定文化財保存修理等補助金
国指定文化財の保存修理等にかかる国庫補助残の 1/3 以内の定額を補助（史跡等購入の場合、国庫補助残の 1/2 以内の定額）、管理事業は補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助（ただし国庫補助額を含む）
- ② 県指定文化財保存修理等補助金
県指定文化財の保存修理等にかかる補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助
- ③ 無形民俗文化財伝承支援事業補助金
国・県指定の無形民俗文化財の後継者育成と伝承活動の活性化を図るため補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助
- ④ 重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業補助金
重要伝統的建造物群保存地区の保存のために所有者等が行う建築物や工作物等の修理事業等にかかる補助対象経費の一部を補助
- ⑤ 指定等文化財公開支援事業補助金
指定文化財の公開・活用推進等に係る補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助

★ 財政支援措置

国指定文化財保存修理等補助については、国庫補助残の 1/3 以内の定額（史跡等購入の場合、国庫補助残の 1/2 以内の定額）
県指定文化財保存修理等補助については、補助対象経費の 1/2 以内の定額
他の事業に関しては、補助対象経費の 1/2 以内の定額

★ 留意事項等

保存修理事業に関しては、毎年 8 月下旬に実施している予算編成のためのヒアリング時に計画書を提出。

他の事業については、年度当初に市町あて事業計画を照会。

★ 過去の事例等

令和 6 年度の主な事業実績
若狭彦神社保存修理事業
高浜七年祭曳山修理事業

重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

★ 事業主体

市町および文化財所有者等

★ 事業の目的および概要

県内の重要伝統的建造物群保存地区の整備に積極的な支援措置を講じることにより、その集中的な整備を進め、地区内の歴史的景観の保護と観光客の増加による交流人口の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

重要伝統的建造物群保存地区の保存のために、市町が行う事業または所有者等が行う事業で、建築物や工作物等の修理事業および当該環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景または復旧に要する経費を補助する。

1 市町が行う事業の場合

補助対象経費の 2.5/10 以内の定額

2 所有者等が行う事業の場合

① 修理事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 2/10 以内の定額（ただし、2,000 千円を限度とする。）

② 修景事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 1.5/10 以内の定額（ただし、1,000 千円を限度とする。）

③ 防災（近隣火災通報システム）事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 1.75/10 以内の定額

★ 財政支援措置

補助対象経費の 2/10～1.5/10 の補助

★ 留意事項等

毎年 8 月下旬に実施している予算編成のためのヒアリング時に計画書を提出。

★ 過去の事例等

小浜市：小浜西組

若狭町：熊川宿

南越前町：今庄宿

学校施設環境改善交付金（学校体育施設整備事業）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

義務教育諸学校に係る体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、学校体育諸施設の整備促進を図り、学校教育活動の円滑な実施及びスポーツの振興に寄与する。

★ 対象事業

- ① 水泳プール新改築事業
屋内又は屋外の学校水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
- ② 水泳プール上屋新改築事業
屋外の学校水泳プールの利用時間の延長等を図るため、上屋を新築又は改築する事業
- ③ 水泳プール耐震補強事業
既設の学校水泳プールの耐震補強のため、給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行う事業
- ④ 中学校武道場新改築事業
中学校等の武道場（柔道場、剣道場、弓道場等）を新築又は改築する事業

★ 財政支援措置

交付金算定割合：1／3（ただし、地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1／2）

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備事業）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に要する経費の一部を支援し、その促進を図る。

★ 対象事業

- ① 学校給食施設の新增改築
学校給食を開設するため給食施設をドライシステムにより新增築する事業
老朽化等により給食施設をドライシステムにより改築する事業
- ② 炊飯給食施設の新增築
炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新增築する事業
- ③ アレルギー対策室の新增改築
学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新增改築する事業

★ 財政支援措置

交付金算定割合： 新增築 1／2
改築 1／3

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

★ 対象とする要件等

（対象者）県内公立小中学校に就学する児童・生徒で、経済的な理由により生活保護法に基づく保護を受ける世帯を対象
※準要保護児童生徒との重複は不可

（対象経費）医療費、学校給食費

★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の1/2
※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）昭和62年度～

被災児童生徒就学援助事業（医療費・学校給食費）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を活用し、東日本大震災等により被災した児童・生徒に対する就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

★ 対象とする要件等

（対象者）東日本大震災等により被災し、就学困難な状況になった県内公立小中学校に在籍する児童・生徒（準要保護児童生徒の認定基準と同様）

（対象経費）医療費、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費

★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の10/10以内の額

※補助率は国の定めるところによる

※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）平成23年度～

部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

休日の運動部活動の地域移行に取り組む市町

★ 事業の目的および概要

公立の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部において、部活動の地域移行に必要な環境整備をするために必要とする経費を地方公共団体に対して補助することにより、将来にわたり子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保を実現させることを目的とする。

★ 対象とする要件等

(対象事業)

公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む）に対し、休日の地域スポーツクラブ活動に必要な環境整備のために行った以下の工事

- (1) 動線整備・セキュリティ強化工事
- (2) 出入口整備工事
- (3) 用具庫整備工事

(補助の条件)

- (1) 補助対象施設の利活用に係る計画を提出すること。
- (2) 休日の地域スポーツクラブ活動で使用するための工事であること。

★ 財政支援措置

(補助金の額)

- (1) 工事費：補助対象経費の1/3
- (2) 事務費：(1)の1/100

★ 留意事項等

- ・ 上限額：学校単位で400万円
下限額：学校単位で100万円、設置者単位で400万円
- ※学校単位で100万円を超えている場合でも、設置者単位で400万円に満たない場合は、申請不可のため注意すること
- ・ 地域文化クラブ活動のみで使用する施設の整備・改修は対象外

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

所管省庁等：文部科学省、福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

★ 事業主体

休日の運動部活動の地域移行に取り組む市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う地域運動部活動体制整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、福井県内公立中学校における休日の運動部活動の段階的な地域移行の推進を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

（対象事業）

- （１）市町の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等
- （２）地域移行に係る説明会開催
- （３）実技指導等を行う指導者の研修会開催
- （４）コーディネーター配置支援等体制整備
- （５）運営団体・実施主体の整備充実
- （６）指導者配置支援等体制整備
- （７）参加費用負担の支援

（補助の条件）

福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえた事業を実施すること

★ 財政支援措置

（補助金の額）

補助対象経費の 1 / 2

※対象事業別に補助対象経費上限額を定める。

子どもの目と歯の健康プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校保健安全 G ☎ 0776-20-0384

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

歯科保健に対する意識を向上させるとともに、う歯治療勸奨の機会を増やし、う歯処置完了率を向上させるため、春の歯科検診に加え、秋に歯科追加検診を実施する市町に対して必要な支援を行う。

★ 対象とする要件等

県内公立小学校 1 年生および 4 年生の児童を対象として実施する秋の歯科追加検診

★ 財政支援措置

(対象経費) 検診を行う歯科医師に対する報酬・報償費

(補助率) 1 / 2
(児童 1 人当たりの補助対象経費の上限は 200 円)

(事業期間) 平成 27 年度～

ふくいの食育推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校保健安全 G ☎ 0776-20-0384

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

小中学校における地場産食材を活用した「地場産プラスワン給食」による食育を支援することにより、ふるさとの歴史や文化等を学ぶ「食育」を推進する。

★ 対象とする要件等

(補助の条件)

- ・市町においても、「地場産プラスワン給食」の実施数と同回数の地場産給食による食育を実施していること。
- ・プラスワン食材を除いた状態で、1日あたりの食材費の目安となる額を上回っていること（食材費は、保護者負担額と市町補助額を合わせた額とする。）。

★ 財政支援措置

(対象経費) 「地場産プラスワン給食」の実施にかかる経費

(補助率) 定額
(児童生徒1人あたりの補助対象経費の上限は600円/年、100円/食)

(事業期間) 令和7年度～